

# 龍谷法学

第58巻 第4号

- 
- 論 説 社会保障法制に関する一考察（1）  
～公的年金制度に即して～  
岡本 詔治
- 『所有権法の理論』から『科学としての法律学』へ（一）  
——川島法学の展開と課題——  
川角 由和
- 緊縮財政とスウェーデン政治  
——予算制度改革が政党システムに及ぼした影響をめぐる考察  
渡辺 博明
- イタリアのユーゴスラヴィア占領  
——幻想の「ムッソリーニの帝国」(2・完)  
高橋 進
- 韓半島植民地支配の不法性（その6）  
——国際社会における日韓基本条約認識——  
戸塚 悦朗
- 研究ノート 執行日時の告知運用と心情の安定  
——受刑者自殺研究と死因究明制度からの問題提起  
古川原明子
- 判例研究 派遣法の契約申込みみなし制と労働契約法18条、労基法19条  
——アズビル事件・東京地判令6.4.25、東京高判令6.11.19について——  
萬井 隆令
-

## 目 次

### 論 説

- 社会保障法制に関する一考察（1）  
～公的年金制度に即して  
.....岡本 詔治..... 1（1043）
- 『所有権法の理論』から『科学としての法律学』へ（一）  
——川島法学の展開と課題——  
.....川角 由和..... 31（1073）
- 緊縮財政とスウェーデン政治  
——予算制度改革が政党システムに及ぼした影響をめぐる考察  
.....渡辺 博明..... 69（1111）
- イタリアのユーゴスラヴィア占領  
——幻想の「ムッソリーニの帝国」（2・完）  
.....高橋 進.....103（1145）
- 韓半島植民地支配の不法性（その6）  
——国際社会における日韓基本条約認識——  
.....戸塚 悦朗.....147（1189）

### 研究ノート

- 執行日時の告知運用と心情の安定  
——受刑者自殺研究と死因究明制度からの問題提起  
.....古川原明子.....201（1243）

### 判例研究

- 派遣法の契約申込みみなし制と労働契約法18条、労基法19条  
——アズビル事件・東京地判令6.4.25、東京高判令6.11.19について——  
.....萬井 隆令.....219（1261）

### 法学会記事

#### 第58巻総目次



## 社会保障法制に関する一考察（1）

～公的年金制度に即して

岡 本 詔 治\*

- 一 はじめに
  - 1 社会保障法制の趣旨
  - 2 公的年金制度概論
- 二 昭和時代の裁判例
  - I 恩給請求権に関する事例
    - (一) 昭和20年・30年代まで
    - (二) 昭和40年代
    - (三) 昭和50年から60年代まで (以上、本号)
  - II 退職金請求権に関する事例
    - (一) 昭和20年・30年代まで
    - (二) 昭和40年代
    - (三) 昭和50年代から60年代まで
- 三 平成・令和時代の裁判例
- 四 結語

### 一 はじめに

#### 1 社会保障法制の趣旨

社会保障とは何か、と問われたならば、その射程も内包も漠然としているので、一言で応答することは、きわめて困難ではあるが、本稿では、社会保障を対象とする国家法一般の所定する各制度を目標とするものではなく、<sup>(1)</sup> 公的年金制度に的を絞って検討することとした。

---

\* おかもとしょうじ 龍谷大学名誉教授

日本の公的年金制度の歴史は、明治時代に、軍人や官吏を対象にした「恩給制度」に始まり、戦間期における労働者年金保険（昭和17年）を経て、昭和19年には、労働者年金保険の対象が女子や事務職員に拡大されるとともに、「厚生年金保険」と改称されうえて、さら昭和29年には、全面的に改革された。一方、戦後の昭和23年には国家公務員共済組合が発足し、やがて恩給制度がその中に統合されるとともに、昭和36年になって被用者以外のすべての国民を対象にした国民年金制度が導入され、ここで国民皆年金体制が創設されている。

さらに、昭和61年4月には、国民年金が全国民共通の制度となって、厚生年金保険、共済組合保険がいわゆる2階部分を担う制度となるなど、制度体系が再編成された。加えて、平成9年4月には旧公共企業体（日本国有鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業）の共済組合が、平成14年4月には農林漁業団体職員共済組合が、それぞれ厚生年金制度に統合され、やがて、平成27年10月からは公務員や私立学校教職員も厚生年金に加入することとなり、被用者年金が一元化された。こうした制度改革の推移を念頭におきながら、時々の裁判例を随時分析する必要もあろうが、ここでは、差しあたり戦後の裁判例を検討することに限定する。

ところで、本稿では、この種の社会保障関係における個々人相互の法律関係ないし権利関係に限定し、具体的には、公的年金関係で紛争する当事者間における裁判例の分析に限定することとした。わが国の公的年金制度は、主として今次の大戦後における戦後復興計画の一環としての占領政策を機縁として展開しているが、そうした年金制度ないし政策それ自体を対象とするものでなく、それにかかわる具体的な裁判例の実情を分析の対象とするものである。

そのことを通して、個々人の年金とのかかわり方も明らかになるはずであり、むしろ本稿の主たる目標・眼目は、そこにあるといっても過言ではない。

いうまでもないが、そうした政策は時代とともにあり、その推移を見極めることも重要ではあるが、裁判例の実情も時代的制約を免れないので、昭和期から平成期を経て今日にいたるまでを時期的にいくつかは区別して検討することとした。

## 2 公的年金制度概論

「国民年金制度」は、憲法25条2項の理念・趣意に基づいて、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持および向上に寄与することを目的とし（国民年金法1条）、その目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものであり（同法2条）、昭和34年に創設されている。具体的には「老齢」、「障害」および「死亡」を原因（いわゆる保険事故）として関係当事者に法所定の手続きにしたがって給付されている<sup>(2)</sup>。他方で、「厚生年金保険制度」は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、同制度自体は昭和17年に創設されたものであるが、昭和29年に全面的に改正されたうえで、そのつど必要な改正をうけて今日にいたっている。本稿も、そうした歴史的推移を前提として、個別の裁判例を分析している。

### 二 昭和期（戦後）の裁判例

ここでは、恩給に関する事例と退職金に関する事例とに大別したうえで、昭和期をいくつかは時代区分して、検討することとした。前者は、時代の推移とともに衰退するが、この時代では、社会保障法の視点からみれば、無視し得ないほど重要な制度であったので、関係当事者間での紛争も少なくないことに注目しなければならないであろう。

## I 恩給請求権に関する事例

### (一) 昭和20年代から30年代の事例

敗戦直後では、「恩給」に関する事例が少なくないので、まずこの種の裁判例から検討してみよう。

「恩給法」の歴史は複雑であるが、1923年に恩給法が制定され、「公務員及之ニ準スヘキ者並其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ権利ヲ有ス」(第1条)とする恩給権の概念が形成された。さらに1946年、連合国最高司令官指令に基づくポツダム勅令である「恩給法の特例に関する件」(昭和21年勅令第68号)により、重症者に係る傷病恩給を除き、旧軍人軍属の恩給は廃止された。ところが、その後、「恩給法の一部を改正する法律(昭和28年法律第150号)」が公布、8月1日に施行され、恩給が復活した。以後、旧軍人等に対する給付については、多くが恩給法本体ではなく「恩給法の一部を改正する法律(昭和28年法律第150号)」附則に規定されて運用されている。やがて、公務員共済制度(国家公務員は1958年、地方公務員は1962年)に移行したため、恩給法は移行時点で既に退職していた公務員(旧軍人・軍属を含む)を対象とする法令となり、やがて衰退した。なお、国民年金制度が誕生するのは1959年のことである。

このことを前提として、以下、戦後における裁判例を具体的に検討してみよう。

### (1) 恩給受給権の主体

(ア) 恩給受給権者の範囲 つぎの最高裁判決は「恩給受給権者の範囲」を明確にしているので、注目に値する。あわせて、受給資格が問題となった下級審裁判例も下記に掲記しておこう。

[1] 最三判昭和27・7・1最高裁民事7号1頁

【事実・判旨】「昭和21年2月1日勅令第68号の恩給法の特例に関する件は、旧憲法のいわゆる緊急勅令であつた昭和20年勅令第542五号「ポツダム」宣言の受諾に

伴い発する命令に関する件（議会の承諾により法律と同一の効力を有するに至つた）の委任によつて制定された勅令であつて、その第1条は「軍人若ハ準軍人、内閣総理大臣ノ定ムル者以外ノ陸軍若ハ海軍ノ部内ノ公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者又ハ此等ノ者ノ遺族タルニ因ル左ノ各号ニ掲グル恩給ハ之ヲ給セズ」と規定しその六号として「扶助料」を挙げている。そしてその後恩給法第19条は、昭和21年9月28日法律第31号をもつて改正され、第1項中の「軍人」第2項中の「準軍人」は削除された。なお、前記勅令第542号は、平和条約の効力発生の日（昭和24年4月28日）から施行された昭和27年4月11日法律第81号により廃止されたが、同法は第三項において「この法律は勅令第542号に基く命令により法律若しくは命令を廃止し又は、これらの一部を改正した効果に影響を及ぼすものではない」と規定している。以上の諸規定によれば、今日現在までのところ、義務兵役に服した兵卒を含めたすべての軍人、軍属並びにこれらの者の遺族の恩給、扶助料等は支給されないことゝなっており、現行恩給法第73条の「公務員又ハ之ニ準ズベキ者」とは、同法第19条に掲げる者を指し、軍人、軍属を含まないこと原判決の説明するとおりである。それゆゑ、論旨は理由がない。」

[2] 大阪地判昭和35・10・13訟務月報6巻11号2099頁

【事実・判旨】昭和二三年法律一八五号による改正恩給法七五条施行以前においては、恩給受給権者は死亡した公務員と同一戸籍内にあるものに限られたから、実母であっても、戸籍上親子関係のない者には受給資格がない。

[3] 東京地判昭和36・8・24民集23巻12号2615頁

【事実・判旨】恩給法の一部を改正する法律（昭和二八年法律一五五号）附則10条1項2号により扶助料の受給資格を与えられた遺族とは、当該軍人等の死亡当時施行されていた恩給法において遺族とされていた者を指す。

## （イ）恩給受給権と犯罪行為

（i）恩給受給権者は一定の刑罰を受けると受給権を喪失する。

[4] 最二判昭和37・1・19民集16巻1号92頁

【事実・判旨】公務員が在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたことは、恩給受給資格の絶対的消滅事由とみるべきであるから、執行猶予期間をその取消を受けることなく経過しても、恩給権が当然に復活するものと解すべきではない。「刑ノ言渡ハ其効力ヲ失フ」とは、有罪の判決を受けたという事実そ

のものまでなくなるということではない。

しからば、「大赦」により刑の効果が失効すれば、恩給権は復活するかが論点となったが、大赦は刑の言渡の効果を将来に向けて失わせるに過ぎないと解されている。

[5] 東京地判昭和38・3・27行政事件裁判例集14巻3号716頁

【事実・判旨】大赦による恩給権の復活を認めない恩赦法11条の規定は、憲法13条・25条・29条に違反しない。大赦は、刑の言渡の効果を将来に向けて失わせるもので、既に失われた権利を回復するものではないから、刑の言渡を受けたため消滅した恩給権は大赦により復活しない。恩赦の効力をいかなる限度に認めるかは、立法府の自由に委ねられたところと解すべきであるから、恩赦法11条は憲法に違反しない。

(ウ) 執行猶予期間の経過後に恩給権は復活するか

一定の犯罪に依つて処罰された者は、当然のことながら、この種の受給権を失うところ（恩給法第9条第2項）、つぎの例では、執行猶予期間つきの判決を受けた者が、その猶予期間を無事に経過したことから、恩給権の復活を主張したが、認められなかった。

[6] 東京地判昭和34・4・22民集16巻1号97頁

【事実・判旨】恩給法51条1項の規定により喪失した恩給受給資格は、裁量により復活させることはできない。公務員で、在職中禁錮以上の刑に処せられた者は、その刑の執行猶予の言渡の有無またはその猶予期間の経過にかかわらず、すべてその引続いた在職について恩給を受ける資格を失うものと解すべきである。

[7] 岡山地判昭和34・12・15 下民集10巻12号2595頁

【事実・判旨】在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く）により禁錮以上の刑に処せられたときは、年金たる恩給を受ける権利が消滅する旨規定している。被告は、地方裁判所において業務上横領罪により懲役1年6月執行猶予四年に処せられたところ、その失効猶予期間を経過したことから、恩給を受ける権利が復活したとして訴求した。判旨は、恩給法第9条第2項においては在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと（もちろん執行猶予の言渡があつた場合を含む）自体によつて恩給を受ける権利が絶対的に消滅するものと定められその復活が認められていない以上、一たん消滅した恩給受給権が、執行猶予期間をそ

の取消を受けることなく経過したことによつて、当然に復活することはあり得ない、と判示した。

## （2）その他の恩給関連事例

### （ア）恩給権と裁定手続

[8] 東京地判昭和27・10・30行政事件裁判例集3巻10号2119頁

【事実・判旨】 恩給を受ける権利は給与事由の発生と同時に生ずるが、本件給与事由は昭和26年4月1日の前に生じたとするのであるから、昭和26年法律第87号により改正前の恩給法第12条の規定にもとづき総理府恩給局長の裁定をまつてはじめて具体的な請求権として確定され、その給付を求めることができるのである。従つて、かような裁定手続を経ることなく、直接裁判所に恩給（扶助料を含む）を受くる権利の確認または給付訴訟を提起することは許されないものと解すべきである。

[9] 大阪高判昭和36・5・30行政事件裁判例集12巻5号1147頁

【事実・判旨】 恩給を受ける権利について、裁定を経ないで直ちに訴をもつてその確認または給付を求めることは許されない。恩給を受ける権利は、恩給法一二条所定の裁定をまつて初めて具体的な請求権として確定されるから、この裁定を経ないで、直ちに訴をもつて右権利の確認または給付を求める訴えは、不適法である。

[10] 東京高判昭和38・2・28民集23巻12号2620頁

【事実・判旨】 本件では、旧軍人又は旧準軍人の遺族で、当該旧軍人又は旧準軍人の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかったものについては、旧軍人又は準軍人の遺族の扶助料を受ける権利があると、解されている。つぎのように説示する。当面の問題は要するに、附則第10条第1項第2号口に規定する「旧軍人又は旧準軍人の遺族であるもの」とある「遺族」とは、Aの死亡当時施行されていた恩給法すなわち昭和23年法律第185号によつて改正される以前の恩給法第72条第1項（以下旧法という）に規定する「遺族」を指すのか、もしくは右法律によつて改正された恩給法第72条第1項（以下新法という）に規定する「遺族」を意味するかの点に帰着するのであって、本件における唯一の争点も結局は右のような法律上の問題にはほかならないのである。旧法第72条第1項は、「本法において遺族とは、公務員又はこれに準ずべき者の祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及び兄弟姉妹にして、公務員又はこれに準ずべき者の死亡の

当時これと同一戸籍内に在るものを謂う。」と規定し、新法第72条第1項は、「本法において遺族とは、公務員の祖父母、父母、配偶者、子及び兄弟姉妹にして、公務員の死亡当時これにより生計を維持し、またはこれと生計を共にしたるものを謂う。」と規定する。すなわち新旧法条とも、公務員の死亡当時、これと特定の親族関係にあることをもって遺族たる一要件としたことは全く同じであるが遺族たる他の要件につき、旧法条が「公務員の死亡当時これと同一戸籍内に在ること」と規定したのを、新法条は「公務員の死亡当時これにより生計を維持し、またはこれと生計を共にしたものであること」に改めたものである。そしてかかる改正が行はれた所以のものは、旧法条中、「公務員の死亡の当時これと同一戸籍内に在る」ことをもって遺族たる要件とした部分は、日本国憲法と同時に施行せられた「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」（以下応急措置法という）第3条にいう「家に関する規定」にあたるものとしてその適用が排除されるにいたったため、これを日本国憲法の趣旨に反しないように改めることを不可避としたのによるものと理解し得る。この法律第155号の改正案が第15回国会に提出された際の提案理由によつて明らかとなり、法律第155号附則第10条の制定の趣旨は、第一に同条が昭和21年勅令第68号によつて廃止された軍人恩給やその遺族の扶助料につき、かつて受給権を有していた者に再びこれを与え、又は右の廃止がなかつたなら当然受給資格を取得したであろうところの者に、かかる受給資格を与えようとしたもので、形式的には法律上新たな権利の附与であるが、実質的にはこれらの者が過去において有していた既得権ないしは期待的利益の喪失に対して、部分的にその復活をはかつたものといふことができるのであり、第二に新憲法施行前に死亡したいわゆる文官の遺族扶助料については、軍人の場合におけるような恩給廃止がなかつた関係上、その死亡当時における恩給法の規定により、ここにいう遺族に該当する者のみが扶助料受給権を取得していたことにかんがみ、これとの均衡をはかるため旧軍人らの遺族扶助料の受給資格を右のとおり定めたものといふことができるのである。したがって、勅令第68号の公布施行前に戦死した旧軍人等の遺族に対する扶助料支給についても、戦死当時戦死者とある程度の身分関係を有した者（通俗にいわれる遺族）のうち何人を恩給法上の遺族とするかをするについては、当然戦死当時施行されていた恩給法の規定によらなければならないものといわなければならない。

#### （イ）恩給請求権の出訴期間

つぎの事例は、普通恩給請求の棄却処分を受けた原告が、その処分の取

消を訴求したが、その出訴期間がすでに経過していたとされたものである。

[11] 東京高判昭和26・2・26行政事件裁判例集2巻2号300頁

【事実・判旨】 Xは、航空会社に勤務中に自己の不注意もあって事故にあった。内閣恩給局長がXに対し昭和7年6月になした普通恩給請求棄却の処分を取消すべきことを求めるとともに、普通恩給金の支拂を受ける権利のあることの確認を求めた。Xが当審において普通恩給金を受ける権利あることの確認を求めるのは、その請求を変更するものと謂うべきである。そして普通恩給金支拂義務の主体は国であるから権利確認の訴の相手方は恩給局長ではなく国でなければならない。従つて右請求の変更は当然相手方当事者の変更を伴い、訴の基礎を変更するものに外ならないから、不当としてこれを許さないものとする。もつとも行政事件訴訟特例法第七條は同法第二條の訴において原告が被告となすべき行政廳を誤つたときは訴訟の係属中被告を変更することができる旨規定しているけれども右訴は、同法第二條の訴に該当しないから同法第七條の適用のないこと謂うまでもない。よつて本訴の適否について案ずるにXの本訴請求は内閣恩給局長が昭和7年6月15日Xに対してなした普通恩給請求棄却の処分を違法であるとしてその取消を求めるのであるから行政事件訴訟特例法第二條に謂う行政廳の違法な処分の取消を求める訴であることが明白である。従つてその出訴期間は同法附則第4項及び昭和22年法律第75号第8條但書の規定によつて処分のあつた日から起算して三年を経過するにより満了するものと謂わなければならない。

### 3 恩給受給権と遺族扶助料・損害賠償請求権との相互補完関係

(ア) 恩給受給権者が事故により死亡した場合、その遺家族の損害賠償請求権と遺族扶助料との関係が問題視された事例がある。意見が分かれている面もなくはないが、この時代でも、すでに賠償額から扶助料を控除すべきであるとする傾向が一般的である。

[12] 津地判昭和36・12・20不法行為（交通事故）下民集昭和36年度12号739頁

【事実・判旨】 恩給受給者が交通事故により死亡したため、同人の妻が遺族扶助料を受けるに至つた場合、遺族扶助料は右不法行為を直接の原因として給付されるのではなく、遺族扶助の趣旨から法律の規定により給付されるのであるから、損益相殺として財産的損害額から控除すべきではない。

[13] 東京地判昭和37・5・26民集20巻4号503頁

【事実・判旨】交通事故の死亡によって恩給受領権を喪失した場合において、遺族が遺族扶助料の支給を受けているときには、恩給喪失による損害から右の扶助料を控除しなければならない。

[14] 東京高判昭和38・2・27昭和37年(ネ)1293号民集20巻4号521頁

【事実・判旨】恩給受給者である夫が事故により死亡したことに対する損害賠償請求権には恩給権喪失に伴う損害を含むと解されるから、妻が右損害賠償請求権を相続した場合には、損害賠償額から妻が受ける恩給扶助料の利益を相殺して、請求すべきものである。

## (二) 昭和40年代の事例

### 1 恩給受給権者の死亡による損害賠償と遺族の扶助料との関係

#### (1) 最高裁の立場

先述のように、恩給受給権を受給中に事故で当該受給権者が死亡した場合に、その相続人は、加害者に対して損害賠償請求権を取得するが、他方で、受給権者と生計をともし、その者の収入に生計を依存しているときには、一定の扶助料が支給されることから、そうした事情が損害賠償額になんらかの影響を与えるかについては、前代でも問題とされており、損益相殺の必要性を指摘する東京高裁判決もあった。

つぎの最高裁判決例は、扶助料とは遺族に対する損失補償ないし生活保障の目的をもつて給付されるものであることから、損害賠償額については、その損害賠償債権の中の恩給受給の利益に関する部分は、当該扶助料額の限度において、当然、減縮しなければならない、と解している。公平の観念に沿う結果となり、この方面の問題につき、基本方針が明示されたといえよう。

[15] 最一判昭和41・4・7民集20巻4号499頁

【事実・判旨】他人の不法行為により死亡した者の得べかりし普通恩給の受給利益喪失の損害賠償債権を相続した者が扶助料の受給権を取得した場合には、損害賠償額は、右扶助料額の限度において当然減縮されるものと解すべきである。

国の公務員であつた者が一定期間勤務した後退職したことを要件として支給を受ける普通恩給は、当該恩給権者に対して損失補償ないし生活保障を与えることを目的とするものであるとともに、その者の収入に生計を依存している家族に対する関係においても、同一の機能を営むものと認められる。そして、恩給を受けていた者が死亡したときには、これにより生計を維持し、または、これと生計を共にしていた一定の遺族に扶助料が支給されるが、右扶助料は右遺族に対する損失補償ないし生活保障の目的をもつて給付されるものであることは明らかである。このように、恩給権者固有の恩給と遺族の扶助料の両者が、当該遺族について、その目的あるいは機能を同じくすることを考えると、恩給を受けている者が、他人の不法行為によつて死亡し、これによつて被つた財産的損害の中に、その者がなお生存すべかりし期間内に取得すべき恩給受給利益を喪失した損害が計上されており、当該財産的損害賠償債権の全部もしくは一部が、相続により、一相続人に承継された場合において、当該相続人が、他方において、前記恩給受給者の死亡により、扶助料の支給を受ける権利を取得したときは、当該相続人の請求できる財産的損害賠償額の算定にあたり、その損害賠償債権の中の恩給受給の利益に関する部分は、当該扶助料額の限度において、当然、減縮しなければならないと解するのが相当である。ただし、このように解することが、同一目的の給付の二重取りを許すにも等しい結果の不合理を避け得る所以であるとともに、不法行為に基づく損害賠償額の範囲を定めるにあたり依拠すべき衡平の理念に適合するからである。本件において、原判決によれば、Aの死亡により上告人Bが相続した財産的損害賠償債権中には7万3千53円の恩給受給利益喪失の損害賠償額が含まれているというのであるから、右債権額から同上告人の受領した原判決同額の扶助料の額を差し引き、その差額をもつて同上告人の請求できる財産的損害賠償の額であるとした原審の判断は正当である。

## （2）下級審裁判例の立場

以下の下級審裁判例は、この最高裁の判断規準に従っている。すでにこの時代でも、高裁判決も地裁判決も、この種の事例については、枚挙にいとまがないが、そのいくつかを下記に列挙しておこう。

### （ア）高裁判決例

[16] 札幌高判昭和46・1・18判時624号44頁

【事実・判旨】 不法行為によって死亡した者の遺族が労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金を受給する場合には、衡平の原則に照し、右年金の現在価を同人が相続した死亡者の逸失利益の損害賠償請求額から控除するのを相当とする。

[17] 福岡高判昭和47・1・31判時668号54頁

【事実・判旨】 昭和44年10月24日、A運転の原動機付自転車に、控訴人の運転する軽四輪貨物自動車と衝突し同月29日にAを死亡するに至らしめた。Aは恩給受給者であり、その者の得べかりし利益喪失による損害賠償債権を相続した妻は、当該被害者の死亡により扶助料の受給権も取得した場合には、妻が請求することのできる損害賠償額については、つぎのように判示された。不法行為により死亡したAの得べかりし恩給受給利益喪失による損害賠償債権を相続した妻が、当該被害者の死亡により扶助料の受給権を取得した場合には、当該相続人が請求することのできる損害賠償額は、扶助料受給額の限度において減縮すべきである（最高第一小法廷昭和41年4月7日判決民集20巻499頁）。

[18] 東京高判昭和47・7・21判時677号62頁

【事実・判旨】 交通事故による死亡者の遺族が、地方公務員等共済組合法による遺族年金または地方公務員災害補償法による遺族補償年金の給付を受ける場合、財産的損害賠償額から前者年金額は控除すべきでなく、後者年金額は控除すべきである。ところで、控訴人は、右遺族年金についてその支給額を損害賠償額から控除すべきであるとして、最高裁判所判決を挙げているが、右判決は交通事故で死亡した者の相続人が扶助料の支給を受けながら、被相続人の得べかりし恩給受給利益喪失の損害賠償請求権を相続したとして、請求している事案に関するものであって、本件とは事案を異にするものであるから、本件について右判決を先例とすることは相当ではない。同法第五九条第一項によれば、基金が第三者加害による災害について補償した場合には、その価額の限度において補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するから、Aの妻（被控訴人）は、右補償を受けた限度においてもはや控訴会社に対して損害賠償請求権を有しない。従ってAの妻が右年金受領額の限度において、これを損害額から控除すべきである。

控訴人は、地方公務員等共済組合法に基づく遺族年金について、その支給額を損害賠償額から控除すべきであるとして、最高裁判所判決をあげているが、右判決は、交通事故で死亡した者の相続人が扶助料の支給を受けながら、被相続人の得べかりし恩給受給利益喪失の損害賠償請求権を相続したとして、請求している

事案であって、本件とは事案の異なるものである。地方公務員災害補償法に基づく遺族年金についても、その支給額は損害賠償額から控除されるべきでないが、仮りに然らずとしても、それは現実に支給された額に限定すべきであり、地方公務員等共済組合法第九七条により同法の支給率が半減されることも考慮されるべきである。これら各年金のすでに支給済み額及び将来受領すべき支給額は、ともに逸失利益賠償額から控除すべきであり、さもなければ、地方公務員等共済組合法に基づく遺族年金については、同一目的の給付の二重取りを許すにも等しい結果となり、衡平の理念に反する（昭和四一年四月七日最高裁判所第一小法廷判決）。

[19] 広島高松江支判昭和47・7・31判時680号48頁

**【事実・判旨】** 見通しがやや制約される交差点で、自転車で右折しようとして反対方向から来た小型二輪自動車と衝突した72歳の老人が、対向直進中の自動二輪車があるのに、しかも交差点のやや手前から右折を開始したため、右対向車に衝突されて頭部外傷等の傷害を受けたため、死亡した。被害者が本件事故当時、老齢福祉年金の支給を受けていたので、右年金の支給を受けられなくなつたことをもつて得べかりし利益の喪失として、これを損害賠償の対象とすることが可能かが論点となった。判旨は、老齢福祉年金は拠出制老齢年金が全面的に実施されるまでの間、同老齢年金に加入することも認められず、放置しておくことのできない老齢者のために国がその生活費の面倒をみるという老齢者に対する公的扶助の性格の強いものであるから、受給者の死亡により右年金の支給を受けられなくなったことをもつて得べかりし利益の喪失として、これを損害賠償の対象とすることはできない。

[20] 名古屋高判昭和47・11・29判時701号75頁

**【事実・判旨】** 交通事故で死亡した被害者が恩給受給権者であった場合、その遺族の扶助料についての第一順位受給権者たる妻についてのみ、扶助料は損益相殺の対象と考えるべきである。右妻についての損益相殺による減縮の程度は、同人が相続した逸失利益の中に占める扶助料の額の割合が、被害者の年間所得の中に占める恩給の額の割合をこえる場合には、その割合の限度で控除金額を制限するのが相当である。国の公務員であった者に対して支給される普通恩給もしくは増加恩給（以下、単に恩給という。）と、恩給権者の死亡によりその遺族に対して支給される扶助料との間には、(イ)恩給権者に家族がある場合には、恩給は単に恩給権者本人のみならず、その者の収入に依存する家族に対する生活保障の目的を有するという点において、扶助料とその目的を同一にし、また、恩給権者の死亡によつ

て恩給受給権は消滅するが、以後遺族に対して扶助料が支給されるため、両者は同時に併存することはできぬという関係がある。恩給法は、遺族の全部に対して扶助料を支給するという立場をとらず、扶助を受ける順位を定めており（同法73条）、右の順位は、死亡した恩給権者との親等の遠近および依存の程度等を考慮すれば、これを妥当視すべき実質的根拠を有すると解せられる。本件においては、被害者の妻が、第一順位の受給権者として扶助料の支給を受けているのであるから、右扶助料は、同人についてのみ損益相殺の対象として考えるべきである。交通事故による損害の発生と扶助料受給の利益とは、その発生原因において同一でない。むしろ衡平の原理に立脚する要請であるから、相続した逸失利益の中に占める扶助料の額の割合が、被害者の年間所得の中に占める恩給の額の割合を越える場合には、その超過部分まで控除すべきでなく、後者の割合の限度で控除金額を制限するのが相当である。

[21] 東京高判昭和48・7・23高裁民集26巻3号238頁

**【事実】** 横断歩道を横断中の歩行者を轢過した自動車の運転者が、一時停止および歩行者の通行不妨害の義務に違背し、かつ、直前における徐行により事故の発生を予防すべき一般的注意義務をも怠って歩行者を死亡させたところ、同人は戦傷病者戦没者遺族等援護法による恩給および厚生年金保険法による老齢年金を受給していた。遺族が、受給権者において将来についての遺族扶助料の支給を受けられなくなったことから、被害者の得べかりし利益の喪失としてその損害賠償を請求した。

**【判旨】** 戦傷病者戦没者遺族等援護法31条によると遺族年金の受給権は本人の死亡により消滅するものとされており、厚生年金保険による老齢年金の受給権についても厚生年金保険法第四五条において本人の死亡がその消滅の原因に挙げられているので、これら受給権は、いずれもいわば一身専属権であり、民法第896条但書の規定により相続の対象とはなりえないものというべきである。そこで、かような性質を有する遺族年金又は厚生年金保険による老齢年金の受給権を有する者が他人の不法行為のため死亡した場合に、被害者が右受給権に基づいて現に得ていた又は将来得べかりし収益を得られなくなったことによる損害をいわゆる逸失利益に当るものとして、その相続人においてこれにつき賠償を請求することができるかどうかに関して考察する。不法行為に基づく損害の一種としての逸失利益とは、被害者の稼働能力が毀損されたため、もしもそのような事態が発生しなかつたならば本人において本来取得しうべかりし収益を喪失したことによる損害を意

味するものである。翻つて、戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金は、同法第24条によって明らかなとおり、軍人軍属等の死亡を契機として、その者によつて生計を維持し又はその者と生計をともにしていた遺族に対する損失補償ないしは生活保障のために支給されるものであって、これに基づく収益は受給権者の稼働能力には全くかわりのないところのものである。さらに、厚生年金保険による老齢年金も、厚生年金保険法がその第1条において、同法の目的を、労働者の老齢、廃疾、死亡又は脱退について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するにあると定めていること、その他同法第44条の規定内容にかがみれば、受給権者本人及びその者の収入に依存する家族に対する損失補償ないしは生活保障のために支給されるものであるけれども、受給権者の稼働能力とは無関係に得られる収益であるというべきである。してみると、右のような遺族年金又は老齢年金の受給権者が他人の不法行為によつて死亡したことに伴つて受給権が消滅し、受給権者において将来についての遺族年金又は老齢年金の支給を受けられなくなつたとしても、これをもつて不法行為の被害者の得べかりし利益の喪失としてその賠償を請求することが許される筋合ひではないといわなければならない。

[22] 東京高判昭和48・7・23高裁民集26巻3号238頁

**【事実・判旨】**横断歩道を横断中の歩行者が交通事故により死亡したところ、当該被害者は恩給受給権者であつたので、その遺族の扶助料相当額は、逸失利益となるかが論点となつたが、判旨はこれを否定した。つぎのように説示する。戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金、厚生年金保険法による老齢年金の受給権者が、不法行為により死亡したことによる受給権の消滅は、逸失利益とされない。戦傷病者戦没者遺族等援護法31条によると遺族年金の受給権は本人の死亡により消滅するものとされており、厚生年金保険による老齢年金の受給権についても厚生年金保険法第四五条において本人の死亡がその消滅の原因に挙げられているので、これら受給権は、いずれも被控訴人らの主張するとおりいわば一身専属権であり、民法第八九六条但書の規定により相続の対象とはなりえないものというべきである。そこで、かような性質を有する遺族年金又は厚生年金保険による老齢年金の受給権を有する者が他人の不法行為のため死亡した場合に、被害者が右受給権に基づいて現に得ていた又は将来得べかりし収益を得られなくなつたことによる損害をいわゆる逸失利益に当るものとして、その相続人においてこれにつき賠償を請求することができるかどうかに関して考察する。不法行為に基づく損害

の一種としての逸失利益とは、被害者の稼働能力が毀損されたため、もしもそのような事態が発生しなかつたならば本人において本来取得しうべかりし収益を喪失したことによる損害を意味するものである。翻つて、戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金は、同法第24条によつて明らかなどおり、軍人軍属等の死亡を契機として、その者によつて生計を維持し又はその者と生計をともにしていた遺族に対する損失補償ないしは生活保障のために支給されるものであつて、これに基づく収益は受給権者の稼働能力には全くかわりがないところのものである。さらに、厚生年金保険による老齢年金も、厚生年金保険法がその第一条において、同法の目的を、労働者の老齢、廃疾、死亡又は脱退について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するにあると定めていること、その他同法第四四條の規定内容にかんがみれば、受給権者本人及びその者の収入に依存する家族に対する損失補償ないしは生活保障のために支給されるものであるけれども、受給権者の稼働能力とは無関係に得られる収益であるというべきである。してみると、右のような遺族年金又は老齢年金の受給権者が他人の不法行為によつて死亡したことに伴つて受給権が消滅し、受給権者において将来についての遺族年金又は老齢年金の支給を受けられなくなつたととしても、これをもつて不法行為の被害者の得べかりし利益の喪失としてその賠償を請求することが許される筋合いではないといわなければならない。叙上のとおりであるから、本件事故に関して訴外Aの逸失利益としてその賠償を請求することができるのは、給料及び賞与収入の喪失のみに限られるものといわざるをえない、と。

#### (イ) 地裁の判決例

[23] 東京地判昭和46・10・30下民集2222巻9・10号1107頁

**【事実・判旨】** 不法行為による死亡者が受給していた遺族年金、厚生年金は逸失利益の喪失による損害に当たらない。

[24] 東京地判昭和47・2・28判タ277号303頁

**【事実・判旨】** 厚生年金保険法34條の被保険者が第三者の不法行為によりその労働能力を低下し、その標準報酬月額が低くなつた場合、第三者の負う損害賠償額は右低下による厚生年金逸失部分が標準となる。

[25] 山形地判昭和47・9・18判時692号85頁

**【事実・判旨】** 気密の手術室においてガスストーブに点火する病院の管理者(医師)としては、一酸化炭素中毒の生起すべきことを予測し、それを避けるため自らあ

るいは使用人たる看護婦等をして、手術室にある窓を右事故防止に必要なだけ開放するか、または手術室に換気口を設ける等して、右中毒事故の発生を未然に防止すべき注意義務がある。退職年金を受給する組合員本人が死亡したときは、その相続人が請求することのできる損害賠償額は、遺族年金（将来取得すべき遺族年金も含む）の限度において減縮さるべきものと解するのが相当である。退職年金を受給する組合員本人が死亡したときは、その遺族が、遺族年金受給権を取得（地方公務員等共済組合法93条）することになるから、同遺族が右本人の得べかりし退職年金（同法78条）の受給利益喪失の損害賠償債権を相続すると同遺族は同一目的につき、二重の給付を受けたのと同視でき、これは「衡平の理念」に反することになるから、これを避けるため、相続人が請求することのできる損害賠償額は、遺族年金（将来取得すべき遺族年金も含む）の限度において減縮さるべきものと解するのが相当である。

[26] 東京地判昭和48・9・14判時725号65頁

**【事実・判旨】** 不法行為による死亡者の遺族が労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金を受給する場合は、「衡平の原則」に照らし遺族補償年金額の現価額をその者が相続により取得した死亡者の逸失利益の損害賠償額から控除するのが相当である。

[27] 広島高松江支判昭和49・8・30判時761号84頁

**【事実・判旨】** 公共企業体職員等共済組合法により将来受給すべき遺族年金は不法行為による損害額から控除すべきではない。

## （2）扶助料の相続性

つぎの例では、交通事故で死亡した被害者が恩給法上の普通扶助料を受給していたことから、その相続性が論点となっている。つまり、被害者が事故にあわずに余命期間を生存していたならば、受給しえたであろう扶助料は金銭債権と同視して、その相続性を肯定できるかであるが、判旨はこれを是認した。重要と思われる部分に便宜上、下線を付した。

[28] 大分地豊後高田支判昭和48・4・27判時717号83頁

**【事実・判旨】** 交差点を横断し始めた歩行者を目撃した自動車（自動二輪車または原付自転車）の運転手は、警笛を吹鳴して自車の運行を知らせると共に減速徐行

して接触衝突等の危険を未然に防止する注意義務があるのに、これを怠り、被害者を死亡させた。被害者は生前に「恩給法上の普通扶助料」を受給していたことから、その相続性が論点となった。同扶助料は法律（恩給法）によってその受給権者の範囲・順位等が定められている（同法第73条）ので、当該受給権者の固有の権利であり、また右受給の権利は原則としてその譲渡・担保・差押を禁ぜられておる（同法第11条第一項本文、第三項本文）うえ、受給権者の死亡によって消滅する（同法第九条第一項第一号）ものとされておるのであるから、一身専属的なものとみられ、したがって受給権者が自然死等他人の責に帰すべからざる事由によって死亡した場合のごときにおいては、当該受給権は即時消滅し相続の対象となるべき余地の存しないことは明白で（民法第896条但書参照）、このことは扶養的請求を内容とする同種の一身専属的権利等についての一般的な所見（我妻栄・親族法158頁、412頁、ドイツ民法第1615条等参照）と、とくに別異に解すべき理由は存しないものといわねばならない。しかし、同扶助料が本質的には財産上の権利に属するものであることは、法がこれを定期金債権の性質を有するものとして経済変動に伴う年金額のスライド制（恩給法第2条2）、一定期間（7年間）の権利不行使による消滅時効の完成（同法第5条）、未受領給与の相続人承継（同法第10条）、一定範囲での金融担保性附与（同法第11条第1項但書）、滞納処分の対象可能性（同法第11条第3項但書）等について規定しておることから疑いなく、そうであるとすれば当該受給権者が交通事故等第三者の不法行為により死亡した場合等においては、同権利者が右加害に遭わずしてその余命期間生存し得たらんには受け得た筈であるところの該扶助料受給利益は財産上の損害に対する賠償請求権、すなわち金銭給付を目的とする通常金銭債権に転化するものであり、しかして当該受給権者が生前にあらかじめ当該請求権の放棄ないしその不行使の趣旨に出た意思表示をしておる等特段の事情の存しない限り、同人は当然右請求権を行使する意思を有したものと解釈するのが妥当であるから、右賠償請求権は被害者たる受給権者に発生して帰属し、これが相続人に承継取得されるものと解するのが相当であるといわなければならない。また、扶助料は、その受給権者が一人に特定されてはいるが、法律の趣旨は公務員などの死亡者本人（本件場合は訴外花香の亡夫勝彦）と生計を同じくしてきた遺族（本件場合は、右花香および原告等）をいわば集団としてとらえ、その代表者ないし総代者に（本件場合は妻）に一括して遺族給付として扶助料を交付するという考え方を基底に置いて受給者を定めておるものであり、その権利者の定め方は排他的・固定的なもので

なく多分に包括的・流動的なものとみられる（同法第72条第1項、第73条の2、  
注釈民法25巻84頁等参照）ので、右扶助料の受給利益は妻以外の遺族である原告  
等もこれに均霑し得る潜在的地位にあつたものというべきであり、また反面、妻  
も右扶助料のみで生活を保持しておつたものではなく、むしろ前記農業（蜜柑裁  
培を含む）収入に依存しておつたものである（原告等も妻もその農業収入の三分  
の一相当額を生活費に充てておつたものとしての）から、被告主張のごとき同  
訴外人が生存して該扶助料を受給しておつたとしてもそれは悉皆同人の生活費と  
して費消されてしまうべきものであり、したがって原告等においてこれを相続す  
るということはある得べからざることであるとする考え方も失当であるといわね  
ばならない。

#### （4）被保険者の資格取得の時期

つぎの最高裁判決では、健康保険法ないし厚生年金保険法による被保険  
者の資格取得の時期が論点となり、保険の成立時期は、事業主の届出の日  
ではなく、資格取得の確認手続きがあるまでは、効力が生じない、とされ  
ている。

〔29〕最二判昭和40・6・18裁判集民79号413頁

【事実・判旨】健康保険法21条ノ2第1項、厚生年金保険法18条1項による被保険  
者資格取得確認処分は、保険関係成立の日について確認すべきで、事業主の届出  
の日によるべきでない。健康保険法17条は、広く労働者をして、同法保険制度の  
利益に浴せしめると共に、共同の危険を合理的に分散し、また危険度の高い者だ  
けが保険に加入する弊を防止するため、適用事業所に使用されるに至った労働者  
はその日から当然に被保険者資格を取得するが、労働者が右資格を取得すること  
によって保険者と被保険者ならびに事業主との間に重大な法律関係が生ずること  
から、資格取得の効力の発生を同法18条に定める確認にかかわらしめ、保険者ま  
たは都道府県知事が事業主の届出または被保険者の請求に基づきあるいは職権で  
その確認をするまでは、資格の取得を有効に主張しえないとしたものである。厚  
生年金保険法18条1項による被保険者資格取得確認処分は、保険関係成立の日に  
ついて確認すべきで、事業主の届出の日によるべきでない。健康保険法17条は、  
広く労働者をして、同法保険制度の利益に浴せしめると共に、共同の危険を合理  
的に分散し、また危険度の高い者だけが保険に加入する弊を防止するため、適用

事業所に使用されるに至った労働者はその日から当然に被保険者資格を取得するが、労働者が右資格を取得することによって保険者と被保険者並びに事業主との間に重大な法律関係が生ずることから、資格取得の効力の発生を同法（平成14年法律102改正前）21条ノ2に定める確認にかかわらしめ、保険者又は都道府県知事が事業主の届出又は被保険者の請求に基づきあるいは職権でその確認をするまでは、資格の取得を有効に主張しえないとしたものである。同健康保険法21条ノ2に定める被保険者資格取得の確認は、資格取得の日を基準として行うべきであり、確認が行われると、資格取得の日にさかのぼってその効力を主張しうるようになるものと解するのが相当である。

### （3）恩給受給権の差押え可能性

下記の地裁判決は、恩給受給権の差押えの可能性について、恩給法と（旧）民事訴訟法・民事執行法の差押え規定との調整について、詳論するので、その説示を聴いてみよう。

長文にわたるので、重要な部分には、便宜上下線を付することとした。本件では、法律上の夫婦がその夫婦関係が事実上破綻をきたしたことにより家庭裁判所の審判手続を経て互に別居することとし同時に妻から夫に対する扶養請求権の確定をみたうえで、妻が扶養請求権の履行を求めて夫の有する恩給受給権の差押をなしてきたケースであり、判旨は恩給が本人のみならず「遺族の生活保障的性格」をもなうものであることなどの事情から、その差押えを肯定している。長文にわたるので、重要と思われる部分には、便宜上下線を付することとした。

[30] 仙台地決昭和44・2・6下民集20巻1・2号50頁

【事実・判旨】別居中の妻が夫婦の協力扶助請求事件の審判調書を債務名義として扶養料請求権を請求債権とする場合には、夫Aの恩給は民事訴訟法旧618条2項の制限内において、差押が許される。被申立人は、仙台地方裁判所昭和四三年（ル）第324号債権差押並びに取立命令申請事件において、債務者に対し、夫婦の協力扶助請求事件の審判調書を債務名義となし、同人が支払いを怠っている扶養料請求権金を請求債権とし、同人が第三債務者たる申立人に対し有する恩給受給権を被差押債権として債権差押並びに取立命令の申請をなし、同43年9月25日同命令が

発せられたものであるが、申立人は、Aに対し恩給法に基づき福島県知事裁定の普通恩給権を付与してその支給をなしているものであるところ、恩給法第11条第3項によれば恩給受給権はこれを差押えることはできないものであり、右規定は民事訴訟法第618条第2項に優先するものであるから、前記債権差押並びに取立命令は不適法なものであり、右強制執行の不許の裁判を求める、というのである。よつて審案するに、申立人の本件異議申立理由は、恩給法第11条第3項と民事訴訟法第618条第2項の互に矛盾する二つの条項の優劣につき、恩給法による恩給受給権の一般的差押禁止の規定が後法としての民事訴訟法第618条第2項に常に優先するから全額差押えられない、というにある。そこで恩給法第11条がその第1項において恩給受給権の譲渡を原則として禁止し、その第3項において普通恩給などについての滞納処分による場合を例外として差押を禁止している趣旨につき考えると、公務員が退職または死亡した後本人またはその遺族に対して支給される金銭給付であるところの恩給は、大正12年に恩給法がその制定をみたころにあつては、公務員が社会的に特殊な地位にあるという観念から公務員に対する恩恵的な給付であるという観念を保有するところの功勞報償の性格と、本人または遺族に対する生活保障のための給付であるという性格を併有していたことからそれを一般取引界から保護すべきものとしたと理解できるのであるが、現在にあつては恩給の基礎ともなつている俸給権についてはもはや恩恵的な給付であるとの観念は払拭され公務員の勤務内容と生活維持の要求とに正比例するものであるとの観念が確立しており、この点においてはもはや民間給与生活者との差異はほとんどうかがえないうえ、改正前の国家公務員法第108条第1項によれば「恩給制度は、本人及び本人が退職又は死亡の時直接扶養する者をして、退職又は死亡の時の条件に依じて、その後において適当な生活を維持するに必要な所得を与えることを目的とするものでなければならない」とされていたことからしても、恩給は本人および遺族の生活保障的性格をもつて中心的な性格としていることを理解すべきであり、この生活保障という社会政策的目的のために一般権利者の権利を犠牲にしても恩給受給権者に現実に手交すべきであるという社会保障的政策理念に基づいて恩給受給権につき譲渡および差押を法律上禁止したものと理解することができる。したがつてこの意味で一般的な債務者保護規定たる民事訴訟法第六一八条に対する特別法規として恩給法の前記差押禁止規定が原則として優先するものということができるのであるが他方において恩給は現実に支給される金額において退職または死亡後の公務員本人またはその遺族の生活維持にかならずしも見合つていな

いこと、恩給法上も支給金額につき物価の変動に呼応して増額する等の保障はなく固定的であること、そして恩給が最低限度の生活を維持することができない者に限定して支給されるものでもないこと等の事実を合せ考えてみると民事訴訟法第618条第1項第5号に記載されている他のものと、その社会保障的性格において大きな差異の見出しがたいことも認めることができるのであつて、かかる意味合において、民事訴訟法第618条の再度にわたる改正（昭和23年法律149号および昭和24年法律第115号）が貨幣価値の変動等の社会経済情勢の変化に即応して債権者、債務者間の利害の調整をはかつた主として技術的改正にとどまるものにすぎず恩給受給権の一部差押を恩給法の前記規定に全面的に優先して認める趣旨まで含んでいたと即断することはできないといふとしても、なお「恩給」を削除しなかつたことについての一応の理解をすることができるといふるのであり、また右に述べた社会保障的政策理念をその念頭に強調することによつてのみ恩給法第11条が恩給受給権の譲渡および差押を禁止した趣旨を理解することができるとしても、かならずしもすべての場合にその合理性を保持できるとはいへないといふことができるのである。本件では、ところで本件記録によれば、Aは妻である被申立人と別居し同人に対する扶養料は計金40万2千円である。このように法律上の夫婦がその夫婦関係が事実上破綻をきたしたことにより家庭裁判所の審判手続を経て互に別居することとし同時に一方（多くの場合妻であろう）から他方（多くの場合夫であろう）に対する扶養請求権の確定をみた場合であつて、一方がその扶養請求権の履行を求めて、他方の有する恩給受給権の差押をなしてきた場合、本件記録によれば債務者Aは恩給受給権が唯一の財産であつたとうかがうことができることもあつて、恩給法第11条第3項に反するとしてその差押を禁止することは合理的であるとはいへないといふべきである。すなわち通常の場合正常な家庭生活環境にある公務員の退職後の生活はその家族との生活と切り離しては考えることができないのであつて、公務員の受給した恩給はその家族との生活の維持のための所得となるといふことができるのであり、このようにいうことは前掲改正前の国家公務員法第108条第1項の正当な理解と、恩給法が公務員の死亡後その遺族の生活保持を目的として恩給を支給するべく規定していることから充分首肯しうるといふべきであるからいつたん夫婦関係が破綻したからといつて直ちに公務員本人の生活維持のみを目的として、法律上の扶養請求権の確定している配偶者を一般債権者と同視することは合理性を欠くといわざるをえないからである。そもそも配偶者たる妻は恩給法第73条第1項によれば夫たる公務員の死亡後

は第一順位者として扶助料の支給を受けうるものであつて、このことは退職後の夫たる公務員の受ける恩給についても実質的關係においては妻自らの「恩給を受けるの権利」ともいうべき一定割合部分が潜在的に考慮されていると考えることができないわけではないのであつて、このように妻が法律上の扶養請求権に基づいて夫たる公務員の恩給受給権の差押を求めたような場合は一般債権者がそれを求めてきた場合と異なり、恩給を公務員本人に対しあくまで現実に手交しなければならぬとする恩給法第11条の前記理念がたがひられなければならない必然性と合理性はもはや存していないといふべきなのである、と。

#### （4）「夫婦受給制限の規定」の是非

つぎの例では、夫が老齢福祉年金を受給している場合に、重ねて妻も同年金を受給しうることとなつたので、知事はその支給額を縮減した。下記判決は、そうした措置に合理性が認められない、と判示した。

[31] 東京地判昭和43・7・15行政事件裁判例集19巻7号1196頁

【事実・判旨】老齢福祉年金における夫婦受給制限を規定する国民年金法79条の2第5項は、右年金の性格、高齢者の生活実態から差別すべき合理的理由が認められないのに夫婦者の高齢者を差別するものであつて、憲法14条1項に違反し無効である。原告は、昭和40年1月18日、70歳に達したので、国民年金法89条2項の規定に基づき老齢福祉年金の受給資格を取得し、同月28日、北海道知事（法3条2項、法施行令1条）に対し老齢福祉年金の受給権の裁定を請求をした。知事は、同年3月4日原告の受給権の裁定をなし、裁定通知書および国民年金証書を同月25日原告に交付したので、これにより、原告は、同年2月から右老齢福祉年金の支給を受ける権利を有することとなつた。ところが、北海道知事は、原告に配偶者があり、同女がすでに昭和38年3月から老齢福祉年金の支給を受けていることを理由にして、右裁定と同時に、法79条の2第5項の規定に基づき、原告に対する老齢福祉年金額15、600円（昭和42年1月以降は18,000円）から金3000円に相当する部分の支給停止の決定をなし、右決定は前記受給権の裁定の通知にあわせて昭和40年3月25日に原告に通知された。なお、原告の妻に対しても、右条項に基づいて同様支給停止の決定がなされた。しかしながら、夫婦受給制限の規定は、高齢者（以下七〇歳以上の高齢者を指称する。）が夫婦者であつて、夫婦ともに老

齢福祉年金の支給を受ける場合には、単身で支給を受ける場合にくらべ、それぞれ金3000円の支給を停止することを定めるものであるが、このような夫婦受給制限の規定は、夫婦者である高齢者を不当に単身高齢者と差別し、かつ、夫婦者である高齢者を個人として尊重しないものであつて、憲法13条、14条に違反し、無効であり、したがつて、これに基づく前記支給停止の決定もまた無効である。国家予算の都合から、高齢福祉年金の受給対象者が夫婦者であるか単身者であるかによつてその支給額を差別することまでも許されるというべきではない。けだし、憲法14条は、高齢福祉年金のような無拠出で国から支給される経済的利益についても平等であることを国民の基本的な人権として保障し、差別すべき合理的な理由があると認められない限り、差別することを禁止していると解されるからである。

### (三) 昭和50年～60年代の事例

#### (1) 社会保障法制の趣旨

下記の最高裁大法廷判決が、「社会保障の制度趣旨」を明確に説示しているので、この判決を基本方針としなければならないであろう。本件では、障害福祉年金の受給者が児童福祉手当も受給できるかが論点とされたが、最高裁は、両者の性格が異なることから、これを受容した。この種の事案としては、新判例といえるであろう。

[32] 最大判昭和57・7・7民集36巻7号1235頁

【事実】X女は国民年金法所定の視力障害者で、同法に基づく「障害福祉年金」を受給しているが、離別後、昭和45年2月23日、社会保険庁Yに対し、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の受給資格について認定の請求をしたところ、Yは、Xが障害福祉年金を受給しているので同法所定の「併給調整条項」に該当し受給資格を欠く、とした。原審が本件併給調整条項が憲法25条に違反するものでないとしたので、Yが上告したが点最高裁は、原判決を是認した。

【判旨】憲法25条1項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定しているが、この規定が、いわゆる福祉国家の理念に基づき、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営みうるよう国政を運営すべきことを国の責務として宣言したものであること、また、同条2項は『国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努め

なければならない。』と規定しているが、この規定が、同じく福祉国家の理念に基づき、社会的立法及び社会的施設の創造拡充に努力すべきことを国の責務として宣言したものであること、そして、同条1項は、国が個々の国民に対して具体的・現実的に右のような義務を有することを規定したのではなく、同条2項によって国の責務であるとされている社会的立法及び社会的施設の創造拡充により個々の国民の具体的・現実的な生活権が設定充実されてゆくものであると解すべきことは、すでに当裁判所の判例とするところである（最高裁昭和23年（れ）第205号同年9月29日大法廷判決・刑集2巻10号1235頁）。このように、憲法25条の規定は、国権の作用に対し、一定の目的を設定しその実現のための積極的な発動を期待するという性質のものである。しかも、右規定にいう『健康で文化的な最低限度の生活』なるものは、きわめて抽象的・相対的な概念であつて、その具体的内容は、その時々における文化の発達程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであるとともに、右規定を現実の立法として具体化するに当たつては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。したがつて、憲法25条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない。本件における併給調整条項についても、いずれも憲法25条の規定の趣旨を実現する目的をもつて設定された社会保障法上の制度であり、それぞれ所定の事由に該当する者に対して年金又は手当という形で一定額の金員を支給することをその内容とするものである。ところで、児童扶養手当がいわゆる児童手当の制度を理念とし将来における右理念の実現の期待のもとに、いわばその萌芽として創設されたものであることは、立法の経過に照らし、一概に否定することのできないところではあるが、障害福祉年金、母子福祉年金及び児童扶養手当の各制度の趣旨・目的及び支給要件の定め等を通覧すれば、児童扶養手当は、もともと国民年金法61条所定の母子福祉年金を補完する制度として設けられたものと見るのを相当とするのであり、児童の養育者に対する養育に伴う支出についての保障であることが明らかな児童手当法所定の児童手当とはその性格を異にし、もともと国民年金法61条所定の母子福祉年金を補完する制度として設けられたものと見るのを相当とするのであり、児童の養育者に対する養育に伴

う支出についての保障であることが明らかな児童手当法所定の児童手当とはその性格を異にし、受給者に対する所得保障である点において、前記母子福祉年金ひいては国民年金法所定の国民年金（公的年金）一般、したがってその一種である障害福祉年金と基本的に同一の性格を有するもの、と見るのがむしろ自然である。そして、一般に、社会保障法制度上、同一人に同一の性格を有する二以上の公的年金が支給されることとなるべき、いわゆる複数事故において、そのそれぞれの事故それ自体としては支給原因である稼得能力の喪失又は低下をもたらすものであつても、事故が二以上重なつたからといつて稼得能力の喪失又は低下の程度が必ずしも事故の数に比例して増加するといえないことは明らかである。このような場合について、社会保障給付の全般的公平を図るため公的年金相互間における併給調整を行うかどうかは、さきに述べたところにより、立法府の裁量の範囲に属する事柄と見るべきである。また、この種の立法における給付額の決定も、立法政策上の裁量事項であり、それが低額であるからといつて当然に憲法25条違反に結びつくものということとはできない。以上の次第であるから、本件併給調整条項が憲法二五条に違反して無効であるとする上告人の主張を排斥した原判決は、結局において正当というべきである。なお、後に障害福祉年金と老齢福祉年金の二種類の福祉年金について児童扶養手当との併給が認められたが、これも立法府の裁量に属するものである、と。

## （2）受給権の一身専属性

下記の判決も、国家公務員共済組合法（昭和58年法律82号改正前）45条による支払未済の給付の「受給権の一身専属性」を説示する傍ら、未払いの受給権の特質を詳論する。

[33] 東京地判昭和62・3・24訟務月報33巻10号2455頁

【事実・判旨】 国家公務員共済組合法（昭和五八年法律八二号改正前）45条による支払未済の給付の受給権は、受給権者たる遺族または相続人の固有の権利であり、相続財産に属さないとして、死亡した国家公務員の相続財産法人からの右給付の請求が棄却された。同法に基づく給付を受ける権利を有する者が死亡した場合について、支払未済の給付の受給権者の範囲及び順序を定めているところ、右規定によると、支払未済の給付を受ける者の第一順位は内縁の配偶者を含む配偶者であつて、配偶者があるときは子は全く給付を受けないこと、直系血族間でも親等

の近い父母が孫より先順位となり、嫡出子と非嫡出子が平等に扱われ、父母や養父母については養父が実方に優先すること、死亡した者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母であつても、主として死亡した者の収入によつて生計を維持していたか否かにより順位に差異を生ずること、支給すべき遺族がないときに初めて死亡した者の相続人が受給権者となることなど、受給権者の範囲及び順位につき民法所定の相続人の順位決定の原則とは著しく異なつた定め方がされているのである。そして、これに、国公組合法一条が国家公務員の遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを同法の目的の一つとして掲げていること及び同法四九条が同法に基づく受給権の譲渡・差押え等を禁止していることを合わせ考えれば、同法四五条は、死亡した国家公務員の収入に依拠していた遺族の生活保障を主たる目的とし、これに副次的に相続的要素を加味して、民法とは別の立場で受給権者を定めたもので、受給権者たる遺族又は相続人は、民法八九六条によつてではなく、国公組合法四五条によつて直接これを自己固有の権利として取得するものと解すべきである（最高裁昭和五四年（オ）第一二九八号、同五五年一月二七日第一小法廷判決、民集三四卷六号八一五頁参照）。

## 2 その他の関連事例～年金の担保可能性

つぎの例では、老齢年金収入を返済資金に充てることを条件として借り受け、年金の振込先を合意して、社会保険庁に対してその旨の口座振込指定をしたうえで、その預金となったものを適宜貸付債務の弁済に振替えるとともに、貸付債務の返済完了まで普通預金契約を解約できない旨を約した。非常に巧みな複合的な契約を考案したものであるが、そうした契約の合法性が問題とされた。なお、恩給年金の差押え可能性については[30]判決を参照のこと。

[34] 東京高判昭和63・1・25例時1276号49頁

【事実・判旨】 上告人は、昭和53年2月28日被上告人から厚生年金保険法に基づく老齢年金収入を返済資金に充てることを貸付条件として200万円を借り受け、その際、被上告人に対し、右年金の振込先として被上告人との間で普通預金契約を締結して開設した普通預金口座を指定する旨約し、社会保険庁に対してその旨の振込指定をし、右振込指定特約により社会保険庁から振込まれて右口座の預金となつ

たものを適宜貸付債務の弁済に振替え充当することを承諾し（以下「本件充当特約」という。）、かつ、貸付債務の返済完了まで普通預金契約を解約できない旨約した（以下「本件不解約特約」という。）。上告人は、昭和54年12月4日先の借入の残債務170万円と新規貸付130万円を合わせて300万円の消費貸借として本件貸付を受け、その弁済方法も先の貸付と同様であるとした。上告人は、昭和56年4月25日被上告人の支店に上告人名義の普通預金口座（以下「本件口座」という。）を開設し、上告人は、昭和57年10月21日、被上告人に対し右預金契約を解約する旨の意思表示をしたうえ、社会保険庁より本件口座宛に上告人の老齢年金給付金39万余円（以下「本件年金」という。）の振込送金を受けた。原審は右の事実を前提とし、本件不解約特約は厚生年金保険法41条1項の適用を潜脱するもので無効であるから、本件口座は解約され、被上告人に本件年金の受領権限はなく、本件年金を本件充当特約により債務の弁済として充当することはできないが、上告人が被上告人に対し本件年金を不当利得返還請求権とし返還を請求しうる以上、被上告人がこれを受働債権として相殺に供することは許される、と判断した。しかしながら、原審の確定した前記事実関係によれば、上告人は被上告人からの借入金の返済方法として、本件振込指定、本件充当特約、本件不解約特約を締結したものであり、これらの特約等は被上告人にとり債権回収のため担保的機能を営むことは否定しえないとしても、本件口座に振り込まれた年金は預金に転化し、上告人の一般財産と混同するのであって、被上告人が年金受給権自体を差押え又はこれに担保権を設定したものではないから、本件不解約特約が厚生年金保険法41条1項の規定を潜脱するものとはいえない。してみれば、本件不解約特約は無効とはいえないから、被上告人が本件振込指定及び本件充当特約に基づき本件口座に振り込まれ預金となった本件年金に相当する金額を本件貸付債務の弁済として充当することは当然許されるものといわなければならない。

- (1) さしあたり社会保障法学の意義や課題については、岩村正彦『社会保障法（1）』（けい文堂、2001年）や吉田健三・木下武徳ほか『日本の社会保障システム—理念とデザイン（2版）』などの関連する箇所を参照のこと。
- (2) 国民年金制度の創設当初では、被用者年金各法の被保険者等は国民年金の被保険者とならないものとされており、老齢を要件とする年金については、「老齢年金」として、保険料納付済期間ごとに年金額が定められていた。ちなみに、厚年法における老齢年金制度の沿革を概略すれば、つぎのようになる。全面改正された厚年法が昭和29年に成立した当時、老齢を要件とする年金については、「老齢年金」として、基本年金額（定額部分及び報酬比例部

分を合算したもの)に加給年金額(配偶者及び子の数によって加算されるもの)を加算したものとされていた。その老齢年金における基本年金額の定額部分は、昭和29年当初は被保険者期間にかかわらず定額であったが、昭和40年法律第104号による法改正で定額単価に被保険者期間の月数を乗じて計算されることになり、基本年金額の報酬比例部分は、「標準報酬月額」を平均した「平均標準報酬月額」(総報酬制が導入された平成15年4月以降の被保険者期間については「平均標準報酬額」。以下同じ。)に一定の率を乗じた(以下、当該乗じる率を「給付乗率」という。)額に被保険者期間の月数を乗じて計算されるものとされていた。昭和60年改正法により、同法による改正前の国年法の「老齢年金」は「老齢基礎年金」と改められ、同法による改正前の厚年法における「老齢年金」の定額部分が老齢基礎年金に組み入れられ、被用者年金各法の被保険者等も国民年金の強制加入被保険者に加えられるなどした。また、昭和60年改正法によって、厚生年金保険制度は、国民年金に上乘せする形で報酬に比例した給付を行う制度とされ、同法による改正前の厚年法における「老齢年金」のうち報酬比例部分は「老齢厚生年金」と改められた。なお、年金制度一般については、笠木映里・嵩さやか・中野妙子・渡邊絹子『社会保障法』(有斐閣、2018年)71頁以下などを参照のこと。

(未完)



『所有権法の理論』から『科学としての法律学』へ (一)

——川島法学の展開と課題——

川 角 由 和\*

〈目 次〉

1. はじめに
  2. 『所有権法の理論』(1949年)の誕生
  3. 『所有権法の理論』の基本的立脚点とその問題点
    - ① 「法社会学」的なモメントとしての近代的所有権における「人と人との関係」ないし「人間と人間との関係」
    - ② 川島における「[法律]の物神性」
    - ③ 近代的所有権の観念性と絶対性、川島による所有権の消極的把握・物権的請求権論との関係
    - ④ 近代的所有権の経済学的考察と川島的な法社会学的市民法論の形成
    - ⑤ 近代的所有権と私法・公法の独立的形成(近代国家と市民社会との関係)
    - ⑥ 『所有権法の理論』における「法意識」論
    - ⑦ 「近代的所有権の観念性と絶対性」再論
- (以上、本号)
- ⑧ 「商品所有権」としての近代的所有権(商品交換過程への着眼)および貨幣所有権の位置づけ
  - ⑨ 「商品所有権」の補論:不動産取引と所有権移転時期
  - ⑩ 資本所有権の特質
4. 「科学としての法律学」への架橋
  5. 「科学としての法律学」(1953年)の内容とその展開
  6. 川島法学の総括とわが国民法学への影響
  7. 結語

---

\* かわすみよしかず 龍谷大学名誉教授

## 1. はじめに

本稿は、川島武宜（1909-1992年）の法学理論を、おもに『所有権法の理論』（1949年）から「科学としての法律学」（1953年）への展開を基軸としつつ、その思考過程の形成と変化（および変化の諸要因）をさぐり、もって現代民法学のあり方につき筆者なりの一歩前進を図ろうとするものである。川島法学は、そこに変わることはない首尾一貫した要素と、それとともに独自な変化および特殊な展開を示す。川島の学問的作業に関する時期区分は、彼自身の記述によると次の四つに分けられる<sup>1</sup>。まず戦時下から終戦直後のものが、「初期」＝「第一期」の業績として位置づけられる（『所有権法の理論』もこの時期に属する。すでにそこで経験法学への問題関心が披歴される）。そして「第二期」が、1950年代前半からの「科学としての法律学」を中心に執筆活動を活発化させた時期（この時期から経験法学的傾向がより色濃く示されるようになる）、「第三期」が1960年代「末弘法学論」ないし「裁判の予見」論・「先例規範」論を中心とした判例研究の方法に関する時期（末弘法学の展開あるいは経験法学の具体化）、さらに「第四期」がその後1970年代から80年代にかけて、川島法学の集大成として「法解釈学と法社会学との接点」がより具体的に追究された時期（経験法学のさらなる展開および法的構成論の構築）、以上四つの時期がそれである<sup>2</sup>。

1 川島『ある法学者の軌跡』（有斐閣、1978年）305-309頁。以下では、これを『軌跡』として引用する。なお、本稿では敬称を付さないことにする。

2 川島が亡くなった直後に開催された〔座談会〕（太田知行・甲斐道太郎・田中成明・唄孝一・平井宜雄）「川島法学の軌跡」ジュリスト1013号（1992年）10頁以下では、第Ⅰ期として『民法解釈学の諸問題』に収められた戦前の論稿を執筆した時期、第Ⅱ期として『所有権法の理論』を中心とする時期、第Ⅲ期として『科学としての法律学』を中心とする時期、第Ⅳ期として「法的過程のモデル」が追究される時期が、分けて議論されている。なお、時期区分については、瀬川信久「川島民法学における法ドグマと科学」法律時報82巻3号（2010年）51頁以下が独自の見方を提示する（瀬川論文では、戦前・戦中期の川島の法解釈学的な諸論稿・判例研究についても、詳細な分析がされている。川島『所有

川島武宜は、戒能通孝（1908-1975年）・山中康雄（1908-1998年）とならんで、戦後民主主義法学の旗手であった<sup>3</sup>。これら三者は、終戦直後の、いわゆる「法社会学論争」（1949-1950年）において——それぞれ独自の形でマルクスの社会科学思想に触発されつつ<sup>4</sup>——「市民法学」の基礎ないしその歴史的地位の解明に尽力しようとした。そこには、新しい日本国憲法のもと、戦後民主主義法学の形成と発展に賭ける彼らの情熱と努力の結晶があった。たとえば、本稿で重点的に取り上げる川島は、学問のあり方に関して常に「チャレンジング」であることを心がけ、実際にそうありたいと自身最大限の傾注を図った<sup>5</sup>。その一つの例証が本稿のテーマである、

---

ㄨ 権法の理論」形成史を補うものとして、参照されたい。

- 3 もとより戦後民主主義法学を語る場合、いわゆるマルクス主義法学の側からするアプローチを無視することはできない。これは長谷川正安、渡辺洋三、藤田勇らの開拓的な業績を踏まえたところの、広渡清吾、戒能通厚、吉田克己、水林彪らによる展開と進化に結びついている。そして何らかの形で、その結節点となったものこそ、改めて川島武宜・戒能通孝・山中康雄の市民社会的法学理論であった。さしあたり、マルクス主義法学の位置づけに留意しつつ今日的な市民社会論の「ルネサンス」の解剖学を試みるものとして、広渡『社会投金と知的観察——日本学術会議・市民社会・日本国憲法』（日本評論社、2022年）155頁以下。
- 4 川島・戒能・山中は、ほぼ同世代の法学者であるが、彼等が学生時代を送ったちょうどその時期に（特に1927年から1929年にかけて）、「社会科学としてのマルクス主義の隆盛期を迎える」とするものとして、石田雄『日本の社会科学』（東京大学出版会、1984年）109頁。なお、石田のいう「マルクス主義の隆盛期」のさなか、1928年に、共産党員への一斉大弾圧（三・一五事件）が勃発したことも見逃せない。この点、藤田勇「戦後初期川島法学の方法的モチーフについて」法律時報1993年1月号20頁が触れる。川島も、この大弾圧を一高生時代の自身の経験とともに記している。川島『軌跡』（前注1）12頁。
- 5 たとえば川島は、「研究者が書く論文は、常に「チャレンジング」でなければいけない」と強調している。川島『軌跡』（前注1）128頁。ここで「チャレンジング」とは、新しいタイプの問題に踏み込む勇気を持つべきこと、また、常に批判的観点（自己批判を含む包括的・発展的な問題意識）をもつべきことを包含している。このような川島の姿勢は、本稿が彼の著作の若干の点につき批判的に接する場合においても、変わることなく念頭に置かれるべき川島の学問的な先駆性にほかならない。

『所有権法の理論』から『科学としての法律学』への「展開」である。とはいえ、そこには「課題」もあった。第一に、川島がいかにマルクスから学び、それをどのように彼の法学理論の形成と関連づけようとしたか、ということである（あとで触れるように、川島はマルクス『資本論』の「価値理論」をも参考にしつつ『所有権法の理論』を書いたが、彼はマルクスの方法を「力学の公準理論」の応用とみていた）。第二に、川島の恩師・我妻栄（1897-1973年）の法学と、その我妻のある意味でのライバルであった末弘巖太郎（1888-1951年）の法学との狭間で川島がいかなるスタンスをとろうとしたのか、ということである<sup>6</sup>。本稿では、上記二つの課題を念頭に置きながら、出来るかぎり川島の作品にそくした実証的な考察を試みる。まず『所有権法の理論』について検討することから始めることにする。

## 2. 『所有権法の理論』（1949年）の誕生

川島の『所有権法の理論』が公刊されたのは、法社会学論争が本格化した1949年である（川島40歳の年）。しかしながら、法社会学論争では『所有権法の理論』それ自体が論争の直接的な対象とされたわけではなく、また

---

6 我妻は、その主要な傾向において恩師・鳩山秀夫（1884-1946年）と牧野英一（1878-1970年）から強い影響を受けていた。とりわけ我妻は、牧野英一の自由法論・公序良俗論・信義則論・団体法理論に感銘し、強い感化を受けていた。他方、牧野と末弘は特に自由法論のあり方をめぐって対立し、論争もしていた。この点につき、拙稿・川角「「法社会学論争」の教訓（十八）——昭和初期：牧野英一の民法学（その一）」龍谷法学54巻3号（2021年）61頁以下、特に66頁以下。それゆえ、我妻もまた傾向的に末弘の法学理論と対決し、それを乗り越えようとする立場に立っていたのである。この点、我妻の弟子・川島の見解によれば、我妻が「私法の方法論に関する一考察」（1926年）を書いたのは、末弘と「正面から対決」するためであったとされる。川島「末弘巖太郎先生の法学理論」（1962年）同・『著作集第一巻・法社会学1』（岩波書店、1982年）330頁以下、特に359頁。なお、藤田「戦後初期川島法学の方法的モチーフについて」法律時報65巻1号（前注4）23頁を参照。

川島にもその作品を通じて論争に積極的にコミットしようとする意思はなかったように思われる。むしろ『所有権法の理論』は、戦時下＝戦中、その法的思考の幅と奥行きを広げようとして実施された川島の東大法学部講義（1942年から1944年に及ぶもの）の一大集約点にほかならない<sup>7</sup>。すなわち、戦中に川島は、すでに「市民社会」<sup>8</sup>という制度的概念を前提としつつ——とくに戦中のファシズム的権力支配との対抗において——彼の戦後民主主義法学の形成・発展に連なる原理的な思考作業を行っていた<sup>9</sup>。そこにおいて川島は、既存の実用法学的・法解釈学的な所有権のあり方（全面支配性・絶対性・排他性・直接性など）を踏まえつつ、その基礎に置かれるべき法社会学的な所有権＝近代的所有権の特質を抉り出そうとした<sup>10</sup>。その

- 7 川島『所有権法の理論』（岩波書店、1949年）同『川島武宜著作集第七巻・所有権』（岩波書店、1981年）2頁。以下では、川島『所有権法』として引用する。なお、この川島の作品につき、戒能通孝は「昭和17年から昭和19年前後にかけて、日本人の最も苦悩にみちた環境のさなかであつて、近代的民主制の必然性、そのやがて来るべき勝利を予言した不屈の研究であつた」と評している。戒能「（書評）川島武宜『所有権法の理論』」法社会学2号（1952年）167頁。また、山中康雄も川島のこの書が「社会科学としての法の研究書」として所有権に関するわが国初めての「本格的な研究」であると賞賛する。山中「（書評）川島教授の『所有権法の理論』を讀みて」法学志林47巻1号（1949年）90頁以下、特に93頁。
- 8 川島の市民社会論につき、広渡清吾「戦後日本の法律学における市民社会論——その1」同『比較法社会論研究』（日本評論社、2009年）246頁以下、吉田克己「川島市民社会論を改めて学ぶ」法律時報82巻3号（2010年）67頁以下に優れた分析が試みられている。
- 9 渡辺治「戦時下における川島理論の形成と展開——戦後民主主義法学理論形成史の一側面」NJ研究会『季刊現代法』（1976年）21頁以下、特に33頁以下。
- 10 川島『所有権法』（前注7）2頁を6頁以下と併せて参照。要するに、川島は、法律的・制定法的な所有権と法社会学的な所有権との理論的な統一、いわば「法解釈学と法社会学との架橋」を目指そうとした。その際に川島は、法社会学的な所有権が法律的・制定法的な所有権よりも時間的・歴史的に先行的關係にあることを重視している。そのような歴史的な観点から、川島は、サヴィニーの所有権論を積極的に評価する。川島「所有権法」9頁の注8。また、あとでも示すように、川島の近代的所有権論は、その「私的性質」・「観念性」・「絶対性」という基本的な特質によって形づくられたものである。この点、甲斐道太郎＝稲本洋之助＝戒能通厚＝田山輝明（共著）『所有権思想の歴史』（有斐閣、

ような近代的所有権の史的成立過程は、近代的な「資本制経済の史的成立」の過程と平行なもの、あるいはほぼ「同一」なものであった<sup>11</sup>。したがって、川島が「法社会学」的な近代的所有権のあり方を追究する場合、当然のことながら、その前提には近代的な「資本制経済社会」への目配りがあった。すなわち、法の資本主義経済的分析（おもにヘーゲル『法の哲学』における市民社会論とマルクス『資本論』における商品論・価値論などの成果を取り込んだもの）と、法の法社会学的な考察（エールリッヒ・末弘巖太郎の法学とアメリカ的プラグマティズム法学ないし経験法学との統合を目指すもの）とは、川島において常に相互に関連し、相互に補完的な存在であった。そしてそこには、少なからず川島の恩師・我妻栄の影響があった。

いずれにせよ、「法および法律の社会学的考察方法」、そしてその「科学化」こそは、当時円熟期にさしかかった川島武宜のこころを強く捉えて離すことはなかった。それゆえ、『所有権法の理論』執筆当時において、すでに「法社会学」という学問領域に対する川島の肯定的評価が当然の前提となっていたということ、さらに「法社会学」という基礎科学を通じた法ないし法律（特に民法）の「科学化」が目指そうとされていたということがわかる。それは、いわば末弘法学が提起した問題に川島が答えるというプロセスをも意味した。したがって、『所有権法の理論』に関する川島の歴史的・経済的・社会的な要素を組み入れた考察態度<sup>12</sup>において——つま

↘ 1979年）204頁（甲斐）。そのうち本稿は、とくに川島における「観念的所有権」、およびそれと所有権の「絶対性」との関係を、批判的に取り上げる。

11 川島『所有権法』（前注7）69頁以下。そこには、川島による「史的唯物論」的な歴史発展のシェーマが登場し、それが媒介となって私的所有権の特殊な近代資本制的存在性格が確認される。商品所有権や資本所有権などの理解についてもほぼ同様である。

12 あとでも示すように、川島は法や国家の階級的性格に関する問題に深入りすることを避けつつ、しかもその法社会学的考察のはしばしでマルクスの理論的成果（とくに『資本論』）を重視する。この『資本論』は、経済学に関する「論理学」であるとともに、資本主義的な階級の国家論および階級闘争論の基礎を科学的に解明したものである。したがって、川島にとって「法社会学論争」↗

りは川島なりの法社会学的な方法論的アプローチに媒介される形で——すでに『所有権法の理論』と「法社会学論争」との実質的な関連性ないし相互的な連結関係がそこに（川島の近代的所有権に関する考察態度のうちに）一体不可分の存在として潜在化していたというべきことになるであろう<sup>13</sup>。すなわち川島は、科学化された「法社会学」の裏打ちをもって、「起点」としての「所有権」の解明を通じ、戦後日本社会の「近代化」および「民主化」のために貢献しようとしたと思われる<sup>14</sup>。

とまれ次に、川島『所有権法の理論』の「基本的立脚点」とその「問題点」につき一定の考察を試みることにする。

---

ㄨ 当時のいわゆるマルクス主義法学からの非難は、ある程度克服済みのことであったように思われる。とはいえ川島は、マルクスの『資本論』における思考（特にイギリス古典経済学とヘーゲル論理学との相互媒介的結合の成果）を、なかば形式論理的な「力学の公準理論」ないし「力学におけるニュートンの理論」と同じ性格のものとして捉える。川島『軌跡』（前注1）93頁、169頁。少なくともその点で、川島によるマルクス理解には固有の限界が存在したと考える。

13 ちなみに「法社会学論争」において、比較的早い段階で川島がその論争と距離を置いたのは、末弘厳太郎が亡くなる年に出された末弘「傍観者の言葉」（1951年）・藤田勇＝江守五夫（編）『文献研究・日本の法社会学——法社会学論争』（日本評論社、1969年）253頁以下による理論的影響が、その一因としてあったように思われる。要するに、法社会学の第一人者であった末弘を失った喪失感と、批判者によるやや教条的なレッテル張り（末弘はそのような傾向を特に危惧していた）が相い重なり、川島をして論争から身を遠ざけさせたのであろう。

14 たとえば川島『所有権法』（前注7）「はしがき」3頁では、「日本の非近代的諸関係・非近代的社会規範と対蹠的な近代的所有権の典型を描きだし分析することが、本書の当面の課題となっている」とされる（傍点・原著）。もっとも、あとでも確認するように、川島の『所有権法の理論』では「法社会学」的考察のみならず、「法解釈学」上のいくつかの重要な問題提起が試みられている。ともあれ、当時、上記のような意味での「近代化」の課題は、川島の『日本社会の家族的構成』（学生書房、初版1948年。日本評論社、改版1950年）でも追究された。要するに、財産法学および家族法学双方の法社会学的研究を介した「近代化」の試みが、それであった。

### 3. 『所有権法の理論』の基本的立脚点とその問題点

#### ① 「法社会学」的なモメントとしての近代的所有権における「人と人との関係」ないし「人間と人間との関係」

川島にとって、『所有権法の理論』は基本的に「法社会学」的な作品である。彼は、近代的所有権を社会的な存在として捉え、同時に「人と人との関係」ないし「人間と人間との関係」として把握する（「契約」も「所有権」の動的形態として、「所有権」の社会的モメントとして把握されることについては、後述のところを参照）。それ自体、当時の所有権論の制定法的あるいは法解釈学的な狭い枠組みから脱局しようとする、壮大かつチャレンジングな試みであった。それでは、そのように人間的諸関係に還元されるどころの近代的所有権の法社会学的なモメントは、そもそもどのように把握されていたであろうか。それは、まず所有権の現実的な把握・認識というモメントによって定礎される<sup>15</sup>。社会的な事実から出発することこそ「法社会学」の共通理解にほかならないからである<sup>16</sup>。ところで法解釈学的にみれば、所有権は物に対する人の全面的・排他的・絶対的・直接的支配であるところ、川島的な法社会学的理解によれば——すでに指摘したように——「人と人との関係」ないし「人間と人間との関係」に還元されるべきものであった。すなわち「所有権の現実の問題は常にその歴史的型態をめぐって存在したということ、またその問題が歴史的な問題、すなわち人間対人間の問題であったということ、所有権は人と物との関係の側面において現

15 川島『所有権法』（前注7）2-3頁及び9頁以下。

16 この観点は、すでにエールリッヒや末弘巖太郎が打ち立て、実質的な意味で行為規範と裁判規範との高次の統合に導いたものである。言い換えれば、彼らは法社会学や判例法を基礎としつつ、行為規範を起点とした「法源」論の実用法学における多面的かつ具体的な形成を追究した。この点、拙著・川角『末弘巖太郎の法学理論——形成・展開・展望』（日本評論社、2022年）364頁以下（末弘）、389頁以下（エールリッヒ）を参照。

われる人間と人間との関係であるということ、——これらのことがわれわれの問題提起・把握の出発点でなければならない」とされる<sup>17</sup>。

このようなグローバルな所有権論は、川島において、法学のみならず、歴史と哲学、および経済学が同時に考究されて初めてえられたところの、学際的かつ理論的な成果であり帰結であった。ちなみに、ここで川島が所有権を「人間と人間との関係」として把握する場合、そのような立論の先行者としてギールケを挙げているが、川島はギールケの見解を「その重点は、主として物権の協同体的関連、彼のいわゆるSozialrechtlicheな拘束におかれていることに注意されねばならない」として批判的である<sup>18</sup>。むしろ川島の「人間と人間との関係」としての所有権は、近代的市民社会＝資本主義社会の登場を踏まえた一定の歴史認識に基づくところの——とりわけ封建制・絶対王政の歴史的対立物としての近代市民社会の理念（自由・平等・博愛）に支えられたところの——特殊個人主義的な所有権論と言ってもよいだろう<sup>19</sup>。すなわち、「法をつくりだした法の現実的実体をなすところのものは、個人と個人との関係そのもの」であり、「同時に、法が、社会的個人の間との関係であるという事実が人間の意識にとってあきらかになったのは、そのことが歴史の世界において現実のものになったところの

---

17 川島『所有権法』（前注7）10頁。傍点・原著。この場合、川島のいう「人と人との関係」は——その実体が川島によって明確に示されているとは言い難いのであるが——おそらくマルクスのいう「労働における人と人との社会関係」を念頭においたものであるように思われる。『資本論1a』（1867年）マルクス＝エンゲルス全集23巻第1分冊（大月書店、1965年）104頁（以下では、マルクス＝エンゲルス全集を単に「全集」として引用する）。

18 川島『所有権法』（前注7）10-11頁注9。

19 そのような観点から川島は、ギールケらの「社会有機体説または団体説」を批判する。川島『所有権法』（前注7）14頁。同時に川島は、みづからの近代的個人を「社会的個人」として市民社会と個人との間の視点の往復を確保しようとする（前掲書同頁）。なお、エールリッヒも一種の「協同体説」としてギールケらと同様のラインで把握されるのであるが（前掲書16頁注14）、川島はエールリッヒによる「市民社会」への接近には一定の親近感を示す。前掲書17頁注16。

近代市民社会の成立によってであった。』<sup>20</sup>。このような「近代市民社会」の把握方法は、いわゆる市民法論にもすでに共通するものであったし、また、いわゆるマルクス主義法学の展開のなかでも一応の共通認識となったものである、といえよう<sup>21</sup>。

## ② 川島における「法律」の物神性

ところで、川島が所有権の法社会学的な側面を「人間と人間との関係」ないし「人と人との関係」として把握する場合、いわゆる「商品の物神性」とのアナロジーにおいて「法律」の物神性が語られることに注意を要する。すなわち、「一般に、意識の世界における現象型態」、つまりは「制定法上或いは判例法上の「構成物」において「法や権利したがって所有権をながめる場合には、意識に媒介された（しばしば抽象的な）現象型態のかげに、法や権利の現実的な具体的な本質がかくれてしまう（「法律」の物神性）。これが、所有権をして、「人と物との関係」そのものとして抽象的に現われしめることの、一般的抽象的な基礎である。』<sup>22</sup>。——こうして川島によれば、実用法学的・法解釈学的な所有権は即自的存在形態

20 川島『所有権法』（前注7）15頁。傍点・原著。ここで川島が「人」ないし「人間」を「個人」とか「社会的個人」と言い換えていることに注意されたい（前注19も参照）。なお、この点に関連し、川島・前掲書同頁では、「社会科学が、終局において社会的個人から出発する場合にのみ、現実の生ける人間を物理的および社会的自然から解放し人間の優位を確立することへの努力たるヒューマニズムの立場に立つことが可能となるであろう」と記す。ここでは、「社会的個人」と「現実の生ける人間」とが概念的に一応区別され、「社会的個人」が「社会科学」の対象として把握される場合に初めて「現実の生ける人間」が「解放」される、という見解が採用されている。

21 とはいえ、市民法論といわゆる「マルクス主義法学」との関係は複雑かつ微妙な要素をはらみ、それゆえにこそ「法社会学論争」における独特な展開を呼び込んだと考える（ちなみに、市民社会ないし市民法論と、国家論・権力論・階級闘争的法生成論などとの関連性は今なお残された問題であると考える）。

22 川島『所有権法』（前注7）11頁。傍点及び括弧内・原著。

としては「法律」の物神性」による被規定的性格、すなわち川島のいう意味での「ドグマ」的な性格を帯びざるをえないのであるが、それを法社会学的な考察を経由して「人間と人間との関係」へと「還元」することにより「法の科学」による光が与えられ、その「経験科学的基礎・現実主義的基礎」の上に自己を実現＝「解放」するのである<sup>23</sup>。要するに、所有権規定を含めた法律（「制定法」）は、人がつくったものであるにもかかわらず、人の生活、あるいは、その生活の社会的諸過程とは無関係に一人歩きし、逆に法律そのものが人の思考を支配するようになる（概念主義法学ないし制定法実証主義の基礎<sup>24</sup>）。これが、いわば「法律」の物神性」に関する川島理論の基本的構図であるといえよう。このような理解は、もっぱら概念主義法学への批判、その打破という目的を有していたものであり、かつその目的達成のために一定の有益な成果をあげた、と評することができる。とはいえ、このような川島の「法律」の物神性」理解がマルクスのな

23 川島「法律の物神性——新入生諸君のために」帝国大学新聞1022号（1947年）・藤田＝江守『文献研究・日本の法社会学』（前注13）183頁以下。ここでは、国家的法規の「物神崇拜」すなわち「法律家的世界観」からの「解放」が、「法社会学」＝「法学の経験科学的基礎、現実主義的認識の可能性の基礎」の上に成立すること、すなわち「法の科学」は「観念的な法の現象形態」を「現実的な人と人との社会関係」に「還元」することによって獲得されうること、などが説かれている（川島・前掲論文185頁）。

24 このような理解は、ひとり川島のみならず、いわゆる戦後民主主義法学において共有された見解である。たとえば、戒能通厚「現代資本主義法分析と法の解釈——私法の解釈の意義について」法律時報46巻1号（1974年）13頁以下、特に17頁。なお、本稿が特に「概念主義法学」（ないし「制定法実証主義」）と指示するのは、「概念法学」そのものと区別するための意識的な用語法に基づく。この点、特にドイツ法の歴史的考察を踏まえ、「概念法学」が「一定の歴史的条件」のもとで「正当な存在理由」をもちえたと規定するものとして、磯村哲「啓蒙期自然法理論の現代的意義——自然法学・歴史法学・概念法学的法律実証主義・社会法学」（1956年）同『社会法学の展開と構造』（日本評論社、1975年）119頁以下、特に138頁、さらに、安直な「概念法学批判」を通じた「普遍的置き去り」を警告する、原島重義『法的判断とは何か——民法の基礎理論』（創文社、2002年）117頁以下を参照。

「商品の物神性」理解とどのように関連するものであるか、やはり問題となりえよう。さしあたり、ここでマルクスの弟子ともいえるルカーチの指摘を借りるならば、こうである。すなわち、「資本主義のなかに生活するすべての人間」にとって、「物象化」（ないし「商品の物神性」）こそは「必然的な直接的現実」そのものであり、それゆえ「物象化を克服すること」は、具体的な諸事象が具有するところの「発展全体の矛盾に具体的にに関わり」、そして「この発展全体に対する矛盾の内在的意味を意識化すること」によって、「物象化された定在の構造を実践的に打破しようとする傾向」を「たえずくり返し新たに再生産すること以外の形態ではありえないのである。」<sup>25</sup>。

ちなみにマルクスは、「商品の呪物的性格とその秘密」を論じた箇所で、「社会的な生活過程の、すなわち物質的生産過程の姿は、それが自由に社会化された人間の所産として人間の意識的計画的な制御のもとにおかれたとき」、すなわち資本主義経済社会の虚偽的な社会化（生産関係の社会的性格と富の取得形態の私的性格との矛盾を「合理化」する偽りの「社会化」）の軛を断ち切る困難な過程をへたのち、「はじめてその神秘的なヴェールを脱ぎ捨てる」に至るところ、「そのためには、社会の物質的基礎または一連の物質的存在条件が必要」であり、しかも「この条件そのものがまた一つの長い苦悩にみちた発展史の自然発生的な所産なのである」と規定する<sup>26</sup>。こ

25 ルカーチ（城塚登＝古田光・共訳）『著作集9 歴史と階級意識』（白水社、1987年〔原著は1923年〕）349頁および542頁。傍点・引用者。ルカーチにとって、資本主義社会における「人と人との関係」それ自体が、すでに固有に「物象性という性格」をになうのである（ルカーチ・前掲書162頁）。なお、ルカーチ「物象化」論の現代的再評価につき、佐々木隆治『マルクスの物象化論〔新版〕・資本主義批判としての素材の思想』（堀之内出版、2021年）139頁。なお、厳密に言えば「物象化」と「物神性」ないし「物神崇拜」とは区別されるであろうが、ここでは両者を基本的に同じ趣旨のものとして受けとめている。

26 マルクス『資本論1a』（前注17）全集23巻第1分冊106頁。ここでマルクスという「社会的な生活過程」すなわち「物質的生産過程」は、それ自体として内容的に高度な成熟度をもつところの「一連の物質的存在条件」（経済的・生産関

それは、「物象化」（ないし「商品の物神性」）という歴史的な事象が、資本主義社会および後期資本主義社会＝現代社会を通じてのみならず、その後の新しい社会発展の諸段階においてもなお存続すること。そしてまた、「物象化」からの「解放」が、曲折に充ちた長い社会的諸過程を経て、かつまた変革主体としての人類の継続的な「知的格闘」を経て、ようやく実現するであろうことを示している。

なるほど——先ほども指摘したように——川島の「〔法律〕の物神性」は、いわゆる概念主義法学を批判し、法社会学的考察方法の優位性を押し出すため、一定の建設的な役割を果たした。しかしながら、川島が、その「〔法律〕の物神性」を——新入生にも分かりやすく伝える目的で平易な言葉で説明したことは理解できるとしても——このような一種の形式的・機械的な説明（すなわち、法社会学的考察を通じたところの「〔法律〕の物神性」からの「解放」というやや図式的・無媒介的な説明）が、その後のわが国における社会的利益衡量論（所与の社会的事実ないし利益を、そのものとして直接的に比較判断するという意味での「利益衡量論」<sup>27)</sup>）を生み出した一つの要因となつたのではないか<sup>28)</sup>。この点の解明は今もなお問題として残されたままであ

---

↘ 係的諸条件を基盤とする社会構造的諸条件）の形成を要求する。そして同時に、その経済的構造の発展・それに関する諸矛盾を批判的に認識し、科学的に把握し理解した上で実践に移す変革主体の意識の高度化が要求される。

27 たとえば、星野英一「民法解釈論序説」（1967年）同『民法論集第一巻』（有斐閣、1970年）16頁は、「類型化」の作業の必要性を説きつつ、その場合においてもなお「価値判断・利益衡量が論理的に先行している」とする。これは、我妻的な、法的三段論法に先行するところの、裁判官の心理過程における「事実出来上がった判断」（後注28）に相当するものである。このような星野的利益衡量論は、その解釈の「最終的な決め手」を「利益考量の上に立った価値判断だ」とし、いわゆる客観説的な「目的論的解釈」を志向する。星野「民法の解釈の方法について」（1976年）同『民法論集第四巻』（有斐閣、1978年）63頁以下、特に82頁。本稿では、このような利益衡量論＝利益考量論と川島法学との関係についても留意する。

28 なるほど川島は、いわゆる「法的構成」を重視し、単なる「利益衡量論」とは一線を画した。たとえば、川島『軌跡』（前注1）324頁では、「〔法的構成〕」

るように思われる<sup>29</sup>。

### ③ 近代的所有権の観念性と絶対性、川島による所有権の消極的把握・物権的請求権論との関係

ちなみに川島は、「法律の物神性」との関連において、あるいはそのことを意識しつつ、次のようにいう。すなわち、所有権の物支配的側面は所有権の「私的モメント」であり、それとの対比で所有権の「社会的モメント」は「契約」によって示される、と（いわゆる「峻別」の論理＝出発点）<sup>30</sup>。そして、いわゆる所有権の物支配的側面はもっぱら近代的所有権の「物化」現象として消極的に把握される。すなわち、「要するに、所有権を人と物との関係と考えることは、所有権の観念形態に由来するところの、或いは近代的所有権の特殊＝歴史的な構造に由来するところの、錯覚

---

、という作業は不必要どころか、まさに必要なのだと言わなければならない」、「最近の民法学者の一部はそのような「法的構成」不要論ないし軽視論になっているように思われる」と記す。にもかかわらず、川島は恩師・我妻栄の「法律的構成」論（すなわち「三段論法の形式を以て、何らかの心理過程によつて事実出来上つた判断に後から着せられる衣の形式」とみなす立場。我妻「私法の方法論に関する一考察」〔1926年〕同『近代法における債権の優越的地位』〔有斐閣、1953年〕536頁）を肯定する。川島「法的構成——法律学の課題に焦点を置いて」〔1975年〕同『著作集第五巻・法律学1・法律学の方法と課題』（岩波書店、1982年）326頁以下、特に328頁以下、330頁。

29 念のため付言すれば、「人と人との関係」を表象すべき法ないし権利が、国家制定法の力によってあたかも初めて権利ないし所有権たりうる地位をえる。そのような形で与えられるところの、「人と物との関係」を表出する所有権もまた「法律の物神性」の産物ということになる。川島によれば、このような物的支配関係を「人と人との関係」に還元するところの法社会学的作業によって「法律の物神性」からの「解放」が図られる。この「解放」へ向けられた思考過程・思考方法が何を意味するのか、それをここで問題にしたい。なぜなら、川島の「法律の物神性」理解が、法社会学的に被覆化された一種の法学的世界観に繋がるおそれが出てくるように思われるからである。ちなみに山中康雄も、川島的に理解された「法律」の物神性論を批判する。山中・前掲書評（前注7）96頁。

30 川島『所有権法』（前注7）12頁。括弧内・原著。

或いは一面観である。<sup>31</sup>。——ここで川島は、所有権の「私的モメント」としての側面が、法社会的な考察に基づき「人と人との関係」に「還元」されるべきことを肯定しつつ、同時にその所有権の「社会的モメント」が「契約」（人と人との関係）として把握されることによって、いわば「人と人との関係」という側面での所有権の二重的存在性格をみてとろうとする。この点、法社会的には所有権を「人と人との関係」に「還元」して理解することに一定の意味があるとしても、所有権の物支配的側面を、もっぱらその「物化」現象において捉え、その結果、そのような物支配的側面を「錯覚或いは一面観」として消極的に把握してよいのか、問題を残すように思われる。このことは——「法社会学と法解釈学との架橋」のあり方とも関連する大きな問題であるが——少なくとも法解釈学の問題レベルにおいて、川島が近代的所有権の「観念性」を極限まで推し進め、もって所有権は「物権的請求権」による保護が与えられて初めてその「本質」が「存在する」に至る（あるいは「物権的請求権」を前提にして初めてその「絶対性」を確保しうる）、と解していることと無関係ではない<sup>32</sup>。

31 川島『所有権法』（前注7）12頁。ここで、所有権の「観念形態」は、ゲルマン法的なケヴェーレ（物の事實的・現實的支配）との対比で近代的所有権に固有な一つの規範的性質を指すものとして用いられている。なお、いわゆる「観念的所有権」については、川島「所有権の「現実性」——「観念的」所有権との対比において」（初出は1942~1944年）・川島『著作集第七巻・所有権』（前注7）315頁以下も参照。このような意味での「近代的所有権」ないし「観念的所有権」は、現代の財産権を代表する「知的財産権」の「基本的型態ないし原型」ともなった。この点、川島「日本人の法意識」（1967年）『著作集第四巻・法社会学4・法意識』（岩波書店、1982年）226頁以下、特に274頁。

32 川島「所有権の「現実性」」（前注31）・同『著作集第七巻・所有権』（前注7）324頁。なお、「物権の絶対性」を「天下万人に対する物権の保護としての物権的請求権の存在ということそのもの」に重ね合わせる川島の観点については、川島『所有権法』（前注7）121頁、および94頁も参照。しかしむしろ、「物権的請求権」は、物権ないし所有権内容の割当て的な帰属性の客観的保護のために存在し、機能するものとして理解すべきではないだろうか。この点、やや視点は異なるが、吉田克己『物権法Ⅲ』（信山社、2023年）1544頁以下および注5ノ

要するに川島は、「法社会学」的考察からは許容されうる所有権の「社会的モメント」（人間と人間との関係）を、所有権の「観念性」というタームを橋渡しとして法解釈学ないし実用法学へと連結させているように思われる。それゆえか、川島においては「観念的所有権」というタームが、法社会学的考察ないし法史的考察の帰結としての用語法であるのか、それとも法解釈学的に特化した用語法であるのか、やや分かりづらい。仮に、「法社会学と法解釈学との架橋」の成果としての二重の意味をもつ用語法であるとすれば、その理由づけが乏しい。もとより、ゲルマン法的ゲヴェーレとの対比で「近代所有権」をその「権原」（タイトル）において「観念化」して捉えうるとする点では、法史的に一定の合理性を有するといえるかも知れない。しかしながら、より具体的に「物権的請求権論」に場を転ずると、「観念性」というタームは妨害排除に関する費用負担の「責任説」の根拠としても機能するリスクをはらむ。

たとえばドイツ後期普通法学では、川島的な見解の源流をなしたヴィントシャイトの所有権論（所有権を物権的請求権の束ないし不作為請求権の束とみる考え）<sup>33</sup> に対抗して、イエーリングによる所有権の割当て内容（Zuweisungsgehalt）説（所有権に帰属する内容的な価値割当てが第一次的に存在し、それを保護するために第二次的に物権的請求権が機能すると考える見解）が存在するのであり<sup>34</sup>、しかも後者の流れこそが今日ドイツ民法学の主流を形成して

ゝが、本稿の考察につき重要な見解を提示する。

33 川島が「物権の絶対性」を「天下万人に対する物権の保護としての物権的請求権の存在ということそのものにほかならぬ」という場合（前注32参照）、それはほとんどヴィントシャイトの見解そのままである。ちなみにヴィントシャイトもまた、所有権を「人と人との関係」のうちに捉えようとする。Windscheid, Pandektenrecht, Bd.1., 9. Aufl., 1906, S. 167. この点につき、拙稿・川角「近代的所有権の基本的性格と物権的請求権との関係（一）」九大法学50号（1985年）61頁以下、特に94頁。

34 Jhering, Geist des römischen Rechts auf den verschiedenen Stufen seiner Entwicklung, Teil 3., 1865, 10. Unveränderte Auflage, 1993, Scientia, S. 339. その箇所でイエーリングは、所有権の実質は価値ないし利益としての「核」

いることに着目する必要がある（筆者が支持するエドゥアルド・ピッカーの見解が「有力少数説」にとどまるとされていることはさておくとして）。

とまれこの問題は、妨害排除費用の負担にかかる「行為請求権説」と「忍容請求権説」との対立という問題とも相互に関連する。イエーリング的な見解は「行為請求権説」と親近性を持ち、ヴィントシャイト的な見解は「忍容請求権説」と親近性をもつ。そして川島の「責任説」こそは、ヴィントシャイト的な「忍容請求権説」と瓜二つの存在なのである。なぜなら川島の見解＝「責任説」によれば、妨害者の「不法行為」（民法709条）などの「責任」があれば行為請求権説でよいが、そうでない限り原則「忍容請求権説」を採用すべきである、とされるからである<sup>35</sup>。この点に関する問題は、近代的所有権の内容的および実体的把握を第一次的に前面に押し出し、個人的所有権の市民法的な積極的確立を展望するか、それとも所有権の観念的・消極的把握にとどまるか。一個の分岐点を形成する<sup>36</sup>。

---

↘(Kern)であり、それが「外皮」(Schale)としての妨害排除請求権によって保護されている、と述べる。もっとも、その箇所ではイエーリングがみずからZuweisungsgehaltというタームを用いるわけではない。ちなみに、若いころからイエーリングを愛読してきた川島が（たとえば同『軌跡』〔前注1〕130頁）、上記のイエーリングの見解をみのがしたのは、なにゆえか。筆者（川角）は、このような些末なことが気にかかる。

35 川島『所有権法』（前注7）116-117頁。なお、川島の「責任説」は、同「物権的請求権に於ける「支配権」と「責任」の分化（一）（二）（三・完）」法学協会雑誌55巻6号25頁以下、55巻9号34頁以下、55巻11号67頁以下（いずれも1937年）を出発点とし、『所有権法の理論』に継承されたものである。この「責任説」に対する、ドイツの学説展開を踏まえた批判として、拙稿・川角「ドイツ民法典制定の前過程におけるヴィントシャイト物権的請求権論——「その光と影」」・拙著『物権的妨害排除請求権の史的展開と到達点——ローマ法からドイツ民法へ』（日本評論社、2019年）149頁以下。ちなみに、吉田（克）『物権法Ⅲ』（前注32）1602頁以下の「責任説」に対する批判的考察も参照。

36 客観的な権利保護の立場から権利の割当て機能に着眼することを基軸に置きつつ、物権的請求権による権利保護と不法行為責任による権利保護とを制度的に区別する見解が今日有力である。それによれば、物権的請求権による権利保護は権利への客観的な寡奪状態もしくは権利の客観的な重畳状態の解消を求

他方、川島の「責任説」的物権的請求権論は、法社会的な「人と人との関係」としての所有権理解を実用法学＝法解釈学に直接的に投射せしめた帰結である点にも注目しておかなければならない<sup>37</sup>。すなわち、すでに述べたところの川島による（法解釈学的な）「物支配権」としての——つまりは「人と物との関係」としての——所有権を「錯覚或いは一面観」とする見解は、少なくとも結果的には、実体法的な物支配機能＝財貨割当て機能をになうものとしての所有権をあくまで消極視するものにほかならない（川島説は所有権を「人と人との関係」重視の方向で解体する要素をもつ、ともいえるかも知れない）。そのような所有権の消極視は、川島の所有権の「観念性」論によって増幅され、強化される。それゆえ川島は、法的「責任」としては物権的請求権と全く異質な「不法行為」による「責任」を、物権的請求権の効用に直接的に結びつけてしまったのである。それによって、いわば「損害賠償法的・不法行為法的な物権的請求権」が出来上がってしまった。このような背理は、川島『所有権法の理論』の一個の理論的副産物であるとともに、所有権を「人と人との関係」として、それに「還元」しようとする、そしてそのような「還元」によって物神崇拜からの「解

---

ゝめるものであり、そのような解消行為に費用がかかる限度で妨害者による「費用負担」が肯定される。すなわち、この「費用負担」は、妨害者自身の権利領域の保全にも資するものであるから、それは妨害者のための「自己投資」（Selbstinvestment）にほかならない（これを権利内在的かつ権利複眼的な「行為請求権」説といってもよからう）。この点につき、拙稿・川角「ドイツ民法学における物権的妨害排除請求権の到達点——エドゥアルド・ピッカー「権利重畳」説の意義」・拙著『物権的妨害排除請求権の史的展開と到達点』（前注35）231頁以下。なお、この筆者の「費用負担」論につき、吉田（克）『物権法Ⅲ』（前注32）1604頁注67は一定の留保を示す。

37 とはいえ、川島は、前注35で示した1937年法学協会雑誌論文について、その後、「しかしそれは私がいくつかの重要な点で誤謬をおかしたため、全体として甚だ不手ぎわなものとなつてしまった」と自己批判している。川島『民法解釈学の諸問題』（弘文堂、1949年）「はしがき」13頁、および同「所有権の「現実性」」（前注31）330頁に同旨。にもかかわらず、「責任説」の骨格は、その後の『所有権法の理論』でも維持されたのである。

放」を目指そうとする川島の基本姿勢からの必然的な流出物であったように思われる。要するに、この点に限っていうならば、川島の法社会学的な所有権論は、実用法学的・法解釈学的な所有権論にたいして積極的な意味での「架橋」の役割を果たすには至らなかった、と言ってよいであろう。

#### ④ 近代的所有権の経済学的考察と川島的な法社会学的市民法論の形成

ところで川島は、所有権の法社会学的な把握の延長線上において、その経済学的な位置づけをも企図する。すなわち、「所有権は、生産関係の基礎的な構造の一つの側面であり、言いかえれば、生産関係そのものの中にまた生産関係そのものとして直接的に存在するところの・端初的直接的存在型態における法の、基礎的部分である。」<sup>38</sup>。——これをさらに言い換えれば「生産手段の支配は労働力に対する支配を意味する」のであって、「したがって所有権の中には同時に人間に対する支配が含まれており」、それが「全生産＝社会関係の基礎」としての「法（特に政治的権力の強制権力によって強行される規範としての意味においての）」を「決定する」<sup>39</sup>。——「その点において所有権は全社会構造の——したがって法の——発展の原動力を含んでいるのである。」<sup>40</sup>。このように川島は、近代的所有権が、本質的に「人と人との関係」から成り立つ存在であるとするとともに、社会的生産関係の基礎的構造をも形成・展開することに着目する<sup>41</sup>。すなわ

38 川島『所有権法』（前注7）18頁。傍点・原著。

39 川島『所有権法』（前注7）18頁。傍点・原著。

40 川島『所有権法』（前注7）18頁。傍点・原著。このように、近代的所有権が「全社会構造」＝「法」の「発展の原動力」を含むという理解に対しては、「経済的関係としての所有とその法的表現・媒介形態とが明確に区別されていない」という批判がある。藤田勇『法と経済の一般理論』（日本評論社、1974年）233頁。

41 川島は、所有権の機能を生産関係と関連づけることを強調することを通じ、商品の流通過程の考察に力点を置くパシュカーニス（『法の一般理論とマルキシズム』（1924年））を批判している。川島『所有権法』（前注7）18-19頁注17。なお、パシュカーニスの所説につき、藤田『法と経済の一般理論』（前注40）ノ

ち川島は、法を階級闘争の所産とみるかどうかという問題に直接立ち入ることを避けつつ、むしろ所有権を第一次的に法の発展の原動力として位置づける。この点につき、川島の叙述スタイルは、所有権が「人間に対する支配」的側面をもつがゆえに、所有権なかならず生産手段の所有権をめぐる闘争が資本主義社会において一種の階級闘争として必然化するものとも読める。また、「政治的権力の強制権力」という表現のうちに川島なりの法の階級闘争的要素への黙示的な言及が含まれている、とみることもできるかも知れない。

だが、むしろ川島は、法を階級闘争の産物として直接的・形式的に捉える傾向には元来懐疑的であったと思われる。それは、川島が、法を、「政治的強制権力によって強行される規範」としてだけではなく、同時に「単純な権力関係から区別される場所の・法主体者間の行為規範としての法の、基礎・端初でもある」ものとして把握することに、如実に示されている<sup>42</sup>。この基礎的・端初的な行為規範は、いわば第一次的なものとして法社会学的な規範レベルで把握される（行為規範としての「生ける法」への着眼。いわゆる階級闘争の局面よりも時間的に先行する法の萌芽的形態の肯定的把握）。そして第二次的な行為規範は、それ自体「政治的強制権力によって強行される規範」と併存するものであり、かつまたその違反へのサンクションが裁判規範を生み出し、それを正当化するものとなる（行為規範の裁判規範への転化）<sup>43</sup>。このように行為規範が裁判規範の出発点となり、その発動の根

---

↘ 216頁以下を参照。

42 川島『所有権法』（前注7）19頁。

43 川島は、そのような第二次的な局面での行為規範を「裁判規範の基礎」であり、「裁判規範の淵源ないし根拠である」とする。川島「労働法の特異性と労働法学の課題」（1947年）同『川島武宜著作集第一巻・法社会学1』（岩波書店、1982年）41頁以下、特に45頁。なおマルクスも、たとえば交換行為＝取引という社会的事実がまずあって、そのあと、それが「法的形態」としての「契約」へと転化するという、かなりパラレルな捉え方を示す。マルクス「アードルフ・ヴァーグナー著『経済学教科書』への傍注」（1879-1880年）全集19巻（大月書店、

拠ともなるのであるから、行為規範が法社会的に性格づけられ、市民法的要素を確保するならば、国家的裁判規範も法社会学によって基礎づけられたところの、市民法的な規範となる<sup>44</sup>、これが川島の基本構想であったように思われる<sup>45</sup>。

すなわち、市民法の原則を確認する作業は必然的に市民法の限界を確認する作業を伴うのであり、市民社会の充実・発展はそのような市民法の自己確認的・自己形成的・自己批判的な展開によって確保されていかなければならない、これが、川島的な市民法的法社会学、なかんずくその（法社会的な）所有権論の基本的な方向性を指し示すものであったように思われる<sup>46</sup>。このような川島の思考形態は、末弘法学の継承と発展という色彩を強く帯びているものであり、それ自体として法の進歩的把握および所有権の、その社会学的・経済学的視野のもとにおける批判的考察に資するものである。また、それは、川島法学における市民法的要素と経済学研究との架橋を具体的に体現するものでもあった。このような川島の周到で奥の

---

↘1968年）379頁。なお、藤田『法と経済の一般理論』（前注40）175頁以下も参照。

44 川島にとって、「市民社会における法」が「倫理」から「分化」していくプロセスを促進せしめた要因は「近代国家の確立」（その政治権力に基づく強制規範）と、「自主的な個人人格の確立」とであった。川島「市民社会における法と倫理——民法を中心として」（初出「自由経済における法と倫理」という題で1942年、その後1950年に改題）同『著作集第四巻・法社会学4』（前注31）42頁以下、特に58頁。

45 とはいえ、川島にとって形式的な市民法の枠を越えて闘われる労働争議等をめぐる労働法の分野では、現実の力関係が規定的作用を営むのであって、裁判規範の市民法化は容易ではない。それゆえ、川島は、労働法学におけるより一層の法社会学的研究の重視と行為規範の新たな生成（それに伴う国家法規範＝裁判規範の現実的内容の決定とその創造）に期待を寄せる。川島「労働法の特殊性と労働法学の課題」（前注43）55頁。

46 しかしながら、法社会的な所有権（人と人との関係として所有権）が、同時に所有権の観念性によって法解釈学的にリンクされた結果、所有権は内容的な財貨割当て機能としての側面から直接的かつ全面的に隔離され、もっぱら観念形態としての所有権の機能把握＝「支配可能性一般」としてのDürfenに過ぎない、とされる。川島「市民社会における法と倫理」（前注44）61頁。

深い考察には、われわれが学ぶべきなお多くのものが潜み隠されている（このような視点の先に「川島法学」から「広中法学」への展開を構想する可能性が開かれてくるものと思料する<sup>47</sup>）。

ところで川島は、所有権の「私的モメント」と「社会的モメント」＝「契約」との二元的把握を主張するわけであるが、それは、一方で「商品」所有権のうちに、商品の「私的所有」そのもの（生産手段の所有も含まれる）と、商品交換をになうものとしての「契約」とが含まれたものとして説明される<sup>48</sup>。なかでも、「手形、株式会社・トラスト・コンツェルンなど」は、「私的所有権と契約との発展的な統一の諸々の法的型態」であって、所有権の「分裂と対立・対抗と矛盾」を體現しつつ「その中において自らを解決した」、とする<sup>49</sup>。この川島の文脈は、資本主義的な法形態が、その内部で、それを生み出した経済的生産関係に基づく諸矛盾をも整合的に解決した（あるいはそのように解決すべき機能をになう）ようにも読める。その限りで（すなわち、資本主義社会の矛盾がその法的発展によって即応的に「解消」されると構成する限りで）、川島は恩師・我妻栄の『近代法における債権の優越的地位』のスタンスの忠実な継承者であったといえよう<sup>50</sup>。このように、川島の『所有権法の理論』には、マルクスによって補

47 「川島法学」が「広中法学」に与えた影響については、さしあたり広中俊雄『国家への関心と人間への関心・ある法学研究者の歩み』（日本評論社、1991年）16頁、19頁、45頁などを参照。

48 川島『所有権法』（前注7）21頁。

49 川島『所有権法』（前注7）21頁。傍点・引用者。

50 我妻の『近代法における債権の優越的地位』（前注28）のもととなった論文（同じタイトルの論文）は、法学志林29巻6号以下に、1929年から1931年にかけて連載されたものである。川島はそれを読んでいたに違いない。そこには、所有権絶対思想の否定と「権利概念の企業を中心とする分解」＝「所有権の分解」ないし「所有権の睡眠状態」が語られている。我妻・前掲書212-213頁、215頁、219頁、298頁などを参照。この我妻の見解は、近代的所有権のもたらす弊害が企業の発展と金融資本優位の統制経済（「金銭債権による企業の統制」さらには「国家的統制」）によって克服される、とするものである（我妻・前掲書300頁ノ

強され、肉づけされた理論構成があるかと思えば、他方で我妻の『近代法における債権の優越的地位』を連想させるかのような記述にも出くわす（私見によれば、我妻のこの作品はマルクスを読みつつも、マルクスの一歩手前で立ちどまり、むしろ金融資本的統制主義ないし国家統制的資本主義の民法的な構造把握ないしはその合理化のための説明手段を提示したものであった<sup>51</sup>）。

とまれ、川島にとって近代的所有権の私的性質は所有権そのもののうちに表現され、他方その社会的モメントは「契約」であるとされるどころ、所有権の社会的モメントが「契約」であることの意味は何か、またその根拠は何か。契約は文字通り「人と人との関係」であり、その意思合致＝合意を根拠として成立するものである。売買契約の場合、それはいわゆる交換型契約＝所有権移転型契約の典型であるから、一般に「当事者の意思表示」＝「契約」のみによって目的物の所有権が移転する（民法176条）。その所有権移転は、売買契約そのものの効果であり、売買契約をいわゆる社会的コミュニケーションの一つの法的表現形態であると解したとしても、所有権の社会的モメントが「契約」であるとする論理はやや不可思議である。なるほど、所有権が契約を通じて移転するという意味においてその動的形態を指示することは可能であるが、しかしそれならば、所有権移転のための動的モメント（すなわち所有権が移転する原因ないし根拠）が「契約」であると規定する方がわかりやすい（その場合、所有権の静的モメントとしての「帰属性」が承認されるべきことになろう<sup>52</sup>。そのような一種の対概念の適切な設

---

ㄨ 以下、315頁、326-327頁など）。このような我妻理論の発展的継承という目的が、川島の『所有権法の理論』に貫徹していたとみることができるのではないだろうか。なお次注51の拙稿も参照。

51 我妻の見解につき、さしあたり、拙稿・川角「法社会学論争」の教訓（十七）——昭和初期・我妻榮の民法学（その二・完）」龍谷法学54巻2号（2021年）81頁以下、特に100頁以下。

52 たとえば、「財の抽象的帰属」と「客体の具体的な支配」に基づく帰属との、所有権における「帰属関係の二重構造」を論ずる、吉田克己『物権法Ⅰ』（信山社、2023年）134頁以下を参照。そこでは、あくまで客体の「具体的な支配」ノ

定によって初めて、所有権の法社会学的考察とその法解釈学的考察とが整合的かつ統一的に理解されるのではないだろうか。

要するに、近代的所有権は近代的契約と二つながらして近代的財産法の骨格構造を形成する。どちらが先か後かの問題ではないであろう。そしてこのことは、おそらく法社会学的にみても否定されはしまい<sup>53</sup>。したがって、近代的所有権のうちに、しかもその内部にその社会的モメントとしての「契約」が付着して、それが「分離」することによって近代的所有権の私的モメント＝「私的所有」が出現する（川島『所有権法』〔前注7〕44頁以下）というのも、やや図式的な見解といえるのではないだろうか。すなわち、一定の法的に独立した人格主体に所有権が私的に帰属する場合、当該所有権の移転を目的としたところの行為＝財貨移転行為が、その人格固有の意思的行為＝合意形成によって、いわば独自の社会的モメントとしての「契約」（社会的存在としての「契約」）によって形成され、かつ履行される<sup>54</sup>。要するに、契約における意思的行為の独立性をこそ承認すべきなのである。

現に、川島は次のように述べるに至る。すなわち、「一つの人間対人間

---

、が帰属関係の重要な要素として視野に取められている。川島のように客体＝物を「観念」化し、かつそれを「記号」化する理解とは異なる（川島の物＝記号論については後述のところを参照）。

53 たとえば、広中俊雄『契約とその法的保護・広中俊雄著作集1』（原書初版1974年、創文社版1992年）「はしがき」iii頁では、その作品を指し、「「まず社会現象としての契約があり、ついでその法的保護が問題となる」という視座からの契約法の歴史的研究」という性格規定を行っている。この点、前注43も参照。

54 川島は、資本主義的経済社会において基礎的な存在としての商品所有権を取り上げ、第一に商品そのものの静的な、いわば観念的支配関係が私的所有権を構成し、第二に商品の売買契約によって、動的な「交換という社会的な過程」＝「契約」が成立することとなり、そのような社会的モメントが「私的な所有と対立」するという。川島『所有権法』（前注7）27頁。これに対し、山中・前掲書評（前注7）101-102頁は、このような「私的モメント」と「社会的モメント」との使い分けの仕方に疑問を提示している。

の関係としての商品交換の規範関係においては、その論理的構造は、第一に私的所有権（商品交換の静的基礎、権利の私的モメントDasein）、第二に、契約（商品交換の動的過程、権利の社会的モメントの定在）、第三に、人格（相互に媒介しあっているところの私的所有権と契約との、且つその両者を統一し且つその基礎・出発点たるところの、所有権の私的性質の・人間における定在）」である、と<sup>55</sup>。ここではむしろ、「法的人格」こそが「出発点」であると規定されているようにも読める。そしてその場合には、「法的人格」に帰属する「私的所有権」と「法的人格」相互間で締結される「契約」との関係が、より論理整合的に理解されるであろう。

こうして結果的に、川島的な「所有権」（「人と人との関係」）は、それ自体として——独立したところの——「社会的モメント」たる「契約」（「人と人との関係」）を介し、その「動的過程」を獲得する<sup>56</sup>。こうして、川島説においては「人と人との関係」の二重化が完成される。しかしながらこれは、近代的所有権における一種の同義反復（トートロジー）であり、言い換えればその同義反復を通じて所有権の消極的な把握へと至らしめる根源でもあった、といえよう<sup>57</sup>。むしろ、川島が近代的な「経済的または精

55 川島『所有権法』（前注7）27-28頁。括弧内・原著。

56 このことは、川島が「商品交換の過程」を表出する近代法の「基本的カテゴリー」として、「私的所有権・契約・人格」が、いわば並列的に抽象化されて現象すると述べる場合に妥当する。川島『所有権法』（前注7）28頁。なお、「私的所有権・契約・人格」の相互関係とその統一的な理解を深めることはそれ自体として必要であり重要なことである。たとえば、藤田『法と経済の一般理論』（前注40）289頁を参照。だが、契約の「基礎・起点」として私的所有権を固定化する（川島・前掲著作集31頁）ならば、逆に行き過ぎとなる可能性が出てくるであろう。このような「所有権起点論」は、たとえば藤田・前掲書233頁によっても批判されているところである。ちなみに川島は、『所有権法の理論』における「近代的所有権と法的人格と契約」の「相互関係」の説明について、「現在の私には方法論的に不満足なんです」と率直に告白している。川島『軌跡』（前注1）166頁。

57 その意味において、川島は、近代的所有権における「分解」・「睡眠状態」の肯定（これこそ近代的所有権の消極的把握の典型的所産である）を説いた我々

「神的世界」における「自由」の確立」、および「精神的意味における「人格」の確立」を強調する場合<sup>58</sup>、おそらくそこにこそ私的所有権と契約との結節点・媒介項・集約点が存在するというべきではないだろうか<sup>59</sup>。

このように、川島において所有権の「私的モメント」（「私的性質」）と「社会的モメント」（「社会的性質」）との関係はやや複雑であり難解である。なかでも、「私的性質」は個人的自由を意味し、その行き過ぎを「社会的性質」が修正原理として抑え込むという（川島的な）図式的理解に立つとき、その場合の「社会的性質」は法的な意味での「権利濫用の法理」として機能する、とされる<sup>60</sup>。川島は、そのような修正原理の出現を必然として捉えつつ、同時にそれによる個人的自由への抑圧（ナチス法学を典型例とする）を問題視する<sup>61</sup>。それは、それとして説得的である。ところが、そのライン上で、「私的所有権の制度一般を攻撃するところの無政府主義および共産主義の理論が、このような矛盾が現実化したところの一九世紀後半に西ヨーロッパにおいて現われた」とし、プルードンとカール・マルク

ㄨ 妻栄の影響下にあったということが出来るかも知れない（我妻説につき前注50を参照）。これは、一種の「経済還元主義的」な思考の表現であり、同時にそれ自体として政治的要素をとまなうものであった。この点、吉田邦彦「川島武宜『所有権法の理論』[1949年（新版1987年）・岩波書店]」加藤雅信（代表編集）『民法学説百年史』（三省堂、1999年）156頁以下も参照。

58 川島『所有権法』（前注7）32頁。

59 それゆえ、川島のように、私的所有権を「起点・出発点」に据えることはありうること（可能態）であるとしても、それが必然的結論であるとは言い難い。このことは、すでに藤田勇によっても指摘されている。藤田『法と経済の一般理論』（前注40）232-233頁。なお、この点については前注56と同旨であるが、その重要性に鑑みてここでも繰り返し指摘しておく次第である。

60 川島『所有権法』（前注7）34頁。すなわち、「所有権の私的性質と社会的性質との対抗・矛盾関係」が「現実化」され、「拡大」する場合に、この「矛盾」が「権利の濫用」として意識されるに至る。こうして、「権利濫用」の法理の成立は、所有権の私的性質の独立化の矛盾の現象型態、その所産にはかならない。」（川島・前掲同頁、傍点・原著）。なお、山中・前掲書評（前注7）104頁は、「権利濫用」の機能を所有権の私的性質の制約原理とみることに批判的である。

61 川島『所有権法』（前注7）35頁。傍点・原著。

ス（„Das Kapital“および„Deutsche Ideologie”）<sup>62</sup>の<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>見解を<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>並列的・連続的に取り上げるに至る<sup>63</sup>。

⑤ 近代的<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>所有権と私法・公法の<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>独立的形成（近代国家と市民社会との関係）

ともあれ、私的<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>所有権・契約・人格の「三つの基本的な法的カテゴリー」は、「国家<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>権力から遮断された・独自の・自己完結的な存在」としての「私法<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>の成立」を「必然的」なものとする<sup>64</sup>。こうして、その必然的な行程において、近代的な私法と、それ自体また近代的な公法との形式上の二元化（川島的にいえば、「私法と公法とへの法体系の分裂と対立」）が出現する<sup>65</sup>。とはいえ、川島によれば、近代私法と近代公法との関係は、あたかも市民社会と近代国家（「市民的<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>国家」）との関係の写し絵<sup>66</sup>であり、よっ

62 なるほどマルクスは資本主義的な私的<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>所有に否定的であり、その否定的側面（特に剰余価値の搾取）を批判的に克服すべきであると主張していた。だが、その克服の先に登場する高度な社会のもとでの、主要な生産手段の「共同所有」を包括するところの、新たな「個人的<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>所有」制度の発展的な生成を展望していたことを無視することはできない。マルクス『資本論 I b』（1867年）全集23巻第2分冊（大月書店、1965年）995頁。

63 川島『所有権法』（前注7）36頁および38頁注11。ブルードンは、貧困の源泉であるとしてとして、私的<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>所有権そのものを直接的かつ全面的に否定したが、マルクスは資本主義社会の根本的<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>矛盾の科学的析出を直視しつつ、主要な生産手段の社会的共同管理の将来的な必要性を主張しようとしたのであり、それゆえマルクスはブルードンを批判するための書・『哲学の貧困・ブルードンの『貧困の哲学』への返答』（1847年）を著わしたのである（全集4巻〔大月書店、1960年〕59頁以下）。

64 川島『所有権法』（前注7）39頁。傍点・原著。そのような意味において、「前国家的な自然状態」によって規定されつつも、「封建的<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>諸勢力への対抗関係」の自覚において、それゆえになかば「革命的」でもあった「自然法論」が高く評価されている。川島・前掲書同頁（傍点・原著）。

65 川島『所有権法』（前注7）39頁。

66 それと関連して、「市民的<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>国家と「市民」社会との内的統一関係」という観点につき、川島『所有権法』（前注7）72頁。また、「市民社会の政治的投影としての市民的<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>国家」という観点については、川島・前掲書109頁。これは市民社

て「市民」と国家との関係は本質的には私法関係とことなるところなく主体的な権利義務の関係として成立するのである。」<sup>67</sup>とする。川島の『所有権法の理論』は、このようにトータルな形で「近代法の体系」の形成を直視し、理論化し、そしてその起点に近代的な私的所有権を据える<sup>68</sup>。本稿の観点からすれば、あくまで私的所有権・契約・人格の相互的独立と自律的運動の承認のもとで、それら三者の「相互連関」と「統合」とが有機的に把握され、理解されればよい。川島もそのことを承知の上で、あえて近代的な私的所有権に力点を置いたと考えれば済むことであるのかも知れない<sup>69</sup>。

#### ⑥ 『所有権法の理論』における「法意識」論

次に川島は、近代的所有権に関する「法意識」の問題に視点を移す。周

---

ゝ 会と国家との関係に関する一元論 = 市民社会主導型の国家論である（広渡・前掲書〔前注8〕250頁も参照）。このような川島による「市民社会」重視の姿勢は、その後「変容」し「稀薄化」する。そしてその起点として、川島の『科学としての法律学』（1955年）が指定される。吉田（克）「川島市民社会論を改めて学ぶ」（前注8）69頁を参照。

67 川島『所有権法』（前注7）40頁。傍点・原著。

68 川島は、近代的な私的所有権が近代公法・憲法をリードしたとし、その例証として、1776年ヴァージニア人権宣言第7条、1789年フランス人権宣言第17条、1919年ワイマール憲法第153条、1947年日本国憲法第29条などを挙げている。川島『所有権法』（前注7）42頁注15。

69 もっとも、川島は、戦中の「経済統制法」について、それが近代的所有権の私的性格を否定する点で「ゆきすぎ」の議論であったとしつつも、「それが、恐慌の時代または戦争の時代の産物であるということを思い合せるときは、一定の国々においては歴史的に当然であった」と述べる。川島『所有権法』（前注7）42頁。この点、川島は当時の言論事情を考慮するとともに、恩師・我妻栄の作品『経済再建と統制立法』（有斐閣、1948年）の存在を意識していたといえよう。なお、「我妻理論」は、最終的には「国家の統制を展望する」が、「国家というものに対してどのような認識をもっていたかは明らかでない」と指摘するものとして、渡辺洋三『法社会学とマルクス主義法学』（日本評論社、1984年）140頁以下、特に145頁。

知のように「法意識論」は、川島のライフワークの一つをなすテーマである。それが川島の1949年の本書中にすでに一項目を割いて論じられていることは興味深い<sup>70</sup>。まず一般的な立論として、川島は以下のように述べる。すなわち、「ここで私が問題にしようとするのは」、もっぱら「一定の法規範・その体系が現実<sup>71</sup>に存在している場合にその現実存在の構成要素として客観的に存在するところの——したがって、人が法技術的に観念を構成する以前に存在するところの——人々の意識である。」<sup>71</sup>。

このように、およそ主観化されて論じられがちな「意識」を、川島は客観的な存在として、それを対象化して取り扱う<sup>72</sup>。しかも、それを社会的・経済的ファクターとの関連で考察する。そのような「法意識」の捉え方には十分に積極的な要素が含まれている。なにより、川島の立論には歴史的観点が適切に取り込まれている。たとえば川島は次のようにいう。すなわち、「現実<sup>73</sup>に妥当する法規範・その秩序」は「一定の歴史的な生産関係のうちに且つ一定の歴史的な生産関係として、存在する」ものであり、「その意識の側面・条件もまたそれに応じて一定の歴史的形態をもっている。それぞれの歴史的な社会は、それに固有な法規範とともに、それに固有

---

70 戦後まもなく——川島が『所有権法の理論』の刊行を準備していた頃——すでに「民主主義革命の主体的＝意識的条件」の成熟の必要性が彼によって語られていたことも無視できない。川島「日本社会の家族的構成」（1947年）・同『日本社会の家族的構成』（日本評論社、1950年）24頁。同『著作集第十巻・家族および家族制度1・家族制度』（岩波書店、1983年）17頁。

71 川島『所有権法』（前注7）59頁。傍点・原著。なお、近代的所有権の「法意識」に関して、川島が「人々の意識である」という場合、私的所有権に関する所有者間の権利の相互承認・相互尊重、さらに「市民社会全体の承認尊重」という観点が織り込まれている。この点、川島・前掲書63頁。

72 そのような「法意識」の客観化は、近代的所有権の現象形態における「客観化」の基礎をも形成する。言い換えれば、「近代的所有権は、だから人の主体的自由の・物的世界における客観化として現われる。」。川島『所有権法』（前注7）61頁。傍点・原著。なお、この引用文につき川島は、先行業績として、ヘーゲルの『法哲学綱要』およびイエーリングの『権利のための闘争』を挙げている。川島・前掲書67頁注40。

な法意識をもっている。」<sup>73</sup>。そして「近代的な法意識は、人類の精神史における一つの画期的段階を画する」のであり、それゆえ「近代的所有権の法意識」も、いかにそれを近代的な立法として「輸入」したとしても、それが「わが国の民衆」において「現実的妥当」と「現実的内容」を包含しつつ「特殊=近代的な法意識」として根づかない限り<sup>74</sup>、そこに近代的所有権が「確立」したものとはいえない<sup>75</sup>。そのような意味で、「所有権の法意識の問題」は「法社会学」固有の課題として捉えられ、かつ同時に社会改革のための「実践的課題」として把握される必要がある。とする<sup>76</sup>。

このような川島的な「所有権」に関する「法意識」論は、イエーリング的な『権利のための闘争』の日本版ともいえるものである<sup>77</sup>。さらに、川島のリアリズムは、「近代的所有権の意識」を改めて俎上に載せつつ、それを「矛盾」した存在として把握する。すなわち「近代的所有権の意識」は「それ自身のうちに内在的の矛盾を含んでいる」とし、その矛盾を「市民社会の中に現実存在している」ところの「商品所有権の「自由」」（あくまで「形式的」で「抽象的」な意味での「自由」）と、商品生産に従事する労働者が自己の「労働力の売却」を必然化せしめられている「現実の生産行

---

73 川島『所有権法』（前注7）59-60頁。傍点・原著。このように川島は、経済的諸関係に意識が強い影響を受けることを承認しつつ、意識の基礎的な「一定の歴史的型態」の存在を指摘する。これは、マルクス=エンゲルス「ドイツ・イデオロギー」（1845-1846）全集3巻26頁の、「社会的産物」としての「意識」論を髣髴とさせるものである。かてて加え、戦後の日本国憲法の理解を通じた主体的な「法意識」の形成もまた、このような「一定の歴史的型態」の反映とみることができよう。なお、「新憲法を使いこなす「主体」の意識」という観点につき、高橋眞『日本的法意識論再考——時代と法の背景を読む』（ミネルヴァ書房、2002年）18頁以下。

74 川島は、近代的所有権にかかるわが国「法意識」の欠落ないし脆弱性の例示として、「地主・商店主・家主、株式会社型態をとる大資本所有者」などの「法意識」を挙げている。川島『所有権法』（前注7）62頁。傍点・原著。

75 川島『所有権法』（前注7）60-61頁。

76 川島『所有権法』（前注7）60-61頁。

77 川島『所有権法』（前注7）62頁のイエーリングに関する記述を参照。

程」における労働者の「被支配・被強制」の社会的規模での現実化との間の「矛盾」である<sup>78</sup>。そして川島は、そのような「矛盾」を自覚的に受けとめて形成された「精神的基礎」こそが「近代的労働運動と近代的労働法の成立」を促したとする<sup>79</sup>。ちなみに、川島はドイツの労働法論において当時支配的であった「近代的労働関係の従属性論」には自覚的に距離を置く。それはおそらく、川島が「資本制経済こそは労働者を資本家と平等な「自由」な商品主体者とすることによって、彼に主体的人間としての意欲と行動とを運命づけている」とする態度に示されている、といえよう<sup>80</sup>。

### ⑦ 「近代的所有権の観念性と絶対性」再論

さて、次に川島は、改めて「近代的所有権の観念性と絶対性」に考察の重点を移す<sup>81</sup>。この点は、先ほど若干言及したところ（上記③の箇所）と密接に関連する。すなわち、ここで川島が、所有権の「観念性」という場合、それは、物への現実的・事実的支配を前提とする「占有訴権」との対比、および歴史的なゲルマン的封建法制度に特有な「ゲヴェーレ」（Gewere）<sup>82</sup>との対比によって確認されるべきところの——「現実的支配の有無

78 川島『所有権法』（前注7）66-67頁。傍点・原著。なお川島は、「現実の生産行程」における「剰余価値」産出の秘密にも触れないし、いわゆる商品の「物神崇拜」に関する問題にも触れないが、当時としては最大限に「社会科学的」に構成されたところの、社会経済的に根本的な「矛盾」を媒介にした「法意識」論を提示したこと、確かであるといえよう。

79 川島『所有権法』（前注7）67頁。傍点・原著。

80 川島「労働法の特殊性と労働法学の課題」（前注43）48頁。傍点・原著。なお、川島『所有権法』（前注7）68頁注47も参照。このような労働者の主体性把握は、川島の先見性を示す標識の一つである。今日、これは「労働法における自由と自己決定」をめぐる問題として議論されていることとも関連するであろう。西谷敏『労働法における法理念と法政策』（旬報社、2024年）293頁以下。

81 川島『所有権法』（前注7）94頁以下。

82 「ゲヴェーレ」とは、あくまで「権利」それ自体を指すのであるが、それは同時に物への事実的・現実的な支配を構成要素としている。川島は、そのような権利の外形的徴表として、「ゲヴェーレ」の「権利の衣」的な側面を指摘する。メ

に關係のない・客体の観念的な帰属」としての——所有權の抽象的な価値支配性<sup>83</sup>ないしタイトルの性格のことである<sup>84</sup>。その保護機能の典型は、「観念的所有權」が「物權的請求權」によって守られるということに置かれる。むしろ川島にとっては、所有權は、物權的請求權によって守られて初めて所有權としての存在がそのものとして肯定される。この論旨は、それ自体として、かなり実用法的・法解釈学的に特化したものである。それが、いわば法社会学的な「人と人との關係」としての所有權（＝「近代的所有權」としての「観念的所有權」）の論理によって根拠づけられる<sup>85</sup>。他方、所有權の「絶対性」は、上記の「物權的請求權」の「総体」が万人に対して「無数に潜在的に存在する」ものとして観念されるという点に求められる<sup>86</sup>。このような、上記川島の態度は、法解釈学上、「所有權」の極端な抽象化・観念化あるいは記号化を帰結するであろう。

なるほどヘーゲルは、「価値の概念」(Begriff des Werts)として所有權を考察する場合、(所有の対象たる)物それ自体は「一つの記号」(ein Zeichen)であって、たとえば手形(Wechsel)はその紙の性質とは無關係に、

---

↘ 川島『所有權法』(前注7)97頁。ちなみに、戒能通孝は川島のゲヴェーレ研究に特に高い評価を与えている。戒能・前掲書評(前注7)168頁。

83 この場合の「抽象的な価値支配性」は、封建的所有關係に特徴的であった土地の「利用Gebrauch」価値の即物性を克服したところの、近代的な「資本制經濟の必然的所産」としての「価値Wert一般」に対する支配性である。川島『所有權法』(前注7)102頁および105頁注5、注6を参照。

84 川島『所有權法』(前注7)94頁。それゆえ、「すなわち所有權は、物權的請求權によって観念的であると同時に絶対的な權利たるのである」とされる。川島・前掲書同頁。

85 川島的な「人と人との關係」としての所有權が「観念的」であるゆえには、その封建法的な先行形態として現実的・事實的支配＝ゲヴェーレが存在していたところ、近代的所有權は、それを克服したものであるがゆえに、いわば形式論理的に「観念的」なものとして把握される。その「観念的所有權」が、万人に対する無数の物權的請求權によって初めて「絶対性」を保持する点については、前注32、33および次注86に対応する本文を参照。

86 川島『所有權法』(前注7)94頁。

価値の普遍性を体現する特別な記号であるとし、それをあくまで抽象的に考える場合、その価値の究極の形態をになうものが貨幣（Geld）であるといっている<sup>87</sup>。しかるに彼は、他方で「物の全面的な所有者」（voller Eigentümer der Sache）とは、その物の価値（いわゆる「交換価値」）と並んでその利用ないし使用（Gebrauch）を享受するものである、ともいっている<sup>88</sup>。すなわちヘーゲルは、物の交換価値と使用価値の統一体が所有物であり、または商品である、とする<sup>89</sup>。この点に照らせば、川島による所有権の観念性は、物的価値のもつ抽象的側面（価値の一般性を体現する側面）に定礎されたところの、かつまた、その対象たる物が端的に「記号化」されたところの、所有権の消極的な把握にほかならない、というべきことになる。それゆえにこそ川島は、「近代的所有権の観念性は、その客體たる財貨の観念性そのものによって規定されている」とするところの、それ自体として同義反復的な説明にいきつくのである<sup>90</sup>。

87 Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse, 1821, Suhrkamp taschenbuch Wissenschaft, Werke 7, 2. Auflage, 1989, S. 137. ちなみに、ヘーゲルは、いわゆる近代的な「国家経済学」（Staatsökonomie）の代表者として、スミス（Smith）、セイ（Say）、リカード（Ricardo）の名と、彼等の主要著作を注記している。Hegel, a. a. O., S. 347 Fn. 13. したがってヘーゲルは、古典派的な「労働価値説」の継承者であり、その意味でマルクスの先行者であった。このこととの関連で付言すれば、「ヘーゲルは、経済学においてはアダム・スミスの傾倒者」であり、要するに「ヘーゲル」は「アダム・スミスの弟子」であった、とされる。ルカーチ『若きヘーゲル（下）』（著作集11・白水社、1987年）149頁および158頁。

88 Hegel, Grundlinien (Fn. 87), S. 136. この場合、「消費」（Verbrauch）は利用ないし使用の亜種（いわば利用・使用の結果が消費である）として捉えられている。

89 Hegel, Grundlinien (Fn. 87), S.135-136. それゆえ、たとえば「封土」に関する負担を引き受けた者＝「封土保持者」（Lehnsträger）は、「全面的所有者」とは異なり、土地の使用権をもつが、その譲渡権（価値の処分権）まではもたない（S.137）。なお、「封土保持者」というタームは、長谷川宏・訳『ヘーゲル・法哲学講義』（作品社、2000年）143頁の記述によった。

90 川島『所有権法』（前注7）101-102頁。傍点・原著。もっとも、川島が「貨

われわれは、ここで「財貨」の「観念性そのもの」が、近代的所有権の「観念性」を規定する、という構成が採用されている点に特に留意しておく必要がある。なぜなら、そのことによって近代的所有権の二重の「観念性」（すなわち、近代的所有権の「権利」としての「観念性」と、その客体である「財貨」〔物〕の「観念性」との二重性論）が提唱されている、といえるからである。こうして、いわば川島は、近代的所有権を二重の「観念性」でもって蔽い尽くすかのようなのである。なお川島が、「物の支配」が「観念的な権原に基いて独立に保護される」<sup>91</sup> という場合、それはあくまで客観的存在としての「権原」を指すと考えるべきである。そして、それは確かに現実的・事実に支配としてのゲヴェーレと区別されるべきタイトル的な存在である。その限りで「観念的な権原」という表現は正当性をもつ。しかしながら、それによって近代的所有権の価値的実体性、あるいは割当的な帰属性を無視することはできない、と考える（すでに述べたように、所有権の「実体」＝「内容」が第一次的なものとしてあるからこそ、それを保護するために物権的請求権による保護が第二次的なものとして認められるのである）。ところが、川島の「観念的」な近代的所有権論は、端的にそれと反対の立場を引き寄せる。その「反対の立場」こそ、まず第一次的に「物権的請求権の総体」が先行的に存在しており、よってそれが所有権の絶対性を根拠づけるといふ、いわば逆さまの「理解」にゆきつくのだと思われる。

ちなみに、川島のいう「所有権の私的性質」は、「資本制工場生産」の「大規模の分業と協業」の基礎のもとで、「資本所有者の生産手段所有権を生産そのものの行程において社会化する」<sup>92</sup> ものとして把握されている。このように、「近代的所有権は、本来的には私的性質をもちながらしかも

---

、幣」を「近代的所有権の客体の価値的観念性の集中的表現」として把握する態度には一定の先駆的な意味があるといつてよい。

91 川島『所有権法』（前注7）101頁。

92 川島『所有権法』（前注7）106頁。

同時に本来的に社会的な性質を内在せしめているのであり、しかもこのような私的性質と社会的性質とが独立化し対立していることが近代的所有権の本質的なモメントなのである。』<sup>93</sup>。こうして川島は、資本主義社会における所有権を本来的に「私的性質」のものとして捉えつつ、資本主義的生産関係のもとでの大規模な「分業・協業」のうちにみいだされる生産手段所有権の「生産そのものの行程」における「社会化」と、労働生産物＝「商品」の「価値」実体をなすところの「現実的な社会関係」＝「人間対人間の関係」とを総括し、それを所有権の「社会的性質」として表現する<sup>94</sup>。そして近代的所有権の「私的性質」は、その基本的性質を維持しつつ、さらにそこから「社会的性質」が独立化し、両者は対立するに至るものとして捉えられる<sup>95</sup>。この点、所有権の「社会的性質」ないし「社会的モメント」は、川島において「契約」を通じても把握されうるわけであるから、その所有権の「社会的性質」は——すでに述べたように——二重的・三重的な性格を帯びる。おそらく両者の共通項は、いずれも「人間と人間との関係」に「還元」されるという点に置かれるのであろう。しかしながら、資本主義的な生産関係における「分業・協業」の社会的性質と、「契約」の社会的性質とをいかに共通項で括ることができるのか、問題は

93 川島『所有権法』（前注7）106頁。なお、川島はヘーゲル『法哲学綱要』182節以下の参照を指示している（市民社会〔„die bürgerliche Gesellschaft”〕をテーマとした箇所）。ヘーゲルによれば、自立した個人の欲求の体系である市民社会において、個人が、「普遍性（近代社会における一般的な価値基準。人格・所有・契約などのもつ普遍性）」（Allgemeinheit）の媒介のもとに他者と関係づけられて初めて、（個々人の）特殊な目的（Zweck des Besonderen）が生み出され、それが市民社会発展の基礎をなす、とされる。Hegel, Grundlinien (Fn. 87), S. 339 ff.

94 川島『所有権法』（前注7）106頁。傍点・原著。その際、川島が「近代的所有権の客体の本質たる「価値」と規定する場合の「価値」とは、抽象的人間労働の価値（マルクス『資本論1 a』全集23巻第1分冊〔前注17〕52頁）を指すと考えられる（川島は「価値Wert一般」と表現する。川島・前掲書102頁）。

95 川島『所有権法』（前注7）106頁。

依然残されたままである。すなわち、仮に「人間と人間との関係」が両者の共通項として存在するといっても、結局同義反復＝トートロジーの域を出ない。むしろ、資本主義的な生産関係における「分業・協業」およびその発展的形態としての「機械制大工業」は、資本家的所有の私的性質を生産システム的に高度化せしめた形態であり、それはまた剰余価値の私的搾取を巧妙に覆い隠すところの、言い換えれば剰余価値の私的産出を経済合理的に高めるところの、資本所有権そのものの私的性質（「資本の魂」ないし「資本の本性」<sup>96</sup>）が貫徹したものと言いうる<sup>97</sup>。

なるほど、その「私的性質」のうちに、同時に「社会的性質」をみてとった川島の姿勢は積極的に評価されるべきものであろう。しかしながら、近代的所有権における川島的な「私的性質」と「社会的性質」との形式的な対置は、結局のところ、近代的所有権の「観念性」という規範的な概念装置を導き出すものでしかなかったように思われる<sup>98</sup>。それゆえにこそ川島は、「近代的所有権」の「私的支配」性を肯定しつつ、同時に「それは単なる現象、単なるScheinにすぎぬもの」と規定するに至るのである<sup>99</sup>。

これに対し——川島的な所有権の「観念性」理解（所有権の消極的な把

96 この点、マルクスにおける「人格化された資本」とか、「自分自身を増殖する価値としての資本の運動」という評価観点が参考になるかも知れない。マルクス『資本論Ⅰa』全集23巻第1分冊（前注17）405頁、407頁および408頁などを参照。

97 もっとも、このことは、川島『所有権法』（前注7）第五章「資本としての所有権」の箇所やや敷衍されている。

98 川島『所有権法』（前注7）107頁。傍点・原著。川島によれば、物権的請求権ないし妨害排除請求権は「観念的権利」であって、これに対し権利の「現実性」もしくは「現実的利用関係」を保護するものが「占有訴権」とであるとされる。川島・前掲書119頁および142頁以下。ともあれ川島は、「観念的所有権」を保護するための物権的請求権それ自体を「観念的権利」として把握する。このような「観念性」の「二重化」は、割当て的な実体的価値をその「核心」とする近代的所有権の、さらなる空洞化を招き寄せることにつながりうるのではないか。

99 川島『所有権法』（前注7）107頁。

握）と対置されうるところの——所有権の「割当て内容」説は、その効果論における「客観的価値」説との結合において、社会的な規模で公正な「自由競争」秩序を確保せしめつつ、もって所有権の私的性質に関する法的なコントロールをより適切に実現する要素を内在させている<sup>100</sup>。さらに加えて、物権的請求権論において、「割当て内容」説は、川島的な「責任説」<sup>101</sup>とは異なり、物的支配秩序の論理に基づいた妨害排除費用にかかる目的適合的な「行為請求権」説を導くものでもある<sup>102</sup>。この点は、繰り返し強調されて然るべきことである。

とまれ次号では、「商品所有権」・「貨幣所有権」および「資本所有権」などに関する川島の見解をみていくことにする。

（未完）

---

100 「割当て内容」説と「客観的価値」説との関係について、不当利得法の領域で一定の考察を試みるものとして、拙著・川角『不当利得とはなにか』（日本評論社、2004年）に含まれる諸論稿（特に「侵害不当利得」に関するもの）を参照。要するに、内容としての割当ての対象は「客観的価値」（ないし「社会平均的価値」）であり、その不当利得法上の侵害の効果は「客観的な価値賠償」である。ちなみに、知的財産権の不当利得法上の保護根拠を「割当て内容」に求めるものとして、田村善之『知的財産権と損害賠償〔第3版〕』（弘文堂、2023年）103頁以下を参照。

101 川島の「責任説」は、「不法行為責任」＝「被告の故意過失によって妨害を生じた場合の責任」、さらに「契約責任」および土地相隣関係等に関する「法定責任」などの諸責任を対象としている。川島『所有権法』（前注7）117頁。このうち、「不法行為責任」に重点が置かれていくのは当然のことである。

102 拙著・川角『物権的妨害排除請求権の史的展開と到達点』（前注35）278頁。



## 緊縮財政とスウェーデン政治

——予算制度改革が政党システムに及ぼした影響をめぐる考察

渡 辺 博 明\*

### 目次

#### はじめに

1. 1990年代の予算制度改革
    - (1) 1980年代までの経済・財政状況と予算編成制度
    - (2) 予算制度改革の経緯
    - (3) 新制度とその意義
  2. 政党システムの変化
    - (1) 1980年代までの政党政治
    - (2) 多党化とブロック政治の流動化
    - (3) ブロック政治の実質化
    - (4) ブロック政治の再編へ
  3. 予算制度改革と政党システムの変化
    - (1) 契約型議会政治の進展
    - (2) 選挙連合政治とブロック政治の変質
  4. 緊縮財政とスウェーデンの民主政治
- おわりに

### はじめに

1980年代以降の西ヨーロッパ諸国では、新自由主義的な政策転換と欧州統合の進展を背景に、政権の党派性にかかわらず、財政規律を重視する「緊縮 (austerity)」路線が長期にわたり継続されてきた。その過程でいくつかの国は、単なる歳出削減にとどまらず、持続的な緊縮を可能とする

---

\* わたなべひろあき 龍谷大学法学部教授

ための制度改革にも取り組んできた。しかし、そのような制度変更は、政策選択の幅を構造的に制約することで、政権運営のあり方のみならず、政党間競争や連立形成の様式にも影響を及ぼす可能性をもつ。ここでは、北欧福祉国家の代表例と見られることが多いスウェーデンを取りあげ、予算制度の改革に着目して政党政治への影響を明らかにしていく。

第二次世界大戦後の経済成長期に公共部門を拡大しながら体系的な社会保障を発達させてきたスウェーデンにおいても、1990年代初頭の深刻な経済危機をきっかけに、中道右派政権の下で行財政の効率化をはかるための議論が進んだ。その結果、1990年代半ばには、分権的で合算基調の予算編成の仕組みを、総額と上限を決めたうえで各分野に配分し、調整していく形に改める制度改革が実現した。その際に、政治的な手続きとしては、次年度予算の全体を法案化し、一括して議決する方式が導入された。

こうした改革は、直接には財政規律の強化を狙ったものであったが、政党政治との関係では、政権与党に対し、予算の作成と執行を円滑に進めるために議会での多数派形成を確実にしておくことを迫るという作用をもった。それは、少数派政権が争点ごとに柔軟な合意形成によって問題解決をはかるというスウェーデン政治の特徴を一定程度変えることにもなった。すなわち、安定的な多数派形成を競い合う動きが強まり、左右の2ブロック対抗の固定化が進んだのである。

この傾向は、左右両ブロックが共通の選挙公約と首相候補を示して臨んだ2010年選挙で頂点に達した。その後、移民排斥を訴える右翼ポピュリスト政党の台頭によって政党政治に大きな混乱が生じたが、最終的にはそれが右派諸政党に受け入れられ、ブロック対抗の枠組みが再編されて現在に至っている。こうした動きのなかにも、前述の予算制度改革にともなう政党政治の慣行の変化が見てとれる。

これらのことから、緊縮財政（財政規律強化）志向の制度改革は、野党の意味を変えることを含めて政党の動きに少なからぬ影響を与え、「合意

形成型」から「多数決型」へと表現しうるような民主政治の変化を導いたと考えられる。

以上をふまえ、本稿では、緊縮財政を象徴する改革としての予算制度の変更に着目するとともに、政治全体のなかでも政党政治、とりわけ政党システムに注目してその変化を概観する。そのうえで両者の関係を論じ、「1980年代以降の西ヨーロッパにおける緊縮の政治学」という点から考察を加えたい<sup>1</sup>。

## 1. 1990年代の予算制度改革

### (1) 1980年代までの経済・財政状況と予算編成制度

スウェーデンは、第二次世界大戦後の長期的な経済成長が続いた時期に、社会民主党の長期政権の下で体系的な社会保障制度を発達させ、公的支出がGDPの60%を超える「高福祉・高負担」の社会を作りあげた。しかし、1970年代後半から1980年代にかけては、輸出主導型の成長が鈍化し、経済停滞の下で高福祉を維持しようとした結果、政府支出が膨張し、財政状況が悪化していた。

1976年からの中道右派政権期を経て1982年に政権復帰した社会民主党は、当時の固定相場制において自国通貨の平価切り下げを断行して輸出企業の競争力低下を防いだり、職業訓練プログラムの拡張により失業者の増加が問題化するのを避けたりしながら、一時的な景気回復を実現した。その一方で、財政に関わる構造的な問題については、認識されてはいたものの具体的な取り組みには至らずにいた。

1980年代後半には、経済活性化のための金融規制緩和が進められたが、それがいわゆるバブル経済を生み、1990年の金融会社の経営破綻から信用不安が広がり、金融危機が生じると、国全体が深刻な経済危機に陥った。1991年の選挙で3期ぶりに穏健党を中心とした中道右派の連立政権が誕生

すると、その下で政治・経済の両面にわたる大規模な構造改革の議論が進み、財政面での主要な改革として予算編成制度が変更されることになった。議論の経緯や新制度の内容については後述するとして、ここでは従前の予算（編成）制度の概要を確認しておく。

1990年代前半までのスウェーデンの国家予算は、いわゆるボトムアップ式で、政策分野ごとに経済資源を充てるべき社会的ニーズを検討したうえで、それを合算する方式で作成され、その後、財源をいかにして調達するかが議論されていた。つまり、まず必要な額を決めてから、それをどう賄うか検討するというアプローチがとられていた（Bäck et al. 2013: 84）。

1944年の制度改革以降、1995年まで用いられた予算制度は、具体的には以下のものであった（Board 1970: 246-248, Petersson 1993: 168-169）。

まず、会計年度は6月1日から翌年の5月末までで、たとえば「1992／93年度」のように表わされ、政府による予算案はその年の1月に議会に提出されることになっていた。

国家予算は、所得税や資産税などの直接税、付加価値税や物品税などの間接税、国債等借入金から成る歳入と、各種移転支出や消費支出、公共投資、国債償還費等の歳出からなる。ここで特に政治的な問題となるのは歳出のほうで、各項目の配分、さらにはその中でも最大の割合を占める各政策分野や自治体への移転支出の決定過程であった。

長期にわたる予算編成の過程は、会計年度開始時点の1年半前に始まる。前年の初めに政府が一般経済状況を発表すると、その年の春の間に各省庁においてそれぞれの分野での要求書がまとめられ、政府に提出される。それらをもとに、秋に具体的な予算編成作業が進められるが、その際には財務省が各省庁からの支出増額の要求を抑える役割を果たす。12月に政府が予算案を承認し、1月に公表して議会に提出する運びとなる。その後経済予測が更新されると、それをふまえて政府が3月に補正予算案を提出することになっていた。

スウェーデンの旧制度の場合、予算案が提出された後、春の間に議会で審議され、特に各委員会が細部を検討して修正していくところに特徴があった。議会が予算案の全体について議決する機会は設けられておらず、最後は財務省がさまざまな決定を集めて年度予算にまとめあげるという仕組みであった。

## (2) 予算制度改革の経緯

上述のような旧制度については、予算編成のあり方と決定過程の両方に対して批判があった。分野ごとに細部まで要求を汲み上げることにより、歳入の見込み以上に歳出が増える傾向にあり、1980年代の財政赤字の累積については、こうした予算過程の構造的な問題である面が大きかった。議会の審議も、国民経済全体の視点より、利益集団の主張が反映されやすいものとなっていた。

1980年代にはすでに、経済成長期に福祉国家の発展をもたらした政治経済構造が、その後の環境変化のなかで機能しなくなっており、大胆な行財政改革が必要だという議論も様々な形でみられるようになっていたが、予算制度の変更につながる動きとしては、1991年選挙で誕生した中道右派連立政権が1992年に設置した調査委員会（「経済委員会」、通称「リンドベック委員会」）が挙げられる。著名な経済学者A. リンドベック（Assar Lindbeck）が座長を務め、経済の再建と財政基盤の強化、行政の効率化のための方策が広く検討された。同委員会は翌1993年に様々な提言をまとめた報告書を出した（SOU 1993: 16）。

ここでは、予算制度改革に関して3つの提言がなされていた。一点目は、政府による予算編成機能を強化し、早い段階で総額と各省庁の予算額の基準を決めるべきだとされた。二点目に、議会の予算審議過程では財務委員会に管理・調整機能をもたせるとともに、個別領域の検討に入る前に総額に関する拘束力のある議決を行い、その後ある項目の増額を提案する場合

は他でその分を減額しなければならないとされた。三点目に、予算案（予算書）は包括的で透明性のあるものでなければならず、基本的にはすべての政府支出が予算作成過程で可視化されるべきであるとされた（SOU 1993: 16: 168）。

その後、1994年選挙で政権交代が起こり、こうした動きを主導した穏健党が下野することになるが、100項目以上に及んだ同報告書の提言の一定部分が社会民主党の下で実現されていった。とりわけ予算制度改革については、1996年までに基本的にこの提言に基づく新制度へと移行した。

### （3）新制度とその意義

旧予算制度に対する抜本的な改革の結果としての新制度の概略は以下のようであった。

その要点は、従来の積み上げ型の予算編成方式を見直し、総額をあらかじめ設定したうえで分配・調整を行うトップダウン型の制度に移行することにあった。それは政府の統制能力を強化するとともに、財政運営の一貫性と持続可能性を制度的に担保することを目的としたものであった。

新たな制度の下では、まず、経済・財政状況を踏まえて、翌年度の国家予算の総額（支出上限）が政府により設定される。続いて、総額が27の支出分野（ほぼ省庁の政策領域に対応）に配分され、さらに分野内で具体的な項目ごとの案が策定される。その後、特定の支出項目に対して配分を増やす場合には、同一分野内の他の項目を削減して予算を捻出することとされた。この調整過程を財務省が一元的に管理することで、予算全体の整合性が保持される構造となっている。これらにより、予算作成の初期段階で定めた支出総額を超えて歳出が拡大することを制度的に抑制する仕組みが構築された点が重要である（Molander 2001）。

加えて、予算年度の起点も見直され、従来の7月始まりから暦年（1月1日開始）への変更が行われた。これに伴い、1996年度の予算は特例とし（龍法 '26）58-4, 74（1116）

て6か月間に設定され、1997年度より新たな会計年度制に移行した。さらに、予算法案の国会提出・審議の手続きについても、政府は予算法案を9月に提出し、11月までに一括して審議・採決する方式に移行した。議会においては、個別政策項目ではなく支出分野単位でのみ修正が許容され、先に議決されている予算全体の統合性を損なうような修正は制度的に抑制されることになった。

以上のように、1990年代半ばに導入された予算制度は、財政規律の強化と政治の一貫性の確保を制度的に実現する枠組みとして設計された。一度決まった総額を変えられないようにすることと、財務省による調整権限を明確化したことは、政府の予算運営に対する統制力を高めるとともに、歳出の抑制と政策調整の整合性の確保という点で大きな意味をもっていたといえる。

## 2. 政党システムの変化<sup>2</sup>

### (1) 1980年代までの政党政治

ここでは、予算制度改革の政党システムへの影響を検討するための前提として、スウェーデンの政党政治の一般的な特徴と1980年代から1990年代前半までの状況を概観しておく。

まず、政党の数と配置（政策的な傾向による位置関係）の点からみると、1980年代半ばまでのスウェーデンは「北欧5党制」の典型で、共産主義、社会民主主義、農業者、自由主義、保守主義の各政党が国政レベルで議席を有していた。具体的な名称としては共産党（1990年以降は左翼党）、社会民主党、中央党（1957年に農民同盟から改称）、国民党（2015年に自由党へ改称）、穏健党（1969年に右翼党から改称）であり<sup>3</sup>、それらがこの順に、社会経済への公的介入を求める度合いを基準にした「左-右軸」上に並んでおり、そのことが有権者の間でも広く認識されていた。1980年代半

ばまでは、基本的にこれら5つの政党が議席を分け合う状況が70年あまり続いていた<sup>4</sup>。

その後、1988年の選挙で、この時期に各国に登場し始めていたエコロジー政党の環境党が議会進出を果たすと、続く1991年選挙では、同党が議席を失ったものの、文化的保守主義の性格をもつキリスト教民主党と、重税と官僚支配を批判するポピュリスト政党の新民主党が同時に議席を得て、多党化が進んだ。次の1994年選挙では新民主党が議席を失い、指導部内の対立から解党に向かう一方で、同選挙で再び議席を得た環境党が、キリスト教民主党とともに議会政党として定着することとなり、2010年の選挙で移民排斥を掲げたスウェーデン民主党が議会参入を果たすまで7党体制が続くこととなる<sup>5</sup>。

次いで、諸政党間の関係についてみておく。政党の数や配置を前提としつつも、それらの間での相互作用のあり方に着目することが、本稿で予算制度改革の影響を検討するにあたって重要な視点となる。ここではそれを、政権形成をめぐる政党間の競合のあり方ないし政権構成や政権交代のパターンとしてとらえることにする。

その点からは、スウェーデンに関する重要な特徴として、「ブロック政治」の慣行と、少数派政権の多さやそれを支える制度的な工夫が挙げられる。

「ブロック政治」とは、5党制時代でいえば、社会民主党と共産党が左派ブロック（ないし社会主義ブロック）、中央党、国民党、穏健党の3党が（中道）右派ブロック（ないしブルジョワブロック）とみなされ、両陣営の合計議席の優劣によって政権のゆくえが決まる慣行を指していた。ただし、左派ブロックについては、社会民主党とかつての党内路線対立から生まれた共産党との関係は良好とはいえず、両者間で公式な協議がもたれることはなく、多くの政策的争点に関して共産党が左右軸上で社会民主党を飛び越えて中道右派諸党と協力することはないため、事実上前者が後

者の補完勢力として機能するというのが実態であった。これに対して、中道右派ブロックについては、社会民主党に対抗するためには3党で過半数議席を占めて、連立政権を目指すしかないという認識が共有されていた一方で、やはりそれぞれに立場や主張の違いがあり、具体的な選挙協力の動きなどはみられなかった。

第二次大戦後の政権の構成については、社会民主党が先述の共産党との関係を前提に単独で政権を担う期間が最も長かった。ただし、多数派政権となったのは、一度だけ過半数の議席を得た1968年選挙の後の3年間のみで、それ以外は少数派単独政権であった。

少数派政権の期間が長いことについては<sup>6</sup>、社会民主党と共産党との関係以外にも制度的な要因が関わっていた。というのも、スウェーデンの場合、首相や内閣の信任手続きにおいて、過半数の反対がない限り承認される（つまり、棄権は「消極的支持」ないし「容認」とみなされる）慣行があり、そのような政府と議会との関係が「消極的議院内閣制（negative parliamentarism）」と呼ばれていた。これは、比例代表制選挙に基づく多党制の下で、単独で過半数を占める政党がない場合でも混乱することなく議会を運営していくための工夫でもあった。またそれは、委員会での与野党間の交渉を通じて実質的な政策形成を行う議会のあり方とともに、「妥協の政治」（Rustow 1955）や「コンセンサス・ポリティクス（合意重視型の政治）」（岡沢 1984）と呼ばれたスウェーデン政治の全体的な特徴とも関わっていた。

1976年と1979年の選挙の後には、中道右派3党による連立政権が誕生したが、いずれも議員任期の途中で与党内の対立から一部が離脱し、その後は少数派政権となって、次の選挙を迎えていた。

このような状況で、1980年代末から1990年代初頭にかけて、その後議会に定着することになる2つの政党が加わった。このうち、キリスト教民主党は、選挙に臨む時点で自らを中道右派と位置づけており、議席獲得と同

時にその選挙で誕生した中道右派連立政権に参加した。他方、環境党は議会参入を果たした当初は、左右の既成政党とは距離をとり、いずれのブロックにも属さないという姿勢をとっていた。

## (2) 多党化とブロック政治の流動化

1991年選挙では、前年に生じた金融危機がさらに深刻な経済危機へとつながっていくなか、3期9年ぶりに中道右派連立政権が誕生した。経済自由主義の傾向を強めていた右派最大勢力の穏健党は、国民党とともに企業活動の環境整備や規制緩和と民営化による経済成長をめざしていた(Möller 2015: 263-264)。中央党は、両党の経済自由主義志向とは距離をとっていたが、政権参加は望んでおり、新規参入を果たしたキリスト教民主党を加えた4党連立政権が成立した。

その一方でこれら4党は、政策的には右派寄りで社会民主党を強く批判していた新民主党を政権交渉から排除した。選挙の前年にそれまで政治とは関わりがなかった著名人2人によって結成され、音楽イベントなどと組み合わせた派手な宣伝活動で急激に支持を広げていた同党を、信頼しうる勢力とはみなさなかつたからである。そのため4党の議席を合わせても過半数に届かない少数派連立政権となり、発足当時にはすでに深刻化していた経済財政危機への対応に追われるなかで、社会民主党に協力を求めざるをえなくなった。最終的に4与党は社会民主党とともに経済危機克服プログラムを策定し、それを実行に移していった。

経済・財政危機への対応が進むなかで迎えた1994年選挙では、国民党が今度は穏健党と距離をとり、社会民主党に対して選挙後の協力を呼びかけるようになったが、社会民主党は最後まで明確な態度を示さなかつた。選挙の結果、新民主党の議席喪失と環境党の議席再獲得があつたものの、左派(社会民主党・左翼党)が議席の過半数を占め、社会民主党の政権復帰が決まつた。

1994年選挙で政権に戻った社会民主党は、国民党のアプローチを拒否しながらも、かつてのように左翼党（旧共産党）の間接的な協力を見込むのでもなく、1995年になって中央党と協力関係を結ぶことを選んだ。ブロックの境界を越えたこの連携は、社会民主党党首・首相のI. カールソン（Ingvar Carlsson）と中央党党首のO. ヨーハンソン（Olof Johansson）との話し合いに基づく非公式な性格のものであった。

その政策合意の内容は、社会民主党が自らも関わる形で前政権期から進めていた財政再建策への支持を得る一方で、中央党の主張や支持基盤に配慮して非都市部の地域振興や農業政策をも重視するというものであった。また、社会民主党政府が、中央党の指名する相談役を財務省と防衛省に一人ずつ受け入れることで、その実効性が一定程度担保されていた（Lagercrantz 2005）。社会民主党としては、中道右派の中では防衛政策や社会政策での一致点も相対的に多い中央党に協力を求めたのであるが、その背景には、前述の予算制度改革により1996年以降は新制度の下で予算法案を議決する必要があり、議会内での多数派形成を確実にしておかねばならないという事情があった。

社会民主党内では、1996年にカールソンが辞職し、財務大臣であったG. パーション（Göran Persson）が党首・首相となったが、中央党との協力関係は維持され、次の1998年選挙まで続いた。

以上を政党システムの観点からみると、1980年代末から1990年代中盤までは、多党化が進むとともにブロック政治の枠組みが流動化した時期だといえる。

### （3）ブロック政治の実質化

#### 左派の連携

1998年の選挙では、左派が優位を保ったものの、社会民主党は支持を大きく減らし、同党の得票率は第二次世界大戦後最低となる30%台に落ち込

んだ。これに対し、左翼党が大きく支持を伸ばし、社会民主党、穏健党に続く第三党へと躍進した。

その背景には、かつて社会保障の拡充を主導した社会民主党が、政権党としては経済危機の克服のために緊縮財政を進めざるをえず、それに不満をもった各社会サービス利用者や公共部門従事者、失業者の一定数が左翼党支持に転じたことがあった。左翼党も、1990年に共産党から改称し、男女同権や環境保護を重点目標に加えるなどして党の刷新を図っていたことに加え、1993年から党首を務めていたG. シーマン (Gudrun Schyman) が庶民派として有権者との対話を重視し、女性、若年層、失業者の間で支持を得ていた。

さらに注目されたのは、議会参入当初はブロック対抗とは距離を置くとしていた環境党が、再分配政策においては左派と歩調を合わせる姿勢を見せていたことであった。

こうした状況で選挙後に社会民主党は、中央党ではなく、左翼党と環境党に協力を求めた。左翼党は自党の利益にもかなうとして提携に前向きであり、環境党は慎重な姿勢をみせながらも、特定の政策目標の実現のために限定的な協力関係に入ることを受け入れた。その結果、経済、雇用、社会保障、環境、男女同権の5つの分野で次の選挙まで連携していくこととなった。その手法として、共同で予算案を作成し、その実行を目指すとともに、議会および委員会内で協力していくこと、さらには3党間で定期的に協議を行うこととされた。こうして社会民主党の少数派単独政権を他の2党が閣外協力で支える体制が発足した。

続く2002年選挙では、社会民主党が議席を増やし、左翼党がその分の議席を減らすなどしてブロック間のバランスがほとんど変わらないなか、政権運営に関してもほぼ同じ体制が継続された。その際には、環境党が閣僚ポストを得ての正式な連立を求めたり、中道右派が同党との協力を模索したことから交渉に時間がかかったりしたが、最終的には、政策合意の内容

と協力の手法の両面で前回より緊密な関係が築かれた。すなわち、3党の立場が異なる外交、安全保障、EUの分野を除いたうえで121項目の政策目標が定められ、予算の作成と執行において次の選挙まで協力していくこととなった。また定期的な協議に加えて、左翼党と環境党が8名ずつ、いずれかの省庁にオブザーバーを置けることにもなっていた (S/V/Mp 2002)。

### 右派の結束

環境党が事実上左派ブロックに包摂され、3党間の協力関係が強まる一方で、中道右派の側にも大きな変化が生じた。まず、2002年の選挙で大敗を喫した穏健党において首脳陣の世代交代が起こり、38歳で新党首となったF. ラインフェルト (Fredrik Reinfeldt) を中心に政策面でも大胆な自己刷新がはかられた。同党の新路線は、大幅な減税と公的支出の削減を求める新自由主義的主張をとり下げ、自国の福祉国家を肯定しつつ、医療や教育の分野に民間資本や競争原理を部分的にとり入れて効率化とサービスの質の向上をはかるというものであった。また、選挙が近づくと自らを「労働者のための党」とまで呼んで自党の変化をアピールした。これらは、それまで方向性の違いを強調することで争ってきた社会民主党に対し、同党の路線に接近しつつ中間的な有権者を取り込む戦略であったといえる。

また、2004年の夏には、穏健党、国民党、中央党、キリスト教民主党が2006年選挙での政権奪取に向けた共闘を宣言し、合意事項をまとめた文書を発表した。そこではいくつかの基本目標が示されるとともに、次の選挙までに政策分野を分担しながら調整を進め、共同で選挙公約を準備することが示されていた (M/Fp/Kd/C 2004)<sup>7</sup>。

右派4党は以後「スウェーデンのための同盟 (Allians för Sverige)」(以下、通称となる“*Alliansen*”を訳して「同盟」と表記) と称して活動していくが、それが可能になった背景には、上述のように穏健党が極端な経済自由主義志向をあらためたことに加え、中央党が2001年から党首となっ

ていたM. オーロフソン (Maud Olofsson) の下で自営業者への支援に力を入れるなど市場志向に転じており、右派ブロックを構成する政党間の政策距離が縮まったこともあった。「同盟」は選挙戦に合わせて共通の選挙公約を発表し (Alliansen 2006)、世論調査での優位を保ったまま選挙に勝利して政権獲得を果たした。

この時の右派の共闘戦術は、事前に連立政権の構成や首相候補を明らかにして選挙に臨んだという点で、スウェーデン政治においてはそれまでにない試みであった。中道右派政党に関しては、過去の経験から共同での政権担当能力が懐疑的にとらえられがちであったが、主導する政策分野を分担して準備を進める方式は有権者の疑念を払拭する効果をもった。さらに、各党の党首および幹部が政策調整の責任者を務めたことから「影の連立内閣」として機能し、政権奪取後の閣僚ポストの配分も順調に進んだ。3期12年ぶりの中道右派政権となったが、4党の協力関係については大きな問題はなく、早い時期に次の2010年の選挙でも「同盟」として政権維持を目指すことが決まった。

## 選挙連合対決へ

上述のような右派の共闘戦術の成功を受け、それに対抗するように左派の側でも同様の動きが進んだ。2006年選挙では、左派も有権者に明確な政権構想を示すべきだと主張した環境党に対し、社会民主党が政権協議は選挙後にすべきという姿勢を崩さなかったが、2008年秋の時点で両党は2010年選挙に向けた協力を表明した。左翼党は当初、国際関係等での立場の違いから選挙前の協力には消極的であったが、2008年末までには3党で選挙連合を組むことが決まった。

左派3党による共闘体制は「赤緑連合 (Rödgrön koalition)」と呼ばれた。彼らは2009年7月に、①雇用の創出、②環境に配慮した社会への転換、③公正な社会の実現を目指すことを宣言し、10月には政府の予算案への対

案を提出した (S/V/Mp 2009)。そして翌年の選挙には、共通の選挙公約を作成し、社会民主党党首M. サリーン (Mona Sahlin) を首相候補として臨んだのである。

こうして2010年選挙は、スウェーデン政治史上初めて、左右の選挙連合によって争われることとなった。それはまた、その時点で国政に議席を有していたすべての政党がいずれかの陣営に加わったという点で、従来は非公式な慣行に過ぎなかったブロック政治が実体化したともいえる状態であった。有権者にとっては、投票時にいずれかの政権を明確に選択することになるという点で、従来とは意味合いが異なる選挙になったともいえる (詳細は後述)。

選挙の結果、僅差ではあったが右派が勝利し、ラインフェルト政権が継続することとなった。「同盟」は続く2014年選挙にも同じ体制で臨んだ一方、左派の側では、政権復帰に失敗した社会民主党が、左翼党との選挙協力が伝統的な支持者層の反発を招いたと認識したことなどから事前の選挙協力は行われなくなった。

#### (4) ブロック政治の再編へ

##### 排外主義政党「スウェーデン民主党」の台頭

史上初の選挙連合対決となった2010年選挙では、左右両陣営が主に社会経済的争点をめぐって競い合う一方で、移民批判に特化して議会進出を狙っていたスウェーデン民主党が初めての議席獲得に成功した。同党は、ネオナチ的な民族主義運動に起源をもち、1988年の結党以降、国政選挙に候補を立て続けてはいたものの10年以上にわたり得票率が1%にも達しない泡沫政党であった。しかし、2000年代に入ると活動スタイルを穏健化させ、2005年に当時25歳のJ. オーケソン (Jimmie Åkesson) が党首に選ばれると、南部スコネ地方出身の若手で執行部を固め、極右イメージの払拭に努めながら、本格的に国政進出を目指すようになった<sup>8</sup>。

スウェーデン民主党は、2006年選挙では全国得票率2.9%と議席獲得要件（4%）に届かなかったが、2010年選挙では5.7%の得票率を記録し、議会参入に成功した。同党は、支持を減らした左翼党とキリスト教民主党を上回る20議席を得て、左右のブロックの間で決定票を握る立場となった。しかし、党員が人種差別発言を繰り返した過去をもち、移民排斥を唱える同党に対しては、すべての既成政党が非民主的勢力とみなして議会内での交渉を拒み続けた。それでも移民批判を続けたスウェーデン民主党は、続く2014年選挙でさらに躍進し（得票率12.9%、49議席）、社会民主党、穏健党に次ぐ議会第3党になった。

スウェーデン民主党は、2010年からの右派連立政権の時期には、議会参入直後で議席数が少なかったことや、経済政策において相対的には右派の主張に近かったことから<sup>9</sup>、政権を脅かすような動きを見せることはなかった。しかし、2014年選挙で社会民主党が政権に復帰すると、勢力を増したスウェーデン民主党が予算案の審議において政府に強く反発し、スウェーデン政治に大きな混乱をもたらすことになる。

## 2014年選挙と「12月合意」

2014年選挙後に発足した社会民主党と環境党の少数派連立政権は、左翼党の支持を取りつけながら予算案を作成した。他方で、「同盟」4党とスウェーデン民主党はそれぞれに対抗予算案を提出した。1990年代の予算制度改革で野党が対案を出すことも可能になっており、与党側は票決時の多数派確保の見通しを立てておく必要があったが、このときはその準備ができていなかった。

財務委員会での審議が続くなか、スウェーデン民主党は、自党案が否決された場合に「同盟」案を支持する可能性があることを表明していた。ただし、政府案が否決されれば内閣総辞職や再選挙につながるため、同党が批判を浴びることは避けられず、最終的には棄権するとの見方も強かった。

スウェーデン民主党が特に反発していたのは、難民受け入れ予算であり、それを見直せば対応を変えることも示唆していたが、政府が応じる可能性はほぼなく、首相のS. レヴェーン（Stefan Löfven）は政府案が否決されれば辞任すると明言していた。スウェーデン民主党が政権打倒を目指す姿勢を崩さなかったため、社会民主党は「同盟」に対抗案の取り下げを要請したが拒否された。

結局12月3日の採決でスウェーデン民主党が「同盟」案を支持したためそれが可決され、政府案は否決された。これを受けてレヴェーンは、辞任するのではなく、翌年3月に臨時選挙を行うと述べた。1958年以来となる臨時選挙の発表は国民に衝撃を与え、スウェーデン民主党への批判が高まった一方、選挙の有効性やコストを疑問視する声も多かった。

しかし、クリスマス休暇中の12月27日になって、与党と「同盟」4党は合同で記者会見を開き、臨時選挙の中止と今後の議会運営に関する合意を発表した。その内容は、①議会内で最も多くの支持を得られる人物を首相にする、②2015年度は春の補正予算で政府の意向を反映させつつ野党案を執行する、③2016年度以降は野党が政府予算案を尊重し対抗案を出さない、というものだった。特に注目されたのは、この合意が2018年でなく2022年選挙までを対象とした点である（S/M/Mp/C/Fp/Kd 2014）。

この「12月合意」は、スウェーデン民主党の影響力を抑え込むためのものであったが、政府にとっては野党の予算を執行するという苦渋の選択であった一方、野党側も次の選挙までの活動の自由を制約されるという点で双方の譲歩に基づく異例の措置であった。

## 2018年選挙後の政権協議と「1月協定」

2018年選挙の結果、わずかに1議席差で左派ブロックの優位となったが、議席を増やしたスウェーデン民主党が社会民主党に強く反発していたため、議会開会時のレヴェーン首相に対する信任投票が否決され、政権協議が始

まった。首相候補の指名権をもつ議長の選出も、スウェーデン民主党の支持により、慣例に反して穏健党から選出された。

議長はまず、穏健党のU. クリステション (Ulf Kristersson) を組閣担当者 (首相候補) に指名した。そして、「同盟」4党による政権にスウェーデン民主党が反対しないことを見越して票決に踏み切ろうとしたが、中央党と自由党 (2015年に「国民党」から改称) が、スウェーデン民主党の支持を前提とする政権には参加できないとの立場を表明した。両党は、社会民主党と環境党が許容する形での「同盟」政権を望んだが、社会民主党はそれを拒否し、クリステションによる政権樹立の試みは頓挫した。

次に議長はレヴェーンを組閣担当者に指名した。今度は中道2党が社会民主党中心の政権を容認すれば成立するはずだったが、選挙公約との整合性から両党はそれを拒み、交渉が行き詰まった。議長は11月14日にクリステションの信任投票を敢行したが、中央党・自由党の反対により否決された。

続いて議長は中央党のA. レーヴ (Annie Lööf) に組閣を託した。中道2党と社会民主党・環境党の連携による「ブロックを超えた」政権が構想されたが、穏健党とキリスト教民主党がこれを認めず、社会民主党も自党主導を譲らなかったため協議は不調に終わった。その後、議長がレヴェーンに対する信任投票の実施を表明すると、中央党と自由党は減税や労働規制緩和などの政策面の譲歩と引き換えにレヴェーン政権を容認する姿勢を示したが、今度は社会民主党が応じず、12月14日に行われた信任投票はまたも否決された。

交渉は年を越え、再選挙の可能性も浮上したが、スウェーデン民主党が再びキャスティング・ボートを握ると見られたことや費用への懸念から、世論は否定的だった。そのようななかで議長は1月末までの決着を目指し、中央党と自由党に選択を迫った。穏健党は中道2党の閣外協力による政権を構想したが、結局スウェーデン民主党の支持が不可欠であり、両党は再

びそれを拒否した。その後、2党はあらためて社会民主党・環境党との交渉に入り、前回合意できなかった3点（減税、住宅市場の自由化、労働規制緩和）を中心に妥協点を模索した。

最終的に、それらの要求を受け入れた社会民主党・環境党が中央党・自由党と合意し、1月11日に「1月協定（januariavtalet）」として発表された（S/C/L/Mp 2019）。同協定では、次の選挙まで政策や予算の面で協力する方針が示され、1月18日の信任投票を経てレヴェーンが首相に再任された。選挙から4か月あまりを経てようやく成立した新政権ではあったが、社会民主党と中道2党との緊張関係に加え、中道2党と左翼党との間にも深刻な対立があり、不安定なスタートとなった。

#### スウェーデン民主党の包摂とブロック政治の再編

「1月協定」により15年近く続いた「同盟」が解消されると、2019年3月には党首交代を経て保守色を強めていたキリスト教民主党が、それまで全党が避けてきたスウェーデン民主党との交渉に踏み切ることを表明した。2015年の「欧州難民危機」以後、スウェーデン民主党への支持はさらに拡大していたが、これで同党に対するいわゆる防疫線も解かれることとなった。その支持率は2020年1月には一時的に社会民主党をも上回り、「コロナ危機」の際に低下したが、その後回復して20%前後の高い水準が続いた。

2021年6月には、「1月協定」において社会民主党が中央党・自由党に譲歩して認めた都市部新築賃貸物件の家賃上限の撤廃に左翼党が反発すると、スウェーデン民主党は首相への不信任案を提出し、内閣が総辞職に追い込まれた。しかし、中央党がスウェーデン民主党と協力する政権には加わらない意向を示したため、クリステションを首相とする政権は実現しなかった。左翼党も右派政権を望んではおらず、あらためて行われたレヴェーンへの信任投票では棄権（消極的議院内閣制では「容認」）したため、社会民主党政権が続いた。

中央党は最終的に家賃上限撤廃の要求を取り下げたが、自由党は同意せず、穏健党との共闘に転じ、「1月協定」は2年あまりで破綻した。こうして政党間関係が流動化するなか、2021年11月には社会民主党の党首交代と予算法案の審議が重なり、再び政権危機が発生した。

社会民主党内では、8月に党首辞任を表明していたレヴェーンに代わり、11月の党大会でM. アンデション (Magdalena Andersson) が後任に選ばれた。同月24日に議会でアンデションへの信任投票が実施され、賛成は社会民主党と環境党のみだったが、左翼党と中央党の棄権により、新首相として承認された。しかし同日午後の予算案採決では、中央党が左翼党との交渉結果に反発して棄権したため、政府案は否決され、穏健党・キリスト教民主党・スウェーデン民主党が共同で提出した対抗予算案が可決された。これを受け環境党は、スウェーデン民主党が関与した予算の執行を拒否するとして連立政権からの離脱を表明し、アンデションも連立与党の一部が離脱した場合には政権自体が解消される慣行にしたがうとして辞職した。

こうして政権協議が始まったが、議長は穏健党中心の政権樹立は困難と判断し、11月29日に再びアンデションへの信任投票が行われた。社会民主党の賛成票に加え、環境党・中央党・左翼党の棄権により、アンデションは僅差で承認され、社会民主党の少数派単独政権が発足した。議席占有率が3割弱で、かつ野党予算を執行せざるをえない厳しい状況ではあったが、選挙まで1年を切っていたため暫定政権的なものとみなされた。

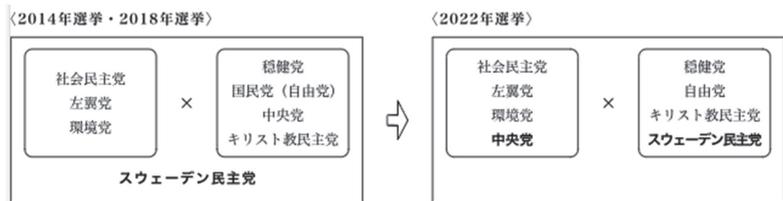
その後2022年に入るまでに、穏健党とキリスト教民主党はスウェーデン民主党との部分的共闘を進め、自由党も穏健党中心の政権の支持を表明した。一方、中央党はスウェーデン民主党への強い反発から社会民主党寄りの立場を維持し、選挙報道でも中道左派に位置づけられるようになった。

2022年選挙は左右4党ずつのブロック対抗の構図となった。結果は右派が僅差で左派を上回り、穏健党中心の政権が確実となったが、スウェーデン民主党はさらに議席を増やし、穏健党をも上回る議会第2党となってい

た。同党は、穏健党・キリスト教民主党・自由党との間で「ティードエー協定 (Tidöavtalet)」と呼ばれる取り決めを結び、難民受け入れの厳格化を含めた政策的主張を認めさせ、形式的には閣外協力でありながら、実質的には対等な立場で政権運営に関与することとなった (Sd/M/Kd/L 2022)。

こうして、スウェーデン民主党をめぐる各党の動きによって流動化したブロック政治の枠組みは、同党が右派ブロックに包摂された一方で、中央党が左派へと移動する形で再編された (図1)。このような政党間関係は2025年半ばの時点でも持続している。

図1 ブロック政治の再編



出所：筆者作成 (渡辺 2025: 172)

### 3. 予算制度改革と政党システムの変化

#### (1) 契約型議会政治の進展

1990年代の予算制度改革の政党政治への直接の影響は、少数派単独政権となるが多かった社会民主党が、特定の野党との長期的な協力関係を求めるようになったことである。1995年に中央党とのブロックを超えた提携に動いたのは、両党党首の個人的な関係があったにせよ、直前の野党期に中道右派諸党とともに取り組み始めた経済危機克服プログラムを遂行するためにも、新制度の下での予算法案の採決に備えて、相対的に信頼しう

る他党と組んで多数派形成を確実にしておく必要があったからである。次の1998年選挙の後に、それまでは正式な交渉を行ってこなかった左翼党や、議会参入当初から他党との連携に慎重であった環境党に閣外協力を要請したのも、新たな予算制度のもとでの政権運営に必要なだと判断したからであった。

こうした動きについて、デンマークの政治学者F.J. クリスチャンセン (Flemming Juul Christiansen) らは、議会政治における野党の役割への注目から、政治的決定への野党の包摂が進む過程としてとらえていた。より具体的には、強力な社会民主主義政党の少数派単独政権となることが多かったスカンジナビア諸国において、かつては争点ごとに連携する相手を柔軟に選びながら議会運営を行っていた政権党が、より安定的な多数派形成を求めて特定の政党に恒常的な閣外協力を求めるようになったことだとされる。さらにその原因としてトップダウン型の予算編成制度の導入があったことを挙げていた<sup>10</sup> (Christiansen/Damgaard 2008)。

同様に、この時期のスウェーデンの政党政治について、同国の政治学者T. ベリマン (Torbjörn Bergman) らは、野党の立場に着目し、かつては従属的な立場に置かれがちであった小政党が政権党との交渉により、さまざまな手段を通じてその立場を強めていると指摘した。とりわけ、少数派政権を特定の野党が閣外協力で支え、その共通目標を文書にして制度化するような議会運営のあり方を「契約型議会政治 (contract parliamentarism)」と呼んだ (Bale/Bergman 2006)。

「契約型議会政治」は、ベリマンが2000年代前半に、スウェーデンで活動するイギリスの政治学者N. アイロット (Nicholas Aylott) とともに、同国政治の新たな動向として唱えたものである。彼らによれば、1990年代から2000年代前半にみられた政権運営に関わる3つの政党間関係は、それぞれに政策協力と組織化の程度において異なっていたが、時とともに強まっているとみられていた。すなわち、1995年から1998年選挙までの社会 (龍法 '26) 58-4, 90 (1132)

民主党と中央党の関係は、政策面の合意は非公式なものであったが、正式な連立政権ではない野党の代表が政府機関に入る点で前例のないものであり、1998年選挙後から2002年選挙までの左派3党による協力体制は、そのような制度的措置はなかったものの5つの政策分野に関する合意文書が公開されていた点で協力体制はより強化されていた。さらに、2002年選挙後の3党協力は「121項目の合意」が文書化されて政策協力の範囲が大きく広がったうえに、左翼党と環境党による政府機関への代表派遣も定められていたからである（Bergman/Aylott 2003）。

そして、こうした変化の原因が、1990年代前半の経済危機のなかで導入された新しい予算制度にあると指摘される。すなわち、かつては予算案が提出された後の個別分野の審議において政府提案が否決されても、補足的な修正で済んでいたものが、予算案の全体を一括して票決する方式になったことで、政府は自らの案を議決する必要がある、野党は対抗予算案を準備するようになった（Bergman/Aylott 2003: 6）。こうして、選挙後に政権に就いた党が、早い段階で次の選挙まで持続する安定的な多数派を形成しようとする動きが生じることとなった。

なお、こうした予算制度改革の作用を別の角度から示すことになったのが、スウェーデン民主党と他の諸政党との関係である。「12月合意」を生んだ2014年の政権危機は、スウェーデン民主党の存在によって、社会民主党政権が閣外協力によっても多数派形成ができなかったために起こっている。すなわち、左右のブロックの間で決定票を握る立場となったスウェーデン民主党が、予算の採決時に政府案ではなく、野党案を支持し、後者が可決されたことによる。

さらに、2018年選挙後に政権協議が長期化した原因は、各党がスウェーデン民主党の影響力を削ぎながら多数派形成を試みたものの、その見通しが立てられなかったことにあった。2021年秋の政権危機も、消極的議院内閣制との関係があるものの、基本的には政府が自らの予算案を議決できず、

スウェーデン民主党が関わった野党案が可決されたことによる。その一方で、2021年秋以降、スウェーデン民主党が右派ブロックに包摂され、2022年選挙後に同党が右派3党連立政権と「ティードエー協定」によって閣外協力関係に入っている現状は、「契約型議会政治」の一形態として解釈することができるだろう。

ここで、第二次大戦後のスウェーデンにおける政権の構成およびその議席占有の程度に着目したタイプの変遷から、予算制度改革の影響を確認しておく。図2の「政権のタイプ」の欄は、いわゆる少数派政権の場合を「少」、多数派政権の場合を「多」としつつ、合意文書を取り交わした閣外協力政党の議席を加えると多数派になる場合を「(多)」としている。

これをみると、予算制度改革以降は、閣外協力によって多数派となった政権が増えている。それ以外は、「同盟」の成功による多数派政権が一度あるほか、少数派政権はすべてスウェーデン民主党の存在によって多数派形成がかなわなかったケースであり、最後（現在）は同党の閣外協力によって多数派となった政権になっている。これらのことから、制度改革を機に政権の多数派志向が強まったことがわかる。

## (2) 選挙連合政治とブロック政治の変質

「契約型議会政治」の傾向は、左派に対抗する右派4党による「同盟」の出現によって新たな局面を迎えた。2006年選挙に向けた「同盟」の協力体制は、共通の政策目標と首相候補を事前に定め、有権者に政権構想を明示して支持を訴えるものであった。これは、多数派確保の傾向の進展とともに、ブロック政治が実質化していく過程でもあり、それは左右両陣営が選挙連合を組んで対決することとなった2010年選挙で頂点に達した。

かつてのスウェーデン政治でも、ブロック政治が政権の行方を左右する枠組みとして機能していたが、各政党はそれぞれに固有の支持基盤と政策的主張を有しており、公式な政権協議は選挙後に開始されるのが通例で

図2 第二次世界大戦後のスウェーデンにおける政権の構成とタイプ

年	左派ブロック	右派ブロック	政権のタイプ
1945	社民		少
1948	社民		少
1951	社民	農同	多
1952	社民	農同	多
1956	社民	農同	多
1957	社民		少
1958	社民		少
1960	社民		少
1964	社民		少
1968	社民		多
1970	社民		少
1973	社民		少
1976	①	中央 国民 穏健	多
1978		国民	少
1979		中央 国民 穏健	多
1981		中央 国民	少
1982	社民 ②		少
1985	社民		少
1988	社民		少
1991	③	中央 国民 穏健 キリ民	少
1994	社民 ④	(中央)	(多)
1998	(左翼) 社民 (環境)		(多)
2002	(左翼) 社民 (環境)		(多)
2006	⑤	中央 国民 穏健 キリ民	多
2010	⑥	中央 国民 穏健 キリ民	少
2014	社民 環境		少
2018	社民 環境	(中央) (自由)	(多)
2021	社民		少
2022	⑦	自由 穏健 キリ民 (ス民)	(多)

予算制度  
改革

\* 網掛けは政権政党、下線は首相所属政党を表す。( )を付けた政党は、政策協定に基づく閣外協力政党を表す。  
 \* 「政権のタイプ」欄の「多」は多数派政権、「少」は少数派政権、「(多)」は閣外協力政党を含めて多数派を確保した政権。  
 \* 矢印(番号付)は「政権交代」を表す。

出所：筆者作成

あった。その点で、事前に政権構想が示されることは、有権者にとっての選挙の意味を変えるものであり、民主政治のあり方にも重要な影響を及ぼしたといえる。

ここで興味深いのが、1990年代にみられたメディアの論調や世論の変化である。とりわけ、社会民主党の優位が揺らぎ、経済危機克服のための与野党協力の時期を経た1994年選挙や1998年選挙では、政権構成への関心が高まり、特に社会民主党がどの党と協力するのかが注目された。しかし、同党は一貫して選挙前の態度表明を拒んだため、政権構想が明示されないことへの有権者の不満も見られるようになり、1998年選挙の前には著名な政治学者L. レヴィーン (Leif Lewin) もその問題を指摘していた (Lewin 1998)。

こうした議論の背景には、政党支持構造の流動化、すなわち、かつての5党制時代にみられたような職業的立場や思想を介した政党と有権者との安定的な結びつきの弱まりがあったと考えられる。この傾向は、恒常的な支持政党をもたず、選挙のたびに、さらには選挙戦の過程で投票日が近づいてから投票先を決める層が増加していたことにもあらわれていた<sup>11</sup>。先に述べた予算制度改革との関連でみると、早い段階から多数派確保を目指す動きと、こうした政党支持構造の流動化とが重なり、ブロック政治を変質させ、その実体化をもたらしたといえる。

その後、スウェーデン民主党が台頭すると、右派ブロック内では、かつて中道勢力と呼ばれた中央党と自由党が同党への反発から社会民主党との協力を動いたことで、穏健党やキリスト教民主党との間に溝が生じ、「同盟」の解消に至った。さらに曲折を経て、スウェーデン民主党が右派に取り込まれる一方で、中央党は左派側へ移動し、ブロック対抗の新たな構図が現れた。一度は崩れたかに見えたブロック政治の枠組みは、2022年選挙を前に再編成されたが、それも「契約型議会政治」から選挙連合政治に至ったのと同様の力学によるものであったと考えられる。

なお、複数政党が連立政権構想を事前に示して選挙に臨む動きは、世界的にみれば珍しいことではない。アメリカの政治学者S.N. ゴールダー (Sona N. Golder) は、2000年代半ばの時点で多国間比較を通じ、その条件や意義を検討していた (Golder 2005)。彼女の分析によれば、比例性が低い選挙制度のもとで政党数が多い場合にこうした傾向が強まるとされたが、スウェーデンは選挙制度の点でこの条件にはあてはまらない。それでも選挙連合政治が進展したのは、政党支持構造の流動化やブロック政治の慣行を背景に、トップダウン型の予算編成と法案一括議決型への制度変更という要因が作用した結果であるといえよう。

#### 4. 緊縮財政とスウェーデンの民主政治

本稿が着目した1990年代の予算制度改革は、長期的な低成長経済への移行に対応した行財政改革を象徴するものであった。それは単に恒常的緊縮財政の時代に適的な制度への転換というだけでなく、スウェーデンの民主政治における政策決定のあり方を変えるものでもあった。

従前の予算制度は、積み上げ方式で政府案を作成し、分野ごとに議会内委員会での審議・修正を経て国家予算としてまとめあげる仕組みであり、そのプロセス自体が「合意重視型の政治 (コンセンサス・ポリティクス)」や「妥協の政治」として語られてきたスウェーデン政治の特徴と密接に結びついていた。

スウェーデンの議会については、特に委員会の実質的な審議機能の高さが指摘されてきた<sup>12</sup>。そこでは与野党間の交渉を通じて政策が調整・修正されるとともに、議席数に応じて配分される委員長ポストを通じて野党も影響力を発揮することができた。こうした仕組みにより、多党制の下で少数派政権が争点ごとに他党と交渉を重ねることで、比較的安定した議会運営が可能になっていた。かつての予算制度もこの特徴の一部をなしていた

が、他国に比して交渉が細分化され、長期化していたことから、予算制度改革が議会改革の一環という性格をもつようになっていた<sup>13</sup> (Larsson 2001: 36)。

第二次世界大戦後のフォーディズム的な長期的経済成長の時代には、拡大する財政資源を労使をはじめとした社会勢力を代表する政党間の交渉と妥協を通じて分配する旧来の制度が適合的であり、それが議会内委員会での政党の行動様式とも補完的な関係にあった。そのなかで、組織化された労働者を基盤とする社会民主党が、包括的な社会保障制度の拡充と政治的支持調達とを連動させながら、高福祉・高負担型の福祉国家を築いてきたといえる。

しかし、1970年代後半以降のポスト・フォーディズム期には、経済の低成長による財源の制約の下で、財政支出に優先順位をつけ、取捨選択せざるをえない状況が常態化した。そのため、総額や上限を先に決め、その範囲内で各分野の調整を行うという新たな予算制度の基本設計が導入され、政権主導で一括法案として議決する方式へと変更された。その際には予算成立までの期間も短縮された。

こうした改革が実現するに至るまでの議論は、1980年代後半から1990年代前半にかけて、右派政党や財界の主導で進められた。そのなかでも現行制度の設計において中心的役割を果たしたのがエコノミストのP. モランデル (Per Molander) であった。彼は1990年前後に経済自由主義志向のシンクタンク「ティムブロー (Timbro)」から多くの著作を発表した後、1992年には先述の「経済委員会 (リンドベック委員会)」の事務局長として改革の実務にも関与した。

この時期の行財政改革を主導したのは右派であったが、社会民主党も現実の社会経済情勢を前に一連の改革案を受け入れざるをえず、中道右派政権とともに経済・財政危機への対応にあたり、政権復帰後も、社会サービス削減への批判に直面しつつ改革を遂行した。その一方で、福祉国家の成

果は国民に広く支持されていたため、2000年代に入ると穏健党は党勢回復と政権奪取を目指すなかで福祉国家肯定路線へと転換し、労働者層や浮動層の支持獲得をめざすことになった。こうした動きは、左右の主要政党の政策位置が接近する一方で、ブロック間対立は先鋭化するという矛盾した状況も生み出した。

新制度のもとでは、予算全体を法案化し議決する方式が、多数派形成を要請する効果をもったため、政策合意に基づく閣外協力や選挙連合といった手法が生み出され、選挙戦の段階から有権者を巻き込みつつ多数派形成を競う傾向が強まった。その結果、従来の合意重視型政治は、ブロック間競争の激化を通じて多数決型政治に近づいた。ここで、代議制デモクラシーに正統性をもたらす政党の機能を「代表性」と「応答性」のバランスという観点でとらえる議論に照らすと（中田 2015: 12-13, 22-23）、スウェーデンにおけるこうした変化は、かつての大衆組織政党が議会内交渉を重ねるといような「代表性」が重要であった状態から、1990年代以降、多数派形成と政権交代を通じた「応答性」の比重が高まる方向に進んだものと解釈できるだろう。

ここまでの内容を総括すると、経済状況の変化が緊縮財政を要請し、その制度的対応として予算制度改革が行われ、それが政党システムの変容を導いたことがわかる。また、経済成長期には、少数派政権の常態化や消極的議院内閣制と結びついた「合意重視型政治」であったものが、低成長・緊縮の時代には「多数決型政治」へと接近した。比例代表制選挙と結びつき政党間交渉の比重が大きいスウェーデン政治に、集権的な予算制度が導入された結果、政党間関係が変容し、ブロック政治の強化と対決型政治の進行という現象が生じたといえよう。

## おわりに

本稿では、スウェーデンの予算制度改革が政党システムに及ぼした影響と、それが同国の民主政治においてもつ意義について、一定の見解を提示できたと考える。

その一方で、1980年代以降の経済・財政状況の具体的な変化や、現実の社会経済政策の展開との関連についてはほとんど扱うことができなかった。また、スウェーデンにおける財政制度改革と政党政治の変化にみられる傾向について、スカンジナビア3国間の共通性を指摘する先行研究は挙げたものの（注9；Christiansen/Damgaard 2008）、その一般化可能性にまで考察を進めることはできなかった。これらについては今後の課題としたい。

また、予算制度改革の結果、政府の存立に関わる予算の議決要件と、いわゆる消極的議院内閣制における首相および内閣の信任に関わる議決要件との間に齟齬が生じることとなった点は、2014年以降、政権危機が繰り返されたことから、制度面での深刻な問題となっている。この点については、今後スウェーデン国内において進むであろう議論のゆくえを注視したい。

### 注

- 1 本稿は、2025年度日本比較政治学会「1980年代以降の西ヨーロッパにおける緊縮の政治学」分科会での報告ペーパーを修正・加筆したものである。同企画を立案し、報告の機会を与えてくださった中山洋平先生（東京大学）ならびに討論者としてコメントをくださった若松邦弘先生（東京外国語大学）、上川龍之進先生（大阪大学）に、記して感謝申しあげる。
- 2 本章（2）～（4）に関わる事実経過については、拙著（渡辺 2025）第3章～第4章で詳しく述べている。ここでの記述は、それらを短縮しながら再構成したものである。
- 3 ここでの政党名の表記については、旧称も含め、スウェーデンの報道機関等で用いられる通称を日本語に訳している。
- 4 厳密に言えば、1920年代には選挙後に分裂した複数の自由主義政党が議席

- を有していた時期がある他、1985年選挙ではキリスト教民主党の党首が中央党との協力により、後者の候補者リストに載る形で議席を得たこともあった。
- 5 スウェーデン議会は1971年以降一院制で、全議員が比例代表制選挙により選出されている。選挙は定期的実施され、当初は3年おき、1994年以降は4年おきに行われる。議会の解散は制度上可能だが、臨時選挙で選ばれた議員は前任者の任期を引き継ぐのみで、次の選挙の時期は変わらず、一院制移行後は議会解散の例はない。
- 6 その起源は社会民主党優位の特徴より古く、1920年代から1930年代にかけて、明確な優位政党が存在しないまま、防衛・軍縮、学校制度改革、労働争議などをめぐる課題への対応を迫られるなかで、内部対立から分裂した自由主義政党の一方が政権を担いつつ、社会民主主義政党、保守主義政党、農業者政党が争点ごとに異なる組み合わせで政策を調整し、票決していくしかなかったという経験に求められる (Hadenius 1994: 168-170)。
- 7 そのために6つの作業班が置かれることと、それぞれを主導する政党も決められていた。それによると、経済や国際関係については穏健党、教育・科学技術、社会秩序維持については国民党、労働市場・雇用、地域振興については中央党、社会福祉についてはキリスト教民主党、という分担であった。
- 8 スウェーデン民主党の動向や移民・難民問題との関連については別稿 (渡辺 2017, 渡辺 2023) で詳しく論じているので、適宜参照されたい。
- 9 ただし、スウェーデン民主党は、移民の受け入れや社会統合のための費用を高齢者ケアを中心としたネイティブの福祉向上に充てるべきだとも主張しており (SD 2010)、その点では福祉排外主義の傾向をもっていた。
- 10 彼らの議論においては、スカンジナビア3国の中でも、そうした変化が最も鮮明に表れているのがスウェーデンであり、ノルウェーがそれに続き、デンマークについても控えめながらその傾向が認められるとされていた。
- 11 この点については、拙著において有権者の投票行動の変化を論じた箇所 (渡辺 2025: 185-190) を参照されたい。
- 12 北欧政治研究者のD. アーター (David Arter) は、イギリスを念頭に置いた与野党の攻防や討論の場としての「討議型議会 (debating parliament)」に対し、実質的な議論や政策形成が重視されるスウェーデンないし北欧のあり方を「実務型議会 (working parliament)」と呼んでいる。
- 13 1992年の時点で、議会議長I. トレードソン (Ingegerd Troedsson) (穏健党) も、当時の予算過程が非効率だとし、「総額先決型」の導入が必要だとの見解を示していた (Troedsson 1993)。

【参考資料】

〈政党文書〉

- Allians för Sverige [Alliansen] (2006) *Fler i arbete – mer att dela på: Valmanifest 2006*.
- Moderata samlingspartiet, Folkpartiet Liberalerna, Kristdemokraterna, Centerpartiet [M/Fp/Kd/C] (2004) *Allians för Sverige: Samverkan för maktskifte 2006*.
- Socialdemokratiska arbetarepartiet, Vänsterpartiet och Miljöpartiet de Gröna [S/V/Mp] (2002) *Hundratjugoen punkter för ett tryggare, rättvisare och grönare Sverige* (4. oktober 2002).
- Socialdemokratiska arbetarepartiet, Vänsterpartiet och Miljöpartiet de Gröna [S/V/Mp] (2009) *Gemensamma förslag från S, Mp och V i budgetmotionerna för 2010*.
- Socialdemokraterna, Centerpartiet, Liberalerna och Miljöpartiet de gröna [S/C/L/Mp] (2019) *Utkast till sakpolitisk överenskommelse mellan Socialdemokraterna, Centerpartiet, Liberalerna och Miljöpartiet de Gröna*.
- Socialdemokraterna, Moderaterna, Miljöpartiet, Centerpartiet, Folkpartiet och Kristdemokraterna [S/M/Mp/C/Fp/Kd] (2014) *Överenskommelse* (27. december 2014).
- Sverigedemokraterna (2010) *Ge oss Sverige tillbaka!*
- Sverigedemokraterna, Moderaterna, Kristdemokraterna och Liberalerna [Sd/M/Kd/L] (2022) *Tidöavtalet: Överenskommelse för Sverige*.

〈図書・論文等〉

- Bale, Tim and Torbjörn Bergman (2006) Captives No Longer, but Servants Still?: Contract Parliamentarism and the New Minority Governance in Sweden and New Zealand, *Government and Opposition* 41 (3) , 422-449.
- Bergman, Torbjörn och Nicholas Aylott (2003) Parlamentarism per kontrakt: blir den svenska innovationen långlivad?, *Riksdagens årsbok 2002/03*, 47.
- Board, Joseph B. (1970) *The Government and Politics of Sweden*, Houghton Mifflin Company.
- Bäck, Henry, Gissur Ó Erlingsson och Torbjörn Larsson (2013) *Den svenska politiken: Struktur, processer och resultat, Fjärde upplagan*, Liber.
- Christiansen, Flemming Juul and Erik Damgaard (2008) Parliamentary Oppositions under Minority Parliamentarism: Scandinavia, *The Journal of Legislative Studies* 14 (1,2) , 46-76.
- Golder, Sonja N. (2005) Pre-electoral Coalitions in Comparative Perspective: A Test of Existing Hypotheses, *Electoral Studies* 24, 643-663.

- Golder, Sona Nadenichek (2006) Pre-electoral Coalition Formation in Parliamentary Democracies, *British Journal of Political Studies* 36, 193-212.
- Hadenius, Stig (1994) *Riksdagen: En svensk historia*, Svensk Riksdag.
- Halvarson, Arne, Kjell Lundmark och Ulf Staberg (2003) *Sveriges statskick: Fakta och perspektiv*, Liber.
- Lagercrantz, Arvid (2005) *Över blockgränsen: Samarbetet mellan Centerpartiet och Socialdemokraterna 1995-1998*, Gidlunds.
- Larsson, Torbjörn (2001) *Governing Sweden*, Statskontoret.
- Lewin, Leif (1998) Vi måste pressa S, *Dagens Nyheter* 1998.8.6, 4.
- Molander, Per (2001) Budgeting Procedures and Democratic Ideals: An Evaluation of Swedish Reforms, *Journal of Public Policy* 21 (1) , 23-52.
- Möller, Tommy (2015) *Svensk politisk historia: Strid och samverkan under tvåhundra år* [Tredje upplagan] , Studentlitteratur.
- Petersson, Olof (1993) *Svensk politik*, Publica.
- Rustow, Dankwart A. (1955) *The Politics of Compromise*, Princeton University Press.
- Statens offentliga utredningar [SOU] (1993:16) *Nya villkor för ekonomi och politik: Ekonomikommisionens förslag*, Finansdepartementet.
- Troedsson, Ingegerd (1993) Budgetarbetet är inte effektivt, *Riksdagens årsbok 1992/1993*, 30.
- 岡沢憲美 (1984) 「連合と合意形成—スウェーデンの連合政治」、篠原一編『連合政治 I—デモクラシーの安定をもとめて』岩波書店、57-124頁。
- 中田瑞穂 (2015) 「ヨーロッパにおける政党と政党競合構造の変容—デモクラシーにおける政党の役割の終焉?」、『比較政治学会年報』第17号、1-28頁。
- 渡辺博明 (2017) 「スウェーデン福祉国家における移民問題と政党政治」、新川敏光編『国民再統合の政治—福祉国家とリベラル・ナショナリズムの間』ナカニシヤ出版、155-177頁。
- 渡辺博明 (2023) 「スウェーデンにおける右翼ポピュリスト政党の伸長と政党政治の変容」、渡辺博明編『ポピュリズム、ナショナリズムと現代政治—デモクラシーをめぐる攻防を読み解く』ナカニシヤ出版、123-142頁。
- 渡辺博明 (2025) 『スウェーデンの政党政治と民主主義』晃洋書房。



## イタリアのユーゴスラヴィア占領 ——幻想の「ムッソリーニの帝国」(2・完)

高 橋 進\*

### 6 第一次大戦後のダルマチアの軍事占領

#### (1) ダルマチアの歴史の概観

ダルマチア地方とは、バルカン半島の一部、アドリア海東沿岸部の北はラブ島から南はコトル湾までの地域を指す。79の島（約500の小島）が沿岸部に存在する。その後背地は岩だらけのディナール・アルプスで区切られ、海岸との距離は北部の広い所で約50km、南部の狭い所では数kmである。古代ローマ帝国の属領であったが、8世紀頃にフランク王国領となりスラヴ人が流入・定住し、民族的な多数派を形成した。その後、クロアチア王国領、ハンガリー王国内のクロアチア自治領、ヴェネツィア共和国領を経て、ハプスブルク帝国の支配下に入った。

このような歴史のために、ダルマチアは多言語・多民族・多文化・多宗教（正教、カトリック、イスラム教、ユダヤ教など）が混在し、地域によって多数を占める民族が異なる。人々のアイデンティティはダルマチア人、クロアチア人、セルビア人、イタリア人、ユダヤ人など多様で複合的であった。19世紀からイタリア系を中心にダルマチア自治主義運動が盛んになったが、クロアチアへの統合を主張するクロアチア・ナショナリズム運動がそれを上回る規模で隆盛し、自治主義運動と対立した。イタリア系

---

\* たかはしすすむ 龍谷大学名誉教授

ダルマチア人の側もこれに対応する形で、イタリア・アイデンティティを基礎にした民族的・文化的なイレデンティズムを追求した。しかし、バルカン戦争と第一次大戦を通じてスラヴ・ナショナリズムが広がり、自治主義運動は少数派となり、イタリア語とイタリア文化を継承する人々の権利擁護が困難になっていった<sup>(1)</sup>。

## (2) 1918-20年の北ダルマチア占領

後発で二流の帝国主義国家であるイタリアの対外膨張は、アフリカではニッチな地域を除けば英仏との正面衝突なしに進出は不可能であり、チュニジアをめぐる争いでフランスに屈したことが示すように、イタリアの軍事力・経済力では英仏に対抗できないことは明らかであった。それに比してバルカン半島は英仏の勢力圏として確定しておらず、ハプスブルク帝国やオスマン帝国は内部に民族主義の分離運動を抱えて不安定であった。また、領土と民族をめぐる相互に対立する多数の中小国家が存在しており、イタリアの軍事力と経済力でも介入と進出の可能性があると考えられていた。バルカン地域には石油、石炭、鉄、亜鉛、ボーキサイトなど重要な鉱物資源が豊富に存在した。それゆえ、イタリアは第一次大戦への参戦の条件としたロンドン秘密条約で、バルカン半島進出の拠点を確保することを目的に、イストリア半島や北部ダルマチア地域のハプスブルク帝国領土の戦勝後の割譲を英仏露に約束させたのであった。したがって、イタリアにとってはダルマチアはパリ講和会議の核心の一つであった<sup>(2)</sup>。

イタリア政府は、オーストリアの敗戦が明確になった1918年10月から、ロンドン条約で割譲を約束された地域の併合を確実にするとともに、アドリア海東沿岸地域の勢力圏化を目的に、ダルマチアの占領計画の策定を始め、海軍に占領準備を命じた。1918年10月30日の連合国最高評議会でダルマチア占領について連合国の同意を得ることに成功し、11月4日のオーストリアとのヴィッラ・ジュスティ休戦協定 (Armistizio di Villa Giusti)

の調印を経て、ロンドン条約と休戦協定で認められた地域の占領を開始した<sup>(3)</sup>。

11月4日、イタリア海軍はザーラ（ザダル）、リッサ、ラゴスタ、クルツォーラなどを占領した。10月31日にザーラで結成されたイタリア民族ファッショ（Fascio nazionale italiano）代表のツイオロッチェは、他のイタリア人のコムーネ議員とともに、ザーラ市の権力を掌握したと宣言した。しかし、実際には10月末にザグレブで結成されたユーゴスラヴォ民族評議会（Consiglio nazionale Jugoslavo）の現地代表が市の行政を掌握していた。ツイオロッチェはイタリアへの併合を求める宣言を公表したが、これはユーゴ国家への一体化を求める多数派のクロアチア人住民との間で鋭い緊張関係を引き起こした。ザグレブに設立されていたユーゴスラヴォ民族評議会がダルマチアの支配と主権を主張し、イタリアの占領に対して「ザーラはユーゴ国家の一部」と抗議した<sup>(4)</sup>。

イタリア軍は、ロンドン条約やオーストリアとの休戦条約でも規定されていなかったヴェリア島やアルベ（ラブ）島の占領も進めた。この背後には、北部ダルマチアの沿岸部の全ての島を支配し、アドリア海の支配権を確保するという海軍の強い意志が存在していた。海軍は新生ユーゴ国家をアドリア海の大きな脅威と考えていた。他方、陸軍のダルマチアの沿岸部への戦略的関心は限定的で、その防衛の困難性を心配していた<sup>(5)</sup>。

ダルマチアでは都市部を除いた周辺地域や農村部はクロアチア人が圧倒的多数であり、現地のカトリック聖職者たちは外国軍であるイタリアの占領に強く反対し、ユーゴへの帰属を支持した。ザーラ、セベニコ（シベニク）をはじめ各地でカトリックや正教の聖職者たちがイタリア占領反対、ユーゴ支持の運動を指導した。イタリア民族ファッショの対抗デモも行われた。イタリア政府は18年11月15日に海軍のエンリコ・ミッコをダルマチア総督に任命し、占領地に軍政を敷いた。1919年3月にはミッコ総督は親ユーゴ・グループを抑え込むために、その指導者をイタリア本国に送致、

強制収容した。19年2月にはスパラート（スプリト）に本部を置くダルマチア鉄道局が占領に抵抗して、イタリアが軍の輸送のために要求したスパラート－セベニコ－ペルコヴィッチ－クニン間の鉄道の復旧を拒否した<sup>(6)</sup>。

行政機能は機能不全に陥った。クロアチア人公務員は非協力的で、イタリア人公務員が少なく、本国に応援派遣を要請しても少人数を遅れて送ってくる状態であり、行政麻痺は改善されなかった。郵便、電話・電報業務も混乱した。裁判所は、クロアチア人裁判官による総督に対する抵抗のロックアウトによって業務がストップした。総督は裁判所が反イタリアの扇動の中心となっていると見なし、裁判官2人を解任、1人をグロッサ島に流刑した<sup>(7)</sup>。

### (3) 占領軍の学校政策と教会政策

ミッコは学校と教会に統治の要を置いた。小学校に関しては、反イタリア活動を理由にクロアチア人教師の休職処分や行政処分を行い、彼らがダルマチアを出て行くように仕向けた。その空いたポストを埋めるために、大戦中にダルマチアからイタリアに移住した教師の帰国の促進や本国からの教師の派遣要請、占領地の軍人の教師としての採用などを行った<sup>(8)</sup>。

民衆支配のためのもう一つの焦点は現地の教会であった。聖職者の圧倒的多数はスラヴ人であり、反イタリアであった。セベニコの司教座参事会長代理のスカルパは説教でのイタリア語の使用禁止、イタリア人従軍司祭の学校における宗教教育の禁止および市民への秘蹟授与の禁止を命令した。これに対抗して、ミッコ総督はフランシスコ修道会の修道士たちを「無法者」として占領地から追放した<sup>(9)</sup>。

このような住民と占領軍との対立と衝突事件は頻発したが、占領の第一の目的である地域の支配はともかく実現された。ダルマチアのクロアチア人の敵意は暴力的な反乱には至らなかった。新生のユーゴ国家は講和会議で英米仏の支持を得ることを重視し、イタリアとの対決を抑制し、外交レ

ベルの活動に重点を置いた。1920年11月12日にイタリアとユーゴとの間でラパッコ条約が締結され、イストリア、ザーラとケルソ島、ルッシーノ島、ラゴスタ島、ペラゴーザ島などのイタリアへの帰属とそれ以外の地域のユーゴへの帰属が決まった<sup>(10)</sup>。

ダルマチアの人々をイタリアへの併合支持に向かわせるという占領の第二の目的は、上述から分かるように、実現不可能な目標であった。それどころか、占領はクロアチア人やセルビア人の反イタリア感情を強め、イタリア系ダルマチア人の孤立化を招いた。占領軍は、形式上は言論と結社の自由を認めたが、実際には厳しく監視し、「反イタリア」行動・宣伝、治安の攪乱を理由に諸団体の事務所の閉鎖や家宅搜索、押収を繰り返す弾圧を行っていた。他方では、イタリアに好意的な新聞、団体、個人を支援するとともに、民衆への懐柔策として食料や薬の配布、学校給食の実施、衛生環境や地域経済の改善も試みた。しかし、戦後危機の中ではそれらの試みは極めて不十分であり、民衆の懐柔効果はほとんどなく、逆に民族間対立の激化をもたらした<sup>(11)</sup>。

#### (4) ラパッコ条約と軍事占領の終了

1921年2月2日の批准書の交換後、ユーゴへの帰属地域からのイタリア軍の撤兵が始まった。イタリア政府にとっての緊急課題は、ユーゴ政府の支配下に入ることとなった地域に居住するイタリア人への対処であった。セベニコやいくつかの島々は特に深刻であった。人口1.4万人のセベニコの都市中心地には少数のイタリア人の集団が存在していた。1921年初めにイタリア当局が実施したセンサスでは、セベニコ郡には1,708人のイタリア人がおり、うち900人はセベニコ市内に住んでいた。彼らはイタリア占領下でミッコ総督の宣伝に感化されてイタリアへの併合を信じ、市の行政に参加し、イタリア民族ファッショなどを通じて、クロアチア人に対する民族主義的な対抗と攻撃を急進化させ、敵意と憎悪を作り出していた。そ

れゆえ、イタリア軍の撤退は彼らの間にクロアチア人による報復への恐怖を生みだした。怯えた人々の多くはイタリア本国やトリエステ、ザーラに移住し、新生ユーゴ国家とクロアチア人への怨みと敵意を高めた<sup>(12)</sup>。

#### (5) 飛び地ザーラ

ザーラにはイタリア人が多数居住していたため、ラパッコ条約でイタリアへの帰属が合意されたが、イタリア本土とは陸続きでなくユーゴの中の完全な飛び地であった。ハプスブルク帝国時代は県都としてダルマチア地域の政治的中心地で、クロアチア人やセルビア人なども居住する多民族地域であり、オーストリア・ドイツ文化、イタリア文化、セルビア文化、クロアチア文化が共存する多文化地域になっていた。1921年のセンサスでは人口は約1.7万人のうちイタリア人が約1.2万人（約70%）、クロアチア-セルビア人が約1,200人、外国人が約3,700人であった。イタリアへの帰属によって県都でなくなり、失業したイタリア人の国・県の公務員は新しい仕事を求めてイタリア本国やイストリアに移住した。その代わりに、ユーゴ領となったスパラート、セベニコ、島部など中部ダルマチア地域からイタリア人が流入した。他方、クロアチア人やセルビア人たちはザーラを出て、ユーゴの他地域へ移住した。この結果、1922年3月のセンサスでは人口は約1.1万人に減少していた<sup>(13)</sup>。

ザーラの人々は、ザーラの生存がイタリア政府の支援だけでなく、ユーゴ国家及びダルマチアの他地域との良好な関係に依存することを認識していた。ザーラの市行政で大きな影響力を持っていた自由主義者は、地域の生存のためにザーラを無関税地域にすることをイタリア政府に求め、政府もこれを承認した。その結果、イタリアの主権下でもザーラとその後背地のユーゴとの密接で協力的な関係が維持され、パスタ製造工場なども新設された。これにより、県都という官僚の町から商業・工業中心地への転換がある程度は成功した。1936年の調査では、ザーラの人口は約2万人に増

加した<sup>(14)</sup>。

政治面では1922年10月のムッソリーニ政権の成立は、ダルマチアのイタリア人の政治世界を大きく変化させた。ファシズムはイタリア国家と同一視され、ダルマチアのイタリア人の政治階級全体がファシズムへの協力を強いられた。自由主義者たちの中にはファシスト党への加入者もいたが、1920年代はファシストと自由主義者の間で激しい対立が続いた。その後、市政と経済に関しては自由主義的・自治主義の勢力に委ねられ、政治分野とイデオロギーではファシストが支配するという形の分野別の共同管理が合意された<sup>(15)</sup>。

30年代には本国でのファシスト独裁体制の確立に伴い、ダルマチアへの圧力が強化され、イタリア人共同体の政治的・文化的な多様性・複合性を許容しない体制が形成された。ザーラの人々全体をファシズム化する政策が実施され、ファシスト党への加入が強要された。それは、イタリア系ザーラ住民とクロアチア系・セルビア系のザーラ住民との亀裂と対立を激化させた。ユーゴ政府の側もイタリア人への政治的・経済的な圧迫を強め、ダルマチアを出るか、イタリア国籍を放棄しユーゴ国籍を取得するかを選択を迫った。スパラートでは、イタリア人の中でイタリア国籍者とユーゴ国籍選択者の間での亀裂も生じた<sup>(16)</sup>。1941年4月のユーゴ侵攻、解体に伴うダルマチア沿岸部のイタリア併合は、これらの遺産の上に実施されたのである。

## 7 1941年のダルマチア沿岸部の併合

### (1) ウィーン会談

前稿「イタリアのユーゴスラヴィア占領(1)」で述べたように、ユーゴの領土分割と占領に関しては、4月21日～22日のウィーンでのリッベントロップとチャーノの2回の会談で基本的な事項は決定された。その分割地

図を地図Aとして再掲する。ユーゴに関するドイツの従来の公式の立場は、1939年3月にイタリア駐在ドイツ大使のマッケンセンやリップントロップがヒトラーの考えを伝えており、ユーゴスラヴィア特にクロアチアはイタリアの勢力圏というものであった<sup>(17)</sup>。イギリスの降伏が近いと信じ、バルカン諸国を三国同盟加入の拘束によって統制できると考えていた1940年9月でも——イタリアのギリシア侵攻前——ドイツは同様にユーゴとギリシアをイタリアの「利益ゾーン」と認める余裕を持っていた（1940年9月19日のムッソリーニとリップントロップとの会談）<sup>(18)</sup>。

ドイツとの交渉に際してのムッソリーニのチアーノに対する4月17日の指示「イタリアの東部国境の新しい計画」は以下のとおりであった<sup>(19)</sup>。ここから、ムッソリーニがスロヴェニアとダルマチア全域の併合、クロアチアの属国化、モンテネグロの支配を目論んでいたことが分かる。

「1. スロヴェニア：特別の自治体制の下でのイタリア王国への編入。  
2. フィウメ：陸地及び島部国境の修正。3. ダルマチア：セーニャからカッターロ、ダルマチア沿岸部からディナール・アルプスまでの全域の併合。可能ならば、イタリアとクロアチアとの「人的結合」（筆者註：イタリア王家の縁戚者をクロアチア国王にする意味）。ダルマチアは特別の政治体制（総督府）。4. モンテネグロ：アルバニアに併合し、自治制度。  
5. 海への出口：クロアチアにはフィウメースザク、セルビアにはラゲーサ（ドゥブロヴニク）」。

しかし、イギリスの早期降伏が期待できず、対ソ戦の開始が迫り、英軍との地中海・アフリカでの戦争が本格化している1941年4月の段階では、事情が大きく変わっていた。ドイツにとってバルカン地域は軍事経済と大戦継続に不可欠な鉱物資源及び食糧基地として極めて重要であった。また、オーストリアからバルカンを経てギリシアに至る交通路は戦略的に重要であり、イタリアに配慮してクロアチアをその「勢力圏」として自由にさせることはできなかった<sup>(20)</sup>。その点では、ムッソリーニやチアーノなどイ

イタリア側の認識は、大戦開始前あるいは本格的な対英戦争の開始前で止まっていたと言える。4月22日の2回目の会談でドイツ側が提起した主要な議題は経済問題であり、ドイツは旧ユーゴにおけるドイツの経済的な優先権をイタリアとの間で確認する覚書を交わした。すなわち、コソボのクロームや銅、ブルガリア併合地域やセルビア、クロアチアの資源は「ドイツが自由に使えるようにする」とした。そして「ドイツの経済的利益は、イタリアに併合される地域において特別の配慮を受けることを確認した。ドイツはダルマチアにおけるポーキサイト生産の開発に主に関心がある。これらの生産は可能な限り最大限、進められる。ドイツの要求の履行は、輸出関係において優先される」と明記されていた<sup>(21)</sup>。チアーノは正式会談前の4月17日にリッベントロップから次のように言われていた。すなわち、スロヴェニアの南部とアドリア海沿岸部をイタリアは獲得するが、それ以外のユーゴ地域は「われわれの相互の利益」に適うように処理されるであろうと。ドイツの言う独伊の「相互の利益」の考えが、イタリアの「生存圏」概念と適合しないことは明らかであった<sup>(22)</sup>。

繰り返しになるが、このウィーン会議で確定したことを再確認しておく。クロアチア・スラヴォニア・ボスニア・ヘルツェゴヴィナにまたがる大クロアチア独立国家の創設、クロアチア領土を斜め南北に貫く独伊の勢力境界線の設定、イタリア占領地域を含むクロアチアの鉱山・天然資源・重要産業、鉄道・道路の交通網のドイツによる経営と管理、スロヴェニアの独・伊での分割、マケドニアの大部分のブルガリアへの併合、コソボを含むユーゴの一部のアルバニアへの併合、モンテネグロのイタリアによる統治、セルビアの独による占領などであった。また、2回目の会談ではイタリアがギリシアに関して前日に提出した要求を一イオニア諸島のイタリアへの併合を含むリッベントロップは基本的にすべて認めた<sup>(23)</sup>。

チアーノはダルマチア全域のイタリアへの併合についてドイツの支持を要求したが、リッベントロップは「それは排他的にイタリアの利益に関す

ることと認めているので、ドイツはなんら異論を提起しない」「イタリアとクロアチアで直接解決されるべきこと」として、両国の協議に任せる立場を取った。また、彼は、「ヒトラーは、ドイツはクロアチアに政治的に関心はないので、イタリア王国とクロアチアとの人的結合に関しても異論はない」と39年の約束を守るかのように装った。彼はチアーノの全ダルマチアの併合要求に対して、2回目の会談でダルマチアには圧倒的にクロアチア人が多いことを指摘し、民族原理に照らしての疑問を提起した。これに対して、チアーノは「われわれはエスニックの原理に基づいてダルマチアを要求しているのではない。生存圏原理に基づいて要求している。すべてのイタリア人の心にダルマチアを愛する歴史的・政治的・文化的な理由が存在する」と生存圏原理を言いつつも、文化的・歴史的な理由を強調して反論した<sup>(24)</sup>。

4月23日にリップントロップは当初のドイツ軍の即時撤兵の方針を変更し、交通網と治安維持、経済利益の保持のために、クロアチアのドイツ占領地域におけるドイツ軍の駐留継続を表明した<sup>(25)</sup>。

## (2) ダルマチア併合交渉

4月25日からリュブリャナでチアーノとパヴェリッチの間でダルマチア領土の交渉が始まったが、難航した。パヴェリッチは、全ダルマチアの併合というイタリアの要求を受け入れると自分は政府から追われると主張してこれを拒否し、併合をロンドン条約の地域に限定する対案を提示した。そこには、都市地域であるスパラート、ラゲーサ、その関連する島々も含まれていなかった。パヴェリッチの仲間はもっとラジカルで、「ダルマチアでは石（筆者註：モニュメント）だけがイタリア性である」と主張し、イタリアの要求の正当性を否定した。パヴェリッチは国王の「人的結合」と政治的条約には同意した<sup>(26)</sup>。

ムッソリーニはこの報告を聞いた4月26日には考えを変え、スパラート  
(龍法 '26) 58-4, 112 (1154)

問題を除いてパヴェリチの提案を受け入れるとチアーノに伝えた。その理由は、チアーノによれば、イタリアに敵意を持つ多くのクロアチア人が住む土地を少し多く獲得するよりも、クロアチアをイタリアの政治的な勢力圏（orbita politica）に引き入れる方が有益であると考えたからであった<sup>(27)</sup>。つまり、イタリアは自国が持つ「バルカンにおけるゲームの唯一の駒」<sup>(28)</sup>であるパヴェリッチがイタリアから離れてドイツ側に寄っていくことを恐れて、要求を引き下げる用意をしていたのであった。その後、イタリアのザグレブ駐在全権公使のカセルターノとパヴェリッチとの交渉を通じて、ムッソリーニが固執していたスパラートの併合を除いてほぼ合意が形成された<sup>(29)</sup>。

合意内容の最終決定のために、5月7日にムッソリーニらイタリア首脳とパヴェリッチはイタリアの東北部のモンファルコーネで会談した。ムッソリーニは、とにかく「戦利品を獲た」ので「妥協の平和」に進むつもりであった。ムッソリーニはこの会議の場で突然、イタリアとの関税同盟の締結やクロアチアの全沿岸部を要求しないこと、スパラートの最終的な地位は将来の交渉に委ねることを主張した。カセルターノやチアーノは通貨・関税同盟はクロアチアの実質的な保護国化の鍵であり、ドイツの経済的浸透を阻止する唯一の手段と考えていたので、ムッソリーニの急な方針変更に驚いた。パヴェリッチは逆にスパラートの民政権限をクロアチアに残すのであればイタリアへの併合を認める提案をし、両国は基本的な合意に達した<sup>(30)</sup>。

### (3) 5月18日のローマ条約

1941年5月18日、パヴェリッチがローマを訪れ、イタリアとクロアチアはダルマチアの国境に関する条約に調印した。スパラートの最終的な地位は未決定のまま、併合地域に入れられた。併合領土はロンドン条約で認められた地域（ダルマチア全体の約1/3）と比べてさほど差はなかった。イ

タリアの併合地域は地図AのゾーンⅠ（黒い部分）であるが、いびつな形である。北部の併合地のリュブリャナと陸続きでなく、内陸部に食い込んでいるのは中部ダルマチアのザーラとセベニコ市の周辺だけであり、南端のカッターロ（コトル）を除けば、他は北から南までの沿岸の島々である。政治的・経済的には明らかに不合理な併合地の形である。その理由は、イタリアがアドリア海東沿岸の支配とクロアチアに重要な港を与えないことを最優先したからである。同日に、アドリア海沿岸部の軍事問題に関する条約と両国間の安全保障・協力に関する条約も締結された。軍事問題に関する条約によって、スロヴェニアからモンテネグロまでのクロアチア領土のアドリア海全沿岸部（海岸から約80kmまで）をイタリア軍の占領地域でクロアチアが軍を展開できない「非武装地帯」ゾーンⅡとした。クロアチアは、文民の行政官だけがそこで民政業務に関して権限を行使できるとされた。ゾーンⅡから伊独の境界線までの地域をゾーンⅢとし、この地域ではクロアチアは、イタリアが了解する限りでの軍の配置と軍事行動が認められた。クロアチアは艦隊保有を禁止され、警察と税関業務以外でのクロアチア海軍のアドリア海での活動が禁止された。また、イタリア軍がクロアチア通過のために鉄道と道路を使用することを認めた。イタリア軍はゾーンⅡ及びゾーンⅢから漸進的に撤退し、占領軍としての特権を持たず、「友好国に駐留する外国軍」であり、クロアチアの内政に関与しないこととされた。条約の発効に伴ってイタリア軍は撤退を始めたが、各所に守備隊は残した<sup>(31)</sup>。

安全保障・協力条約は、イタリアによるクロアチアの政治的独立と領土の不可侵の保障、クロアチアはこの条約の精神に反する国際条約を締結しないこと、クロアチア軍の発展に関してイタリアに依拠すること、経済発展の研究委員会の設置などを定めた。これは、通貨・関税同盟の棚上げを意味し、イタリアにとって致命的な失敗であった<sup>(32)</sup>。

これらの条約の内容と合わせて、クロアチア政府の首班（ポグラージェニ  
(龍法 '26) 58-4, 114 (1156)

ク) にイタリアが支援してきたパヴェリチが就任し、権勢をふるっていることから、イタリアがクロアチアを自国の勢力圏、「保護国」とすることに成功したかに見える。ムッソリーニは参戦1周年を記念する1941年6月10日のファッシ協同体議会における演説で、ローマ条約を「イタリアの参戦の最初の具体的な成果の一つ」として示し、「もっぱら反イタリア的な役割のためにヴェルサイユで人為的に作られたモザイク国家であるユーゴの解体とクロアチアの誕生によって、イタリアはバルカン地域でのヘゲモニーの確保が可能になった」と参戦の成果を誇った<sup>(33)</sup>。

だが実態は、クロアチアはドイツ軍によって作られ維持されている国家であり、ザグレブにはドイツ軍だけが駐留し軍事的にも経済的にもドイツの支配下にあり、バルカン全体がドイツの勢力圏となっていた。5月16日にドイツはクロアチアと秘密議定書を、6月1日に経済協定を結び、ポー

地図A ユーゴ分割地図



Map 4. The Independent State of Croatia, 1941-1945. Tomasevich. p. 236

キサイト、銅その他の鉱物、木材などクロアチアの経済的資源をドイツに優先的に引き渡すことを取り決めた。6月20日にはドイツ軍の駐留継続協定を結んだ。ダルマチア併合へのクロアチアの民衆やパヴェリチらウスタシャ政権幹部の反イタリア感情に基づくイタリアとクロアチアの対立をドイツが利用することで、政治的にもクロアチアはドイツを頼るようになっていた<sup>(34)</sup>。口ではリッベントロップはクロアチアがイタリアの勢力圏(sfera italiana)であることを、独・クロアチアの貿易協定締結後の6月2日のブレンナーでのチャーノとの会談でも繰り返したが<sup>(35)</sup>、実際にはドイツの勢力圏であることは誰の目にも明らかであった。

## 8 ダルマチア支配

### (1) 初代総督バステリアニーニ

ローマ条約の調印と同日にイタリア政府はダルマチアと近隣の島々を併合する勅令を公布し、ダルマチア総督府を設置した。イタリアが併合したダルマチアの面積は約5,200km<sup>2</sup>(愛知県の面積とほぼ同じ)、ダルマチア地方全体の34%で、1941年の人口は約39万人であった(1931年の国勢調査では、クロアチア人約28万人、セルビア人約9万人、イタリア人約5千人)。ダルマチア総督府の首都はザーラとされ、ザーラ、スパラート、カッターロの3県が置かれた。ザーラ県の人口が最大で約21万人であった。総督はムッソリーニの直接の命令下に置かれ、民政、政府機能、地方行政に関わる中央政府の権限を与えられ、立法、司法の権限も持っていた。リビアなどのアフリカ植民地の総督とは異なり、軍の指揮権は持たなかった<sup>(36)</sup>。

初代の総督は、古参ファシストでウルビーノのファシスト行動隊長からのし上がり、外務省の「ファシズム化」によって外務官僚になったジュゼッペ・バステリアニーニであった。

## (2) ダルマチアの「イタリア化」

「イタリア化」とは、イタリア政府が新規の併合地においてイタリア文化、イタリア語、イタリア・アイデンティティの受容を住民に強要し、彼らの同化と統合をめざして実施した政策である。第一次大戦後に併合した南チロル、イストリア地方でファシズム政権以前から実施され、ファシズム体制下でいっそう強権的に実施された。ダルマチアでのイタリア化は4つの関連した次元を含んでいた。第一は、定住権者（*pertinente*、オーストリア法でいう *Heimatrecht*）の審査を通じての地域の民族・人種構成の把握。第二は、ナショナル・アイデンティティの剥奪（*snazionalizzazione*）とこれに反抗する現地人の強制収容、移送、追放。第三は、現地人のファシズム化。これは特に若い世代に向けた活動であり、国家とファシスト党のすべての機関の全体主義的な介入を通じて実施された。第四は、イタリア人の入植、植民地化である<sup>(37)</sup>。以下、それぞれについて検討していく。

バステリアニーニはイタリア化（*italianizzazione*）とファシズム化（*fascistizzazione*）を徹底的かつ強権的に実行しようとした。まず、ヴェネツィア・ジュリアやイストリアを上回る規模で「行政のエスニックな粛正」をおこなった。ユーゴ人公務員の50%以上を解雇し、ダルマチアから追放した。しかし、解雇されたユーゴ人公務員の穴を埋めるイタリア人公務員が本国から送られず、行政は麻痺した。ダルマチアとスロヴェニアで1942年2月時点の約千人の空きポストに対して、本国の各省から送られてきた人数は合計でも20人に達しなかった。その結果、ダルマチアの「定住権」を持たないユーゴ人や解雇された旧ユーゴの公務員を再雇用しなればならなかった。こうして、行政の「イタリア化」は実現せず、ユーゴ人の「政治的に信頼できる行政幹部」は存在しなかった。公務員や教師が職を継続するためにはイタリア語の使用が必要であり、行政やビジネス、電信、ラジオでイタリア語が強制された。エスニックな粛正は専門職分野に

も及んだ。ダルマチアの定住権を持たない公証人、医師、獣医、薬剤師、芸術家、貿易業者はダルマチアのそれぞれの職業名簿から削除され、仕事ができなくなった<sup>(38)</sup>。

41年11月21日に人々の姓と市・町の地名、通りや広場の名称のイタリア語化が実施された。様々な標識をクロアチア語からイタリア語に変更し、クロアチアの国旗を禁止した。クロアチア語だけでの新聞・雑誌を禁止し、総督府と軍の厳重な検閲と管理下でクロアチア語とイタリア語の二言語でのみ発行を認めた。また新聞名をイタリア語に変えさせた。

イタリアへの敵意の培養の温床であったカトリック教会を抑え込むために、教会システムに介入した。「著しく反イタリア的な」ダルマチアの主教地区を廃して、ザグレブの監督下に置いた。シンボルのイタリア化を強制した。洗礼、結婚、死の儀式においてイタリア語の使用を義務化し、儀式の最後にイタリア国王への祝福を強制した<sup>(39)</sup>。

### (3) 学校の「イタリア化」

バステリアニーニがイタリア化の主要な手段として重視したのは学校制度であり、これに青年のイタリア化という戦略的任務を付与した。小学校の最初の2年間の教育はイタリア語だけで教え（場合によっては3年間）、すべての学校で週6時間のイタリア語の授業が義務化された。歴史と地理の授業内容はイタリア本国の教育内容と同じものに変えられ、セルボ・クロアチア語の教科書はすべて排除された。教員集団にはエスニックな肅正が行われた。解雇された数百人の教員に代わってバイリンガルのイタリア人教師が採用されるはずであったが、そのような教師は存在せず、本国から来た教師はイタリア語しか知らなかった。その結果、定住権のないクロアチア人教師や「政治的に信頼できない」教師、「望ましい国籍要件を欠く」ユーゴの元教師に頼らざるをえなかった<sup>(40)</sup>。

バステリアニーニは、本国からの教師が民衆との持続的な接触と熱情を  
(龍法 '26) 58-4, 118 (1160)

通じてイタリア文化と教育方式の優越性を認識させ、イタリア文化の浸透と融合を実現する使徒の役割を果たすことを企図したが、もくろみ倒れに終わった。まず第一に、前提となるダルマチアの治安の「正常化」が実現されなかった。主要な都市部の学校は機能したが、治安の悪化によって島部や農村部ではすぐに危機に陥った。第二に、教員の多数を占めるユーゴ人教員は学校教育のイタリア化に反対であり、イタリア人の校長による学校運営は困難に直面した。本国から来たイタリア人教師の大多数はファシズム体制の思想に動機づけられたのではなく、職歴の動機からであった。彼らは生徒や教師に対して権威主義的に行動し、イタリアへの敵意を増幅した。都市中心部の学校はレジスタンス運動の沃土となり、警察当局の弾圧が向けられる場所であった。警察の手入れやファシストによる暴行・殺害のために、日々教室の学生が減少していった<sup>(41)</sup>。

このような状況下の42年4月12日に、バステリアニーニはザーラで次のように演説し、イタリア化を受け入れるか、ダルマチアを出国するかを迫った。

「われわれは数千年の文化がわれわれに与えてきたものを注入する。ヴェルギリウス、ホラティウス、ダンテの泉でその精神を受け入れることを望まない者、ヴォルタ、ペトルルカ、ダヌンツィオ、ミケランジェロ、ラファエロ、聖フランチェスコ、聖ベネディクトが与える共同体の一部になることを屈辱と感ずる者は、出ていく必要がある。ここにローマのルール、言語、科学、モラル、サンマルコのライオン（筆者註：ヴェネツィアのこと）が復活し、武装したのである」<sup>(42)</sup>。

#### （4）ダルマチア経済の「イタリア化」

イタリア化のもう一つの手段は経済であった。41年6月にイタリア・リラを唯一の法的通貨と定め、ユーゴ通貨ディナールのリラへの交換を実施した。11月27日には全ての預金・貸付機関をザーラのイタリア銀行を通じ

て政府の支配下に置いた。ダルマチアの保険会社は廃止され、イタリアの3つの保険会社に吸収された。領土併合に不満なクロアチア政府がダルマチアに対して事実上の経済封鎖を行ったために、ダルマチアには食料をはじめ生活と経済活動に必要な物資が入らず、イタリア本国から輸入しなければならなかった<sup>(43)</sup>。

ムッソリーニ自身もいびつな形で問題を抱えた併合地の形態を承認しておきながら、イタリア領ダルマチアが単独では経済的にやっていけないことを理解していた。彼は、41年5月に元ダルマチア高等弁務官のバルトルッチに「一体でしか生きていけない身体が二つに分断された」と嘆いていた。IRI（イタリア産業復興公社）総裁のメニケッリは、41年5月17日のダルマチアの訪問調査とパヴェリッチとの会談のムッソリーニへの報告書で、「国境線が引かれたことによって、ダルマチアの経済的な一体性が二つに分断された」と述べていた<sup>(44)</sup>。フィウメからスパラートへの鉄道線の寸断、スパラートのセメント工業に必要な原材料と水力発電所、モスタルの石炭はクロアチア側に残されたままであった。

ユーゴ崩壊と占領の混乱にこのような困難が加わり、ダルマチアは物価の高騰と大規模な失業に見舞われた。総督はこれに対処するために、大規模な公共事業を計画した。イタリア政府はダルマチア、リュブリャナ、フィウメの深刻な状況を認め、1941年9月にこれらの地域を対象に3年間で総額5億リラの公共事業予算を決定した。しかし、実施はごく一部であった。公共事業には干拓計画も含まれていたが、その目的はイタリア人の移住者とその家族のための入植地を作ることであった。これと平行して、農地改革の継承と称した土地所有権の審査を通じて、クロアチア人の土地を奪った。アドリア海特別土地公社がイタリアに協力的な定住権のあるクロアチア人に融資するとともに、クロアチア人の土地を没収し、イタリア人の退役兵士にその土地を分配した<sup>(45)</sup>。

## (5) 市民権、定住権 (pertinenza)

ところで、リュブリャナ、ダルマチア、サンマリーノ、メントーネ、マルタ、コルシカ、ニースなどイタリアに併合された地域に居住する人々の市民権や国籍はどのようになったのか。併合後のダルマチアに住むイタリア国籍ではない人々は、「王国生まれではないイタリア人」とされた。すなわち、「エスニック的にはイタリア人であるが、政治的には王国の一部ではなかった地域の出身者」として、市民権の取得、婚姻、公務員の職、兵役で一定の配慮がなされたが、権利を大きく制限された。彼らにはイタリア市民権取得の権利が自動的に付与されなかった。併合3県には、市民権とは異なる定住権 (pertinenza) の原理が導入された。バステリアニーニはこれに関して、ダルマチアとリュブリャナで従来施行されていた法制度を継承した出生地主義と血統主義の結合した定住権の法案を準備した。その目的はイタリア帝国の「領域」に住む外国籍の人々の中から選抜した者に、「帝国のエトニー」としての権利を認めることであった。定住権の審査を通じて、人々がファシズムに好意的か敵対的かを調べる狙いもあった。定住権取得者は一種の「臨時市民権」—イタリアのユーゲ海属領地におけるその地域生まれの者 (autoctoni) の「小さな市民権」 (piccola cittadinanza) と類似—を得ることができる構想であった。

内務省は、一律扱いのシンプルさとイタリア人増加の実績づくりに役立つとして、ダルマチア居住者に集団的な市民権付与を検討していたが、バステリアニーニはこれに反対であった。その理由はヴェネツィア・ジュリアのファシスト政治家と同じで、「イタリアのパスポートを持つスラヴ人」の大量流入を恐れたからであった (彼らはこれを侵略と言った)。その結果、定住権取得者は極めて限定され、1942年3月時点でダルマチア居住者335人、リュブリャナ居住者1,028人、合計1,363人であった<sup>(46)</sup>。

このように併合地ではイタリア人だけが完全な市民権を有し、その次のランクに定住権を承認された他民族が存在し、圧倒的多数の現地人は市民

的な権利を保障されない隷属民扱いという人種のヒエラルヒーが作られていた。クロアチア人、セルビア人やスロヴェニア人は二級市民に位置づけられていたのである。

#### (6) ファシズム化

併合後、本国のファシスト体制の構造が直ちにダルマチアに移植された。バステリアニーニが本国から連れてきたファシストたちがダルマチアの行政やファシスト組織、諸団体を支配し、ダルマチア在住のイタリア人を軽蔑し、すべてを自分たちで仕切った。まず、ファシスト行動隊が流入し、ファッショの家が各地に開設された。リットリオ・イタリア青年団は、現地の青年の獲得のための戦略的手段として重視された。女性ファッショ、ドーポ・ラヴォーロなど福祉分野の組織も活動した。農業協同組合、医師をはじめとする職業団体のファシスト政治書記が本国から送られてきて、業界団体を支配した。総督は加入者には一定の利益と特権を付与した。しかし、現在までの研究ではファシスト諸組織の加入者数は不明であるが、全体として成果は少なかったと言われている<sup>(47)</sup>。

### 9 レジスタンスの展開と弾圧

イタリア政府と軍は「占領者」「征服者」として、スラブ人を劣等民族、遅れた文明の民族として蔑視し、二級市民の地位に落とし、クロアチア人やセルビア人の諸団体を解散し、イタリア文化・イタリア語を強制した。これは人々の誇りを傷つけ、反イタリア感情を増大させた。イタリア政府及びダルマチア総督府の政策の失敗、クロアチア政府による経済封鎖と経済的な分断により、ダルマチア社会は困窮と混乱に陥った。その結果、イタリア併合・統治への不満が高まった。これにクロアチア独立国とウスタシャによるセルビア人やユダヤ人、ロマの迫害と虐殺、セルビア人による

報復・攻撃とパルチザンの活動が加わり、ダルマチア内外で危機が深まっていた。41年4月末から8月半ばまでクロアチアの各地でウスタシャによる大虐殺が起こった。それはドイツ軍当局でさえ衝撃を受けるほど残酷で大規模であった。現地のイタリア軍の司令官たちは、5月に締結されたローマ条約でクロアチアの内政に干渉することが禁止されていたが、イタリア占領地域でも展開されたウスタシャによる行動は、混乱を引き起こし治安を悪化させるとして、クロアチア政府に強く抗議した。しかし、虐殺と暴力はやむことはなかった<sup>(48)</sup>。

7月13日にモンテネグロ、7月22日にスロヴェニアでイタリア占領軍に対する武装反乱が発生した。セルビアでも元ユーゴ軍将校を中心としたチェトニクによる反ドイツの蜂起が起こった。様々な要素が混じり合って反乱は急速に他の地域に広がった。このようなユーゴ全体の状況はダルマチアに大きな影響を与えた。クロアチア人とセルビア人相互の襲撃、反イタリアのストライキ、パルチザンの破壊活動によって公共秩序は混乱し、市民の安全や日常生活が破壊された。人員不足の警察力では抑えきれない状況であった<sup>(49)</sup>。

バステリアニーニが日々対処する課題はもはやイタリア化やファシズム化ではなく、反抗の抑圧と治安の維持であった。41年8月には、共産党や反乱組織のメンバー、職場放棄、市民的不服従などに対して死刑を科す政令を公布した。イタリア兵への攻撃に対しては、人質の処刑による報復を正当化した。工場の操業を維持するため、服従しない労働者を解雇、投獄した。夜間外出禁止令が課され、ファシスト行動隊が巡回した。治安力の強化のために、独自に行動隊と2つのファシストM部隊を編成した。総督は、41年10月にこのような政策を指して、「私は口先の約束によってではなく、ローマとわれわれのファシスト国家の、文明化を推進する政治的・社会的政策の現実によってこの民族を従わせるであろう」とうそぶいていた<sup>(50)</sup>。

ダルマチアの安全が脅かされているという理由で、イタリア軍は41年9月7日にゾーンⅡとゾーンⅢを再占領し、民政と軍事を支配した。ムッソリーニは、42年1月19日にはスロヴェニアとクロアチアだけでなく、ダルマチアも軍事的な「作戦区域」と規定した。その結果、ダルマチア総督府の治安部隊は軍の支配下に入った。この措置は、ダルマチアを管轄する第18軍司令官アルメッリーニ將軍とバステリアニーニ総督との権限争いに火をつけ、両者の間の緊張が高まった。対立の根本的な原因はリュブリャナ県での軍司令官と高等弁務官との間の対立と同じであり、治安維持に責任と権限を有するのは誰か、軍事作戦が優先か行政・治安維持が優先かの対立であり、通常の警察力でレジスタンスの活動を抑圧できないとき、どちらが統制権を持つのかの問題であった<sup>(51)</sup>。

42年5月26日の真昼間に、ザーラ県知事オラーツィがパルチザンによって殺害された。総督は直ちに容赦ない報復を命じた。約350人の黒シャツ隊がM部隊とともに村々を襲撃し、「共産主義者」らを銃殺した。パルチザンの家族を人質にし、人々の移動の制限、反徒の疑いのある人々が住む地域への食糧供給の停止、すべてのパルチザン支持者の銃殺を命じた。黒シャツ隊がスパラートのシナゴグを略奪し、ファシストのテロは近隣地域にまで広がった。「共産主義者」とその家族が約700人逮捕され、メラダの強制収容所に送られた。バステリアニーニは7月初旬のムッソリーニへの報告で、自らが指揮したこのような懲罰遠征を「消毒」と称し、その成果を自慢した<sup>(52)</sup>。

42年の秋にはダルマチアでのパルチザンの活動はいっそう活発になった。輸送車の襲撃、交通の遮断、水道の破壊、孤立した兵士の待ち伏せ攻撃などが頻発した。占領者への抵抗を呼びかけるパルチザンの報復を恐れて、労働者は出勤せず家に留まり、経済は麻痺した。総督は旧ユーゴの官吏の最後の残りを一掃したが、それにより地方行政は機能を停止した。総督は連合軍のダルマチア海岸への上陸を心配し、ムッソリーニに軍の増派を要  
(龍法 '26) 58-4, 124 (1166)

求したが、カヴァレッロ参謀総長は10月に間に合わせ的に若干の増派をしただけであった。ダルマチアの人々は、イタリア支配からのダルマチアの解放というチトーの主張に引きつけられていった<sup>(53)</sup>。

## 10 対パルチザン戦争

### (1) ゾーンⅡ、Ⅲの再占領と対パルチザン戦争

上述のように、イタリアは41年9月にゾーンⅡとゾーンⅢを再占領した。その意図は反乱の広がりへの対処以上に、クロアチアにおけるイタリアの勢力圏の実質化であった。クロアチアに対するドイツの経済的・軍事的・政治的な支配が進む中でも、ムッソリーニ、政権幹部と軍部はクロアチアの支配と資源の獲得を諦めていなかった。1940年秋のギリシアと北アフリカでの深刻な軍事的敗北によって、イタリアは枢軸のジュニア・パートナーに転落した。しかし、ユーゴ占領はファシスト帝国の建設を希求する者たちに、バルカンの戦場で自立的な軍事行動を行うことによる「並行戦争」戦略の再生と帝国実現の希望を与えた。イタリア本国と陸続きで経済的資源の豊富なバルカン地域、特にクロアチアは、ファシスト・イタリアにとって残された唯一の帝国実現の手段であった。

41年12月にドイツのローマ駐在武官リンテレンがムッソリーニに、クロアチアからドイツ軍が撤退し、それに代わってイタリアがクロアチア全域を占領し、秩序を維持するというドイツ軍最高司令部の要望を伝えた。それは、セルビアで活発化しているパルチザンの鎮圧のため、クロアチア駐留のドイツ軍をセルビアに移動させるためであった。イタリア側は12月18日のムッソリーニとチャーノ外相、軍上層部の会合で、これを「イタリアがクロアチアで軍事的・政治的・経済的に主人となることができるチャンス」と考え、積極的に受け入れる方向で合意した。しかし、結局、ドイツはこの提案を撤回し、クロアチア駐留を続けることにした。その理由は、

イタリアによる全面占領がドイツの利益を侵害する恐れ、イタリアの「生存圏」の暗黙の承認を意味する恐れ、イタリア軍の治安能力への不信であった<sup>(54)</sup>。

ロアッタ将軍は、第2軍司令官に就任する直前の42年1月19日にユーゴ駐留軍の視察旅行を行い、イタリアのユーゴ占領の問題点に気づいた。それは、スロヴェニアとダルマチアでのイタリア民政当局と第2軍司令官たちの絶え間ない反目、ゾーンⅡとゾーンⅢでの様々なエスニック集団と宗教集団の統一的な扱いの困難による混乱、ウスタシャとクロアチア国家当局による第2軍の活動の妨害などであった<sup>(55)</sup>。

軍事面では山岳地帯の砦に籠もるイタリア軍守備隊はパルチザン勢力に包囲され行動がままならず、他方、チトーのパルチザンは東ボスニアを自由に動き回り、軍の攻撃は大きな成果を挙げていなかった。現地の枢軸側には英米のような合同参謀部は存在せず、伊独軍の連携のないバラバラの攻撃からパルチザンは容易に逃れることができた。彼らはクロアチア国家、セルビア政府、イタリア占領地、ドイツ占領地の境界に関係なく行動した。伊独の相互不信は、ウスタシャとチェトニク相互に死闘を行う余地を与えていた<sup>(56)</sup>。

ロアッタはこのような状態を克服するために、まず第一に、文民政府の治安部隊も第2軍の指揮下におき、指揮権を統一した。第二に、薄く過剰に広がった軍の分散配置を変更し、周辺部の要塞を閉鎖し、戦略的な拠点と重要な要塞の強化、重要都市の防衛、重要な鉄道路線と交通路の防衛に重点化した。そして、ユーゴでのパルチザンとの戦いを通常の正規軍との戦争ではなく「ゲリラ戦」と規定し、その戦い方を整理し、各部隊の指揮官に指示した。また、兵士の戦闘精神の強化、敵への憎悪、征服民族としての自信の育成に努めた。そのような複合的な意図を持って各部隊の司令官に対して出されたのが、前稿で述べた42年3月1日の3C指令であった。そして、これを補充する形で新しい条項を追加した指令700号が同年4月

7日に出された<sup>(57)</sup>。

また、ゲリラ戦を闘う上で有効な敵の分裂、敵の内部と現地の事情を熟知したイタリア軍の手先の形成、イタリア軍の損失の削減のためにチェトニクに積極的に接近・交渉し、イタリア軍の補助部隊として利用した<sup>(58)</sup>。

## (2) 伊独の連携によるバルチザン鎮圧作戦—トリオ作戦 I、II

ロアッタはドイツと連携した対バルチザン戦争にも取り組んだ。以下ではそのいくつかの重要な作戦を簡単に見ておこう。最初が42年3月に行われた伊・独・クロアチアの3者共同作戦（Trio）である。ドイツ軍が提起したこの作戦の目的は、アフリカのロンメル将軍の部隊に物資を供給するために、スロヴェニアのマリボルからザグレブ、ベオグラード、サロニカの交通路を確保することであった。そのために、伊独クロアチア軍が連携して、東ボスニアのすべての抵抗運動を粉砕する計画であった。しかし、イタリア側は、ドイツの裏の狙いはイタリア軍を東ボスニアから遠ざけるだけでなく、伊独の境界線内にドイツ軍がとどまることによってイタリアの勢力圏を浸食することであると考えた。イタリアは逆に東ボスニアの支配を狙い、クロアチアは東ボスニアをドイツに支配から取り戻すことを狙っていた。

また、ドイツは、その後のイタリアとドイツの対立の焦点となるチェトニク問題を持ち出した。各地のチェトニクはそれぞれ独自の指導者が組織し、伊独占領軍に対する方針も異なっていたが、カリスマの指導者であるミハイロヴィッチはロンドンの亡命政権側すなわち連合軍側であるので、ドイツはチェトニクを枢軸の敵と見なしていた。しかし、イタリア軍は兵員不足のカバー、敵の分裂・利用・支配の原理に基づく合理的な方式と考え、チェトニクを補助部隊として育成・使用し続けるつもりであった。それぞれの思惑がありながらも、4月下旬にはトリオ作戦が開始された。バルチザンを追いつめ一定の成果を上げたが、途中で作戦を変更した結果、

パルチザンは挟撃から逃れることができた<sup>(59)</sup>。

3者の間でこのような対立と思惑のズレがあったが、パルチザンの勢力拡大を抑えるためにTrio II作戦が5月7日に開始された。この作戦の目的は東ボスニアのフォチャなどにあるパルチザンの拠点への攻撃によって、北アフリカに物資を輸送する重要交通路の安全を確保することであり、一定の成果があった。イタリア軍はこの戦いでチェトニクの望外の支援を受け、彼らをいっそう重視するようになった。イタリア軍はドイツ軍よりも多い兵力を投入し、被害もドイツ軍に比べて大きかった<sup>(60)</sup>。

### (3) ヴァイス (白、Weiss) 作戦

1943年1月に伊・独・クロアチアの連携で大規模なヴァイス作戦が実施された。1943年1月はスターリングラードの大敗北、北アフリカのトリポリ陥落など戦局の大きな転換期であった。ユーゴではパルチザンの活動が活発化し、パルチザン国家を樹立し、ウィーン・ベオグラード・サロニカを連結し、アドリア海沿岸のスパラートやフィウメ、トリエステに至る北アフリカとドイツへの物資の動脈路が脅かされていた。ドイツはその防衛のためにパルチザンとチェトニクの両方に打撃を与え、反乱軍を徹底的に鎮圧する作戦を計画したが、この作戦はイタリアの勢力境界線内である西ボスニアを戦場に設定していた。イタリア軍の大きな関心はパルチザンの打倒とともに、ゾーンII、III、特にヘルツェゴヴィナからドイツ軍を作戦終了後に早々に追い出すことであった。ドイツはイタリアによるチェトニクの利用を危険と考えていたが、実際にはグライゼ將軍をはじめドイツ軍の一部は、チトーのパルチザンとの闘いに利用するために、チェトニクに武器や弾薬を提供していた<sup>(61)</sup>。

43年1月20日にドイツ軍5個師団、イタリア軍3個師団、第369クロアチア師団、6千人のチェトニク部隊など合計約6.5万人の兵力で2万人のパルチザンに襲いかかった。伊独軍の連携はうまくいかなかったが、この

作戦によってパルチザンは拠点から追われ、山岳地帯へ逃げることとなった。

43年2月に第2軍の約半数は連合軍のイタリア上陸に備えて本国防衛のためにイタリア本土に送られつつあり、第2軍は弱体化していた。ヒトラーは43年2月16日付けのムッソリーニへの手紙で、チェトニクの武装解除をあくまで要求した。そこでは、「もし、明日、[連合軍の]上陸が行われたら、バルカンの至る所で共産主義者、ミハイロヴィッチの支持者、他のすべての非正規軍が一致して一つの行動を行うであろう。それは、敵の上陸を支援して、ドイツ軍とイタリア軍を直ちに攻撃することである」。「バルカンでの英米による急襲を避けるために、共産主義者とチェトニクを武装解除し、全地域を制圧しなければならない。さもなければ、英米の侵攻時に反乱が勃発し、ギリシアへのすべての交通路が遮断されるであろう。ドイツの師団はその地域で反乱軍と闘わなければならない、イタリア軍は単独ではペロポネソスやアドリア海への侵攻をくい止めることはできないであろう」と主張していた<sup>(62)</sup>。

このように伊独の亀裂が増大している中で、2月15日に終了したヴァイス作戦Ⅰに引き続いて、ドイツ軍はヴァイス作戦Ⅱを2月20日に開始した。イタリア軍の分担は、パルチザンのネレトヴァ川を横断しての逃走を阻止するために、彼らを南側から封鎖する任務であった。チェトニク部隊の指導者たちの間では、ヴァイス作戦Ⅰでイタリア軍の指揮下に入れられたことについて不満と内部対立が続いていた。ドイツ軍はモスタル周辺でチェトニクとパルチザンの二つの獲物を分断し、伊独別々の標的を作った。チェトニクの壊滅を狙うドイツ軍の攻撃によりチェトニクは混乱に陥り、パルチザンは逃走に成功した。

ヴァイスⅡ作戦は軍事的に失敗であっただけでなく、イタリア第2軍の撤退計画を破綻させた。本国防衛のための武器と部隊の急送命令によって、ユーゴでの配備がきわめて薄くなりパルチザンの攻撃に敗退を重ね、

逆にパルチザンは捕獲した武器で強化されていった。イタリア兵は帰国を望むだけであり、イタリア領ダルマチアの運命は風前の灯火であった<sup>(63)</sup>。

#### (4) 黒 (Schwarz) 作戦

43年5月、独、伊、ブルガリア、クロアチアの約20万人の部隊で、約1.9万人のパルチザンを攻撃するための黒作戦が実施された。その目的は、ヘルツェゴヴィナのボーキサイト鉱山、セルビア南部、コソヴォ、マケドニアの鉛、クロームをパルチザンとチェトニクから守ること、彼らを連合軍の上陸が予想される沿岸部から山岳部に追いやることであった。ドイツ軍の隠された目的はチェトニクの打倒であった。ヒトラーはパルチザン勢力は既に粉碎され、残るはミハイロヴィッチを頭とするチェトニクだと考えていた。ドイツ軍はウスタシャやムスリムSS部隊と共同でチェトニクの壊滅、モンテネグロのミハイロヴィッチと参謀の捕縛、チトー勢力の残党の殲滅を企図していた。

ドイツ軍はイタリアが統治するモンテネグロに入り、電話網と鉄道路線を占拠した。そのためにイタリア軍の戦闘能力は大きく削減された。ドイツ軍はチェトニクの武装解除と大量逮捕をおこない、ドイツの労働キャンプに送った。驚いたイタリア第6軍司令官ピアッツォーニは「突然の不適切で非政治的なチェトニクの武装解除は、イタリアの平和を乱し、エスニックな争いを再燃させた」と抗議した。しかし、弱体化したイタリア軍を率いるロボッティ第2軍司令官はこれを傍観し、嘆きだけであった<sup>(64)</sup>。

パルチザンに大打撃を与えた黒作戦の終わる頃には、ドイツはイタリア軍はもはやボスニア、ヘルツェゴヴィナをパルチザンの攻撃から守る能力がないと判断した。他方、イタリアはドイツがイタリアの生存圏を奪うつもりであると確信していた。

このように、伊・独・クロアチアは対パルチザンの連携戦争においても、同床異夢と相互不信の中で闘っていた。また、枢軸勢力は戦闘と統治を通

じて残酷の度合いを強め、ある兵士は「至る所で破壊、この戦争はますます退化しており、文明化された人間の戦争ではない」と証言するまでになっていた<sup>(65)</sup>。この結果、イタリア併合・占領地において「収容所半島」が作り出された。

## 11 収容所半島・収容所列島

イタリアのユーゴ占領・併合と対パルチザン戦争について論じるとき、忘れてはならないことはイタリアによる苛酷な収容所体制である。スペースの関係で詳細な検討は別の機会に譲り、ここでは基本的なことの確認に限定する。

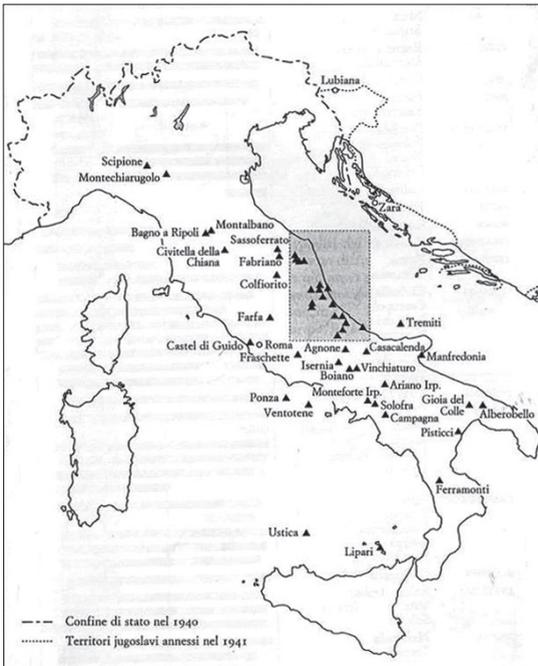
占領地ユーゴとイタリア本国に設置された収容所の場所は地図Bと地図Cで示している。収容者の正確な数は資料の不足のために現在でも完全には分かっていないが、1946年のユーゴ戦争犯罪調査委員会の報告書では、149,488人が収容されたとしている。カポグレーコは、収容人数を10万~15万人と見ている。時期と収容所が限られたデータでは、1941年11月から42年5月までの間にリュブリャナ県出身者だけで約2.5万人、フィウメの人々が6千~8千人、ダルマチアの人々が2千人以上と言われている。国際赤十字の報告では軍と内務省の収容所を合わせて約10万人が収容されていた。イタリア併合地全体の1941年4月時点の人口が約81万人であるから、12%が収容されていたことになり、その多さが分かる<sup>(66)</sup>。

第2軍の駐留地における収容所は24カ所であったが、他に数千人のユーゴ市民がイタリア本国の強制収容所に収容されていた。収容所は野営のキャンプ、バラック小屋、宿舎などで、衛生環境や食事は極めて劣悪で、アルベは特にひどく、教皇庁の報告では「悲惨な状態」で約3万人のスロヴェニア人が収容されていた（ロアッタ将軍の報告では、アルベには約1万人が収容）。収容所にはたんなる収容所と強制労働をさせる労働収容

所があり、アルベは強制労働収容所であった。国際赤十字の報告ではアルベ収容所だけで約2年間の収容期間中に約3千人が死亡したとされる<sup>(67)</sup>。表3は43年4月時点の主な収容所の収容者である。イタリア北東部ウディネ県のゴナルス（Gonars）収容所での女性（Donne）と子ども（Bambini）の多さは、家族全体の収容による。

イタリアの収容所の性格は、特定の民族の絶滅や排除を目的とした「民族浄化」とは言えないが、占領に反対する者やその疑いのある者の徹底的な排除を目的としていた。収容所の管理主体には内務省と軍の2種類があった。内務省管理の収容所は約50カ所で、イタリア中部と南部に設置された。軍管理の収容所は約10カ所で、42年前半からイタリア中北部に設置

地図B 1940-43年の収容所の場所

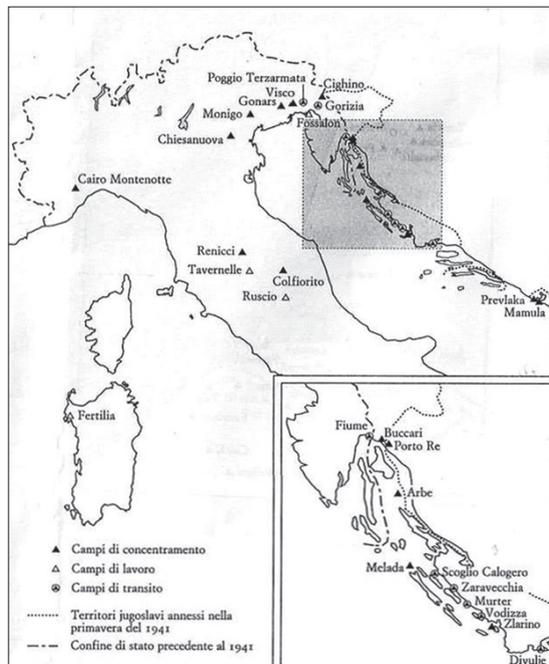


Capogreco, p.278.

された。収容所には「抑圧目的」型と「保護目的」型があった。「抑圧」型の収容所は、元ユーゴ軍兵士、元ユーゴの官吏、大学教員、知識人、学生、失業者、「反乱活動」の参加者や反乱組織のメンバーとその家族、パルチザン支持者の家族、それらの関係の人質などを収容した。「保護目的」型の収容所は、パルチザンによる徴募を逃れてきた者、占領への協力者、自発的に避難してきた者などを収容した<sup>(68)</sup>。

イタリア軍は占領地や併合地での反抗に対して、激しい弾圧を加えた。その弾圧の苛烈さ、残酷さに関してはドイツ軍に劣らなかった。対パルチザン作戦での掃討は、逮捕者の銃殺、拷問、強姦、略奪、放火、見せしめ的な死体のさらし、パルチザンの攻撃によってイタリア人兵士が殺害され

地図C ダルマチアとイタリアに存在した収容所



Capogreco, p.280

表3 主な収容所の1943年4月30日の収容者数

	Uomini	Donne	Bambini	Totale
30 APRILE 1943				
Gonars	1335	2465	1387	5187
Monigo	1596	868		2374
Padova	3346			3346
Pissignano				
Renicci	3726			3726
Fiume	302(?)	293(?)	125(?)	720(?)
				920 <sup>6</sup>
Visco	1242	145		1387
Colfiorito	931			931
Tavernelle	549			549
Cairo Montenotte				
Arbe	2556	165	4	2721
Totale				21141

Rodogno, p.527, T.54.

るとその10倍の人質の銃殺などを（バステリアニーニは50倍の報復を主張）繰り返した。このように、服従・屈服しない民衆に対する無差別の残酷さは徹底的であり、ロアッタ第2軍司令官の3C通達はこの意味では良く実行された。この点からも、「邪悪なドイツ人」(cattivo tedesco) に対して「善きイタリア人」(bravo italiano) という集団としての評価は誤りであり、イタリア人の「自己弁護」と言える<sup>(69)</sup>。

## 12 ユダヤ人の救済

イタリアがドイツの手からユダヤ人を救済したという、いわゆる「ユダヤ人の救済」説がイタリアで受け入れられた理由については、これまでいくつかの要因が指摘されてきた。その一つは、戦後誕生したイタリア共和国の政界が与野党共通して、イタリアの民衆と兵士の「人道性」のエピソードを利用し、「良きイタリア人」の国民的神話を振興したことである。もう一つは、イタリアを元同盟国のドイツと区別し、イタリアの反ユダヤ主義とその帰結を忘却させたいという右翼・保守勢力を中心とする願望である。それは、人種主義政策の責任をムッソリーニと数人の幹部に負わせ、国民に責任がなかったことにする、あるいは迫害の忘却をもたらす結果と（龍法 '26) 58-4, 134 (1176)

なった<sup>(70)</sup>。

しかし、イタリアがユーゴの併合地や占領地でユダヤ人を救済したと言うなら、救済されたのは、併合地域や占領地域に住んでいたすべてのユダヤ人か、あるいはイタリア市民権を持つユダヤ人だけか、それらの地域に逃げ込んできた難民のユダヤ人たちはどう扱われたのかなど、詳細な検討が必要である。そのためには、ユーゴにおけるユダヤ人及び難民一般に対するイタリアの政策を見ておく必要がある。

イタリア当局は、難民は治安と衛生、食料や物資の供給などの問題をもたらすと捉えて、基本的には国境封鎖政策をとり、非合法に流入した難民は追い出す政策をとっていた。これは民族、人種を問わず、すべての難民に適用されていたが、1938年施行の人種法の影響でユダヤ人に対してはより厳しく、1940年12月には彼らの入国や通過を認めない措置を取っていた<sup>(71)</sup>。

#### (1) 併合地でのユダヤ人政策

ダルマチアの3県、リュブリャナ県、フィウメ県における対ユダヤ人政策は、その地域に住んでいるユダヤ人と流入してきたユダヤ人難民とで微妙に異なっていた。40年6月にフィウメ県知事はイタリア国籍及び無国籍者を問わず、18歳~60歳のすべてのユダヤ人を拘束し(約300人)、外国籍のユダヤ人の滞在延長を認めず、国外退去させた。

41年夏には迫害を逃れてユダヤ人グループ約400人がスザクに入り、ユダヤ人集落を形成した。フィウメの警察が一網打尽にして彼らを追い返した。「引き渡しよりも死を」というユダヤ人の抗議にもかかわらず、クロアチア当局への引き渡しも行われた。フィウメ県知事は難民の支援者を「違法」行為の共犯として逮捕を命じ、スザクのラビは逮捕され、収容所に送られた。ヴォイクトによれば、占領期間中にフィウメに少なくとも1,400人の外国籍ユダヤ人が来たが、うち800人以上が追い返された<sup>(72)</sup>。

このような措置を見れば、単純な「人道的救済」論は否定されるべきであろう。

イタリア領ダルマチアには併合後、クロアチアのユダヤ人難民が絶えず到来し、41年11月17日のバステリアニーニの内閣への報告によれば、「占領開始の時には千人もいなかったユダヤ人が、今や4千人以上いる」<sup>(73)</sup>。クロアチア側はこれを「イタリアークロアチアの友好関係の最も恐ろしい敵」の維持のための措置は取らないと主張して、ダルマチアに食糧を提供しない口実に利用した。ヴォイクトによれば、ダルマチアに入った難民の合計は約3,800人であり、定住権のあるユダヤ人も含めて約千人のユダヤ人がイタリア半島の収容所に送られた。追い出されたユダヤ人の多くは国境近くのイタリア軍の占領地域にとどまり、その保護を求めた。総督は人種法を適用し、電話帳からユダヤ人の名前を削除し、パンや食糧の配給証を取り上げた。ダルマチア人のユダヤ人の一掃は、強制的な「イタリア化」計画の一部でもあった<sup>(74)</sup>。

## (2) 占領地域でのユダヤ人への対応

41年夏に駐屯地の司令官たちはウスタシャの迫害されていたセルビア人やユダヤ人の市民を助けるために介入した。9月に「宗教やナショナリティに関係なく、占領に協力する市民の命を助ける」と保証した。モスタルやチルクエニツァのユダヤ人共同体の代表に、占領に敵対的な行動をとらないなら安全だと約束した。イタリア軍当局は占領地域の治安維持、秩序の安定化を優先目的としており、クロアチアのユダヤ人迫害はそれを混乱させ、パルチザンとの戦いにとって不利益であると考えていた<sup>(75)</sup>。また、重要な点であるが、イタリア軍ではイデオロギー的な反ユダヤ主義は強くなかった。

42年6月、ドイツがユーゴの全ユダヤ人の東部占領地域への移送を決定し、クロアチア政府はこれに従うことを決めた。ドイツはイタリア政府に

も協力を求めた。第2軍司令部はイタリア占領地域ではこれを実行するつもりはないとローマの外務省に意見提出し、外務省はこれを了承した。ヒトラーとリッベントロップの執拗な要求にもかかわらず、イタリア軍とムッソリーニの政府が引き渡しを拒否した理由は、引き渡しはイタリアのドイツへの全面的な従属とイタリアの「威信」の完全な喪失、ひいてはチェトニクの信頼の喪失をもたらすからであった。そして、ドイツにとって重要なユダヤ人問題について独自の政策を行うことは、イタリアの「生存圏」における自立性の証明となるはずであった<sup>(76)</sup>。

43年2月25日、リッベントロップはローマでムッソリーニと会談し、軍にユダヤ人のドイツへの引き渡し命令を出すように要求した。しかし、ムッソリーニは表向きはこれを受け入れつつも、実際には拒否し、ユダヤ人をまず併合地の収容所へ、その後イタリア本国の収容所に移すように指示した。移送された2,261人のユダヤ人は、チェトニクとバルカンの諸民族への宣伝目的に使われた。彼らはドイツの干渉に対するイタリアの反発のシンボル、ウスタシャ政権に対するイタリアの自立性を示すシンボルとされた<sup>(77)</sup>。しかし、上述のように、実際にはすべてのユダヤ人に救済措置が適用されたのではなく、この政策が「救世主」「救済者」として観念され、実行されたのでもなかった。

## おわりに

本稿は、これまで日本で皆無であったイタリアのユーゴ併合・占領についての基礎的な研究である。日本で研究されてこなかった主な理由は、前稿「イタリアのユーゴスラヴィア占領(1)」の「はじめに」で述べたように、イタリアでの研究の遅れと乏しさであった。しかし同時に、その併合・占領期間が1941年4月から43年9月までのわずか2年半であり、その期間中もパルチザンとの戦争が中心的課題となっており、ファシスト体制

が唱えたような「帝国」「ヨーロッパ新秩序」「イタリアの生存圏」の実体を備えていなかったことも、研究されてこなかった要因の一つであった。しかし、本稿で検討したように、ユーゴ占領はイタリア・ファシスト体制の「帝国」「ムッソリーニの帝国」「ファシズムの植民地支配」の特徴を明らかにする多数の材料を提供している。

併合地・占領地のユダヤ人政策もその一例である。クロアチアのイタリア併合・占領地のユダヤ人について、イタリア政府と軍はイタリア市民権を持つ者、定住権者、外国籍、避難民など一定の区別をして対処していたが、ドイツがクロアチアにいる全ユダヤ人の引き渡しを要求した時に、イタリア側は区別なく全てのユダヤ人を引き渡さず、イタリア併合地に収容した。ファシスト政権は独自に人種法を制定し、反ユダヤ主義の政策を採っていたにもかかわらず、なぜドイツへの引き渡しを拒否したのか。その大きな理由は、イタリアの「勢力圏」内のはずの地域へのドイツの介入への強い反発、反感であり、対等のパートナーでなく、従属的な地位の受容を強いられていたとしても、「枢軸のもう一つの極」としてあり続けたい願望、イタリアの「生存圏」「勢力圏」の形と実体を何としても、たとえわずかでも維持したいという、ムッソリーニを含めた政府と軍指導部の願望がヒトラーの引き渡し要求の拒否を可能にした。その意味で、ムッソリーニはこの問題に関しては——動揺を繰り返していたが——最後の局面で部分的に意地を示したと言える。しかし、その動機は決して人道的理由ではなかった。

ユダヤ人引き渡し拒否を可能にしたもう一つの重要な理由は——本稿では十分な検討ができなかったが——イタリア・ファシズムにおける反ユダヤ主義および人種主義の質と内容がドイツと異なっていたことである。ファシズム体制と軍上層部は、人種的・文化的にイタリア人が被占領者であるスラヴ人や同盟国のドイツ人よりも優れていると考えていた。スラヴ人に対する蔑視と恐怖心は、併合地の住民にイタリア市民権を認めなかつ

たことに示されている。彼らはイタリアのパスポートを持ったスラヴ人が大量にイタリアに流れ込んでくることを恐れた。そして、劣等民族視していたがゆえに、併合地の住民の極めて限定的な人数にのみ、二級市民としての定住者の資格を付与したのである。しかし、その人種主義は劣等人種と見なしていたユダヤ人やスラヴ人の絶滅をめざすものではなかった。普遍的で歴史的に優れていることが証明されていると思い込んでいたイタリア文化の注入と教化によって、彼らの「イタリア化」「同化」が可能と考えていた。しかし、彼らがイタリアの併合と占領に反抗し、「まつろわぬ民」となったときには、ロアツタ司令官の3C指令を忠実に実行し、将校から一般兵士までが激しい弾圧と虐殺、略奪を無慈悲に実行した。この場面では、「善良なイタリア人」「善良なイタリア兵」は存在しなかった。また、決して「陽気な占領」(occupazione allegra)ではなかった<sup>(78)</sup>。

イタリアの占領地支配のやり方とドイツ及び日本のそれとの相違点と類似点も注目すべき点である。それは、併合地域における「イタリア化」政策、「ナショナリティの剥奪」(snazionarizzazione)政策である。ドイツの併合地であるチェコやポーランドの占領行政に筆者は詳しくないが、「ドイツ化」という規定は聞かない。イタリア政府が併合地で旧来のイタリア領土と同様に、住民の教化と同化が可能と考え、イタリア語とイタリア文化を強制し、人名地名のイタリア語化、ファシズム組織への加入などの「イタリア化」と「ファシズム化」を強行したことは、日本の朝鮮や台湾支配の方法、すなわち「日本化」と似ている。ただ、日本は2級市民の差別システムを創りつつも、朝鮮や台湾の全住民に日本国籍を付与したが、イタリアはそうではなかった。このような違いと類似点はどこから来るのか、占領行政、植民地統治の比較研究として今後の課題としたい。

ファシズムの「生存圏」論については、紙幅の関係で本稿では十分検討することができなかった。旧ユーゴではスロヴェニアとダルマチアの一部の併合地、モンテネグロ以外には、参戦後に実際にイタリアが統治した地

域は存在しなかった。クロアチアやモンテネグロでも41年7月のユーゴ各地での蜂起以後はパルチザンとの戦争が続いており、統治どころではなかった。天然資源と交通網はドイツが独占的に支配し、イタリアによる経済的な収奪はドイツと比べ少なかった。北アフリカでは連合軍と一進一退の状況であり、統治や行政は問題となりえなかった。しかし、このような状況でも、40年6月の参戦以後、ファシストの雑誌や知識人の著作で「ヨーロッパ新秩序」や「生存圏」「帝国」が議論されていた。このような議論は極めて主観的なものであったが、ファシストたちの思考と願望を考察するには有益である。これも今後の検討課題としたい。

\*前稿「イタリアのユーゴスラヴィア占領(1)の訂正：128頁下から2行目：「軍はスベルスローダ (Supersloda) に」→「軍はスパラートに」

- (1) Imperato, pp.235-244.
- (2) Pupo, Destreggiarsi, p.512
- (3) Pupo, Destreggiarsi p.512; Monzali, p.114.
- (4) Monzali, pp.113-115; Pupo, Destreggiarsi p.515.
- (5) Pupo, Destreggiarsi pp.513-514.
- (6) Monzali, pp.112-122.
- (7) Pupo, Destreggiarsi pp.515-516.
- (8) Pupo, Destreggiarsi pp.516-517.
- (9) Pupo, Destreggiarsi pp.517-519; Monzali, p.204.
- (10) Pupo, Destreggiarsi pp.519-521.
- (11) Pupo, Destreggiarsi pp.522-523.
- (12) Monzali, pp.202-212.
- (13) Monzali, pp.233-236,297-314.
- (14) Monzali, pp.294-296.
- (15) Monzali, pp.289-291.
- (16) Imperato, pp.248-249; Monzali, pp.293, 297-298, 314-315.
- (17) 高橋進「イタリアのユーゴスラヴィア占領(1)」57巻4号、113頁。Anfuso, p.161.
- (18) DDI, s.9, v.5, n.617.
- (19) Burgwyn, p.34; DDI, s.9, v.6, n.923.

- (20) Burgwyn, p.34; Collotti, L' Europa nazista, pp.216-223.
- (21) チアーノは会談内容の報告電報ではこれについてまったく触れておらず、イタリアの公式外交文書にもない。Talpo, p.315; Rodogno, p.111, n.15; DDI, s.9, v.6, n. 967.
- (22) Burgwyn, p.34.
- (23) DDI, s.9, v.6, n.967.
- (24) Burgwyn, pp.35-36; DDI, s.9, v.6, n.956, 967.
- (25) Tomasevich, p.241.
- (26) Ciano, Diario, p.504 (25.4.1941).
- (27) Ciano, Diario, p.505 (26.4.1941).
- (28) Anfuso, p.162
- (29) Ciano, Diario, p.506 (29.4.1941).
- (30) Ciano, Diario, pp.509-510; Burgwyn, p.3; Talpo, pp.322-329.
- (31) Verna, p.529; Burgwyn, pp.38, 56.
- (32) Tomasevich, p.237. IRI総裁のメニケッリのザグレブ訪問に関する5月17日のムツソリーニへの報告参照。DDI, s.9, v.7, n.131.
- (33) Mussolini, *Opera Omnia*, v.30, pp.90ss, 97; Monzali, p.373.
- (34) Tomasevich, p.242; Monzali, pp.376-378; DDI, s.9, v.7, n.198; Collotti, pp.221-224.
- (35) DDI, s.9, v.7, n.200.
- (36) Rodogno, pp.158-159, 498, T.2; Burgwyn, p.115; L.Salimbeni, p.126.
- (37) Rodogno, p.318.
- (38) Pupo, Le annessioni, pp.200-201; Burgwyn, pp.116, 119; Salimbeni, p.130.
- (39) Burgwyn, p.118; Verna, p.531; Tomasevich, p.132.
- (40) Pupo, Le annessioni, p.201.
- (41) Pupo, Le annessioni, pp.202-203.
- (42) Verna, p.532.
- (43) Verna, p.532; Talpo, pp.275-276, Allegati 11.
- (44) Talpo, p, 202; DDI, s.9, v.7, n.131.
- (45) Verna, p.533; Burgwyn, p.117.
- (46) Rodogno, pp.319-321. バスティアニーニの提案についての議論は長びき、43年9月の体制の崩壊時でも旧来の審査方式が継続していた。エーゲ海諸島の属領であるドデカネス諸島の支配については、石田憲「ファシストの帝国」参照。
- (47) Pupo, Le annessioni, pp. 203-204; Monzali, pp.383-384.
- (48) Loi, pp.142-144. 柴、91-92頁。第2軍司令官ロアッタ將軍は戦後に、「イタリア軍兵士はこのような犯罪を人道的感情から見過ごすことはできなかった。クロアチアのイタリア軍駐留地域で直ちに介入した」。「ザグレブやクロアチアのドイツ占領地域から逃れてきた60万人のセルビア人の命を救い、数千人

- のユダヤ人を保護した」と書いているが、イタリア軍によるセルビア人とユダヤ人救済の理由については、後述のように、議論がある。60万人のセルビア人の命を救ったという数字は誇張である。Roatta, pp. 170-171.
- (49) Verna, p.534, n.31; Burgwyn, pp.119-120; Talpo, p.591, Allgegato, N.8.
- (50) Burgwyn, pp.120-121; Verna, p.538.
- (51) Verna, pp.537-545; Burgwyn, pp. 121-122.
- (52) Burgwyn, pp.123-124.
- (53) Burgwyn, p129.
- (54) Rodogno, p.128; Collotti, p.224; Tomasevich, pp.246-248; DDI, s.9, v.8, n.40.
- (55) Burgwyn, pp.131-132.
- (56) Burgwyn, p.132.
- (57) Burgwyn, pp.132-138.
- (58) Burgwyn, pp.139-143; Tomasevich, pp.244, 254-258.
- (59) Burgwyn, pp.145-154.
- (60) Burgwyn, pp.145-155.
- (61) Burgwyn, pp.197-206; Tomasevich, pp.307-309.
- (62) DDI, s.9, v.10, n.31; Burgwyn, pp.206-207.
- (63) Burgwyn, pp. 211-212; Loi, pp.213-219. クリソルド、227-236頁。
- (64) Burgwyn, pp.232-235.
- (65) Burgwyn, p.235.
- (66) Rodogno, pp.416, 498, T.2; Capogreco, I campi, pp.3-14, 77-78; Capogreco, Internamento pp.134-161.
- (67) Burgwyn, pp.288-290; Rodogno, pp.419, 424.
- (68) Rodogno, pp.417-426.
- (69) Burgwyn, pp.299-301.
- (70) Rodogno, p.433.
- (71) Rodogno, p.438.
- (72) Rodogno, pp.441-443, 537, T.66; Millo, pp.355-378.
- (73) Verna, p.537; Tomasevich, p.597.
- (74) Rodogno, pp.445 e n.37, 444-445.
- (75) Rodogno, p.447.
- (76) Rodogno, pp.448-451.
- (77) Rodogno, p.450-451; Collotti, pp.228-230. ファレル、207-209頁。ファレルのユダヤ人救済の記述には誤りと誇張がある。
- (78) Gobetti.

#### 参考文献

石田憲「ファシストの帝国—ヨーロッパ内植民地としてのドデカネス」『岩波講座 世界歴史20』岩波書店、2022年。

- クリソルド、ステイーヴン編『増補版 ユーゴスラヴィア史』田中一生他訳、恒文社、1993年、第2版。
- 高橋進『ムッソリーニ 帝国を夢見た政治家』山川出版社、世界史リブレット人・88,2020年。
- 柴宣弘『ユーゴ現代史 新版』岩波新書、2021年。
- ファレル、ニコラス『ムッソリーニ 下』白水社、2011年。
- Imperato, Federico, Liberalismo e socialismo nella storia degli italiani di Dalmazia. Dal Risorgimento al fascismo, in Lorenzo Nuovo e Stelio Spadaro (a cura di), *Gli italiani dell'Adriatico orientale*, Libreria editoriale goriziani, Gorizia, 2012, pp. 235-250.
- Millo, Anna, L'Italia e la protezione degli ebrei nelle zone occupate della Jugoslavia, in Caccamo e Monzali (a cura di), pp.355-378.
- Monzali, Luciano, *Gli italiani di Dalmazia e le relazioni italo-jugoslave nel Novecento*, Marsilio, Venezia,2015.
- Anfuso, Filippo, *Da Palazzo Venezia al Lago Garda (1936-1945)*, Settimo Sigillo, Roma, 1996.
- Basciani, A. e Edigio Ivetic, *Italia e Balcani. Storia di una prossimità*, Mulino, Bologna, 2021.
- Bianchi, Stefano/Francesco Privitera, *6 Aprile 1941. L'attacco italiano alla Jugoslavia*, Morozorati, Varese, 1993.
- Bucarelli, Massimo, Disgregazione Jugoslavia e questione serba nella politica italiana, in Francesco Caccamo e Luciano Monzali (a cura di), *L'occupazione italiana della Jugoslavia (1941-1943)*, pp.11-59.
- Burgwyn, H.James, *Empire on the Adriatic. Mussolini's Conquest of Yugoslavia 1941-1943*, Enigma Books, New York, 2005.
- Caccamo, F e L.Monzali, Introduzione. in Francesco Caccamo e Luciano Monzali (a cura di) *L'occupazione italiana della Jugoslavia (1941-1943)*. Le Lettere, Firenze, 2009.
- Capogreco, C.S., Internamento e deportazione dei civili jugoslavi (1941-1943), in Costantino Di Sante (a cura di), *I campi di concentramento in Italia. Dall'internamento alla deportazione (194-1945)*, Franco Angeli, 2001, pp.134-161.
- Capogreco, C.S., *I campi del duce. L'internamento civile nell'Italia fascista (1940-1943)*, Einaudi, Torino, 2004.
- Cattaruzza, Marina, *Italy and Its Eastern Border, 1866-2016* (Translated by Daniela Gobetti), Routledge, New York and London, 2017.
- Ciano, Galeazzo, *Diario, 1937-1943*, (a cura di) R. De Felice, Rizzoli, Milano, 1980.
- Ciano, Galeazzo, *Europa verso la catastrofe. con 40 documenti diplomatici*

*inediti*, Mondadori, 1948.

Collotti, Enzo, *L'Europa nazista. Il Progetto di un Nuovo ordine europeo (1939-1945)*, Giunti, 2002.

Conti, Davide, *L'occupazione italiana dei balcani. Crimi di guerra e mito della brava gente (1940-1943)*, Ordadek, Roma, 2008.

Gooch, J., *Mussolini and his generals. The Armed forces and fascist foreign policy, 1922-1940*, Cambridge University Press, Cambridge, 2007.

De Felice, R., *Mussolini l'alleato 1940-1945. I, L'Italia in guerra 1940-1943, T.1, Dalla guerra <<breve>> alla guerra lunga*, Einaudi, Torino, 1990.

Gobetti, Eric, *L'occupazione allegra, Gli italiani in Jugoslavia (1941-1943)*, Carocci, 2007.

Iuso, Pasquale, *Il fascismo e gli ustasci 1929-1941. Il separatismo croato in Italia*, Gangemi, Roma, 1998.

Kovic', Milos', From persecutors to saviours: the Italian occupation forces of the Second World War in post-1989 Serbian historiography, *Journal of Southern Europe and the Balkans*, vol.6, N.2, August 2004.

Legnani, Massimo (a cura di), Il "ginger" del generale Roatta. Le Direttive della 2a armata sulla repressione antipartigiana in Slovenia e Croazia, *Italia contemporanea*, n.209-210, Dicembre 1997- marzo 1998, pp.155-174.

Loi, Salvatore, *Le operazioni delle unità italiane in Jugoslavia 1941-1943*, Stato Maggiore dell'Esercito, Ufficio Storico, Roma, 1978.

Mack Smith, D., *Mussolini's Roman Empire*, Penguin Books, New York, 1977.

Mussolini, Benito, *Opera Omnia di Benito Mussolini*, (cur) Edoardo e Duilio Susmel, La Felice, Firenze, 1951~ (OOと略記)

Montanari, Mario, *L'esercito italiano alla vigilia della 2a guerra mondiale*, Ufficio Storico Stato Maggiore dell'Esercito, Roma, 1982.

Ortona, Edigio, Diario sul Governo della Dalmazia (1941-1943), *Storia Contemporanea*, a.XVIII, n.6, dicembre 1987, pp.1365-1403.

Pellegrini, Mauro, *La questione Adriatica 1866-1975. Il fallimento della politica di potenza italiana*, Massetti Rodella, Brescia, 2008.

Pupo, Raoul, Le annessioni italiane in Slovenia e Dalmazia 1941-1943. Questioni interpretative e problemi di ricerca, *Italia contemporanea*, n.243, giugno 2006, pp. 181-211.

Pupo, Raoul, "Destreggiarsi". Una lettura dell'amministrazione militare italiana della Dalmazia 1918-1920, *Italia contemporanea*, settembre-dicembre 2009, n.256-257, pp.511-523.

Roatta, Mario, *Otto milioni di baionette. L'esercito italiano in guerra dal 1940 al 1944*, Mondadori, Milano 1946.

Rochat, Giorgio, *Le guerre italiane 1935-1943. Dall'impero d'Etiopia alla disfatta*,

Einaudi, Torino, 2005.

Rodogno, Davide, *Il nuovo ordine mediterraneo. Le politiche di occupazione dell'Italia fascista in Europa (1940-1943)*, Bollati Boringhieri, 2003.

Rossi, E. Aga e M.T. Giusti, *Una guerra a parte. I militari italiani nei Balcani 1940-1945*, il Mulino, Bologna, 2011.

Salimbeni, L., Il collaborazionismo celnico in Dalmazia, *Quaderni*, vol.XX, 2009, pp125-162.

Talpo, Oddone, *Dalmazia. Una Cronaca per la storia (1941)*, Stato Maggiore dell' esercito, Ufficio Storico, Roma, 1985.

Tomasevich, Jozo, *War and Revolution in Yugoslavia, 1941-1945. Occupation and Collaboration*, Stanford University Press, Stanford, 2001.

Verna, P, Notes on Italian Rule in Dalmazia, 1941-1943, *The international History Review*, XII, 3, August 1990, pp.528-547.

<Documenti>

*Documenti Diplomatici Italiani* (DDIと略記), Ministero degli Affari Esteri, Roma, 1956～.



## 韓半島植民地支配の不法性（その6）

——国際社会における日韓基本条約認識——

戸塚悦朗\*

(56-1 目次)

韓半島植民地支配の不法性（その1）——2018年韓国大法院判決と2023年日韓首脳会談

第1. なぜ、2023年日韓首脳会談は、強制動員問題を解決できなかったのか？

1. 2018年10月韓国大法院判決は日韓和解の好機だった
2. 2023年3月16日韓首脳は、何を合意したのか
3. 2023年3月16日の日韓首脳会談をどう評価するか

第2. 植民地支配の歴史的事実に光をあてる方法はあるか？

(56-2 目次)

韓半島植民地支配の不法性（その2）——安重植はなぜ伊藤博文を撃ったのか？——その歴史的事実の検討

第3. 安重植はなぜ伊藤博文を撃ったのか？その歴史的事実の検討

1. 事件に至る歴史的背景
2. 伊藤博文公爵は1905年11月17日に大韓帝国に対して何をしたのか？

(56-3 目次)

韓半島植民地支配の不法性（その3）——日韓旧条約の国際法上の効力と安重根義軍参謀中将裁判の不法性の検討

第4. 安重根義軍参謀中将裁判の不法性の検討

1. 安重根義軍参謀中将がハルビンで伊藤博文公爵を射殺
2. 安重根義軍参謀中将が伊藤博文公爵を撃った動機
3. 倉知鉄吉政務局長の旅順での活動

---

\* とつかえつろう 元本学法科大学院教授

4. 安重根義軍参謀中将裁判の不法性
- 第5. 日韓旧条約の国際法上の効力の検討
  1. 1905年11月17日付日韓協約の不法性
  2. 1963年国連ILC総会宛て報告書
  3. 「1905年11月17日付日韓協約は不存在」という発見
  4. 1905年11月17日付「日韓協約」は条約として不成立
- 第6. 結論
  1. 安重根義軍参謀中将裁判の不法性についての結論
  2. 韓半島植民地支配の不法性についての結論

(56-4 目次)

- 韓半島植民地支配の不法性（その4）——1904年1月21日大韓帝国中立宣言と「不法強占」
- 第7. 歴史と法
  - 第8. 1904年1月21日大韓帝国局外中立宣言と戦時国際法
  - 第9. 朝鮮及び大韓帝国の局外中立は合理的な政策だった
  - 第10. 大韓帝国の1904年1月21日局外中立宣言と「不法強占」

(58-2 目次)

- 韓半島植民地支配の不法性（その5）——強制労働条約による鉱山地下強制労働禁止と長生炭鉱問題をめぐって
- 第11 日本政府には長生炭鉱の遺骨搜索・返還義務がないのか？
  - 第12 戦後80年・日韓基本条約締結から60年を迎えて

## 第13 国際社会における日韓基本条約認識

### 1. 韓国国会での国際会議（2025年6月19日）

韓国国会（図書館講堂）で開催された国際会議「韓日関係大転換の為の国会討論会」に招かれ、「国際社会における日韓基本条約認識」について講演した<sup>1</sup>。本論文では、その内容に若干の補足を加え、ほぼそのまま報

---

1 韓国の社団法人「外交広場」（Korea Diplomacy Plaza）主催による国際会議「韓日関係大転換の為の国会討論会」（2025年6月19日韓国国会図書館講堂にて開催）での講演「国際社会における日韓基本条約認識」。

告したい。

禹元植国会議長は、会議に先立ち参加者一同を昼食会に招いたばかりか、会議でも挨拶した。この国際会議が非常戒厳事態からわずか6か月後に開催されたのは、韓国が急速に民主主義と言論の自由を回復したことの象徴のように見える。この半年の間に、国会による尹錫悦前大統領弾劾決議、憲法裁判所による尹前大統領罷免決定、李在民現大統領の大統領選挙当選と、韓国はまさに激動の時代を駆け抜けた。

筆者は、講演の冒頭で、重要な国際会議への招待に感謝し、韓国の国会議員・職員、市民、メディア関係者が勇敢に行動して非常戒厳事態を見事に克服し、この会議を可能にしたことへの祝意を述べた。これは、講演原稿に書かれてはいなかった。外交辞令ではなく、筆者の心の底から自然に沸き上がってきた言葉だったのである。

それには、理由があった。

実は、本当に偶然だったが、2024年12月2日に日弁連と大韓弁協の研究会（大韓弁協会館会議室）で発表した直後で、筆者はその夜ソウルに滞在していた。そのため、尹前大統領が突如発令した非常戒厳令による緊急事態下のソウルを実体験することになった。以下は、非常戒厳令下（短時間で解除されたが）のソウル現地の状況について、日弁連（日韓部会）へのEメールによる筆者の報告である<sup>2</sup>。

12月2日日弁連（日韓部会）と大韓弁協の研究会が開かれ、報告のために参加しました。

日弁連からの参加者の皆さまは、2日の夕刻から3日にかけてほと

---

↘ Youtubeで視聴することができる。사단법인 외교광장 Korea Diplomacy Plaza - YouTube

<https://www.youtube.com/@KoreaDiplomacyPlaza> 2025年8月14日閲覧。

2 このソウルからのEメール報告の発信時間は、2024年12月5日午前8時だった。

んどの先生方は帰国されました。

私は、拙著『歴史認識…』の韓国語版が出版される（12月5日今日出版される予定）とのこともあり、ソウルに引き続き滞在しておりました（6日金曜日帰国予定）。

ところが、3日夜インターネットで「尹大統領が非常戒厳令を発令した」との情報を見て、驚愕しました。民主化した韓国が軍事独裁に逆戻りするなど信じがたかったからです。勿論場合によれば、帰国もできなくなるかもしれませんし、ソウル内も軍隊が出て空港にたどり着けなくなる可能性もありますし、何より、4日に約束をしていた方々に会えなくなるかもしれないからです。

とりあえず、「事態を把握しなくては！」と考えて、テレビをつけっぱなしにして事態を注視していました。韓国のテレビでは、国会内の議場の様子と国会議事堂入り口、国会議事堂前の様子を同時に写して実況報道をしていました。

お恥ずかしいことに韓国語がよくわからないものですから、映像以外の情報は取れないのですが、国会の対応が焦点であることだけはわかりました。真夜中にもかかわらず、議事堂内では議員が多数在席していて議長は立ちっぱなしで議事を進行していました。議事堂前は、多数の市民が警官隊と対峙。議事堂の入り口は、ヘリコプターで議事堂敷地内に侵入した完全武装の兵士多数が議事堂の入り口に殺到して突入をしようとしている様子がわかりました。それを非武装の国会関係者が阻止しようと戦っている様子が見えました。議事堂内には、バリケードを築いて更なる防衛を試みていたのですが、軍は窓を破壊して議事堂内に侵入に成功。廊下で催涙弾を使って<sup>3</sup> 抵抗を制圧しようとしていました。発砲しなかったことだけが

---

3 これは、筆者の誤解だったようである。霧のようなものが見えたのは、国会関係者が消火器を使って軍に抵抗していたことによるものだったと思われる。

幸いでしたが、もう少しすれば議場をも制圧したでしょう。議場内では職員が走り回って議長に状況を報告しているようでした。しかし、軍が議場を制圧する前に、議長が槌をたたいて採決しました。後でわかったことですが、在席した190名の議員（野党が多かったようですが、与党の議員もいたようです）190名の全員一致で非常戒厳令解除の要求をしたとのこと。各党の代表者がこもごも記者会見をして国民に呼びかけていました。

深夜におこったこの様子は、早朝まで韓国中の人々がテレビの実況報道で見ていたのですから、これからの韓国の行方は、大体予想がつくと思います。

そのあとのことは、日本の各紙が一面で報道したとおりです。私は、The Korea Timesをインターネットで見て概要を把握しました。幸い、国会の議決を受けて、尹大統領が非常戒厳令を6時間後に撤回したことで、軍も国会から撤収したわけです。このことで、流血の事態は避けられました。兵士が国会議事堂から去る時に、何度も頭を下げて謝罪している様子も放送されました。

韓国憲法上国会の議決で大統領の非常戒厳令も拒否できることが定められていることから、軍は国会の議決を阻止しようと、最初に国会の制圧を試みたのだと思います。それが失敗したことで、当面の事態は正常化されるだろうと思います。テレビ局も制圧される前に、精一杯の実況報道をしたのだと思います。

国会議事堂の攻防の様子は、涙なしには見るができないもので、生涯忘れることはないと思います。

朝日新聞の下記の報道は、そのことを示していると思います。  
韓国の非常戒厳、6時間で解除 野党「大統領辞任しなければ弾劾」：朝日新聞デジタル

ただ、日本のテレビは、国会現場の実況を報道しなかったとのこと

ですから、日本では本当のところはよくわからなかったのではないかと。思います。メールにて現場の様子（韓国のテレビ報道を通じてですが）を、事後ですが、皆様にお知らせすることにしたわけです。

筆者は、尹前大統領が非常戒厳令によって大混乱をひき起こしたその国会の場で、韓国軍による2024年12月の国会乱入事件の生々しい記憶を想起しながら、その119年前の大韓帝国時代である1905年11月17日に伊藤博文公爵が率いる大日本帝国軍による大韓帝国王宮への軍事進攻事件が国際法上どのような評価を受けているかの認識をめぐって、以下の講演を行った。興味深いのは、この講演が日本の国会での論議（1993年）を中心として扱ったことである。

筆者は、日韓基本条約の第2条が「すでに無効」とした日韓の旧条約が原初的に無効だったのか、当時は有効だったのか？という法的効力問題の認識に焦点を絞って、以下のように報告した。

## 2. 1992年当時の筆者の認識について

筆者は、日本の大学の法学部卒（1970年）で司法試験に合格した日本の弁護士である。しかし、1992年までの筆者は、「日本は、併合条約によって韓国を合法的に植民地にした」という考え方に、何の疑いも持っていなかった。

今は反省しているが、この考え方は、日本政府の政策（虚偽の流布）、教育による固定観念の刷り込み、マスメディアの力量不足、法律家の研究不足によって創り上げられた日本社会の「常識」であったと考えられる。筆者の当時の認識は、このような意味での「常識」に染まっていたものだった。それにもかかわらず、筆者は、そのことに全く無自覚だった。その筆者の認識がなぜ逆転したのだろうか。それには、以下のような理由が

あったのである。

客員研究員としてロンドン大学で研究中だった筆者は、かねて尊敬していた本岡昭次参議院議員の日本軍「慰安婦」問題に関する国会活動に啓発され、1992年2月に日本軍「慰安婦」問題を、「性奴隷」だったと言って、国連ヒューマンライツ委員会に提起した。ところが、驚くほど大きな反響があり、日本政府との間で大論争が始まった。日本軍が韓国の女性を「慰安婦」として動員したことが国際法上不法だったかどうかが焦点だった。

日本軍「慰安婦」の存在自体は、知られていたが、本格的な歴史学研究は始まったばかりで、国際法学的研究は皆無だった。

あまりにもむづかしい論争で、困り果てた筆者は、ロンドン大学（LSE 大学院）で指導教授だったロザリン・ヒギンス教授（のちの国際司法裁判所裁判長）に相談したのである。具体的な法的意見のかわりに、「大変興味深い問題にぶつかってよかったですね。図書館に行きなさい！」という素晴らしい助言をいただいた。実は、情けないことに、そんな基本的研究もしていなかったのである。その後は、ロンドン大学の図書館にかよって、書庫の埃の匂いが大好きになるほど熱心に国際法と歴史の研究をするようになった。

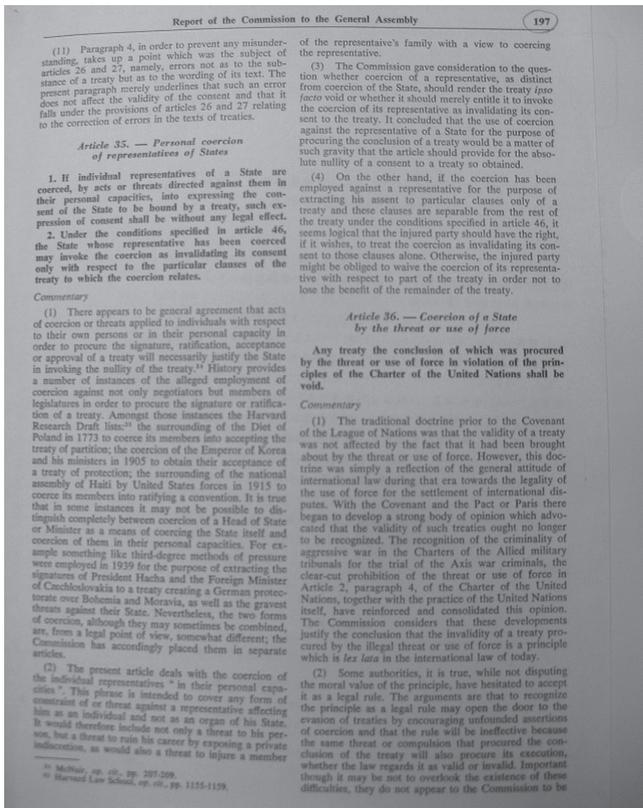
### 3. 研究の成果：驚きの連続

★1992年秋、ロンドン大学（IALS高等法学院）の図書館でのことだった。1963年の国連ILC（国際法委員会）による総会宛て報告書（Sir Humphrey Waldockによる条約法条約起草の為の研究結果）<sup>4</sup>【写真1】を見つけて驚いた。

---

4 UN Doc. YEAR BOOK OF THE INTERNATIONAL LAW COMMISSION 1963 Vol. II Documents of the fifteenth session including the report of the Commission to the General Assembly. p. 197.

【写真1】1963年ILCの国連総会あて報告書（197頁）



1935年のハーバード草案<sup>5</sup>を引用して、1905年保護条約は、日本による大韓帝国政府代表個人への強制・脅迫があったことを理由として絶対的無効だと書かれていたのだ！この報告書は、1963年の国連総会に提出され、

5 Harvard draftは、ILC1963年総会宛て報告書（197頁）の中には、“Harvard Law School, *op. cit.*, pp. 1155-1159.”とされている。後掲李泰鎮「第17章韓国併合無効化運動と欧米のメディアと学界——特に三・一運動以降、国際連盟の動向を中心に」を参照。

採択された<sup>6</sup>。1905年保護条約が絶対的無効だったことは、国際連盟当時の1935年以来、国際社会によって認識されていたのである。

1905年保護条約は、1910年併合条約の基盤だったから、保護条約が崩れば併合の合法性も崩れてしまう。合法的併合という「神話」を覆すこの重要な報告書の存在は、日本では研究も、報道もされず、全く知られていなかった。そこで、「至急日本社会に知らせなければならない」と考え、日本語論文の原稿を書いた。これを本岡議員にロンドンからファックスで送って意見を尋ねた。ところが、「これを実名で出版したら、殺されてしまいますよ！」と警告する助言を頂き、これにもびっくりした。

★この情報の出版は、日本ではタブーに触れ、どこから攻撃を受けるかわからないほどの危険があるものだったのである。危険を回避しながら、1963年ILC報告書の情報を広く知らせる工夫が必要だった。そこで、1993年国連ヒューマンライツ委員会で国連NGOによる文書提出（英文）によって発信することにした。国連NGOであるIFOR（国際友和会）ジュネーブ代表（当時）のレネ・ワドロー氏（Mr. Rene Wadlow）に協力を要請し、国連に提出してもらった。筆者の名前はIFOR文書<sup>7</sup>に書かれていないので、危険を避けられた。幸い、毎日新聞とジャパン・タイムスが協力してくれた。報道につながり<sup>8</sup>、世界に知られることになった。

6 1963年総会決議1902（XVIII）。詳細な説明は、戸塚悦朗「歴史認識と日韓の「和解」への道（その5）：1905年「韓国保護条約（?）」の効力問題と1963年国連総会の決議をめぐって」龍谷法学第49巻第3号2017年、755-779頁を参照。この論文は、後掲『歴史認識と日韓の「和解」への道』に掲載されている。

7 UN. Doc. E/CN.4/1993/NGO/36. Written statement submitted by the International Fellowship of Reconciliation, a non-governmental organization in consultative status (category II). この文書は、筆者が執筆を担当し、国際友和会（IFOR）ジュネーブ首席代表（当時）Mr. Rene Wadlowによって1993年国連ヒューマンライツ委員会に提出された。

8 ①伊藤芳明「慰安婦問題「日韓保護条約は無効」スイスの人権組織、63年、国連委が報告書」毎日新聞93年2月13日。②“Treaties ‘were forced on Ko-

この報道を理由に、本岡議員は、「国会で質問する」と日本政府に通告した。そのときの外務省の反応がまた大きな驚きだった。「この質問をされたら、日本がどこまで落ちてゆくかわかりません。質問をやめると約束してくれるまで帰れません」と言って、外務省の丹波實外務省条約局長が本岡事務所に座り込んだのである。

それに対する本岡議員の反応も、また驚きだった。本岡議員もこの外務省の強い反応に困惑したのである。「底なし沼では困る！日本はどこまで落ちるのですか？」と、ロンドンの私に問い合わせがきた。本岡議員は、政府に対して批判的な野党（社会党）に所属し、「慰安婦」や強制連行問題で国会質問をした筋金入りの政治家である。それでも、日本が負担できないほどの巨額賠償を支払うことになるという外務省の脅しを受けて、一旦ひるんだのだ。

筆者は、「事実を認め謝罪する。「慰安婦」問題と強制連行問題を解決することで和解できるはずです」と返事をした。それで安心した本岡議員は、質問を決断したのである。

なぜ外務省はそんなに強い反発をしたのだろうか？その理由は想像するしかないが、恐れたのは次のようなことだったと思う。1905年保護条約が、絶対的無効なら、大日本帝国が大韓帝国を保護国にしたことが不法・無効になる。それだけではなく、この条約が創った統監の法的根拠もなくなってしまう。不法・無効な統監が締結した1910年併合条約も基礎が崩れ、不法・無効になってしまう。そうなる、「併合条約は、当時は有効だった」という日本政府の主張は誤りとなって、大韓帝国を植民地支配した国際法上の法的根拠がなくなってしまうのだ。日本の外務省には耐えがたい結論である。

---

↘ rea' U.N. intervention urged over 'comfort women'. The Japan Times, February 16, 1993.

★結局、本岡議員の国会質問は、実現した<sup>9</sup>。

今後の研究の参考になると考え、1993年3月23日の参議院予算委員会における本岡昭次議員の質問及び政府答弁を【資料1】として添付し、今回この政府答弁を改めて読み返した。今後詳細な検討が必要だと思うが、宮澤喜一首相の以下の答弁（171）を注意深く検討する必要がある。

○国務大臣（宮澤喜一君）午前中から大変に精細な条約等々に基づいての御議論を拝聴いたしておりました。……そのことがむしろ大事ではないかという渡辺外務大臣のお考えは私もそのように思いますが、しかし、いずれにしても、日韓併合以来の一九六五年までの歴史あるいは敗戦までの歴史というものは決して我々にとって誇りにできるものではない。このようなことは二度と繰り返すまいというのが国民の決心であると思いますし、また私ども政府もそのような考え方から日韓の間の友好親善というものに努力をいたしておる。

そういう中でこの慰安婦という問題が起こってきたわけですから、そういう立場から、我々として誠意を持ってこの問題についての、我々のいわば過去における過ちを陳謝する、その真心をどういう形であらわすことができるかということは、なお残された問題ではありますが、事実関係を偽りなく究明をして明らかにするというのが、我々の過去の反省というものを現実に関係者にもわかってもらう一番大事な道であろうというふうに考えております。

---

9 本岡昭次参議院議員（当時）による参議院予算委員会（1993年3月23日）における質問参照。平成5（1993）年3月23日参議院予算委員会会議録第7号、8・13頁。

この宮澤答弁は、その5か月後<sup>10</sup>にとりまとめられた「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」（1993年8月4日）<sup>11</sup>を予告するものだったのではないだろうか？この本岡質問が政府に大きなインパクトを与え、画期的な成果をもたらしたと考えられる。

丹波外務省条約局長は、1963年ILC報告書は最終的ではないと答弁して、そのインパクトを減らそうとした【資料1】。

しかし、筆者たちも、この段階では研究がまだ不十分で、さらなる追及ができなかった。その後2020年になって、李泰鎮ソウル大学名誉教授が、1963年ILC報告書は、国際連盟による「ハーバード国際法研究」プロジェクト（責任者Prof. Manley O. Hudson）の「条約法」研究（担当者Prof. James W. Garner）を根拠にしていたという詳細な歴史研究を発表した<sup>12</sup>。1905年保護条約は絶対的無効だとする条約法研究（1935年ハーバード草案）は、こうして国際連盟に提出されていたことの詳細が明らかにされたのだ。国際社会の認識が国際連盟の1935年の研究にまでさかのぼることについて、詳細な歴史が具体的に再確認されたのである。

日本外務省は、その事実を知っていたはずだ。大日本帝国政府は、実は原本も存在しない条約（幻の保護条約は、正式には日本政府によって1905年11月17日付け「日韓協約」とされていたがその原本は存在しない）が存在するとして虚偽を広め、国際社会の認識を極秘にした。そのため、日本では研究も報道もされず、ずっと厳しいタブーが支配してきたのである。1963年ILC報告書から2年後に日韓基本条約が締結されたが、このときに

---

10 宮澤内閣が総辞職した日（1993年8月5日）の前日であった。

11 「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」（1993年8月4日）  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html> 2025年9月23日閲覧。

12 李泰鎮〈翻訳・崔誠姫〉「第17章韓国併合無効化運動と欧米のメディアと学界——特に三・一運動以降、国際連盟の動向を中心に」笹川紀勝・李泰鎮・邊英浩編著『国際共同研究 三・一独立万歳運動と植民地支配体制 国民意識の誕生』明石書店、2020年、641-695頁。

も、この情報は、政府外務省を除いて、日本では知られなかった。そのため、私を含む日本の人々は、日本政府が創り上げた幻の保護条約も併合条約も合法で有効だったという「神話」をずっと信じ続けてきたのである。

★筆者は、その後も研究を続けた。

1905年11月17日付の「日韓協約」（いわゆる「保護条約」）と称する条約は、「不存在」、「無効」、「不成立」だったという研究を完成するまでに長い時間がかかってしまった。

この結論は、波及効果が大きい。

★1910年安重根義軍参謀中将裁判の判決は、1905年11月17日付「日韓協約」を裁判管轄権の根拠とした。しかし、この「日韓協約」というタイトルの同日付の条約原本は存在しないことが確認されている。だから、管轄権を欠くこの死刑判決は不法と評価せざるを得ない。

★不存在の条約を法的な根拠とする統監という地位も国際法上不法・無効だったことになる。したがって、不法・無効な統監（寺内正毅）が双方代理で創った1910年併合条約も原初的に不法・無効だったと言わざるをえない。

★以上の詳細は、日本語で『歴史認識と日韓の「和解」への道』（日本評論社）として2019年に出版した。その韓国語版は、2024年12月に出版された<sup>13</sup>。

---

13 戸塚悦朗『歴史認識と日韓の「和解」への道』（日本評論社、2019年）の韓国語版（翻訳者・金昌祿教授）が2024年12月2日に韓国の出版社民族苑から発行された。

[https://www.minsokwon.com/booklist/book\\_specific.asp?bookno=10704&bookcate=](https://www.minsokwon.com/booklist/book_specific.asp?bookno=10704&bookcate=) 2025年5月30日閲覧 

#### 4. 日本の弁護士界の認識

日本で最大の実務法律家の組織は、日本弁護士連合会（日弁連の創設は、弁護士法に根拠がある）である。その日弁連による大韓帝国植民地支配の研究は、日本が韓半島を「不法強占」したことを認めた2018年10月30日韓国大法院判決を受けて順調に進んだ。特筆すべきなのは、上記した国際社会による認識に関する筆者の研究成果を含め、大韓帝国植民地支配についての五回の連続勉強会が開催されたことである<sup>14</sup>。これまで日弁連ではこのテーマの研究がなされていないことを考えると、評価すべき進展である。しかし、まだ日弁連としては、研究成果を記録化し、出版・公開することができていない状態が続いている。上記した厳しいタブーが未だに日本社会に存在することの現れではないだろうか。

#### 5. 日本のマスメディア

日本のマスメディアは、全体として、まだ日韓基本条約第2条について日韓の間で異なる説明がなされてきた状況にとらわれているように見える。日本のマスメディアが国際社会の認識を含め、韓国政府の主張（旧条約の原初の無効論）をいつ受け入れられるようになるか？それが今後の課題である。それなくして、日本社会と政府が韓国との間で真の和解を実現することは困難であろう。

---

ㄴ 법사학 번역총서 5 역사인식과 한일 '화해' 의 길 정용공 문제와 한국 대법원 판결을 이해하기 위해 저자토쓰카 에쓰로오 지음, 김창록 옮김 판형|쪽 크라운번형 양장 | 260쪽 발행일 2024년 12월 2일 ISBN 978-89-285-2045-9 (94360)

14 日弁連連続講座『日本の朝鮮半島に対する植民地支配について考える』2020年8月から11月まで5回開催（参加者は日弁連会員）。筆者担当は、「日韓旧条約の合法性を考える② 1905年11月17日「日韓協約」という条約は存在したのか？」2020年9月18日日弁連会館にて開催。

## 6. 日韓の市民運動は、着実に進んできた

2010年の日韓知識人共同声明<sup>15</sup>は、2010年8月の菅直人首相談話に結び付き、大きな成功をおさめた。しかし、筆者が期待した形では旧条約の原初の無効論は書き込まれなかった。筆者は呼びかけ人ではなかったし、以下の点で認識のズレはあったが、要請を受けて賛同者には加わった。当時の筆者の研究がまだ不十分だったことを反省している。2010年共同声明は、併合条約を「不義・不当である」（不法とは言っていない）と評価した<sup>16</sup>。

その日韓知識人による歴史認識をもとにして、日本政府に対して旧条約を「原初の無効」とする韓国政府の解釈を受け入れるという政治判断を求めたのである<sup>17</sup>。そのうえ、日韓共に法律家がほとんど参加していなかったという弱点があった<sup>18</sup>。

---

15 「韓国併合」100年日韓知識人共同声明2010年5月10日東京・ソウル  
<http://www.maroon.dti.ne.jp/rekikakyo/movement/nikkannseimeit20100528.pdf> 2025年8月29日閲覧。

16 「韓国併合」100年日韓知識人共同声明は、「ここにおいて、力によって民族の意志を踏みにじった併合の歴史的真実は、平等な両者の自発的な合意によって、韓国皇帝が日本に国権の譲与を申し出て、日本の天皇がそれをうけとって、韓国併合に同意したという神話によって覆い隠されている。前文も偽りであり、条約本文も偽りである。条約締結の手続き、形式にも重大な欠点と欠陥が見いだされる。かくして韓国併合にいたる過程が不義不当であると同様に、韓国併合条約も不義不当である。」としている。

17 「韓国併合」100年日韓知識人共同声明は、「日本政府は、併合条約等は「対等の立場で、また自由意思で結ばれた」ものであり、締結時より効力を発生し、有効であったが、1948年の大韓民国成立時に無効になったと解釈した。これに対し、韓国政府は、「過去日本の侵略主義の所産」の不義不当な条約は当初より不法無効であると解釈したのである。併合の歴史について今日明らかにされた事実と歪みなき認識に立って振り返れば、もはや日本側の解釈を維持することはできない。併合条約は元来不義不当なものであったという意味において、当初よりnull and voidであるとする韓国側の解釈が共通に受け入れられるべきである。」と結論している。ここで、「韓国側の解釈」を受け入れるべき主体は日本政府であって、日本政府に対する要求としてのこの結論は正当である。しかし、日韓知識人共同声明発出者の認識は、「不義・不当」で止まっている。

18 この弱点は、2025年6月時点でも続いている。今後どのように克服して行

2025年6月20日（記者会見発表日）の「**日韓条約60年を問う——日韓市民・宗教者共同宣言**」（日韓和解と平和プラットフォーム）<sup>19</sup>【資料2】は画期的であり、歓迎すべきである。2010年以降の15年間に蓄積した法的研究の成果が踏まえられていて、旧条約原初の無効論が書き込まれているだけではない。1904年大韓帝国内立宣言を無視してなされた大日本帝国による大韓帝国領土の「不法強占」と言う歴史認識も、日韓の市民と宗教者が共通の認識としたのである。明るい未来への希望を予感させる成果だと思われる。

今後、日韓の政府、マスメディア、社会がこのような歴史認識を広範に共有できるようになることを望んでやまない。

---

↘ くのか、今後の大きな課題である。

19 日韓条約60年を問う——日韓市民・宗教者共同宣言——日韓和解と平和プラットフォーム

<http://jkplatform.org/2025/05/19/jkkyodosengen60/> 2025年5月28日閲覧。

【資料1】

第126回国会 参議院 予算委員会 第7号 平成5年3月23日

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=112615261X00719930323&current=1>

テキスト印刷ファイル版にて2025年8月19日閲覧。

• 125 遠藤要

○委員長（遠藤要君） 次に、本岡昭次君の質疑を行います。本岡君。

---

• 126 本岡昭次

○本岡昭次君 私は、総理、外務大臣を中心に、韓国併合に至るまでの歴史の真実を明らかにし、今までと違った強化された新たな日韓関係を構築しなければならないという立場で質問させていただきます。

今日、冷戦構造の終えんに伴い、国際関係が流動化し国と国との相互依存が増大しています。日韓関係も新しい協力関係が求められています。しかしながら、両国民レベルの信頼関係が極めて脆弱であり、両国民の相互不信も増大しつつあると言われています。総理はこの相互不信増大の原因がどこにあるとお考えですか。

---

• 127 宮澤喜一

○国務大臣（宮澤喜一君） これは長い長い歴史をたどらなければならないこととございます。我々が我が国の歴史の中でいわゆる現在の韓国あるいは朝鮮半島の国々との幾つかの接触、いろいろな出来事に巻き込まれたことは今さら申し上げるまでもないこととございますが、そういう歴史的な背景、それから殊に最近で申しますれば日韓併合というようなことがございました。これは何としても韓国の人々にとってはやはり耐えがたい歴

史であったと思いますが、そういったような背景というものはやはり無視することができない。

我々としては、それはそれとして、我々の過去を反省することによって両国間の親善を積み上げていきたいと戦後一生懸命誠意を持って努力をいたしておるところでございます。

---

#### • 128 本岡昭次

○本岡昭次君 基本的に総理と今のレベルでは認識が一致するので非常にやりやすいと思います。

そこで、さらに細かく聞いていきますが、ことしの二月十五日、国連の人権委員会が開かれました。そこでスイスの国際的な人権組織である国際和解団体が、一九六三年国連総会に提出された国際法委員会の報告をもとに、日本の韓国併合の足がかりとなった一九〇五年の保護条約、第二次日韓協約は無効であるという報告を提出いたしておりますが、このことについて政府の見解を求めます。

---

#### • 129 丹波實

○政府委員（丹波實君） 国連憲章のもとで国際法委員会というものができておることは先生御承知のとおりですが、国際法委員会は国際法の編さんその他の作業を行っておるわけですが、一九六三年に国連の国際法委員会におきまして条約法、現在ウィーンの条約法条約というのが既にできておりますが、条約法条約の審議過程の中で、一九六三年のILC、国際法委員会はILCと言っておりますが、ILCの年次報告に審議の議論が含まれておりまして、その中で国際条約の締結に際しまして国の代表者に対する強制が行われたと主張されたことのある条約の一つの例といたしまして、先生が今言及になられた一九〇五年の第二次日韓協約というものが言及されていたわけでございます。

そのような強制が現実に行われたとかあるいはこの協約が無効であるというような断定的な議論は行われておりませんが、少なくともそういう例として一九六三年のILCの年次報告に挙がっているものですから、それを根拠にスイスの先ほどのNGOが一九〇五年の日韓保護条約は無効であるという主張をしておられるのだらうと思いますが、しかし先生御承知のとおり、いろんな審議、議論がございましたが、最終的に一九六六年にILCが条約法条約の議論の関連で国連に出しました報告書の中では、この例というものは落としてあるわけです。

したがって、私たちは確かに議論の過程でこの条約が一つの例として議論をされたことはあるけれども、最終的なILCの結論の部分からは落ちておるものですから、国際社会がコンセンサスとしてこの一九〇五年の条約を無効であると考えているんだという認識を私たちは持っておらないということでございます。

---

• 130 本岡昭次

○本岡昭次君 その例が落ちているということですね、読んでみてください。

---

• 131 丹波實

○政府委員（丹波實君） まずILCでこの議論が行われておりましたときに、特別報告者として、これはイギリスの国際法学者ですけれどもウォルドッグという人がその報告者になりまして、ずっと報告した記録がございます。

その該当のところをお読みいたしますと、ハーバードの研究草案は、そのような例として、つまり強制が行われた条約の例として幾つか、一七七三年、分割条約を受諾させるためのポーランド国会の包囲ということを行った後で、一九〇五年、保護条約を受諾を得るための韓国皇帝及び

大臣に対する強制云々とありまして、それから一九三九年にボヘミア・モラビアに対するドイツの保護条約にチェコの大統領、外相の署名を得るためにヒトラー政権により用いられた身体的強制が挙げられるという報告になっておるわけですが、先ほど私が申し上げました一九六六年の最終報告書を見ますと、歴史上、条約の署名、批准を得るために、交渉者のみでなく立法機関の構成員に強制が行われた例は幾つか存在する。

その例には国家自身に対する強制の一つの方法として、国家元首または大臣に対する強制と彼ら個人に対する強制とを完全に区別することが不可能な場合もあることは事実であるといたしまして、例えばとして先ほどのボヘミア・モラビアに関する例だけを挙げておりまして、一九〇五年の保護条約の例は挙がっていないということを申し上げた次第でございます。

---

#### ・132 本岡昭次

○本岡昭次君 おかしいよね。ちょっと国語的にちゃんと読んでくださいよ。私ももらったんですよね。ここには、強制の一つの方法として国家元首または大臣に対する強制と彼ら個人に対する強制とを完全に区別することが不可能な場合もあることは事実である、例えばと、こうきておるといふことは、区別することが不可能なものについてこれだと書いてある。その前の三つは、これはもうはっきりと国家代表への個人的強制であるといふふうに書いてある中に日本の一九〇五年の保護条約があるんですよ。そんなばかな説明してもらったら困りますね。

---

#### ・133 丹波實

○政府委員（丹波實君） 言葉の足りないところがございましたら申しわけございませんけれども、重要なことは、いろんな学者先生方によって議論は行われましたけれども、一九六六年にILCとしてこの問題についての最終報告書を国連総会に上げたわけですが、その中には一九〇五年の保護

条約は例としては挙がっておらない、いずれの意味でも例としては挙がっておらない、こういう趣旨でございます。

---

• 134 本岡昭次

○本岡昭次君 それでは、一九六三年に年次報告を出しているでしょう。その中ではどう書いてありますか。

---

• 135 丹波實

○政府委員（丹波實君） 一九六三年のILCの年次報告には、この条約法条約の中間草案に関する議論のコメンタリーが二つ挙がっておるわけですが、その一つは先ほど私が申し上げたウォルドックの報告です。これは先ほど大体のところをお読みいたしましたので省略いたしますが、それを受けていろいろな議論が行われて、それを暫定的にまとめたのがやはり六三年の年次報告に載っておる。先生はそういう趣旨だろうと思います。

その部分につきましてお読みいたしますと、ハーバードの研究草案は、そのような例として、そのようなというのは上の方で強制が行われたと主張されている例は幾つか存在するというを受けておるわけですが、もう一度繰り返しますけれども、ハーバードの研究草案は、そのような例として、一七七三年、分割条約を受諾させるためのポーランド国会の包囲、一九〇五年、保護条約を受諾を得るための韓国皇帝及び大臣に対する強制、それから一九一五年の例を挙げて、さらに最後の方で一九三九年の例を挙げておる。表現的にはウォルドックの報告と非常に近い表現になっておる次第でございます。

---

• 136 本岡昭次

○本岡昭次君 またその議論は別にいたしますが、はっきりと国連のこの年次報告の中に、一九〇五年の日本の韓国に対する保護条約が個人に対す

る強制、脅迫によって締結されたものでこれは有効と言いだない、要するに国際法上無効というふうに言われても仕方がないというふうな例に、四つの例の一つに挙げられているという、このことだけは私たちは忘れてはならぬ、このように思います。この議論はまた別の機会ですらに詳しくさせていただきます。

それで次に、日韓の間では一八七六年の江華条約以降七つの条約が一九一〇年までに結ばれておりますが、その一つ一つを説明してください。

---

### • 137 丹波實

○政府委員（丹波實君） 実は御承知のとおり、一九一〇年に至るまで五十幾つの協定、条約が結ばれたと承知しておりますが、先生のおっしゃっておられる七つは主要な条約をおっしゃっておられると思います。

以下が主要な条約ではないかというふうに考えます。ごくかいつまんで申し上げますと、まず明治九年、一八七六年二月二十六日に結ばれました日韓修好条規というのがございます。これは江華府において署名、調印されたものでございます。この修好条規は前文及び十二条から構成されまして、朝鮮国の自主独立をうたうとともに、日朝両国が双方の首都に外交問題につき協議するための使臣を置くこと、釜山に加えて二港を日本人の通商のために新たに開くこと、それから開港された地で日本人が朝鮮人に対して罪を犯した場合は我が国の裁判に服すること等が書かれてございます。

次に、明治二十七年、一八九四年八月二十六日にソウルで調印された日韓両国盟約というものがございます。この盟約は前文と三条から構成されておりまして、清の軍隊を朝鮮国の国外に退去させ朝鮮の独立を堅固なものとする、日本は清との戦争に当たり朝鮮はその兵たんを支援すること等を規定してございます。

三番目には、明治三十七年、一九〇四年でございまして、二月二十三日にソウルで調印された日韓議定書がございまして。この議定書は前文及び六

条より構成され、日韓両国の親交の保持、韓国は行政の改善に関し日本政府の忠告を受け入れること、日本は韓国の皇帝の安全を保つこと、日本は韓国の独立を保証すること、第三国の侵害または内乱の場合、日本が必要な措置をとり、韓国もこれに便宜を与えること等を規定してございます。

四番目に、明治三十七年、一九〇四年の八月二十二日、ソウルで調印されました第一次日韓協約というものがございます。この協約は三項から構成されておりますが、韓国は日本の推薦する日本人一名を財務顧問とすること、日本の推薦する外国人一名を外交顧問とすること、条約締結その他の重要な外交案件に関してはあらかじめ日本と協議すること等を規定してございます。

五番目に、明治三十八年、一九〇五年十一月十七日にソウルで署名された第二次日韓協約がございます。この協約は前文及び五条から構成されておまして、日本の外務省が韓国の外国に対する関係及び事務を監理指揮すること、日本は外交に関する事項を監理するため韓国皇帝のもとに一名の統監を置くこと等を規定してございます。

残りは二つでございますが、六番目に当たりますが、明治四十年、一九〇七年七月二十四日、ソウルで署名されました、いわゆる第三次日韓協約というものがございます。この協約は前文及び七条から構成されておまして、韓国は施政改善に関して統監の指導を受けること、韓国の法令制定及び重要な行政処分はあらかじめ統監の承認を受けること、韓国は統監の同意なくして外国人を雇用しないこと等を規定しております。

七番目には、明治四十二年、一九一〇年でございますが、八月二十二日、ソウルで署名されました日韓併合条約がございます。これは前文及び八条から構成されておまして、韓国皇帝は一切の統治権を日本皇帝に譲与すること、日本皇帝は韓国の統治権譲与を承認し韓国を日本に併合することを承諾すること、日本は韓国の施政を担任し韓人の身体及び財産を十分保護すること等を規定しておるといふことでございます。

• 138 本岡昭次

○本岡昭次君 今のが一八七六年以降一九一〇年日韓併合に至る重要な諸条約なんです。日本の韓国植民地支配の着実な手順がうかがわれるわけなんです。

昨年の五月十一日、韓国ソウル大学の慎鏞廈教授の調査によりますと、一九〇五年締結の先ほどの第二次日韓協約、保護条約と言われているもの、それと一九〇七年の第三次日韓協約は韓国の皇帝の批准を得ていないということが調査の結果明らかになって、国際法上無効であるという主張をされております。

私はことし二月に訪韓をいたしまして、この慎教授とも会いました。そして、関係者との間で面談でもっていろいろ話を聞き、資料も持って帰ってまいりました。韓国に保管されている日韓、韓日協約と向こうでは書いてありますが、こういう資料を皆もらって帰りました。

当時、大韓帝国は専制君主国であります。すべての外国との条約と勅命には皇帝の親筆署名と玉璽の捺印が必須条件なんです、条約締結には、日本国政府はこの当時、日本軍憲兵隊などを動員して大臣を威嚇して、そして同意を得て、高宗皇帝の署名捺印を得て保護条約を強制締結しようとしたんです。しかし、五人の大臣が口頭で同意させられる、総理大臣は廊下へ日本軍憲兵隊の手によって引っ張り出されてしまうというふうなことが起こって、強引に皇帝の署名と国璽の押印をしてもらおうと思ったけれども最後まで皇帝がこれを拒否してやらなかったということなんです。

韓国のソウル大の慎教授が韓国に残っている史料を調査の結果そういう結論に達した、こういうことなんです。このとおりであるならば一九〇五年の保護条約が無効だと。皇帝の署名も捺印も何もない、こういう条約が果たして有効と言えるかという問題を提起されているんです。どうなんですか。

## • 139 丹波實

○政府委員（丹波實君） 韓国の学者先生それから北朝鮮の関係の方々も同様な主張をしておられるということは、報道その他により承知いたしておるところでございます。

今、先生が指摘になられたこの二つの条約の韓国側の署名者は、まず一九〇五年の第二次日韓協約につきましては日本の外務大臣に当たる外部、韓国の言葉だと思えますが当時の外部大臣、それから第三次日韓協約につきましては先方は内閣総理大臣が署名しておりまして、一般論として申し上げて、外務大臣とか内閣総理大臣と申しますものは自国を当然に対外的に代表し得る資格を有するものでございまして、このような韓国側の代表と日本国の代表との間で合意の上で締結されまして実施に移された条約につきまして、今先生が御指摘の、あるいはさかのぼって韓国の学者先生などが指摘しておられるような専ら韓国側の国内の事情である事由を根拠として国際法上無効であるという主張は、私たちは有効にはなし得ないというふう考えておる次第でございます。

ちなみに、一言つけ加えさせていただきますと、このような実は論点をめぐりまして日韓の国交正常化、幾つか、財産・請求権の問題とともに三つ四つの大きな問題があったと思えます。そのために十数年の期日を費やして交渉したわけですが、結局しかしでき上がった一九六五年の日韓基本関係条約の第二条では「千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。」という、こういう第二条に合意することによって日韓は前に進むのではないかということが合意された。確かに、しかし過去につきましてはいろいろな思いを日本政府としては御承知のとおり表明しておりますけれども、法的には第二条がこういう条約を条文中で規定しておるといことは非常にそれなりに日韓間で重要な意味を持つておるといこと

を一言つけ加えさせていただいた次第でございます。

---

• 140 本岡昭次

○本岡昭次君 いや、専ら韓国側の事情であるなんというようなことを私はここで納得するわけにいきませんね。韓国側の事情の立場に立って無効であるという主張を私たちは客観的に検証せないかぬのと違いますか。

韓国のその当時の大韓国国制という日本の憲法に相当するものの第九条には、国の最高主権者である皇帝が直接諸般条約を締結すると明記されているんです。その人の印鑑がないものを一体客観的に専ら韓国の事情であるなんと言えるのでしょうか。

また、韓国の皇帝である高宗は一九〇七年にいわゆるハーグ事件というものを起こす発端になる密書、抗議文というものをオランダのハーグで開かれた第二回万国平和会議の各国の人に渡そうとしたんです。ところが、それを阻止された。その文書の中にはっきりと、皇帝が自分の親書として、一九〇五年十一月十七日、日本公使と朴齊純が締結した条約五条について、皇帝高宗は初めから認めなかったし、署名も国璽の捺印もしなかった、二、皇帝はこの条約を日本が勝手に公布するのに反対をした、三、皇帝は独立の皇帝権を一毫も他国に譲与したことがない、四、外交権剥奪の強制条約は根拠のないものであり、ましてや内治上のものをどうして認めることができるか、認めたことがない、五、皇帝は日本統監が来て常駐することを許さなかったし、皇室権も一毫も外国人が思いどおりに行使することを許さなかったというようなことをやっているんですよ。

そのことを専ら韓国側の事情であったなんというようなことで私は済ませることじゃないと思うんですがね。これはちょっとどうですか、外務大臣。

---

• 141 渡辺美智雄

(龍法 '26) 58-4, 172 (1214)

○国務大臣（渡辺美智雄君） これはいろいろ議論が私はあると思いますよ、率直に言ってね。

日韓の新しい関係をつくろうというときも、これは十数年かかっているわけですから。で、もうお互いに主張が合わないと、その結果ある程度妥協といえは妥協ですが、今条約局長から説明があったように、向こう側は向こう側の言い分がある、こちらはこちらの言い分があるが、そこで過去のことを繰り返していろいろ言ったってまとまりませぬから、そこでこの協定ができた瞬間に、もはや今までの日本と韓国の間のある種の条約とか協定はもう既に無効であるということを行ったわけですよ。既に無効。そのときからということであって、その辺が妥協の産物と言ってはしかられるかもしれぬが、そういうことで十数年の交渉に終止符を打ったという現実があるわけです。したがって、それを否定するというわけにもいきませんね、これは。

ですから、いろいろ言えば先生のおっしゃることはごもっともだと私は思う点もありますし、いろいろありましょう。ありましょうが、そういうものを総合的に網羅した結果が新しい日韓関係のスタートでございますから、それをまたほごにしちゃう、やり直しというようなことをやったら、またこれ大変なことになってしまうので、我々としては新しい日韓関係というものをつくった日韓の協定、そういうものを基盤にして今後より一層の日韓友好を進めていくということが一番の私はいい方法じゃないか、そう思っております。

---

• 142 本岡昭次

○本岡昭次君 まあ外交とか政治的な妥協とか国と国の関係とかいったようなものは、外務大臣のような立場でそれはやらなければならないことがあるでしょう。しかし、歴史上における真実とか事実というのは一つでありまして、そしてそのことを学問的に解明していく、あるいはまた不幸な

過去とは何であったんだということを両国民が正しく認識するということは、私は別だと思えますよ。私は正しく認識する必要があると言っておるんですよ。歴史的な妥協はわかっております。だから私は、韓国に対して先ほど言ったように、新しい関係でさらに強力な日韓関係をつくっていかにかいかぬ、そのためにはという立場で物を言っておるつもりなんですが、誤解のないようにしてください。

そうしたら、韓国の専らの都合だというふうな言い方をするならば、日本としてはどうであったのか。日本はどうなんですか、旧帝国憲法の第十三条をちょっと読んでください。

---

• 143 丹波實

○政府委員（丹波實君） 大日本帝国憲法第十三条のただいまの該当のところは「天皇ハ」「諸般ノ条約ヲ締結ス」というふうになっておる次第でございます。

---

• 144 本岡昭次

○本岡昭次君 それをもう少し解説してください。

---

• 145 丹波實

○政府委員（丹波實君） ただいまお読み申し上げたところの趣旨は、条約を締結することを天皇の大権に属せしめるということでございます。

で、先ほど先生が当時の韓国の憲法をお読みになられ、基本的には表現的には同じような趣旨かもしれませんが、いずれにしても二つ、一つは大変昔の話、それからもう一つは外国の話ですから、韓国の憲法については私がこの場で解釈を云々することはできないわけですが、大日本帝国憲法の条規につきましても、昔のことでございますけれども、それではこういう表現になっているからといって天皇陛下がすべての条約を批准されたか

というとは実はそうはなっておらない次第でございます、むしろ先ほど申し上げました日本の総理大臣あるいは日本の外務大臣が署名することによって、場合によってはもちろん帝国議会の批准を経て発効するということがあったわけでございます。

したがって、結論的に申し上げますと、こういうぐあいに書かれているからといってすべて天皇陛下が批准することにはなっておらなかったという次第でございます。

---

• 146 本岡昭次

○本岡昭次君 これは天皇の外交大権を定めたものなんですね。それで、批准する場合もあるしない場合もある、こうおっしゃいましたが、どういふ場合に批准が必要でどういふ場合はそれでは批准が必要でなかったんですか。また、どういふ場合に天皇の署名とか国璽の捺印が必要でどういふ場合は必要がなかったんですか。

---

• 147 丹波實

○政府委員（丹波實君）先ほど申し上げましたように、第十二条は「天皇ハ」「諸般ノ条約ヲ締結ス」と規定しておりまして、これは条約を締結することを天皇の大権に属せしめるということでございますけれども、この憲法は、日本による条約の締結に至る手続について明文で何ら特段の規定を置いておりません。条約の締結に当たって天皇の批准を要すると定められているわけでもない。したがって、個々の条約の締結に際して批准を要するか否かは、この条約の発効要件として、相手国との間の交渉において批准を要する旨の合意が行われるかといったようなことによってその状況が違ってきておるといふことだったと思います。

---

• 148 本岡昭次

○本岡昭次君 そうしたら、先ほど説明された七つの条約に天皇はどうか  
かわったんですか、それぞれに。

---

• 149 丹波實

○政府委員（丹波實君） 先ほどの七本の条約のうち批准されております  
のは一八七六年の最初に読み上げた条約でございまして、残りの六つの条  
約は天皇陛下によって批准はされておらないわけでございます。

ちなみに、それではその江華条約と他の条約はどこが違うかということ  
になりますけれども、六つの条約はいずれも大日本帝国憲法下で締結され  
たものでございます。江華条約につきましては、日本国旧憲法が制定され  
ましたのは一八八九年でございますので、この江華条約はそれ以前の条約  
であったということが違っておるのだらうと思います。

---

• 150 本岡昭次

○本岡昭次君 それでは、天皇の批准を必要としない場合、この憲法第  
十三条との関係でどういう手続が要るんですか。

---

• 151 丹波實

○政府委員（丹波實君） 一つ申し上げることができますのは、条約を結  
ぶ場合に、相手国との交渉の中で、この条約はお互いに批准まで手続を完  
了させようという合意があるかないか、これが非常に大きなファクターだ  
と思います。相手国との間で明示のそういう批准条項を置いていない場合  
には批准しない、置いてある場合には批准するというのが一番一つの大き  
な例として申し上げることができると思います。

---

• 152 本岡昭次

○本岡昭次君 私も外交資料館に行って全部見てきました。今おっしゃっ  
(龍法 '26) 58-4, 176 (1218)

たように、最初の江華条約だけ天皇の親筆と玉璽がありまして、あとは全部ありませんでした。

この憲法十二条の解釈についていろいろ勉強したんですが、ここにはこういう書き方がしてあるんです。「調印に依っては唯条件附に効力が生じ、批准に依ってそれが確定するのである。」、こういうふうに書いてありまして、やはり天皇の外交大権という立場からすれば、天皇の批准というものによってそれが最終的に確定する、私はこれは正しいと、こう思うんです。

それから、天皇の批准を必要としないということの中に、「全権委員は、天皇から条約締結に付いての全権委任状を賜はつて居るもので、批准を留保して調印することも又は之を留保せずして調印することも、総て全権委員の機能に委任せらるるのである。」と、こういうことであって、天皇の外交人権を全権委任状という形でもって全権大使とか公使で行くんだと。ということは、これは全権委任状と。非常に重要な意味を持ちますね、天皇の外交大権を預かって行くんですから。

そういう意味で、すべての条約の中にこれに臨んで署名捺印した人が全部天皇の全権委任状というものを皆所持して行ったんですか、どうですか。

---

### • 153 丹波實

○政府委員（丹波實君） 私たちこの点いろいろ外務省のかつての文書、保管を当たってみましたけれども、確たる記録は見つけることが今日までできなかったわけでございます。典型的には、一九〇五年の先ほどから御議論の対象になっていきますところの保護条約ですけれども、当時、林特命全権公使がこの条約に署名しておるわけですが、この林公使に対する委任状というものは今までのところ記録としては見つかっていないということでございます。

---

### • 154 本岡昭次

○本岡昭次君 記録として見つからないとって、天皇の外交大権を代行していくという重要な書類が保存されていないということについて、私は納得できないんです。なかったと思うんです。出していなかったという方が正しいと思うんです。どうですか。

---

• 155 丹波實

○政府委員（丹波實君） ちなみに、当時の閣議で林公使に対して条約締結の全権を委任するという閣議決定が行われておることは承知いたしておりますけれども、先生がおっしゃっておられる委任状そのものについては、今日までのところ記録を当たってきましたけれども、見つからないという次第でございます。

---

• 156 本岡昭次

○本岡昭次君 全権委任状とは一体何なのか、正確にもう一遍解釈してください、ここで。

---

• 157 丹波實

○政府委員（丹波實君） 私は、今手元に条約法条約というものを持っておりますけれども、これはもちろん今問題になっておる時点にはまだできていない条約でございますけれども、一つの考え方を示しておると思います。

全権委任状と申しますのは、外国との条約交渉が調ったときに、それを確定する権限というものを自分は本国から与えられておりますということを相手方に正式に立証する通常は文書であると言うことができると思います。

いろんなことが書かれておりますけれども、一つここに書かれておりますのは、その場合、例えば元首あるいは政府の長あるいは外務大臣とい

たような方々は、そういう書類を提示しなくても、そういう職務にあることそのこと自体によってその国を常に代表し得るという考え方が表明されております。

それからもう一つは、出先の大使、公使、昔は公使、今はもうほとんど大使でございますが、の場合には、その国と本国との間の二国間の関係を処理する分に関しては自国を代表することができる。この場合には、いわゆる書面で全権委任状というものを提示しなくてもその大使であるという職務自体によって本国を代表し得るというそういう規定もある次第でございます。

---

• 158 本岡昭次

○本岡昭次君 そうしたらこの結論として、委任状はなかった、委任状は保護条約を締結する林権助公使には出されていないかったというふうに私は判断してよろしいですね。

---

• 159 丹波實

○政府委員（丹波實君） 丸い数字で申し上げて九十年前のことになるわけで、事柄は確かに先生おっしゃるとおり重要な事柄であったと思いますけれども、九十年あり、その間戦争とかいろいろな問題があつて、私たち記録を今後とも調べてみたいと思いますけれども、依然として今日までのところは見つからない。見つからないということが一九〇五年のときに委任状がなかったというそういう結論に今日の時点で到達し得るのかどうかにつきましては、ちょっとそこまではまだいかないのではないかと。

いずれにしても、今後とも探してまいりたいというふうに考えております。

---

• 160 本岡昭次

○本岡昭次君 出していなかったんですよ。出していなかったんです。

私は、韓国へ行ってこういうコピーをもらってきました。(資料を示す) これは一九〇七年七月二十四日に当時の伊藤統監と李完用総理によって調印された第三次日韓協約のときに必要であった委任状なんです。だれの委任状であったかという、韓国側の皇帝の全権委任状の謄本なんです。それで、ここに何にも書いていないわけです。要するに、これをつくってそして皇帝の委任を得ようとしたんですよ。ところが、皇帝はノーと言って応じなかったんですよ。応じなかったんですよ。

こういうことから見ても、やはり委任状というものは双方の天皇、皇帝の外交大権を代行するものとして絶対必要であったんですよ。それをやらないでやってしまった。韓国側からすれば、もう完全に韓国の御事情ですなというようなことを言っていられるものじゃない。これははっきりと言って有効性というものを、外務大臣の言っている観点じゃないんですよ、事実として国際法上手続きが完全に不備であったというふうにこれは言わざるを得ないのであります。

それで、そのことがきょうのこの新聞にちょっと出ておるんですが、外務省、外交当局は「全権委任状があったという記録はあるはずだが、昔のことなので保管がない。」と。こんな大事なものを、あるはずだが保管がないというようなことで、日本の国は、なんですか、外交文書を粗略に扱っているんですか。そして、仮に委任状がなくても大使や公使は条約を結ぶことができる、有効性は崩れていないと、こうなるんですね。とすると、一体、委任状とは何やということになってくるわけですよ。委任状がなくても済むんなら、何も委任状をつくらんと外務大臣や総理大臣がやればいいじゃないですか。

一方、委任状というものが必要だとするということは一体何なのか、この問題をもう一遍説明してください。

• 161 丹波實

○政府委員（丹波實君） 先ほど申し上げましたとおり、当時の林公使は閣議決定から見ましても全権委任を与えられ、かつ日本と韓国との間の問題を処理するというもとのそういう機能を持って韓国に滞在しているといういろんな状況からしても、私たちはこの条約が無効になるような形で締結されたという認識は持っておらない次第でございます。

---

• 162 本岡昭次

○本岡昭次君 そうすると、訓令と同じことなんですか。ここにその当時の、書いてありますが、ここに訓令と書いてありますよ。全権委任状を出したとか全権委任とかいうが、訓令ですよ。訓令でもってこういうことができるんですか。

---

• 163 丹波實

○政府委員（丹波實君） 先ほどから申し上げておりますとおり、その委任状の存否につきましては現在記録に当たっておるということでございますが、それにかぶせて一言御説明させていただきますと、先ほど全権委任状のところでも御説明申し上げましたけれども、総理大臣あるいは外務大臣あるいは派遣されている大使、当時は公使がヘッドでございますけれども、というものはその職にあるということ自体によって二国間の関係を処理し得る、こういうふうな立場にあるわけでございます。その点だけ御説明させていただきたいと思います。

---

• 164 本岡昭次

○本岡昭次君 絶対に今のはおかしいですよ。私はいろんな本を読みました。美濃部達吉氏、これ一番権威ある人ですよ。この人の十三条を読みましたけれども、今の条約局長の解釈がもしここへ入ったとしたら、これは

もう全然この美濃部達吉博士の憲法第十三条の天皇の外交権の解釈が崩れてしまいます。そんなむちゃなこと言わせて、外務大臣、いいんですか。

---

• 165 渡辺美智雄

○国務大臣（渡辺美智雄君） これは法解釈の問題でありまして、いろいろ見方はあると思いますが、私が先ほど言ったことに実際は尽きる、そう思っているんです。

個々の問題を取り上げますといろんな疑問点は私はあると思いますよ。確かに、先ほど七つの重立った条約、協定等は、あれだけを、あれだけを聞けばですよ、日本がやはりもうぎりぎり少しずつひねっていったということをほうふつさせるような形にはなっていることもそれは事実でしょう。事実であります、しかしそういうものを全部ひっくるめて、戦後、日韓の協定というものでちゃんと締めくくって新しい日韓関係をつくらうということになったわけですから、だから私は過去を認めないというわけじゃなくて、そういう今おっしゃるようなことも念頭にあって、我々としては韓国に対しては本当に過去にはいろいろの申しわけのないこともしたという意味も含めて、今後の日韓関係というものは今まで以上に一層有効な関係に持っていこうという気持ちを忘れていないということであります。

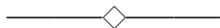
---

• 166 遠藤要

○委員長（遠藤要君） 本岡君の残余の質疑は午後に譲ることといたします。

午後一時に再開することとし、暫時休憩いたします。

正午休憩



午後一時二分開会

---

• 167 遠藤要

○委員長（遠藤要君） ただいまから予算委員会を再開いたします。

平成五年度一般会計予算、平成五年度特別会計予算、平成五年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題とし、休憩前に引き続き、本岡昭次君の質疑を行います。本岡君。

---

• 168 本岡昭次

○本岡昭次君 私は、一九九〇年の六月の六日だと思うんですが、この本院予算委員会で初めて従軍慰安婦の問題を取り上げました。それ以来、絶えずこの従軍慰安婦問題をどう解決したらいいかという問題の責任というものの重さを感じて今日までやってきました。先ほどの質問もいわばそのことのために私は質問したつもりであります。

従軍慰安婦あるいは強制連行といった日韓の間に横たわるこの問題、つまり国際法上の重大な人権侵害というこの問題がどういうふうになれば解決できるのかという、さまざまな方法がありますが、私は午前中の論議をやって、まず第一次、第二次、第三次と進められてきた日韓協約、その上にある一九一〇年の日韓併合条約、そうした問題が本当に国際法上瑕疵のないものであったのか、正当性を持ち得るものであったのか、あるいは道義的、道徳的という立場から見て、韓国の皆さんに胸を張って我々が誇り得るものであったのかどうか。そうしたところに私たちはきちっと足を置いて考えていかなければいけないということをつくづくと感じました。

そういう立場から、政府はできないと言うだろうけれども、国際法上の違法性を日本政府として認めるというところから始めなければならない、こう思いますが、最後にこのことの見解を聞いておきたいと思います。

---

• 169 丹波實

○政府委員（丹波實君） この点につきましての私たち政府の考え方と申

しますか、気持ちにつきましては、私は先ほどの渡辺外務大臣の御説明の中に尽きていると思うんです。いろんな論議が日韓正常化交渉、十四年間、十数年間にわたって行われたことは、本当、先生御承知のとおりで、その中の非常に大きな論点がこの問題であったと。

しかしながら、やはり日韓関係を正常化しないわけにいかない、正常化して発展させることが非常に重要であるという、そういう気持ちを含めてこの日韓の基本条約の第二条の中に、先ほど読みましたけれども、「千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。」と。これは当時の日韓両政府が本当にぎりぎりの妥協点を探ってこの表現を見つけたということで、ぜひ御理解いただきたいと思うんです。

私は、今ここで先生に先ほどから御説明申し上げたことは何も政治的道義的にどうだということを申し上げているのではございませんで、本当に純粋に条約的、法律的な観点から、私は当時の条約局長ではございませんのでもう本当に少ない資料の中からこうであったであろうということで御説明申し上げたんで、そういうことも含めてぜひ御理解いただきたいというふうに考えます。

---

#### • 170 本岡昭次

○本岡昭次君 総理に最後に向っておきます。

歴史の真実を認めない者は再び同じ過ちを繰り返す、こう言われております。今、本当にその歴史の過ちを認めた上で妥協したのかという問題が必ず問われると私は思うんです。

金泳三大統領が、この従軍慰安婦問題の解決について日本に物質的な補償は求めない、そのことによって今後は道徳的に優位に立って新しい韓日関係の定着に向かうことができると発言されました。ある新聞は、社説で「日本の道義が試されている」と政府の誤りなき対応を求めました。

私は、日本の朝鮮半島植民地支配が道徳に反する行為であり、国際法上違法であったというこのことを認める勇気のない限り、日本が韓国に対して道徳的に、優位とは言いません、対等の立場に立って新しい日韓関係を築くことができないのではないかと私は考えているんです。総理のお考えを最後にお聞かせください。

---

・171 宮澤喜一

○国務大臣（宮澤喜一君） 午前中から大変に精細な条約等々に基づいての御議論を拝聴いたしておりました。また、政府委員も条約の見地からそれについてお答えをいたしておったわけでございます。

結局、それが違法であるか違法でないかといったようなことは、渡辺外務大臣も言われましたように、一九六五年に日韓基本条約ができるに至りますまでの十数年の間、まさに議論をいわばされ尽くしたところであったと思います。その結果、第二条でございましたか、にああいうことで両者のいわばそれこそぎりぎりの妥協を図ったということでございます。そのことがむしろ大事ではないかという渡辺外務大臣のお考えは私もそのように思いますが、しかし、いずれにしても、日韓併合以来の一九六五年までの歴史あるいは敗戦までの歴史というものは決して我々にとって誇りにできるものではない。このようなことは二度と繰り返すまいというのが国民の決心であると思ひますし、また私ども政府もそのような考え方から日韓の間の友好親善というものに努力をいたしておる。

そういう中でこの慰安婦という問題が起こってきたわけでございますから、そういう立場から、我々として誠意を持ってこの問題についての、我々のいわば過去における過ちを陳謝する、その真心をどういう形であらわすことができるかということは、なお残された問題ではありますけれども、事実関係を偽りなく究明をして明らかにするということが、我々の過去の反省というものを現実に関係者にもわかってもらう一番大事な道であ

論 説

ろうというふうを考えております。

---

## 【資料2】

### 日韓条約60年を問う一日韓市民・宗教者共同宣言

<http://jkplatform.org/2025/05/19/jkkyodosengen60/>

2025年8月19日閲覧。

### 日韓条約60年を問う一日韓市民・宗教者共同宣言

#### はじめに

2025年は、日本と大韓民国（以下、韓国）の国交正常化60年、日本の敗戦と朝鮮半島解放80年、乙巳保護条約締結120年を迎える歴史的転換点の年です。日韓市民・宗教者はこれを心に刻み、友情と歴史の和解、平和のメッセージを共に分かち合います。

1965年に締結された日韓基本条約は、朝鮮戦争停戦と冷戦体制の限界の中で、日本の植民地支配に対する歴史的責任と賠償問題を明確にしないまま締結され、日韓米軍事協力の基盤となりました。それにもかかわらず、両国の市民は文化的・経済的交流を通じて関係を深めてきましたが、強制動員や日本軍「慰安婦」問題など、植民地支配の被害者の尊厳は依然として、完全に回復されていません。さらに日本は、まだ朝鮮民主主義人民共和国（以下、朝鮮）と国交を樹立していません。

責任ある国家は加害の歴史を文明史の問題として受け止め、これを恥ずべきこととして認識し、優先的に解決しなければなりません。ドイツのシュタインマイヤー大統領は侵略戦争とユダヤ人虐殺の「歴史的責任には終わりが無い」と明言したのに続き、植民地支配責任に言及しました。

このように過去の過ちを率直に認め、深く反省することが成熟した国家の責務であるという認識が国際的に広がっています。戦後のパレスチナ問

題に対する責任は問われねばならないとしても、ドイツはナチスの犯罪に対して全面的な謝罪と補償を実践し、米国は日系アメリカ人の強制収容に対して謝罪と補償を行いました。デンマークとフランスも植民地主義の過ちを反省し、謝罪しました。これは、過去の過ちを認め、責任を負うことが国際社会で信頼を得る道であることを示しています。

日韓関係もこの流れに歩調を合わせなければなりません。植民地支配、朝鮮戦争、冷戦構造を貫く日韓基本条約の限界を認め、武力と脅迫によって締結された1905年乙巳保護条約（第二次日韓協約）、1910年韓国併合条約が不法・無効であることを認め、そこから生じた問題を正さなければなりません。

過去に目を背け、否定することは不信と敵意の悪循環を深めていきます。逆に、過去を率直に見つめ、反省することは、和解と平和、相互理解を開く道となります。日韓の市民・宗教者は、過去を直視し、東アジアの和解と平和の未来を切り開く道に責任をもって、共に歩んでいきます。

### 日韓基本条約第2条・第3条の問題

1910年8月22日韓国併合条約及びそれ以前に締結されたすべての条約と協定は不法無効です。

日韓基本条約は、日本が植民地支配に対する謝罪を拒否し、外交的妥協を通じて締結されました。植民地支配の責任に全く言及せず、当時の韓国社会の学生・市民の強力な抵抗にもかかわらず締結された条約は、お互いに有利な解釈を可能にする曖昧な文言が含まれ、その結果、植民地支配に関わる重大な人権侵害問題は引き続き対立と葛藤の争点として残ってきました。

日韓基本条約第2条は「1910年8月22日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効である（already null and void）ことが確認される」となっています。韓国はこれにより、  
(龍法 '26) 58-4, 188 (1230)

日本の植民地支配が最初から無効であったと主張しますが、日本政府はこれを「締結時より有効であったが、1948年の大韓民国成立時に無効となった」と解釈し、植民地支配に対する責任を回避しています。

1905年乙巳保護条約と1910年韓国併合条約は軍事的圧力と脅迫によって締結されたもので、国際法的に無効です。1963年、国連国際法委員会報告書では、乙巳保護条約が強制または脅迫によって締結された無効な条約であると判断し、国連総会はそれを採択しました。これは日本の植民地支配が国際法的に正当化できないことを示す重要な事実です。

これらの条約が締結されるまでの歴史的脈絡を見れば、その不法性がより明らかです。1876年の日朝修好条規以降の近代日韓関係は、常に日本の武力による朝鮮半島への介入と膨張政策の歴史でした。日清戦争と日露戦争を通じて朝鮮を外交・軍事的に圧迫した日本は、1904年大韓帝国による中立宣言を踏みにじり、不可侵の中立国領土を不法に強制占領し、乙巳保護条約と韓国併合条約を軍事的脅迫によって締結し、これは36年にわたる植民地支配につながりました。これに対抗して、朝鮮の民衆は日本による軍事的暴力や虐殺に対する抵抗が一日も休むことなく続きました。このような一連の展開は、今日「朝鮮植民地戦争」と位置づけられ、私たちは日本の朝鮮半島植民地支配が不法な武力と強制によるものであったことを確認します。

日韓基本条約第2条の解釈は、日本の植民地支配の不法性とそれによる人権侵害に対する責任を解決する上で重要な基準となります。日本は過去の過ちに対する法的責任を回避しており、それによる被害は未解決のままです。したがって、日本は歴史の正義と人権に基づいた正確な解釈を通じて、過去の不正を法的に認め、それに伴う責任を明確にしなければなりません。1910年8月22日及びそれ以前に締結されたすべての条約と協定が不法無効であることを日韓両国が認め確認しなければならず、このような共同の認識の上で日韓両国は平和で公正な未来を共につくっていくことがで

きます。

**朝鮮半島には、国際連合が認める二つの国家が存在します。**

日本の植民地支配の歴史責任を全ての朝鮮半島レベルで完全に清算するためには、日朝間の関係改善と植民地支配責任の整理が欠かせません。ヨーロッパで冷戦体制が侵略国であるドイツの分断を中心に形成されたのと異なり、東アジアの戦後体制は戦争の責任が全くない朝鮮半島の分断を中心に形成されました。日本の植民地支配とその後遺症による冷戦が朝鮮半島にもたらした悲劇です。

朝鮮半島の分断は、解放後の朝鮮半島と日本の関係にも決定的な影響を与えました。日本の植民地支配が朝鮮半島全域にわたって行われたにもかかわらず、日韓基本条約は韓国と日本の間で締結されました。その一方、朝鮮と日本は、植民地支配問題の清算が行われないうまま敵対関係を続けてきました。このため、植民地支配の歴史責任に関する議論と措置が効力を及ぼす範囲は、必然的に朝鮮半島の南、つまり休戦ライン以南に限定されるしかありませんでした。

日韓両国政府は日韓基本条約で、「大韓民国政府は、国際連合総会決議第195号（Ⅲ）に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される」（第3条）と合意しました。しかし1991年、韓国と朝鮮が同時に国際連合に加盟したことにより、朝鮮半島には国際連合が認める二つの国家が存在する現実を否定できなくなりました。

したがって、日韓基本条約第3条を克服し、朝鮮半島全域で植民地支配の歴史責任を清算するためには、朝鮮と日本との間で基本条約締結と外交関係樹立に相当する措置が取られなければなりません。

私たちは、日本政府が植民地支配の責任に背を向けたまま、朝鮮を孤立させる敵視政策を撤回し、歴史の反省と新しい日韓関係に対する展望を前提に、朝鮮と国交正常化交渉に乗り出すことを希望します。朝鮮と日本の

歴史責任の清算と国交正常化は、朝鮮半島の分断と戦争、そしてその後の冷戦的対立状態が現在も続いていることに対して、日本が責任を果たす道でもあります。日朝間の敵対関係の解消は、70年以上続いた朝鮮半島の不安定な停戦体制を恒久的な平和体制に転換することに大きく貢献するでしょう。

### 日韓基本条約60年の評価と課題

1951年サンフランシスコ平和条約1965年の日韓基本条約は、日本の戦争犯罪と植民地支配に対する責任を適正に扱いませんでした。サンフランシスコ平和条約では植民地被害国が除外され、日韓基本条約は日本の植民地支配に関する法的責任を解決しませんでした。日本は日韓請求権協定を根拠にこの問題が「完全かつ最終的に解決された」として謝罪と賠償を拒否しています。しかし、植民地主義に根差したあらゆる差別を禁じる人種差別撤廃条約が第20回国連総会で採択された1965年に締結された日韓条約は、植民地主義とその差別を克服しようとする戦後国際人権法がめざす方向に逆行する戦後植民地主義の結果であると私たちは考えずにおれません。さらに、「奴隷制と奴隷貿易は人道主義に反する犯罪である」と明記し、植民地主義を批判した2001年の「ダーバン宣言」はこれを一層明確にしています。

日本は様々な首相の宣言を通じて、過去の歴史責任に対する謝罪と和解を試みました。河野談話（1993）、村山談話（1995）などは日本軍「慰安婦」と植民地支配に対する謝罪を表明し、金大中・小渕共同宣言（1998）と小泉訪朝による日朝平壤宣言（2002）は日韓・日朝関係改善のための重要な節目でした。特に、菅直人談話（2010）は、日本の植民地支配が韓国人の意思に反するものであったことを認め、韓日関係改善の重要な転機をつくりました。しかし、安倍首相以降、日本は過去史問題で後退を見せ、2015年の慰安婦問題合意も実質的な解決を達成できませんでした。

強制動員と日本軍「慰安婦」問題とは、まさに植民地支配と戦後植民地主義から生まれた深刻な人権侵害事件です。しかし、日本はこれに対する謝罪と賠償を依然として拒否し、法的責任を認めていません。韓国大法院（最高裁判所）は、2018年強制動員に関する判決以降、一連の裁判を通して不法な強制占領による強制動員被害者と日本軍「慰安婦」の受けた被害に対する個人請求権は消滅していないとの判決を下し、被害者たちに手を差し伸べました。日本の最高裁判所も2007年の判決で被害者個人の賠償請求権自体が消滅したわけではなく、ただ裁判を通じた法的救済権能だけが制限されたと判決で示した経緯があります。日本政府は自ら何度も国会で個人請求権が生きていると明らかにしたにもかかわらず、その後立場を覆しました。

さらに、日韓基本条約締結に伴う法的地位協定によって国籍としての「韓国」を選んだ者にだけ「協定永住」を許可することによって在日社会に法的地位による分断を深め、またこの条約締結を契機に1965年12月の文部次官通達によって当時の文部省は在日韓国・朝鮮人に対する同化教育を強化し、また朝鮮学校を「各種学校」の認可からも排除しようとしたのです。日本政府によるそのような植民地主義的な民族差別が今日の朝鮮高校無償化除外の差別につながっていることを私たちは忘れてはなりません。

一方、日韓市民社会は日本の植民地支配の責任問題を正面から凝視して清算し、人権を土台に歴史正義と和解を成し遂げ、日韓市民の関係を実質的に回復するために共に協力し連帯してきました。1990年代から2000年代にかけてアジア各地の戦争および植民地被害者が日本政府と企業を相手に謝罪と賠償を要求する約100件の訴訟を日本で提起し、その半分以上は韓国人または在日朝鮮人が原告でした。日本司法府の消極的な法解釈で勝訴には至りませんでした。数多くの日本市民と日本人弁護士、在日韓国・朝鮮人弁護士が共に闘いました。

関東大震災の朝鮮人虐殺、朝鮮人強制連行と強制労働に対して日本市民  
(龍法 '26) 58-4, 192 (1234)

社会は粘り強い調査活動を遂行し、被害者と遺族を招請して追悼式を行いました。この活動は在日朝鮮人の歴史学者たちの先駆的研究と韓国・中国研究者および市民団体との協力の中で行われ、日本国内の歴史修正主義に對抗して真実を守る働きを日本の市民社会と国際連帯によって果たしてきました。

### 私たちの決意と呼びかけ

今、世界は第二次世界大戦後、最も危険な状況に直面しています。ロシアーウクライナ戦争とイスラエルーパレスチナ戦争が続いており、米国のトランプ政権の再登場は国際的な分断と対立を激化させています。米国発関税戦争で世界貿易秩序も大混乱に陥っています。このような時代的転換期の中で、私たちが記憶しなければならないことは、戦後ヨーロッパが廃墟の上で共同体を築くことができた力は国家ではなく、1968年フランス学生革命の精神を継承した市民の歴史に対する確固たる認識と平和に対する熱望だったという事実です。

ドイツとフランスの市民が歴史歪曲に対抗し、真実を求めて連帯することで、戦後のヨーロッパの道徳的基礎を築いたように、日韓市民社会もキャンドル革命と平和憲法を守る運動などで互いに連帯と支持を表明し、歴史和解と平和の東アジア共同の家を作るために努力してきました。これは2024年の年末以来、内乱終息に向けた韓国の平和市民運動に日本市民が連帯する姿につながっています。

そこで私たちは次の課題を提起し、実践していきたいと考えています。

1. 日韓両国の「正義に基づいた歴史和解」を市民レベルの核心の課題とすべきです。歴史を直視することは、加害国と被害国の市民間の理解を深め、友好的な関係を構築するために不可欠です。日韓の市民は、過去の壁を越えて歴史和解の広場で出会い、アジアと世

界の平和に向けた新しい時代を開かなければなりません。そのために日韓両国は新しい未来と平和のための条約と協定を改めて準備しなければなりません。

2. 植民地支配により大きな苦しみを受けた在日韓国人・朝鮮人は、解放後、差別に耐えながら母国と日本社会をつなぐ架け橋となり、多文化共生社会の実現に貢献してきました。私たちは彼らの試練と歴史的足跡を共有し、在日永住者の地方参政権付与と朝鮮学校（高校・幼稚園）無償化の実現を和解と連帯の課題として力強く実践していきます。

3. 日本と朝鮮、米国と朝鮮の関係正常化は、東アジアの平和定着のための喫緊の課題です。日本と朝鮮は、日朝平壤宣言を基に国交正常化と相互連絡事務所の設置を検討すべきであり、日本は誤った過去を正しく認識し、謝罪と賠償を通じて相互信頼を築くべきです。さらに、朝鮮と米国が関係正常化に取り組むようにし、南北の停戦状態を朝鮮半島の恒久的な平和体制に転換しなければなりません。

4. 米軍駐留に基づく東アジア冷戦対立体制を超えなければなりません。日米韓軍事協力の強化、アジア版NATO、台湾有事の際の対応構想など、敵を想定して排除することでは平和を実現できません。朝鮮、ロシア、中国は和解と平和を共に築くべき隣人であり、友人であるべきです。日本は平和憲法9条を維持し、その意義を高めていかなければなりません。私たちは、東アジア多国間安全保障協力体制など、平和に基づく域内秩序の構築と、日韓被爆者が訴える「非核平和」の声を継承し、核兵器のない世界を作るために努力していきます。

戦争放棄をうたう憲法9条を守ってきた日本の市民と、独裁政権を倒して民主主義を深化させてきた韓国の市民は、東アジアの平和をけん引する原動力です。私たち日韓両国の市民・宗教者は、歴史の和解を通じて、日韓関係および南北関係の試練と困難を乗り越えて、平和が深く根を下ろし、友好の花が咲き誇る世界に向かって、手を取り合って前進してまいります。

2025年6月20日（記者会見発表日）作成責任：日韓和解と平和プラットフォーム

呼びかけ人：

〈日本側44名〉

**飯塚拓也**（日本キリスト教協議会東アジアの和解と平和委員会委員長）、**石川勇吉**（愛知宗教者平和の会）、**内田雅敏**（弁護士）、**江上彰**（日本山妙法寺）、**大倉一美**（カトリック東京教区司祭）、**大嶋果織**（日本キリスト教協議会総幹事）、**太田修**（同志社大学教授）、**小田川興**（在韓被爆者問題市民会議）、**小野文瑠**（宗教者九条の和共同代表）、**北村恵子**（日本キリスト教協議会女性委員会委員長）、**金性済**（日韓和解と平和プラットフォーム書記）、**金聖泰**（牧師／在日大韓基督教会東京教会）、**くじゅう のりこ**（東アジアの和解と平和ネットワーク）、**酒井陽介**（イエズス会／上智大学神学部教員）、**佐藤信行**（外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会）、**佐野通夫**（東京純心大学教員／朝鮮学校「無償化」除外に反対する連絡会共同代表）、**潮江亜紀子**（外国人住民基本法の制定を求める神奈川キリスト者連絡会）、**白石孝**（日韓市民交流を進める希望連帯）、**愼蒼宇**（法政大学教授）、**申容燮**（大阪KCC館長）、**鈴木和枝**（不二聖心女子学院教員）、**鈴木敏夫**（教科書ネット21事務局長）、**平良愛香**（平和を実現するキリスト者ネット）、**高田健**（許すな！憲法改悪・市民連絡会）、**武田隆雄**（日本山妙法寺僧侶／平和をつくり出す宗教者ネット共同代表）、

崔善愛（ピアニスト／週刊『金曜日』編集委員）、鄭守煥（在日大韓基督教会総幹事）、戸塚悦朗（弁護士／英国王立精神科医学会名誉フェロー）、中井淳（日本カトリック正義と平和協議会）、長澤裕子（ソウル大学校アジア研究所）、野平晋作（ピースボート共同代表）、長谷川和男（朝鮮学校無償化排除に反対する連絡会共同代表）、林尚志（イエズス会下関労働教育センター）、比企敦子（日本キリスト教協議会教育部）、菱山南帆子（戦争させない・9条壊すな！総がかり行動共同代表／許すな！憲法改悪・市民連絡会事務局長）、飛田雄一（神戸青年学生センター）、昼間範子（日本カトリック正義と平和協議会）、藤本泰成（フォーラム平和・人権・環境顧問）、藤守義光（日本キリスト教協議会総務）、光延一郎（日本カトリック正義と平和協議会）、柳時京（日本聖公会／大阪川口キリスト教会）、吉高叶（日本キリスト教協議会議長）、渡辺健樹（日韓民衆連帯全国ネットワーク共同代表）、渡辺多嘉子（平和を実現するキリスト者ネット）

〈韓国側92名〉

カン・ウイル（主教、前天主教済州教区長）、キム・キョンミン（韓国YMCA全国連盟 事務総長、日韓和解と平和プラットフォーム 共同代表）、キム・グイオク（民主化のための全国教授協議会常任共同議長、漢城大学教授）、キム・ドンミョン（韓国労働組合総連盟）、キム・ミンムンジョン（韓国女性団体連合常任代表）、キム・ミンファン（作家、高麗大学名誉教授）、キム・サムヨル（独立有功者遺族会会長）、キム・サングン（牧師、前 KBS理事長）、キム・ヨンジュ（平和主権行動「平和の彼方」理事長）、キム・ヨンホ（前 産業通商資源部長官、前ユハン大学総長）、キム・インレ（趙素昂先生記念事業会会長）、キム・ジェハ（全国民衆行動常任共同代表）、キム・ジョンギル（第45周年5.18光州民衆抗争記念行事委員長）、キム・ジョンリュク（反民特委記念事業会理事長）、キム・ジョンホン（画家、前ソウル文化財団理事長）、キム・ジョンセン（韓国キリスト教協

議会総務、日韓和解と平和プラットフォーム共同代表)、キム・ジュンベ(前MBC社長)、キム・テイル(夢香・呂運亨先生記念事業会理事長)、キム・ピョンス(韓国民藝総連理事長)、キム・ハングォン(興士団平和統一委員長)、キム・フィジュン(大主教、前天主教光州大教区長)、ナム・ギジョン(ソウル大学日本研究所教授、外交広場)、ナム・ブウォン(アジア太平洋YMCA連盟総務総長)、ノ・ジンチョル(環境運動連合共同代表)、リュ・ジョンヨル(DMZ平和ネットワーク理事長)、ミョンジン(元老僧)、パク・ソンム(茶山研究院理事長)、パク・ソグン(非常行動共同議長、韓国進歩連帯常任共同代表)、ペク・ナクチョン(ソウル大学名誉教授、創批名誉編集人)、ソ・ジュンソク(成均館大学名誉教授)、ソン・ミヒ(「我が学校と子どもたちを守る市民の会」代表)、ソン・ソンヨン(京畿市民社会団体連帯会議常任代表)、ソン・チョルウォン(現代史記録研究院院長)、シン・グァンウ(韓国YMCA全国連盟理事長)、シン・ナクギョン(前文化体育部長官、前女性有権者連盟会長)、シン・スンミン(キリスト教社会研究院院長)、シン・インリョン(前梨花女子大学総長)、シン・フンボム(ジャーナリスト、朝鮮自由言論守護閣委員会委員長)、シム・ジョンズ(彫刻家、国際環境彫刻委員会委員)、アン・ビョンウク(カトリック大学名誉教授、前韓国学中央研究院院長)、アン・ジェウン(牧師、前アジアキリスト教協議会(CCA)総務)、アン・チュンソク(神父、前天主教正義具現全国司祭団共同代表)、ヤン・ギョンス(全国民主労働組合総連盟委員長)、ヨム・ムウン(文学評論家、前民族文学作家会議理事長)、オク・ヒョンジン(大主教、天主教光州大教区長)、ユ・ホンジュン(明知大学招聘教授、前文化財庁長)、ユン・ギョング(前漢城大学総長、親日人名辞典編纂委員長)、ユン・ソギン(希望製作所理事長)、ユン・ジョンモ(作家、前韓国作家会議理事長)、イ・ナヨン(正義記憶連帯理事長)、イ・マニョル(淑明女子大学名誉教授、前国史編纂委員長)、イ・ブヨン(ジャーナリスト、東亜自由言論守護閣委

員会委員長)、イ・ワンギ(新言論フォーラム代表、第15代放送文化振興会理事長)、イ・ヨンギル(全国非常時局会議常任共同代表)、イ・ウジェ(故尹奉吉月進会名誉理事長)、イ・ウンジョン(全国女性連帯常任代表)、イ・ウィヨン(経済正義実践市民連合同代表)、イ・ジャンヒ(韓国外国語大学名誉教授)、イ・ジェソン(自主統一平和連帯青年学生委員会常任代表)、イ・ジュンシク(前独立記念館館長)、イ・テホ(参与連帯平和軍縮センターセンター長)、イ・ヒョンムン(朝鮮義烈団記念事業会会長)、イ・ホンジョン(自主統一平和連帯常任代表議長)、イム・ウテク(大学YMCA全国連盟会長)、イム・ジンテク(パンソリ名唱)、イム・ホニョン(文学評論家、民族問題研究所 理事長)、チャン・ワンイク(弁護士、親日反民族行為者財産調査委員会常任委員)、チャン・イムウォン(医療人、前民主化のための全国教授協議会常任代表)、チャン・フェイク(ソウル大学名誉教授)、チョン・ジヌ(言論非常時局会議代表)、チョン・ソンホン(DMZ生命平和の丘理事長、前セマウル運動中央会長)、チョン・ヨンジュ(前KBS社長)、チョン・ヨンイ(全国女性農民会総連合会長)、チョン・インソン(円仏教教務、日韓和解と平和プラットフォーム共同代表)、チョン・ヘグ(前大統領直属政策企画委員会 委員長、聖公会大学教授)、チョン・フィソン(詩人、前民族文学作家会議理事長)、チョ・ソンドウ(歴史記憶平和行動常任代表)、チョ・ソンホ(自由言論実践財団理事長)、チョ・ホンジュ(興士団理事長代行)、ジソン(元老僧、実践僧伽会前代表)、ジ・ウニ(前正義記憶財団初代理事長)、チン・ヨンジョン(参与連帯共同代表)、チェ・ヒワン(民族美学研究所長)、チェ・ヨンチャン(貧民解放実践連帯共同代表)、チェ・フィジュ(進歩大学生ネット全国代表)、ハ・ウォノ(全国農民会総連盟議長)、ハン・ジョンボム(1980年解職言論人協議会代表)、ハン・チュンモク(韓国進歩連帯常任共同代表、日韓和解と平和プラットフォーム共同代表)、ハム・セウン(神父、抗日独立先烈顕彰団体連合 会長)、ヒョン・ギヨン(作家、前韓国文学芸術振(龍法 '26) 58-4, 198 (1240))

興院院長）、ファン・ソギョン（作家、万海文学賞受賞者）



執行日時の告知運用と心情の安定  
—受刑者自殺研究と死因究明制度からの問題提起

古川原明子\*

Execution-Date Notification and Suicide Prevention: A Critical Examination of Japanese Death-Row Policy

This research note examines the practice of notifying death-row inmates of their execution date, a practice commonly justified in Japan as a measure to prevent suicide.

It aims to clarify the analytical perspectives and type of information necessary to assess the rationale of this practice. Recognizing that the relationship between notification and suicide is not one of simple causality, the study reviews findings from research on prison suicide, which emphasize the interaction between individual vulnerabilities and institutional risk factors. It further considers the significance of death-investigation systems and third-party oversight in cases of custodial death. The paper argues that, in the absence of such verification mechanisms, the current framework does not provide a sufficient basis for evaluating the validity of execution-date notification.

---

\* こがわらあきこ 龍谷大学法学部教授

## 1、はじめに

…死刑執行の前日にその告知を受けた死刑確定者が自殺した事件を受けて死刑執行の告知を死刑執行の当日に行うように改められた経緯があるというのであり、死刑の執行を受ける者の心情の安定への配慮に加え、円滑な死刑執行や刑事施設の規律及び秩序の維持等の観点から一定の合理性を有するものであると認められる…

これは、死刑確定者2名が原告となった「死刑の執行告知と同日の死刑執行受忍義務不存在確認及び国家賠償請求事件」（以下「告知訴訟」という。）における、大阪地裁令和6年4月15日判決からの引用である。判示はこのように述べて、刑事施設の長が、円滑な死刑執行並びに刑事施設の規律及び秩序の維持等のほかに、死刑確定者の心情の安定（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律32条1項）への配慮の観点から執行日当日に告知することは合理的であること、また、告知を受けた死刑確定者の自殺を契機として、現在の告知運用に変更されたことを認めた<sup>1</sup>。

死刑執行日時を知らせることが死刑確定者の自殺リスクを高めるという主張は、国（被告）が内外で繰り返し示してきたものである。ただし、これまでに執行当日より前に告知することで執行される者の心情の安定が著しく害される恐れがある旨の答弁等があったものの、現在の運用に変更された契機が1件の自殺事件であったことを公に認めたのは、この告知訴訟が初めてであった。これに対して原告は、当該自殺事件の詳細を明らかにすることを強く求めたが、自殺の原因や方法などは全く開示されずに訴訟は終結した<sup>2</sup>。

---

1 判決や関連する法律上の文言に揃えるため、本稿では「自殺」という用語を用いる。自殺定義の多義性については、たとえば高橋祥友『自殺の危険：臨床的研究と危機介入 第4版』（金剛出版、2022）、26-29頁参照。

2 古川原明子「『即日告知・即日執行』訴訟の意義：死刑の執行告知と同日の死刑執行受忍義務不存在確認及び国家賠償請求事件（1）」龍谷法学56巻3号ノ

しかし、現在の告知運用の合理性を検討するためには、告知と自殺リスクの因果関係、告知運用以外の自殺防止策の可能性、自殺防止策と人権制約との均衡を検討せねばならない。執行直前の告知運用は、自殺防止を大きな根拠としながら、その合理性を検証するために不可欠な情報を十分に公表していない点で、本質的な課題を残している。そこで本稿では、自殺防止が現行の告知運用の根拠たりえるかを検討するために、どのような情報が必要なのかを明らかにすることを試みる。

## 2、告知がもたらす自殺リスク

### (1) 死刑確定者の精神状態はどのように評価されているか

死刑を執行されるということ、すなわち絞首により殺害されることを予告された者が、強い恐怖と絶望に襲われるであろうこと、そして恐怖や絶望ゆえに自己の命を断つことを選択する者がいるであろうことは否定できない。しかし、執行日時を知らされた後に死刑確定者が自殺をしたとして、告知がその原因であるとただちに判断することは難しい。

告知が自殺を招いたといえるのは、当該死刑確定者が告知前に一定の自殺リスクを有しており、告知がそれを促進して自殺に至ったか、あるいは自殺リスクがなかったにも関わらず、告知によって自殺に至ったかのいずれかの場合であろう。死刑確定者の自殺リスクがどのように評価されているかは不明であるが、その精神状態を確認すべきことは法律が求めている。

刑事訴訟法479条1項は、死刑確定者が心神喪失の状態に在るときは執行を停止することを定めている。また、心神喪失状態からの回復が認められた場合は、法務大臣の執行命令が必要と定める同条3項がある<sup>3</sup>。そこ

---

↘ (2023) 37頁以下、同 (2) 龍谷法学57巻1号 (2024) 95頁以下参照。

3 3項があることから、想定されている心神喪失の原因となる精神的な障害は重度のものに限られず、回復の見込みがあるものを含むものと解される。な

で執行前に、執行停止事由にあたる事実がないことの確認がなされねばならず、心神喪失の事由の有無を判断するにあたっては、執行を予定されている死刑確定者の精神状態を把握する必要があるが生じる。時期としては、執行の可能性が一定程度高まった段階、たとえば検察庁の長が法務大臣に死刑執行上申書（執行事務規程9条）を提出する前の数日間が想定される<sup>4</sup>。さらに、執行が予定されていない死刑確定者についても、その心身の状態は定期的な診察を受けているものと思われる<sup>5</sup>。もっとも、心神喪失の有無の判断と自殺リスク評価とは異なる概念であり、前者の判断過程が後者を十分に包含しているかは明らかではない。

## （2）評価の検証は可能か

上記のように死刑確定者の精神状態について一定の判断がなされているとして、その妥当性を検証できるような仕組みの存否が次に問われる。医師の専門性や診察項目に関する情報の公開はきわめて限定的である<sup>6</sup>。そのため、法務省による執行の公表後、執行があったのであれば執行された

---

↘ お、確定から6ヶ月以内の執行を定める475条2項は「回復の日から六箇月」と読み替える形で準用される（479条4項）。

4 執行8日前に法務省からの照会を受けて、拘置所がそれまでの診療状況をまとめた文書を提出したというケースについて、朝日新聞2023年7月31日参照。

5 ほぼ6ヶ月の間隔で精神科医の診察を受けていたとされる川中鉄夫氏について、朝日新聞1993年11月29日参照。他方、拘置所が「問題ない」として袴田巖氏に医師の診断を受けさせていないと報じたものとして、朝日新聞2004年2月21日。また、2010年に当時の全死刑確定者（約110名）の精神状態を把握せよとの法務大臣の指示に基づき、精神状態が不安定な者には精神鑑定が実施された。その結果、数名に拘禁反応が認められたものの、心神喪失にあたるケースはなかったとされたという。朝日新聞2011年2月11日。

6 松本智津夫氏の執行後、心神喪失であるにも関わらずなされた執行が違法であるとして国に賠償を求める訴訟が提起された。国は証拠として診療記録を提出しているが、その評価をめぐって原告と被告の主張が対立している。朝日新聞2025年3月15日参照。刑事施設に多くの医療問題があることは、たとえば土井政和「刑事視察委員会と医療問題」赤池一将編著『刑事施設の医療をいかに改革するか』（日本評論社、2020）所収、85頁以下参照。

者は心神喪失状態ではないと判断されたのだ、と一般に受け止められる<sup>7</sup>。

死刑確定者の有する自殺リスク評価は、様々な観点から行われる必要がある。そもそも、死刑確定者に限らず、受刑者は一般社会の同年代の者と比べて自殺リスクが高いといわれている。刑事施設での拘束に由来する自殺リスクと、死刑確定者であることに由来する自殺リスクを区別することは困難だが、死刑確定者の自殺をいかに防止するかという観点からは、リスクの種類を重層的に捉えることは重要である。これは一般社会の自殺対策とも矛盾しない。日本で自殺による死亡者数が高い水準で推移していることに鑑み、自殺対策基本法が2006年に制定された。自殺は、保健、医療、福祉、教育、労働にかかる多様かつ複合的な原因及び背景を有する（自殺対策基本法2条）。それらに起因するストレスが強い心理的苦痛となり、さらに自殺念慮に発展して自傷や自殺に至るとの理解のもと、この過程における危険をいかに取り除き、あるいは促進を妨げるかという観点から自殺対策の取組みが進められている<sup>8</sup>。

---

7 479条に基づいて法務大臣の命令により執行を停止した事例は、昭和24年以降から平成11年までは存在しない。「衆議院議員保坂展人君提出質問に対する答弁書」（1999年3月16日、内閣総理大臣・小淵恵三）など参照。なお、死刑確定者が心神喪失であるとの主張がなされたものとして、平沢貞通氏、袴田巖氏、松本智津夫氏のケースがあり、治療のための拘置停止や成年後見制度適用の申し立て、人身保護請求がなされた。朝日新聞1985年12月3日、同2003年3月11日、2004年2月20日、2018年4月18日、2022年3月8日参照。479条により停止される「執行」は絞首刑を指し、執行までの拘置は含まないと解される。しかし、同条1項が適用されるのは、法務大臣の執行命令が出された後から執行までの期間ではなく、絞首刑が開始する時点以降であると考えた場合、同項の適用可能性は著しく低い。そのため、心神喪失を理由とした執行停止を事実上求める場合であっても、その申し立ては479条の準用を訴えることになる。

8 野村恭子、影山隆之、山内貴史、佐々木那津、瀧澤透、太刀川弘和、反町吉秀、竹島正「自殺対策基本法制定20周年を振り返る：自殺実態の把握」日本公衆衛生雑誌72巻10号（2025）819頁以下参照。なお、自殺に関する統計が正確なデータとなっていない点については、末木新『シン・自殺論』（金剛出版、2026）、51頁以下参照。

このように複雑な自殺リスク要因があることを踏まえて、受刑者や死刑確定者の場合は、身体拘束される以前に有していた自殺リスクについても考慮に入れる必要がある。そのような者の中には犯罪の前から多様な困難を抱えていた者が存在し、その割合は決して少なくないからである<sup>9</sup>。それらの困難ゆえにすでに自殺傾向を有していた者の一部が刑事施設に辿り着いた場合、受刑経験が自殺リスクを高める可能性がある。

受刑者と死刑確定者に共通するストレス要因としては、たとえば、刑が確定するまでの捜査および裁判、長期に渡る独居での身体拘束や外部交通の著しい制約がもたらす孤立などが挙げられよう<sup>10</sup>。死刑確定者はこれらに加えて、自己の死を待つことによって、日常極めて大きい精神的動揺と苦悩のうちにあり<sup>11</sup>、犯した罪に対する自責の念や後悔の蓄積、執行日の予測不可能性がもたらす心理的苦痛も生じることが予想される。

このように刑事施設内での自殺リスクには、制度的リスクと個人的リスクが併存すると捉えられることから、死刑確定者が自殺をした場合にその原因を特定することは容易ではない。しかし、国が「心情の安定」の要請から自殺防止を掲げ、それをもって死刑確定者の自由や利益を制限する以上、個々の制約が心情の安定に及ぼす影響が分析されねばならない。また、その分析は制約を課す当事者である国ではなく、第三者によって行われる必要がある。ところが、こうした検証に必要な情報の開示は十分とはいえず、信頼できるデータへのアクセスが限られていることが、日本の刑事施設内自殺例の包括的研究の乏しさを招いているものと思われる。この点は

- 
- 9 犯罪の背景に孤立、経済的苦境など多くの困難があることについては、浜井浩一『エビデンスから考える現代の「罪と罰」』（現代人文社、2021）が詳しい。
- 10 佐藤舞「孤立の中で死を待つ人々：死刑確定者へのアンケートから見えてくる日本の死刑制度」CrimeInfo論文&エッセイ集、<https://www.crimeinfo.jp/wp-content/uploads/2022/12/13.pdf>（2026年1月10日最終閲覧）参照。
- 11 林真琴、北村篤、名取俊也『逐条解説 刑事収容施設法 [改訂版]』（有斐閣、2013）、100頁。

諸外国とは大きく異なっており、自殺を含む受刑者の死亡に関するデータが公開されていることで実現したいいくつかの研究が存在する。

以下では、死刑確定者の自殺リスクを考えるために、まずは受刑者の自殺リスクについて既存の研究をもとに確認する。死刑確定者が置かれた状況、具体的には単独室や面会制限による孤立といった状況は、受刑者の自殺因子と重なるためである。次に、拘禁中の死因究明制度における課題を確認することで、告知運用の合理性検証の前提として求められる情報が日本では公開されていないことの問題を明らかにすることを試みる。

### 3、受刑者の自殺に関する調査分析

#### (1) Zhongらの自殺要因分析<sup>12</sup>

かねてより刑務所内では一般人口に比して自殺が多いこと、特に女性の自殺が多いことが、高所得国を対象とした研究等で明らかとなっていた。そのうえで、2010年以降の精神医学の発展を踏まえて2006年から2020年の統計や論文を収集し、高所得国における刑務所内での自殺因子を分析したZhongらの研究がある。分析対象となった自殺例は35,351件で、刑務所の所在国は27カ国となった。ここに、日本の刑務所の事案は含まれていない。

Zhongらは、人口統計、犯罪学、臨床学、制度の各観点から、自殺リスクの上昇と関係する因子を突き止めようとした。自殺リスクの上昇に関係する因子のうち受刑者個人に関するものは、①罪名（殺人、性犯罪）、②司法手続きの段階（未決拘禁者、終身刑）、③服役中の自殺に向けた行動履歴（自殺企図や自傷の既往歴、向精神薬の処方歴）、④障害（精神障害、

---

12 Shaoling Zhong, Morwenna Senior, Rongqin Yu, Amanada Perry, Keith Hawton, Jenny Shaw, Seena Fazel, "Risk factors for suicide in prisons: a systematic review and meta-analysis", *The Lancet Public Health*, vol. 6, Issue 3 (2021), pp. 164-174.

うつ病、アルコール乱用)であった。他方で、施設に関する要素のうち自殺リスクの上昇に係る因子は、①拘禁形態(単独室であること)、②面会(social visitがないこと)であった。後者については、受刑者の個人的特性(攻撃性、暴力性)が社会的繋がり(欠如)をもたらす場合もあるが、地理的要因や面会制限など施設収容が原因となることもある。その場合は、自殺リスクを高めないための措置をとる可能性が生じる。

Zhongらの研究には、多様な自殺のリスク因子の関係性が不明確である点に一定の限界がある。また、データベースによって含まれる自殺の範囲が異なり、統計によって自殺企図、治療拒否やハンガーストライキの形態をとる自殺を含むのが課題となろう。

## (2) Mundtらの比較分析<sup>13</sup>

他方、Mundtらは、先行研究や公式統計に加えて刑事施設への問い合わせをもとに、2000年から2021年までの期間を対象とした分析を行った。性別および国別の自殺による死亡の絶対数、その発生率、地域間の比較分析、一般人口との自殺発生率の比較、さらに各管轄区域における所得区分や民主主義指数(Democracy Index)と合わせた分析に特徴がある<sup>14</sup>。対象施設は拘置所を含むため、以下では「刑事施設」「被収容者」という表現を用いる<sup>15</sup>。

比較のために用いられた独立変数は、性別(男性または女性の二値変

---

13 Adrian P. Mundt, Pablo A. Cifuentes-Gramajo, Gergő Baranyi & Seena Fazel. "Worldwide Incidence of Suicides in Prison: A Systematic Review with Meta-Regression Analyses," *The Lancet Psychiatry*, vol. 11 (2024), pp. 536-544.

14 同上。所得区分は世界銀行のデータからの推定。刑事施設の収容率および収監率は、World Prison Briefからの取得。一般人口において年齢標準化した上での年間の自殺発生率はWHOデータベースからの取得。各年の総人口は、World Bankのデータから取得。民主主義指数は、Economist Intelligence Unitから取得。

15 たとえば、アメリカのデータには、拘置所(jail)、州刑務所(state prison)、連邦刑務所(federal prison)における自殺者が含まれる。

数)、WHO 地域 (アフリカ、アメリカ大陸、アジア、ヨーロッパ、オセアニア、ヨーロッパ)、所得区分 (低・中所得国、高所得国)、収容率 (連続変数)、収監率 (連続変数)、および一般人口における自殺発生率 (連続変数) である<sup>16</sup>。

対象となった管轄区のうち欧州評議会加盟国では、自殺データが統一の統計により一律に報告されている<sup>17</sup>。アジア諸国でデータが得られたのは、アルメニア、アゼルバイジャン、キプロス、ジョージア、香港、インド、フィリピン、韓国、タイ、トルコの10管轄区であった。このうちフィリピンのデータは矯正当局からの提供、タイのデータは学術論文に基づいているが、その他のアジア諸国は公式統計に基づく数値が使われた。Zhongらの研究と同じく、日本は含まれていない。

データ収集の結果、82の管轄区域 (78カ国) において、9,130万人・人年の収容期間中に、合計29,711件の自殺が認められた<sup>18</sup>。そのうち71カ国における13,289件の自殺については性別が報告されており、内訳は、男性12,544件 (94.4%)、女性745件 (5.6%) であった。大半の研究およびレジストリーが、当該管轄区域の被収容者全てを対象としており、データの収集や報告方法は適切であったものの、いくつかでは自殺の定義がなされていない点 Zhongらの研究と共通する課題である。

変量効果モデルを使用したメタ分析を用いた結果、全体の刑事施設における自殺発生率は収容人年10万人あたり50、他方で性別ごとの情報があり、かつ特定の性別について少なくとも5件の事例があった管轄区域においては、統合された発生率は男性では収容人年10万人あたり49 (40-60; 99%)、

16 データ分析手法については、同上、538-539頁参照。

17 *Ibid.*, 538.

18 自殺件数が5件未満の小規模な管轄区と、発生率があまりに高い管轄区 (収容人年10万人あたり250件) はデータ統合の前に除外された。後者のうちグリーンランドでは、非常に開放的な運用がなされているため、保安上のリスクの高い受刑者はデンマーク本土に移送されている。同上、540頁。

女性では59（39-82；97%）であり、信賴区間の重なりは大きい。

次に、刑事施設内での自殺発生率は、管轄区によって大きな差があることが認められた。最も低かったのはフィリピンであり、収容人年10万人あたり3となった。もっとも高かったのは、ルクセンブルクの収容人年10万人あたり204であった。地域別でみると、ヨーロッパは高い自殺率を示しており、最低でもウクライナの収容人年10万人あたり22であった<sup>19</sup>。

男性を対象とした一般人口との比較では、刑事施設内での自殺率の方が有意に低かったのはインドのみで、7つの管轄区（エクアドル、グアテマラ、チュニジア、フィリピン、クロアチア、ポーランド、ウクライナ）では一般人口と同程度、その他の管轄区では全て刑事施設内での自殺発生率の方が高かった。女性の場合は、刑事施設内と一般人口の自殺発生率に差がほぼなかったのはロシアのみで、データのあるその他の管轄区では全て刑事施設内の方が有意に高かった<sup>20</sup>。

上記の結果をもとに、収容率が低い、収監率が低い、当該管轄区域の所得が高いといった条件が、自殺発生率の高さに関係すると考察されている。また、年齢標準化された一般人口と比較した時、男性集団では約2倍、女性集団では多くの場合10倍以上高く、刑事施設内での自殺発生率の高さが浮き彫りとなった。

収容率が低いと、自殺発生率が高くなるという点について、Mundtらは以下のように分析する。過剰収容の施設では、感染症の蔓延や自傷といった、自殺以外の有害な結果をもたらされる可能性がある。また、中・低所得の国や地域（以下「LMIC」という。）では、自殺スクリーニングやメンタルヘルスにかかる治療の程度が相対的に低いが、それよりも単独室であるか否かが自殺の発生率を左右する。LMICのドミトリー形式を中心とする居室では、自殺の試みは妨害されるものの、被収容者間の暴力は

---

19 *Ibid.*

20 *Ibid.*, 541.

より激化する可能性がある。また、そのような国や地域においては、自殺による死を他の原因による死に分類しているのではないかという点について検討する必要がある。たとえば、自殺が重いスティグマを有していることから、事故死や自然死、または原因不明の死、分類待ちとされることがあるという<sup>21</sup>。

高所得の国や地域（以下「HIC」という。）では、単独室の使用が一般的となる。また、HICでは、施設外での就労を認めるなど社会復帰に向けた資源がより豊富であり、より人道的な処遇が実現される一方で、それは自殺手段へのアクセスが制約されないことも意味する。そして、HICやヨーロッパのように民主主義が進んだ国々では、受刑者は比較的短期の刑期を言い渡されており、頻繁に施設内の人間が入れ替わる。自殺リスクは、受刑初期に高まりうるといわれているため、収監率が低い（すなわち、回転率が良い）施設では自殺リスクの上昇を招く可能性がある<sup>22</sup>。

次に、刑事施設内の女性についての考察である。女性受刑者は、社会にいたる女性に比べて高い自殺率を有すると指摘されてきた。これを示すものとして、ヨーロッパ、南アフリカ、イングランド・ウェールズなど質の高いデータのある国や地域を対象とした調査がある。このように男女で差異が生じる理由のひとつに、男性の高い収監率がある。女性に比べて約15倍という高い収監率ゆえに、比較的健康な男性が刑務所人口を占めることになるためである。薬物使用、PTSD、人格障害（personality disorder）を有する割合が被収容者に多くなるのも、女性の特徴である。この特徴は、女性の方が収監のハードルが高いことで、より選別された集団が刑事施設に入る傾向と関連している。選別の結果、収容されることによって生じるライフイベント（たとえば、子供との別れなど）も、自殺リスクに関係する<sup>23</sup>。

---

21 *Ibid.*, 543.

22 *Ibid.*

23 *Ibid.*

80カ国以上からの関連するデータを収集した上で地域間および一般人口との比較を行い、刑事施設が抱える自殺リスクが収監率や収容率といった制度設計によって変動することを示したMundtらの研究が、刑事施設内での自殺予防対策に与える示唆は大きい。女性は施設入所までの過程で選抜により自殺リスクの高い集団が収容される傾向が高い点も重要であろう。ここで示された自殺の制度的リスクに、被収容者の有する個別リスク（精神疾患の有無など）を合わせることで、自殺予防対策の有効性が高まることが期待される。

他方で、この研究には一定の限界がある。たとえば、収集された自殺例の多くで年齢が報告されていなかったために、一般人口との比較の際に年齢構成を反映できなかった点、平均刑期についての情報が得られなかった点、自殺の誤分類の可能性を排除できなかった点などである。また、分析の限界として、アフリカ諸国では利用可能なエビデンスを有する管轄区域が少ないために、地域全体の検討ができなかったと述べている。Mundtらは、LMICの多くでは、刑務所内での自殺例を登録する仕組みがない、または報告が公表されていないとも指摘しており、データに基づいた自殺予防対策のためには、情報公開が不可欠であるとする<sup>24</sup>。

### (3) 小括

既存の国際比較研究から、刑務所内での自殺発生率は一般人口に比して高いこと、自殺リスクの上昇に関係する因子には、拘禁形態や孤立があることが示された。短期刑の増加による入れ替わりという点などはあてはまらないものの、受刑者の中で自殺リスクの高い層と死刑確定者との間に一定の重なりを認めることができそうである。確かにこれらの研究が告知時期と自殺との関係に与える直接的な示唆は乏しく、告知自体を自殺リスクの変動因子とした研究は現実的ではないだろう。しかし、現行運用における執行直前の告知は、余命にかかる情報の遮断による死刑確定者の主体性

24 *Ibid.*, 543-544.

の剥奪であると評価したならば<sup>25</sup>、処遇における情報遮断とそれによる主体性の剥奪からくる孤立と無力感を、制度的な自殺リスクの変動因子とする実証的な研究は可能だと思われる。また、拘禁形態や孤立が自殺リスクに与える影響を明らかにした点は、告知後の処遇を検討するうえでも重要な知見である。さらに、刑期の長さが受刑者の精神状態に与える影響も確認する必要がある、これは無期刑受刑者の自殺リスクを評価する際に参考となろう。

#### 4、被拘禁者の自殺防止

告知運用は、死刑の執行ではなく、死刑確定者の処遇にかかる問題である。現行の運用の根拠の一つとして死刑確定者の自殺防止が掲げられるとして、その合理性を検討するためには、死刑確定者の自殺事例を分析する必要がある。そのような事例を包含するのが、拘禁中の死亡事例である。以下では、告知運用の合理性を検証するための前提条件として、被拘禁者（被疑者、被告人、受刑者を含む）の死因究明制度を概観したうえで、自殺事例の検証基盤が日本では整っていないことを確認する。

##### （1）被拘禁者の死因究明の意義と制度

強制力をもって個人を拘禁下におく国家は、拘禁されている者の生命に対する扶助義務を負うと共に、被拘禁者が死亡した場合には調査義務を負う。これは、被拘禁者が恣意的に生命を奪われる危険性があることを前提に、国家に立証責任を求めることで、被拘禁者の生命権を保障するための仕組みである<sup>26</sup>。しかしその重要性にも関わらず、日本における被拘禁者

25 古川原明子『「即日告知・即日執行」訴訟の意義：死刑の執行告知と同日の死刑執行受忍義務不存在確認及び国家賠償請求事件（3・完）』龍谷法学57巻4号（2025）313頁以下参照。

26 ネルソン・マンデラ・ルールズが全ての拘禁中の死亡の報告義務を施設長に課し、続けて拷問や残虐な取り扱いの場合に言及しているのは、この趣旨が

の死亡調査は不十分であり、たとえば欧州人権条約第2条を担保すべく、拘禁中のすべての死亡について調査義務が加盟国に課されているヨーロッパ諸国とは対照的である。さらに、コロナ制度を有するイングランド・ウェールズでは、刑事施設における死はすべて陪審による公開審理で死因が決定され、2004年からは刑事施設および保護観察オンブズマンが拘禁中の全死亡例を対象に調査と報告書作成の責任を負うことにもなった<sup>27</sup>。こうした情報開示により施設処遇の透明性が確保されると同時に、被拘禁者の死亡に対する有効な予防対策をとることが可能になる。

もっとも、被拘禁者の死因究明における日本の限界は、日本の死因究明制度自体が有する問題に起因するところが多い。死因究明等推進基本法(2019)の成立により期待された抜本的改革はなされず、異状死の扱いや、法医学者等の専門家によらないスクリーニングにおける問題が残っていることから、他殺や自殺が事故死や病死と判断される可能性が指摘されてきた<sup>28</sup>。そのような状況のもとで、刑事施設という社会から隔離された場所で発生した死亡例を検証することには大きな困難が伴うと予想される。拘禁中の死因究明制度が整っている上述のイングランド・ウェールズでさえ、問題が指摘されている。例として、司法省が公表する統計は、自殺や新型コロナウイルス感染症による死亡数を含む刑務所内の総死亡者数を対象と

---

ゝらであろう。United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners (the Nelson Mandela Rules), Rule 71.

27 福島至『法医鑑定と検死制度』(日本評論社、2007)、204-206頁参照。刑事施設および保護観察オンブズマン(Prison and Probation Ombudsman, PPO)の役割については、以下の論文が参考になった。PPOの調査は警察、検死審問の調査と並行して行われ、審問終了後に一般公開される。PPOの勧告は矯正当局による事後モニタリングの基礎となる。Philippa Tomczak, Kaitlyn Quinn, Catherine Traynor & Lucy Wainwright, "Article:(Re)constructing Prisoner Death Investigations: A Case Study of Suicide Investigations from England and Wales," *Law & Social Inquiry*, vol.49 (2024), pp. 1842-1874.

28 岩瀬博太郎「特集 死因究明制度の今後を考える：死因究明における今後の課題」*犯罪学雑誌*89巻2号(2023)24頁以下ほか参照。

するが、施設ごとの死亡率が公表されておらず、受刑者の属性の詳細な区分も十分ではない点が指摘されている<sup>29</sup>。

また、ZhongやMundtの研究が示すように、施設内での自殺数を減少させるためには、自殺者の有していた個人的リスクだけでなく、当該施設や制度が内包する制度的リスクへの対応が必要である。いずれか一方のみに着目した自殺原因や自殺防止の失敗原因の追求は、関係者を責任転嫁の繰り返しに陥らせ、自殺予防対策の実質的な改善を阻むことにつながる。たとえば、イングランド・ウェールズでは、オンブズマンは受刑者の死亡原因が施設職員の規則不遵守にあると捉えるのに対して、施設職員は自殺リスクの高い受刑者を老朽化した施設で受け入れることの構造的問題に着目する傾向があるため、相互理解が進まないという問題が指摘されている<sup>30</sup>。この問題は同時に、自殺を含む施設内死亡例の検証は、中立的な第三者により行われることの重要性を示してもいる。さらに、拘禁中の自殺を個人的リスクとしてのみ捉えてアプローチすることは、監視や隔離の強化につながる可能性があり、これが人間の尊厳の侵害となって被拘禁者の自殺意思がむしろ強化されるとの指摘もある<sup>31</sup>。

なお、とりわけ受刑者については、出所後に自殺傾向が高まるとの指摘もあり<sup>32</sup>、自殺予防対策としては出所が迫った時期や出所後までをも含む一貫した働きかけを検討する必要があると思われる。

## (2) 死刑確定者の自殺防止

日本の死刑確定者の自殺防止策をみるに、「心情の安定」を根拠とした

---

29 Philippa et al., *op. cit.*, 1847.

30 *Ibid.*, 1850-1870.

31 Gaëtan Cliquenois, Sonja Snacken, Dirk van Zyl Smit, “The European Human Rights System and the Right to Life Seen through Suicide Prevention in Places of Detention: Between Risk Management and Punishment”, *Human Rights Law Review*, vol.22, number 1 (2021), pp. 1-28.

32 Mundt, *op. cit.*, 543.

様々な制約によって、自殺方法へのアクセスは限られているものの、孤立は深まっていると考えられる。日常生活の大半において選択の自由を奪われている死刑確定者は、やがて自己の決定が無意味であるを感じてコントロール感覚を失い、学習性無力感と説明される心理状態が生じうる<sup>33</sup>。ここで出現する極度の孤立感、無価値感は自殺リスクの高さと関係する<sup>34</sup>。刑事施設に拘束される受刑者が一般人口よりも高い自殺発生率を示すことを前提とすると、より閉鎖的な環境にある死刑確定者の自殺傾向はさらに高く、自殺リスクが複合的に存在する状況として理解されよう。死刑確定者の自殺リスクにつながるような孤立を高めうる長期間の拘置を行いながら、自殺の危険があるとして執行日時を死刑確定者に直前まで伝えないという方針をとっていると捉えるならば、いずれの段階でもより妥当な制度を考える余地が生じる。

以上のことから、死刑確定者の自殺の防止策の検討にあたっては、懲役刑や拘禁刑受刑者の自殺状況の分析が有効であり、現実的である。ところが、日本の刑事施設における自殺については、犯罪白書の「刑事施設における事故発生状況」のほかに公式の統計はなく、刑事施設の種類や自殺者の年齢等は不明である<sup>35</sup>。死亡例全体としても、名古屋刑務所事件を契機として、過去10年間の被収容者の死亡帳が2003年に公表されたのみである。同事件を契機として2006年に監獄法が改正され、刑務所における処遇等の適正さを第三者が評価するために設けられた刑事施設視察委員会も、死刑確定者の状況については十分な情報を得られていない。諸外国、特に先進諸国と同程度に、刑事施設の死亡状況に関する詳細な情報が公開されることが第一に必要なのである。

---

33 前掲・注29参照。

34 前掲・注1、高橋35頁以下、52頁以下参照。

35 CrimeInfoは、法務省への情報公開および新聞記事により入手した情報をもとに、2010年以降の刑事施設における自殺事故事例をまとめている。<https://www.crimeinfo.jp/data/suicide/>（最終閲覧2025年1月18日）。

理論的な検討課題としては、刑罰目的と拘禁形態の関係が挙げられる。受刑者の孤立を解消することによって自殺リスクを低減させることを目指す場合、社会からの隔離という自由刑の本質といかに調整させるかが問題となるためである。他方で死刑の場合には、拘置期間は刑罰ではないため、孤立の解消と刑罰目的実現の間の対立はただちには生じない。

## 5、おわりに：告知と自殺

あらためて、執行日時の告知が死刑確定者の自殺リスクを高めるという主張を検証するための視点を整理する。

まず、この主張は、執行日時を執行当日まで死刑確定者に伝えないことの理由として示され、執行予定日を告げられた死刑確定者が自殺した1件が裏付けとなっている。その妥当性を検討するためには、①当該自殺者が告知前にどの程度の自殺リスクを有していたか、②執行日時の告知が自殺リスクをどの程度変化させたか、③告知後の処遇が自殺リスクをどの程度変化させたか（促進したのか、低減させたのか）に関する情報が求められる。

この検討は、自殺事例の検証のためだけでなく、今後告知後の死刑確定者の精神状態にどう対応するかにも関わるものである。かりに告知が数日前になされたとして、自殺企図に最も影響するといわれる孤立を避けるためには<sup>36</sup>、告知後の死刑確定者を単独室に1人置いておくことは望ましいことではない。

執行日時の告知時期について法律に定めはなく、死刑確定者の処遇における行政裁量の範疇にある。現行の告知運用は余命についての情報を遮断し、死までの数日間に主体性を発露する機会を剥奪するものと理解されるが、これによって図られる心情の安定とは、死刑確定者が、来るべき死刑

---

36 自殺と孤立 (isolation) の関係については、WHO (2014), Preventing Suicide: A global imperative, pp. 36-37など参照。

の執行による自己の死を待つことによる精神的な苦悩や動揺を克服し、あるいはコントロールできる状態にあることを意味すると理解されている。ただし、監獄法下の実務とは異なり、心情の安定を図ることを理由に何らかの義務を課したり、保障されるべき権利を制約するのでは適当ではなく、死刑確定者本人が自ら心情の安定を得られるように、援助を与えることが処遇の基本となるべきである。このように権利の制約を最小限にとどめるべきことは、書籍等の閲覧（被収容者処遇法70条）、信書の発受（同139条、141条）において心情の安定が制限事由とされていないことから明らかである<sup>37</sup>。したがって、苦悩と動揺ゆえの自殺を防ぐことを根拠とした制約が死刑確定者の尊厳の不当な侵害とならぬよう、代替措置や均衡性の検討を経ねばならない。処遇における制度的な自殺リスクを解消せず、監視と制約を強化して自殺を防ごうとすることは、死刑確定者を刑罰の客体とすることであり、その尊厳の否定となる。その観点からは、アメリカで執行日が迫った死刑確定者が、デス・ウォッチなど24時間監視がなされる個室に移されて私物をほとんど取り上げられることの妥当性にも疑問が呈されるところである。

本稿では、現行の告知運用が重大な権利制約であるにもかかわらず、その合理性を基礎づけるために必要な実証的検討の前提を欠いている現状を示した。告知の是非を論じるために、死刑確定者の自殺リスク評価、告知後の処遇、ならびに第三者による検証を制度的に確保することが不可欠であるにもかかわらず、現状ではそのための基盤は整っていないことを指摘し、さらなる検討は次稿にゆだねたい。（2026年1月15日脱稿）

本研究は、JSPS科研JP23K25460の助成を受けたものである。

---

37 前掲・注11、100-101頁参照。

## 派遣法の契約申込みみなし制と 労働契約法18条、労基法19条

—アズビル事件・東京地判令6.4.25、東京高判令6.11.19について—

萬井隆令\*

### 1. 問題の所在

(a) 労働契約法18条は、同一の使用者の下で有期労働契約が更新され、通算で5年を超えると、労働者が無期労働契約に転換すると申し込んだ場合、「使用者は当該申込みを承諾したものとみなす」と定める。ある業務が5年以上も継続するのであれば、担当する労働者は期間の定めのない契約によって雇用することが合理的であると判断し、雇用の安定を保障するために無期契約への転換権を保障した。

(b) 労働者派遣法40条の6第1項は、偽装請負など所定の類型の違法派遣が行なわれた場合、派遣先はその時点におけるのと「同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす」と定める。「承諾」すれば、相手方（違法派遣先）の意思とは関わりなく（その意に反しても）労働契約が成立する。合意があって初めて成立する通常の契約とは異質のことを定めており、しかも第2項は、その申込みは当該「行為が終了した日から1年」は撤回できないとし、承諾の権利を1年間保障している。違憲論も存在するが、同調者はほとんどいない<sup>(1)</sup>。

---

\* よろいたかよし 龍谷大学名誉教授

ところで、仮に労働者が違法派遣を感知しても、何らかの形で問題化すれば、企業は違法状態を解消するために法的基盤となっている請負契約などを解除し、仕事を失った雇用主からはそれを理由として解雇される不安があり、有期の場合はさらに期間満了により雇止めに至ることは必至であるから、とりあえず就労し続けることが多い。そのため、契約が有効に存在している間は労働契約申込みみなし制（以下、同みなし制という）を採用することは少なく、現実には、派遣が終了してから、あるいは終了が日程に登る段階になって初めて問題化する。そのため、同みなし制が問題となる事案の多くは、その時点で派遣元等との労働契約は既に存在していないことが多い。それ故、労働者の承諾権が違法派遣終了後1年間保障されていることの意義は極めて大きい。

(c) 熱供給設備の運転・保守管理業務を請負うアズビル（Y）は同業務の一部を10年近くタック（T）に委託してきた。原告（X）は2012年4月、Tに雇用され、その指示に従って6年余り、夜勤のボイラー技士等としてYの指揮命令を受けながら訴外Aの空調設備の運転等に従事してきた。

Yは、神奈川労働局から無登録派遣に該当するとして是正指導を受けたため、2019年1月に、2018年9月末日に遡ってTとの業務委託契約を解除し、派遣契約に切り替えたものとした。

労災によりXは2018年7月3日以降休業したが、その件で労働局と接触した際、問題について教示を受けたXは、2018年12月20日、派遣法40条の6に基く契約申込みを承諾する旨伝えたのだが、Yは書面により交渉を重ねたものの「承諾」を拒否し続け、当該休業の期限と有期労働契約の期間満了が同じ2019年3月末であったが、結局、最後まで「承諾」に応じなかった。

(d) Xは2020年10月2日、Yに対し、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認および労災による休業後の未払の賃金などを請求する訴えを提起し、同時に労働契約法18条に基づき無期契約への転換を通知した。

訴訟では、①同みなし制に基づく労働契約の成立、②Yにおける無期転換、③労災休業終了後の雇止めと就労拒否の適法性などが争われることになる。

## 2. 判決要旨

### (ア) 東京地裁判決

(a) 東京地裁民事第36部（中野哲美裁判長裁判官、石川慧子、木田佳央人裁判官）は双方の主張を整理し、争点として、①派遣法40条の6に基づく同みなし制による労働契約の成否等、②脱法目的、③過失、④雇用期間の定め、⑤労働契約法18条による無期契約への転換、⑥労働契約法19条該当性、⑦同条柱書該当性、等を挙げたが、「本件制度による労働契約の成否の点は一旦措き」と述べ、争点①～③については認定事実も示さず、争点④以下についてのみ、次のように判示した。

(b) Xは公共職安を通じて1年の有期雇用であると認識しながら応募し採用された。「更新に当たって契約書等の書類の作成は一切なく、特段の手続き」もなく、Xは異議を唱えないまま更新を繰り返したもので、期間の定めのある労働契約であった、Tとの間に契約更新に係る合意が成立していることを示す事情は存在しないから、契約の無期転換に関しては、同みなし制度により成立し得るYとの労働契約に関する事情についてのみ考慮すべきである。Yは同みなし制による「契約成立自体に一貫して否定的」で、2019年3月31日以降、更新の期待を抱かせる態度はとっていないし、一度も更新されていないから、同条「各号に該当する事情がある」とは認められない。

Xの無期転換の意思表示は2020年10月2日で、Yとの間に「成立し得る労働契約の終了日より後であるから…期間の定めのない労働契約に転換することはない」。

同みなし制により成立する労働契約上の法的地位は、Tの「労働契約上

の地位を法的承継するものではなく、新たな契約関係の成立により生じる」ものであるため、YとTは「同一の使用者」とはいえず、Xの「契約期間が5年を超えるもの」ではないから、労働契約法18条は適用され得ない。

「仮に本件制度の適用が認められたとしても、それにより…成立する労働契約は、平成31年（注—2019年）3月31日をもって終了する」。

#### （イ）東京高裁判決

東京高裁第10民事部（松井英隆裁判長裁判官、小島清二、佐藤隆幸裁判官）は地裁判決をほぼ全面的に踏襲しており、特に新たな判示はない<sup>(2)</sup>。

### 3. 判決および判例評釈の検討

地裁、高裁判決だけでなく、原告代理人甲斐田沙織弁護士と沼田雅之氏の評釈<sup>(3)</sup>も併せて論評の対象とする。

#### （1）判決が判断を回避した問題

東京地裁は争点①については「一旦措き」とするが、それは事件全体に関わるもので、それを判断しないまま契約期間等を論じたところで意味はない。特に、次の2点は結論を左右することであり、判断を回避しては済まされない。

#### （ア）労働契約申込みみなし制について

是正指導を受けたYは業務委託契約を派遣に切替えたと主張するが、以下（イ）で述べるように同切替は容認され得ない。したがって、偽装請負は継続しており、Xが「承諾」をした2018年12月20日、X・Y間に新たに労働契約が成立したと解すべきである。

派遣法40条の6によれば、Yとの労働契約における条件はTの下におけるのと「同一の労働条件」であるが、具体的にそれは如何なるものか。期

間の定めについて言えば、地裁、高裁とも、有期契約であり3月末日で契約は終了すると判示する<sup>(4)</sup>。だが、契約終了とされた時点で就労が6年を超えていたから、労働契約法18条に基づく無期労働契約に転換する要件を充たしていた。また、同みなし制によれば、2018年12月からYとの1年契約が存在し、加えて、Tの下での条件と「同一の労働条件」がYとの契約の内容になるから、Tの下での就労期間をYとの関係においても通算し得る。Xが2020年10月2日に行使した無期契約転換権が有効であれば、Yは合理的理由がない限りXを解雇することはできない。

#### (イ) 業務請負から労働者派遣への切替えについて

業務請負契約の形式をとりながら、実際には注文主が業者の従業員を直接指揮命令していた場合、「請負」の要件を充たさず、偽装請負（職安法違反の労働者供給事業であり、同時に違法派遣である）と判断される。労働局からは是正指導を受けて、Yは2019年1月、法的基盤となっていた業務請負を2018年9月に遡って労働者派遣に切替えたと主張する。

偽装請負の是正を指導された業務請負の注文主が労働者派遣への切替えにより是正を図ろうとする例は多い。派遣法26条を遵守すれば、契約内容を書面上、遡って切替えることは当事者が合意すれば可能かも知れない。しかし、それに照応する、指揮命令とそれに従った就労という事実は、その性格上、遡及して存在しなかったことに変更し得る事柄ではない。さらに、何よりも、派遣契約への切替えは企業間の合意と書面上の処理だけでは完了し得ない。派遣元は労働者に対し、自らの下で就労するのではなく、派遣先に出向いて、その指揮命令に従って就労することを明確に告げ、その了解を得て派遣労働契約を締結しなければならない（派遣法32条ほか）。派遣は、企業間の労働者派遣契約および派遣元・労働者間の派遣労働契約という、性格が異なる2つの契約が整備されて初めて実施し得る。

本件で、適法な派遣形式の労務提供の状態に転化したとの主張について

は厳密な事実確認が不可欠である。判決を読む限り、労働者の了解は得ておらず、派遣労働契約は成立していない。その点についてだけでも、地裁が争点①について判断を回避したことは妥当とは言い難い。

(ウ) まとめ

甲斐田氏は、Tによる契約更新につき「契約書等の書類の作成は一切なし」とする自動更新を窺わせる認定と契約更新について黙示の合意は存在しないとの判断は「齟齬」するし、雇用の安定を図る同みなし制の趣旨に「逆行する結論」だと批判されるが、それ以上は詳述はされない。沼田氏は、XはYとの労働契約はTとの有期労働契約と「契約の期間が同一であると解したうえで、雇止め法理の適用を否定した点に特徴がある」と指摘されるだけで、同みなし制の適用に関しては詳述されない<sup>(5)</sup>。

いずれも、派遣への転換そして争点①についての判断回避に関わる問題点を指摘されず、判決の問題点の核心を剔抉していないという憾みがある。

(2) 派遣法40条の6の意義—「直用みなし」制という略称について

甲斐田弁護士は、派遣法40条の6を「直用みなし」制と略称される<sup>(6)</sup>。

同条は違法派遣を受けていた派遣先の労働契約の申込みをみなし、「承諾」があれば労働契約が成立するとするもので、一定の違法派遣が認定された場合に、労働者の意思を問うことなく、直ちに直用が成立し、労働契約関係が存在するとみなす制度ではない。

2008年7月、「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会（鎌田耕一座長）」は、2003年改正派遣法40条の4による労働契約申込み義務制は実効性に欠けている—実は、40条の4は私法的効力を有しないとする行政解釈とそれに追隨する判例学説によって創出された状況なのだが<sup>(7)</sup>—と判断し、それに代わるものとして、(a) 労働契約関係の成立みなし制、(b) 労働契約の申込みみなし制、(c) 労働契約申込み義務付け制、(d)

雇用申込みの行政指導という案を例示したが、最終的に（b）契約の申込みみなしが法制度化された経緯がある。

「直用みなし」は（a）労働契約関係の成立みなしであって、労働者の「承諾」が問題となることはないが、派遣法40条の6が定める（b）同みなし制では、「承諾」したか否かが争点になり得る<sup>(8)</sup>。甲斐田氏は両者を混同ないし同一視している。「直用みなし」は略称として適切ではない。

### （3） Yによる雇止めの正当性

申込みみなしに対するXの「承諾」を受けながら、Yは請負契約もTとの労働契約も終了したとして、労災休業期間が満了した後も就労を拒否し続けている。その雇止めの当否が問題となる。

#### （ア） Tとの労働契約期間に係る合意について

同みなし制によってYとの間で成立する労働契約の期間はTの労働条件と「同一」であるから、まず、Tとの間の（契約期間を含む）労働条件が確認されねばならない。

（a） Xは、契約更新を繰返し無期契約に転化する状況になっていたからYとの間でもそれと「同一の労働条件」として無期契約の存在を認めるべきだと主張した。しかし東京地裁は、Tとの無期契約の存否はともかく、Yとの契約期間はYとの契約が成立した後の事情について判断すべきだとし、Yは派遣法40条の6の適用に否定的であったし、仮に同条によるとしても、契約は一度も更新されていないから、労働契約法18条を適用する余地はないと判示した。

契約期間に係る合意は契約文書等に記載がないために紛争となるのであるから、一方当事者の態度等に左右されるのではなく、契約に係る諸事情を総合的かつ客観的に観察して認定すべきである。東京地裁は、契約更新に係る「黙示の合意」を示す事情は存在しないというが、6年以上、更新

に関わり「契約書類等の作成は一切なく、特段の手続きは行われていない」とし、自動更新であったこと、つまり無期とする黙示の合意を認定する要件は十分に充たされていたことを認定している。東京地裁は、肝腎な「同一の労働条件」の意義と具体的内容についての審理を行っていない。争点の中でも重要な意味を持つ黙示の合意に関わる判断の在り方を理解していないとの誹りを免れない。

(b) 契約期間に関して、かつて本庄淳志氏は「残存期間」論を提唱された。同みなし制によって違法派遣先との間に生まれる労働契約の契約期間は、派遣労働契約が有期の場合、派遣先は「当初に予定した労働力利用（派遣受入）の期間」だけの利用を予定していたから、「派遣就労した期間を除いた残存期間での直用化が図られる」という見解である<sup>(9)</sup>。しかし、本庄氏は有期契約および派遣に対する認識不足に基づく誤謬を冒している。

企業はある業務の処理を担当させるために労働者を雇用する。当該業務が当面は継続する場合には労働者は期間の定めをしないうで雇用することが合理的であり、したがって、労働法上は無期雇用が原則である。しかし現実には、有期雇用であれば労働諸条件は正規社員よりも低くても済むという歪んだ社会的観念があり、また期間満了の際に契約を更新せず雇止めとすれば解雇法理の制約を免れ得るという打算により、継続する業務についても有期契約の労働者を充てるものが少なくない。だが、契約更新を繰り返すと打算の不合理性が顕わとなる。労働契約法18条は更新により雇用が5年を超えると不合理性を容認できないとして無期雇用への轉換権を規定した。無期雇用が原則であるからこそ、有期雇用の濫用と判断された場合、無期雇用へと戻す立法政策上の措置である<sup>(10)</sup>。一つの企業で有期で働かせ続けている不合理性が顕わになるから、同条は一つの企業で有期で雇用が継続している場合を想定している。企業を転々と変わりながら働く状況を想定するものではない。

沼田氏は、当該私見を、労働契約法18条は同みなし制による契約創設の  
(龍法 '26) 58-4, 226 (1268)

場面を想定していないと解していると指摘し、その指摘は「派遣元と派遣先を『同一の使用者』と解することは困難」だとする行政解釈や山川、本庄氏らの解釈を支持する結論を導くものになっている<sup>(11)</sup>。しかし、労基法も同様だが、労働契約法では契約の相手方は一つの企業であるから、当然、三者関係の労働者派遣を想定していないが、そのことと、労働契約法18条にいう「同一の使用者」に違法派遣元・派遣先に当たらないから元における就労期間を先におけるものと通算しないことが妥当かとは別の問題である。同みなし制は違法派遣に関わった労働者の違法な提供元と提供先という「法人格の異なる2つの企業の存在を前提」とするもので、「同一の使用者」であることを想定するものではないが、派遣先は、派遣元との間と「同一の労働条件」で契約申込みをみなされ、労働者の承諾で成立するから、実質的に包括承継と異ならない。したがって、派遣元との契約期間は「同一の労働条件」として違法提供先との間で生じる労働契約に引継がれると解すべきである<sup>(12)</sup>。その限りにおいて、沼田氏の上記指摘は私見の趣旨を誤解されていることになる。

本庄氏は派遣先の「当初の目的」を指摘されるが、反復更新という事実は、現実には業務は引き続き存在しているから、労働者の契約を有期とする社会的合理性は存在せず、反復更新して継続的に「労働力を利用する」ことが当事者の「当初の目的」であったことを示している。元々、「残存期間」を想定していないし、短期間の間に雇止めの機会があり、そこで契約を解消するから、実際に「残存期間」は生ずることもない。契約の形態・内容等には実質的に派遣先の意向が優越的に反映されるから、実態との照合、合理性の検証なしに、派遣先が表示したことをそのまま了解することはできない<sup>(13)</sup>。

派遣法40条の6の「承諾」権は、現実には大半が、労働局の指導とか労働組合による団体交渉における問題追及を受けて、派遣先が偽装請負の解消のため請負契約を解消したため業者が仕事を失なった結果、失業に至っ

た労働者が窮余の一策として行使する。また、既に労働契約は存在していないから「残存期間」も存在しないが、その有無に関係なく、違法行為終了後1年間は「承諾」権が保障されている。

同みなし制は、単純に新たな労働契約を成立させる制度ではない。仮に、企業は既に業務請負による企業活動を停止していたとしてもなお、新たな労働契約の成立を強要するから、理念としては、事業の再開を強いることにもなる。同みなし制はそのようなことまで含んだ、違法派遣を利用してきた企業に対する民事制裁である。日本経団連は派遣法の2015年改正に際し、2012年改正によって法制度化されたが施行が延期されていた同みなし制の「施行前の制度自体の廃止」を求めたが、鋭敏に感じ取った同みなし制の重い負担に対し財界の強い反対があるのも故無きことではない。

要するに、本庄氏は現実を洞察し損ねており、「残存期間」論は現行の法的構造にそぐわない。

本判決は「残存期間」論と通底し、派遣法40条の6の規定内容と違法派遣をめぐる現実の事態を理解し得ていないとの批判を免れがたい。

#### (イ) 労働契約法18条の「同一の使用者」の意義と無期転換について

東京地裁は、同みなし制により成立する「法的地位」は、従前の「労働契約上の法的地位を法定承継するものではなく、新たな契約関係の成立により生じる」から、YとTは「同一の使用者」とはいえず、それぞれの契約期間を「通算することはできない」、Yとの期間は5年を超えないから労働契約法18条は援用し得ない、と判示する。

(a) Xは有期契約の更新により6年以上も就労している間に無期契約に転化したと主張したが、東京地裁はXの「自白」を認定し、それに基づき、当該契約は2019年3月末を以て終了したと判示した。それは、前提として、偽装請負(違法派遣)は労働者派遣への転換により消滅し、もはや派遣法40条の6の援用—「承諾」による労働契約の成立はあり得ないという

判断を含んでいる。しかしその前提的判断は、労働者派遣の構造についての理解不足によるもので、上記のように派遣への転換が適法になされたとは認められない（3—1—(イ) 参照）。

さらに、仮に2018年9月に遡って派遣へ切替えたというYの主張が認められ、Tによる労働者の提供が適法化されとしても、その時点までは偽装請負が継続していたことは否定されない。したがって、派遣法40条の6の第2項、3項により、Xは2019年9月までは「承諾」によりYとの間に労働契約を成立させる権利を保障されている。

(b) 沼田氏は、本件は「労働契約法18条の潜脱を目的に、あえて法人格を濫用」した事案ではないことを理由に本判決を肯定される。だが、偽装請負はすべてが直ちに「労働契約法18条の潜脱」を直接の「目的」としたものであるとしても、「法人格の濫用」であることは否定できない。派遣法40条の6は労働者の違法な提供元と提供先を繋げて把握し、元との労働契約関係を先との関係へ転化させることを内容とする民事制裁である。

派遣法40条の6はYとTが「同一の使用者」ではないことを前提とし、むしろ、同一ではないからこそ「使用者」の地位を実質的にYに引継がせることを意図して、同条の適用が認められる「時点における当該労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込み」をみなしている。

(c) 派遣法40条の6は同みなし制による新たな労働契約成立に際し、労働者が不利益を被ることのないようにする趣旨で、最低でも「同一」の条件を引継ぐよう定めたもので、当該「労働条件」には契約期間も含まれる。東京地裁は「法定承継」ではないと判示する。「包括承継」ではないとする趣旨であろうが、派遣法に依拠している点ではまさに「法定承継」であり、また、Tの下におけるのと「同一の労働条件」をYに引継がせており、その限りにおいてTとYは「同一の使用者」と言い得る状況にあり、包括承継に等しい。したがって、Tの下で就労してきた期間がそのままYとの

就労期間に通算して加算されるのは理の当然である。沼田氏のように「立法的措置」を待つまでもない。

東京地裁は派遣法40条の6の趣旨を歪曲し、労働契法18条との連携を不当に断つ解釈と言わざるを得ない。

(d) 地裁は、「同一の労働条件」に関して、労働契約が成立しているとしても、無期契約への転換の意思表示は2020年10月2日で、同みなし制により「成立し得る労働契約の終了日（2019年3月31日）よりも後である」と指摘して、無期労働契約への転換を否定した。しかし、同判示はXの主張全体を正しく認識していない。

Xは、労災休業が終了した日以降のYの就業拒否の違法性をも主張している。就業拒否が違法であれば労働契約は有効に存在し続けていることになるから、期間の「通算」の可否の問題に移るべきであり、そして通算が認められれば無期契約への転換は可能である。

地裁はYとTは「同一の使用者」ではないとして「通算」を否定しているが、当該判示は上記のように妥当とは言い難い。

(e) 要するに、地裁判示には派遣法40条の6についての誤解と労働契法18条についての理解不足が重なっており、判示は不当というべきである。

#### (ウ) 雇止めの合理的理由について

Yは本件の業務請負契約を派遣に切替えたと主張する。だが、同主張は先に詳述したように、容認され得べくもない。また、容認されたと仮定しても、切替は2018年9月であり、それまでは偽装請負が存続していたことは否定すべくもない。

派遣法40条の6第2項により違法派遣の終了後1年間は労働者の「承諾」権の行使が保障されるが、Xが「承諾」を通知したのは、稀な例だが、まだ偽装請負が終了していない、2018年12月20日である。東京地裁は派遣への切替を認定しながら、それで偽装請負が終わったとは述べず、その

終了は7ヶ月も後の2019年3月と述べており、重要な事実について判断には齟齬がある（少なくとも、判旨は不鮮明である）。

東京地裁が本件の偽装請負が終了したとする2019年3月には、Xは既にYとの間に労働契約が存在する労働者となっているから、その契約を終了させるためには、YがXを雇止めする合理的理由があることが求められる。

地裁は、請負契約が終了する日と労働契約の期間が満了する日が同じであったと特に指摘する。しかし、本件の場合、YとTとの業務請負なり派遣契約が終了したか否かは、もはやXとYとの労働契約関係には関わりのないことである。過去にTと有期契約を結んでいたとしても、本件の時点ではXとYとの間で労働契約が成立していて、既にTとは無縁であり、Tとの契約の終了はY・X間の労働契約終了の理由とはなり得ない。

Xの労働契約は派遣法40条の6によって成立がみなされた労働契約であり、そのことに伴う特別の条件が存在することが留意されねばならない。経緯を想起すれば、同みなし制の「承諾」を告げる2018年12月20日まで、XはTと1年の有期契約を結んでいたが、その「承諾」の時点における労働条件と「同一の労働条件」がYとの間に生じる労働契約において保障される。「同一の…」は、同みなし制によって成立する際の労働条件は少なくとも従前の労働条件を下回ってはならないという意味での「同一」である。仮に有期契約であったとしても、それはYとの間の新たな労働契約であり、それによって以前よりも期間が縮小することは認められない。したがって、Tとの1年契約が引き継がれ、「承諾」した2018年12月から1年間の期間が定められたものとなる。

ちなみに、東京地裁はTとの契約の終了日は2019年3月末であるとしているが、繰り返すが、2018年12月の「承諾」によって、XはYとの労働契約の成立が認められると同時に、X・Tの労働契約は解消することを見落としている。それは同みなし制の構造を理解していないことを示唆する<sup>(14)</sup>。

例として、労働者Aが業者Bに雇用され、業務請負の下で実際には注文主Cの指示に従って就労していたが、Aは知人から2025年2月上旬にそれが偽装請負であり同みなし制による対応が賢明であるとの教示を得た。注文主Cは労働局からは正指導を受けたため請負契約を2月末に解除し、有期労働契約であったためAは25年3月末にBから雇止めをされたという（在りがちな）ケースを想定してみよう。その例では、適法な派遣となった25年2月末に違法派遣は終了する。しかし、派遣法40条の6第2項により、2026年2月までは「承諾」権を保障されているから、Aが2025年7月に「承諾」をCに伝えた場合、その時にはBとの契約関係は解消し、失業状態になっているが、AとCの間に労働契約が成立したとされる。派遣法40条の6を素直に解する限り、その結論を否定することはできない。

業務請負契約も終了し、労働契約も期間満了によって消滅しているから、契約申込みみなし制は援用し得ないと東京地裁は判示するが、それは同制度に無知であり、特に派遣法40条の6第2項を無視しているための誤判であり、到底、是認され得ない。

### （エ）労災休業中の雇止めと労基法19条

従来ほとんど論じられたことがなく、原告も主張しないが、労災により休業中のXを休業期間満了と同時に雇止めすることは労基法19条に抵触するか、という問題がある。

（a）労基法19条は、使用者は、労災により「療養のために休業する期間及びその後30日間…解雇してはならない」と定める。「解雇」の類型に制限は付されていないから、普通解雇、整理解雇はもとより、懲戒解雇についても禁止される<sup>(15)</sup>。

労災が治癒した後も通常健康体とはいえないため、その回復を待つため、労災による休業終了後30日間は解雇は禁止される。使用者にとっては不都合に違いないが、置かれている労働者の状況を考慮し、労災につき責

めを負うべき使用者に敢えて手厚い労働者保護の負担を負わせている。

(b) 問題は、条文中の「解雇」に、有期雇用の期間満了の際の更新拒否（雇止め）が含まれ、労基法19条が適用あるいは類推適用されるのか、である。

労基法は期間の定めにつき入口規制はしないで、単に、3年を超える期間を定めることを禁止するだけである（14条）。そのため、現実には、業務は会社にとっては継続的に必要不可欠であり、担当する労働者を確保する必要があるにもかかわらず、雇用調整の安全弁として、短い期間を定め、いつでも契約を解消することができる状況を確保しつつ期間が満了すると更新を繰り返し、その結果、あたかも期間の定めのない状態と異なる状態となっていることが少なくない。

「解雇」は本来、無期の労働契約を一方的に解除することであり、有期契約の期間満了による雇止めは形式的には「解雇」ではない。両者は法的な性格が異なるが、有期契約の更新を繰り返し、恰も無期契約と異なる状況にある場合には、期間満了を理由とする雇止め（更新拒否）は実態としては解雇と異なる。そのような実情を反映し、東芝柳町工場事件で最高裁は、反復更新されてきた場合、次の更新を期待することは法的保護に値すると判断し、解雇法理を類推適用した。それが確立した判例法理となり、ほぼ同一の内容で労働契約法19条に取り入れられ、存在するに至っている。

その法環境の下で、労基法19条の雇止めへの適用ないし類推適用問題が提起される。労働省は夙に1988年基発150号において、有期契約が「期間満了後引続き雇用関係が更新されたと認められる」場合は19条が適用されるとした。例外的な位置付けとはいえ、労働省も有期雇用労働者に対する雇止めに対しても労基法19条の適用があると認めたのである。

(c) 従来、雇止めに対する労基法19条の適用が裁判において論じられた例は殆どない<sup>(16)</sup>。本件はまさに基発150号が想定する無期契約と異なるな

い実情であったから、原告は同条を援用して主張すべきであったろう。主張していれば、重要な争点となったに違いない。

#### (オ) まとめ

東京地裁は、派遣法40条の6による「契約の成否の点は一旦措き…」といいながら、「仮に本件制度の適用が認められたとしても…」労働者派遣契約および派遣労働契約が終了する日をもって終了すると述べて請求を棄却した。しかし、同みなし制が適用され、「同一の労働条件」が的確に理解されていれば、その「終了」は否定される。

YはXから労働契約申込みみなし制の「承諾」の通知を受けながら、協議にかこつけてその受理を延期し続け、労働契約の成立を認めず、労務提供を受けることもなく、法制度を無視する態度を押し通している。東京地裁、高裁ともそれを咎めない。司法機関の存在意義を自ら放擲するもので、寒心に堪えない。

#### (4) 判例評釈の在り方

判決は、具体的な紛争をめぐって当事者双方が事実関係について立証を尽くし、それに関わる法律論を主張し、裁判所がそれについて示した判断である。判例評釈は、それらに即して当該判決の具体的な問題点を指摘し、どのように判断すべきであったのかを対置すべきである。行政解釈や研究者の論稿を紹介し、それと対比・論評することでは済まされない。

#### (ア) 甲斐田氏の評釈について

(a) 甲斐田氏は、主要な問題点として、①「Tにおける契約更新の黙示の合意」の否定、②雇用契約期間の始期終期を「派遣元契約と同一とすること」、③Yに対する「合理的な更新期待」の否定を挙げられる。

①については先に紹介した。

②は、「承諾」によるYとの労働契約に係る始期終期についての指摘であるが、立法過程で「成立（承諾）時点が始期となる」と重ねて確認されており、始期終期をT、Yと同一視することは、実際に承諾がなされるのは「仕事がなくなり排除された」状況であることに照らし、ほとんど「なんの保護も受けられないかごく短期間しか派遣先との労働契約が成立せず、違法派遣は正に巻き込まれる形で失職」という事態を招くと指摘し、同みなし制の「趣旨目的に反する」と批判される。

同批判は適切であるが、立法過程や9.30通達で委ねるとした「司法判断」が示されたのだから、Xの敗訴後の実情をつぶさに紹介して、上記判断が現実にはXにどのような状況を齎し「保護」に反しているのか、具体的に批判されるべきであろう。

③については、地裁はTとYは「同一の使用者」ではないことを論拠としたが、「契約主体としては二法人間にまたがる同一職場・同一業務内容の…継続」について類似の事案に関わる判例を紹介し、Yに対する「高度の更新期待を有する状態」を指摘し、TとYの勤務日数を通算することの合理性を主張される。

指摘される立教女学院事件は一学院内で派遣から有期嘱託職員への変更、京都COM事件は親会社が同一であって、それらが、批判の論拠となし得る「類似」の事案といえるかは疑問である。本件では、偽装請負に対する民事制裁として承諾権が違法行為終了後1年間保障されている同みなし制の趣旨に照らし、就労期間を通算することが合理的であると論証する必要がある。

(b) 同みなし制による「承諾」により契約の相手方がTからYが変わるが、「雇用」の相手方がT、Yのいずれなのか、「有期派遣契約」とは企業間の労働者派遣契約なのかそれとも派遣企業と労働者との派遣労働契約なのか。それらを容易には判読しがたい記述が散見される。明快な表現を期待したい。

(イ) 沼田氏の評釈について

沼田氏は、冒頭で、本判決は①派遣法40条の6第1項にいう「同一の労働条件」と期間の定めとの関係、②派遣先との関係で雇止め法理という2つの問題が争われた初めてのケースと位置づけられる。ただ、「雇止め法理(労働契約法19条)」と記されるが、それに係る氏の見解が明確でないため、同みなし制や労働契約法18条との関係についての叙述が難解になる憾みがある。

(a) 雇止め法理に関わり、行政解釈(9.30通達)と学説(山川隆一、本庄淳志、萬井)を紹介される。私見については、労基法が有期契約に「入口規制」をせず「濫用的運用を規制する立場(無期転換制度)」をとることを根拠に、無期雇用が原則であると解すことは「無理」だとされる。

私は、①労基法による期間の上限規制、②労働契約法17条2項が有期雇用の「目的に照らして、必要以上に短い期間を定め」反復更新しないよう「配慮」を求めることおよび③有期契約濫用への対処策は幾つかあり得る中で無期転換制度を採った趣旨を総合すれば、無期雇用が原則であると解することが「無理」であるとは考えない。

9.30通達によれば、有期労働契約の「始期、終期」はTとの契約の「内容がそのまま」Yとの契約に適用される。だが、先に指摘したように現実には、申込みに対する「承諾」の時点で注文主は紛争から離脱するためには業務請負契約等を解除し、労働者は仕事を失った業者から解雇されている状況にあることが多い。本件で、終期は「内容がそのまま」であれば、Yの下で働き始める予定の2019年4月1日には労働契約は消滅しており、結局、Yとの関係では同みなし制は空転する。

また、雇止めの法理は「『事実』の積み重ねを総合考慮する法理」であり、一方的なみなしによって契約を成立させる同みなし制は「地位の包括承継」であるから、雇用継続に対する「期待的利益」も承継されると主張される。しかし、その「期待的利益」は労働契約法19条を支えるであろう

が、直ちに18条の法理念とはなり得ない。18条を支えるのは無期雇用原則を措いて、他にはあるまい。

Yとの契約の具体的な内容をどのように想定するのが焦点であり先決である。同みなし制によって成立する労働契約の期間に関しては行政解釈や山川、本庄氏の解釈を「妥当」とされるが、何を根拠に同通達等を「妥当」とされるのか。肝腎な焦点に係る論証を欠くため、全体としての説得力に欠ける。

(b) 「労働契約申込みみなし制度の趣旨」と題する項で、松下PDP事件・最高裁判決は、多重請負の場合には「実際に労働者を受入れて使用している」注文主との間に黙示の労働契約成立が認められる、とする規範的解釈をとったと指摘される。しかし、本件は二重請負ではないから、松下PDP事件判決にいう「特段の事情」があったかは問題にならないし、黙示の労働契約の成否が争点でもない。派遣法40条の6が創出するのは明示の労働契約であって、同判決紹介にどのような意義があるのか、疑問である。

沼田氏は、直接雇用を原則と解し、例外的に間接雇用を利用する場合には、毛塚勝利氏に倣い、「適切に（外部）労働力を利用し、労働者の安全や雇用上の利益を害しないようにする注意義務」があるとして、義務違反があった場合には直接雇用の原則に立ち戻っても「仕方がないという受入先の『意思』が推認される」と述べ、その「受入先の『意思』」が派遣法40条の6を支えると解されている。だが、文脈で重きを占める毛塚氏提唱の「第三者労働力適正利用義務」なるものは内実に欠けている<sup>(17)</sup>。

そもそも、間接雇用は労働者派遣法の諸規定を遵守することが不可欠の条件であるが、派遣法44条、45条は労基法および労働安全衛生法の一定の条項に関しては派遣先をそれらの条項の「使用者」と見做して直接「適用」とすると定める。そこに規定されるのは「注意義務」に止まるものではない。それらを踏まえた上で、派遣法40条の6は一定の違法派遣を受け入

れた者に民事制裁として労働契約の成立（使用者責任の引き受け）を強制するのであって、「雇止め法理」の枠に収まるものでもなく、第三者の労働力利用者の「注意義務」違反を追及したり、違法先を「推認」ないし擬制するものでもない<sup>(18)</sup>。ちなみに、違法派遣先の労働者とは労働契約を結ぼうとはしない意思は強固であって、結ぶ意思の存在を推認し得るような状況ではない。そうであるからこそ、派遣法40条の6は契約申込みをみなし、労働者の承諾によって労働契約を創設することとしたのである。沼田氏は、「…制度の趣旨」と題しながら、諸制度を精確に把握されていない。

(c) 東京地裁は労働契約法18条の無期転換制度に関し、TとYを「同一の使用者」とは解さず、同条の適用を否定する。「同一の使用者」であることを否定する本件判決および9.30通達や山川氏らは派遣法40条の6の意義を精確に捉え損ねている。

しかし、先に述べたように（3(3)(イ)(b)）、Yに対して労働契約法18条が適用されると解すべきである。沼田氏は、解釈論としては「困難」だとして山川氏らに同調し、後は「立法的措置」を期待して稿を終えられる。しかし、私の指摘を「もっとも」だと肯定されるのであれば、解釈論は保留するという選択肢もある。特に根拠を示さないまま9.30通達などに同調されるのは釈然としない。

沼田氏は、私の解釈論の全体を捉えず、労働契約法18条に係る私見を同みなし制を想定していないとだけ述べているかのように認識されているのかもしれない。叙述が拙かったからであろうか、労働契約法18条と派遣法上の同みなし制の関係に関わる私見を正確には理解されなかったのは不本意である。

(d) 実は、沼田氏は、厚労省や鎌田耕一氏、荒木尚志氏らと同様、労働者供給事業の図において供給先と労働者を結ぶ線を「労働契約」とし、供給先と労働者は労働契約関係にあると解されている<sup>(19)</sup>。労働者派遣につ

いては派遣先と労働者を「指揮命令権」されるから、供給と派遣を明確に区別した上での表記である。そうならば、労働者供給事業を禁止する法的根拠は何か。同図に付される説明は氏自身が従前から提唱し、そして本件評釈においても指摘される直接雇用の原則と矛盾はしないのか。当初から供給された労働者とは労働契約関係にあるというのであれば、地裁がYとXの間に新たな労働契約の成立を想定することを基礎から批判されねばならないのではあるまいか。厚労省や鎌田耕一氏らも同様に解されるが、派遣法40条の6第1項5号は偽装請負と判明した時点で注文主（供給先）に労働契約の申込みをみなし、労働者の承諾によって新たに労働契約を創設させる（同一の者の間で労働契約が重複して存在することになる）が、そもそも、当初から供給先と労働者との間に労働契約が存在しているのであれば、改めてもう一つ労働契約を創る同条の趣旨は何か、そこで出現する労働契約の併存という事態、両契約の関係をどのように説明されるのか<sup>(20)</sup>。説明不能と推測されるが、説明できなければ、本件判例評釈を基礎から自ら崩壊させることになりはしまいか。

労働者供給とは何か、供給先、供給元、労働者三者の法的関係をどのように解するのか、それと労働者派遣はどこが同じで、どこが異なるのか、間接雇用論を根本から整理し直される必要がある。

#### （ウ）両氏に期待されること

判例評釈の焦点を鮮明にすることを重視し、甲斐田氏は原告代理人として、Xから事案の推移と訴訟提起を決断するに至った事情、その時点における具体的な問題等を詳しく聴き取られた筈で、それを整理して、本判決では、労働者の「保護」に反する、どのような不都合な事態が生じるのか等を具体的に説くことが期待された。沼田氏は、行政解釈や学説の分析よりも、間接雇用に関わる法構造を的確に把握し、本件判示の具体的な問題点の追及に力点を置かれるべきであつたらう。

なお、甲斐田氏が訴訟において労基法19条を援用されなかったのは原告代理人としては落ち度であろう。また、裁判所は当事者が主張立証しなかった事実については認定し得ないとしても、法解釈論上の問題については独自に判断を示しうる立場にあるから（当事者に釈明を求めることが望ましいとしても）、必要かつ有益であれば、将来の同様の事案に指針を示すためにも、本件であれば有期労働者の雇い止めに対する労基法19条の適用問題に言及することが望ましい。その意味で沼田氏が同条には全く言及されなかったのは遺憾である。

#### 4. 小括

違法派遣を行なってきた企業が、派遣法40条の6に基づき労働者の「承諾」を条件として新設することになる労働契約は、在来の、企業の合併や事業譲渡などに際し、新たに成立する企業へ移籍する労働者の労働契約とは、成立の要件や手続きも異なるだけでなく、全く性格が異なる。同みなし制は違法派遣に対する民事制裁として新たに設けられたもので、それによって成立する労働契約は従来の労働契約とは性格を異にし、時には、既に廃業した事業についても再開を強いることにもなる。そのような異質の労働契約が創設されたことにつき、裁判官や弁護士（法律実務家）も研究者も、刮目して解釈に当たる必要がある。

- 
- (1) 萬井隆令『労働者派遣法論』（旬報社、2017年）51頁。
  - (2) アズビル事件・東京地判令6.4.25労働法律旬報2078号36頁、同事件・東京高判令6.11.19労働法律旬報2078号33頁。
  - (3) 甲斐田沙織「アズビル事件地裁・控訴審判決の問題点」労働法律旬報2078号（2025年）6頁、沼田雅之「労働契約申込みみなしにより成立した派遣先の労働契約と雇止め法理の適用」労働法律旬報2078号12頁。
  - (4) 前掲注（2）。判旨紹介をしており、判決文は短いので、掲載誌と頁の記載は原則として省略する。
  - (5) 前掲注（3）甲斐田・労働法律旬報2078号7～8頁、沼田・労働法律旬報2078号12頁。

- 
- (6) 前掲注(3) 甲斐田・労働法律旬報2078号6頁。
- (7) 前掲注(1) 萬井『労働者派遣法論』49頁。
- (8) 萬井隆令「派遣法40条の6適用の要件と労働者の『承諾』—全港湾・日検事件・名古屋地判令2.7.20」労働法律旬報1970号43頁以下。
- (9) 本庄淳志「派遣先の直接雇用申込みみなし規制の正当性—雇用保障の視点から見た規制の再構成」法律時報90巻7号(2018年)49頁、同「直接雇用の申込みみなし制(派遣法40条の6)をめぐる解釈問題」静岡大学法政研究27巻1号(2022年)3頁以下。
- (10) 西谷敏『労働法〔第3版〕』(日本評論社、2020年)501頁、前掲注(3)労働法律旬報2078号21頁。
- (11) 沼田氏は、私は労働契約法18条は同みなし制による契約創設の場面を想定していないと解されるが(前掲注3)労働法律旬報2078号21頁)、それは拙著の読み込み過ぎ(誤解)である。
- (12) 萬井隆令「派遣法40条の6適用限定・否定論の批判的検討」労働法律旬報1957号(2020年)58頁。
- (13) 萬井隆令『労働者派遣法の展開と法理』(旬報社、2025年)158頁。
- (14) 本庄淳志氏も同じ誤解をしている。萬井隆令「続々・派遣法40条の6論の諸相—本庄淳志氏の『解釈問題』について」労働法律旬報2042号(2023年)50頁。
- (15) 厚労省労働基準局編『労働基準法(上)』(労務行政研究所、2011年)264頁、東京大学労働法研究会編『注釈労働基準法』(有斐閣、2003年)352頁(野田進)、土田道夫『労働契約法〔第2版〕』(有斐閣、2016年)651頁、西谷敏『労働法〔第3版〕』(日本評論社、2020年)453頁、荒木尚志『労働法〔第5版〕』(有斐閣、2022年)335頁等、通説である。
- (16) ドコモCS事件について大阪地裁へ提出した意見書において、それを論じた、萬井隆令「有期契約更新拒否(雇止め)と労基法19条—セクハラ等に起因する精神障害が労災と認定されたドコモCS事件をめぐる」労働法律旬報1921号(2018年)35頁。ただ、原告が判決まで訴訟を続けられず、金銭和解で終結したため、裁判所の見解は示されなかった。しかし、請求額の3分の2(200万円)を支払ったことから、ドコモCSは訴訟は不利であると認識していたと推測される。
- その後、有期契約労働者が労災により休業中、疾病が回復していないことを理由に雇止めされた事案で、原告が、労基法19条1項を挙げ、それに「照らせば、本件雇止めに客観的に合理的理由がない」と主張した大器CCおよびENEOS事件(同事件・大阪地判令3.10.28労働判例1257号)がある。労基法19条を主張の合理性の根拠としたもので、同条の適用ないし準用を主張してはいない。
- (17) 萬井隆令「続・派遣法40条の6論の諸相とその批判的検討—毛塚勝利氏、

- 
- 沼田雅之氏の見解について一」労働法律旬報2033号（2023年）40頁。
- (18) 前掲注（3）沼田・労働法律旬報2078号20頁、前掲注（12）萬井隆令『労働者派遣法の展開と法理』173頁。
- (19) 藤本茂ほか編『ファーストステップ労働法』（エイデル研究所、2020年）309頁、諏訪康雄・鎌田耕一編『労働者派遣法〔第2版〕』（三省堂、2022年）47頁、荒木尚志『労働法〔第5版〕』（有斐閣、2022年）596頁。  
供給元とは（労働契約はなく）事実上の労働関係である場合にのみ労働者供給となるという理解も問題なのだが、萬井隆令「偽装請負に対する法規制のあり方一翻弄される『労働者供給』概念に関して」労働法律旬報1980号（2021年）51頁以下。
- (20) 前掲注（12）萬井『労働者派遣法の展開と法理』38頁以下。

~~~~~  
**法学会記事**  
~~~~~

**2025年度 法学会研究会**

日 時：2025年11月15日（土） 10時～18時20分

場 所：慧光館 301教室

講 師：福島 至（龍谷大学名誉教授）

テーマ：刑事法討論会



執筆 者 紹 介 (掲載順)

岡 本 詔 治	本学 名誉教授
川 角 由 和	本学 名誉教授
渡 辺 博 明	本学法学部 教授
高 橋 進	本学 名誉教授
戸 塚 悦 朗	元本学法科大学院 教授
古川原 明 子	本学法学部 教授
萬 井 隆 令	本学 名誉教授



# 龍谷法学 第58巻 総目次

論 説	[号]	通頁
Constitutional Replacements in Nigeria: A Multifaceted Analysis .....Takehiko Ochiai	[ 1 ]	1
最低生活保障制度における受給権個人単位原則と要扶助性判断 ——ドイツ市民手当法 (SGB2) と社会扶助法 (SGB12) の「世帯」の取り扱い .....木下 秀雄	[ 1 ]	43
ドイツ税理士法における損害賠償保険の強制加入について ～Kuhls他の税理士法コメンタールを踏まえて～ .....浪花 健三	[ 1 ]	81
埋もれたヒューマンライツ (その4) ——バリ原則が求めるもの: 比較法から検証する.....戸塚 悦朗	[ 1 ]	133
英国におけるコモンズ・ガバナンスの回復に向けた取組み .....鈴木 龍也	[ 2 ]	397
生命権と安楽死・尊厳死をめぐる問題 .....山内 敏弘	[ 2 ]	421
川島武宜・入会権論の意義と射程に関する覚書 ——入会ガバナンスの再構築と入会権論の課題——.....吉岡 祥充	[ 2 ]	471
韓半島植民地支配の不法性 (その5) ——強制労働条約による鉱山地下強制労働禁止と長生炭鉱問題をめぐって .....戸塚 悦朗	[ 2 ]	509
憲法9条の法的性質論とその限界 .....石埼 学	[ 3 ]	717
死刑確定者の恩赦請求権について ～執行からの救済を求める「最後の手段」としての恩赦～ .....石塚 伸一	[ 3 ]	743
警察DNA型データベースにおけるデータ抹消手続の構築 ——カリフォルニア州・メリーランド州の運用を踏まえて—— .....暮井真絵子	[ 3 ]	791
国税通則法平成23年改正における「事前通知」のあり方 ～二つの裁判を踏まえた考察～.....浪花 健三	[ 3 ]	835
改正臓器移植法附則第5項の意義 (二・完) .....古川原明子	[ 3 ]	861

埋もれたヒューマンライツ（その5） ——天賦人権説から「human rights」と「人権」の関係を考える—— .....戸塚 悦朗	[ 3 ]... 889
社会保障法制に関する一考察（1） ～公的年金制度に即して.....岡本 詔治	[ 4 ]...1043
『所有権法の理論』から『科学としての法律学』へ（一） ——川島法学の展開と課題——.....川角 由和	[ 4 ]...1073
緊縮財政とスウェーデン政治 ——予算制度改革が政党システムに及ぼした影響をめぐる考察 .....渡辺 博明	[ 4 ]...1111
イタリアのユーゴスラヴィア占領 ——幻想の「ムッソリーニの帝国」（2・完） .....高橋 進	[ 4 ]...1145
韓半島植民地支配の不法性（その6） ——国際社会における日韓基本条約認識—— .....戸塚 悦朗	[ 4 ]...1189

## 研究ノート

ダイシーの法の支配と立憲主義：歴史的観点からの考察（1） .....石井 幸三	[ 1 ]... 183
大学をめぐる経営の現状とその将来展望（1） ～私立大学を中心として～.....神吉 正三	[ 1 ]... 203
継続的契約における消費者保護 ——ドイツにおける改正議論の展開を中心に——.....永岩 慧子	[ 1 ]... 247
ダイシーの法の支配と立憲主義：歴史的観点からの考察（2） .....石井 幸三	[ 2 ]... 561
大学をめぐる経営の現状とその将来展望（2・完） ～私立大学を中心として～.....神吉 正三	[ 2 ]... 591
協同組織金融機関の経営の健全性維持に向けた課題と解決策 ——いわき信用組合で2024年に発覚した事例を踏まえて—— .....神吉 正三	[ 3 ]... 939
執行日時の告知運用と心情の安定 ——受刑者自殺研究と死因究明制度からの問題提起 .....古川原明子	[ 4 ]...1243

## 判例研究

- 詐欺の共謀共同正犯の成否が問われた事案  
.....金 尚均 [1]... 281
- ひとつの鑑定を用いながら、地裁と高裁とで判断が異なった事例の検討  
福岡高判平成22・11・26判時2110号73頁、判タ1371号231頁  
.....柳ヶ瀬幸紀 [1]... 297
- 大学非常勤講師の「委嘱契約」の意義  
—阪大非常勤講師事件・大阪地判令7.1.30について—  
.....萬井 隆令 [2]... 633
- 第1審判決について、被告人の犯人性を認定した点に事実誤認はないと判断した上で、量刑不当を理由としてこれを破棄し、事件を第1審裁判所に差し戻した控訴審判決の拘束力を有する判断の範囲  
[最決令5・10・11刑集77巻7号379頁]  
.....藤本 航平 [2]... 665
- 当事者の主張を排斥するにあたり、  
十分に理由を述べていないと思われる事例の検討  
～地裁判決との判断方法の差異に着目して～  
広島高判平成20・2・22LEX DB文献番号25451477  
.....柳ヶ瀬幸紀 [3]... 983
- 派遣法の契約申込みみなし制と労働契約法18条、労基法19条  
—アズビル事件・東京地判令6.4.25、東京高判令6.11.19について—  
.....萬井 隆令 [4]...1261

## 翻訳

- 作為による殺人行為にもかかわらず、自殺に対する不可罰の介助？  
—刑法典216条と自己決定による死に関する基本権との矛盾について—  
.....Liane Wörner(著)、Alexandra Windsberger(著)/玄 守道(翻訳) [1]... 319
- 消費者建築契約における情報提供義務と撤回権  
—ドイツとEUの複雑な規制に迷い込む？  
.....ゼーレン ゼガー・ピーニング(著)/永岩慧子(翻訳) [3]...1011

## 資料

- 2024年改正EU不公正取引方法指令の意義と条文訳  
—グリーン移行指令による改正を踏まえて  
.....中田邦博/カライスコス アントニオス/古谷貴之 [1]... 341

## 書 評

### 「理想的な社会保障」の探求

—山下慎—『社会保障のどこが問題か—

「勤労の義務」という呪縛』（ちくま新書、2024年）の検討—

.....妹尾 知則 [2]... 691

法学会記事.....1285

第58巻総目次..... 247

法学会消息..... 385

法学会2024年度決算報告書..... 386

法学会会則..... 392

2025年度 龍谷大学法学会役員および評議員

会長	越山和広	河村尚志	濱中新吾	庶務委員
副会長	武井寛	金尚均	玄守道	畠山亮
評議員	相澤育郎	木村幹雄	堀清史	永岩慧子
	石埼学	古川原明子	本多滝夫	会計委員
	石塚武志	後藤彰子	山田卓平	カライスコアントニオス
	今川嘉文	嶋田佳広	吉内佑実	会計監査委員
	牛尾洋也	瀬畑源	渡辺博明	中田邦博
	大森健彦	丹羽徹	編集委員	
	落合雄彦	橋口豊	寺川史朗	
		橋本祐子	斎藤司	
		浜井浩一	松尾秀哉	
		濱口晶子	若林三奈	

龍谷法学 第58巻 第4号

2026年3月3日 印刷

2026年3月10日 発行

編集兼  
発行人  
発行所

龍谷大学法学会会長 越山和広

龍谷大学法学会  
京都市伏見区深草塚本町67  
電話 (075) 645-7922

印刷所

サンメッセ株式会社  
京都市下京区西洞院通七条下る東塩小路町607-10  
電話 (075) 366-0124

# RYUKOKU HOGAKU

## *Ryukoku Law Review*

Vol. 58, No. 4

March 2026

---

### *Articles*

- Social security system (1)  
In accordance with Public Pension System  
..... Shoji OKAMOTO ( 1 )
- Von der „Theorie des Eigentumsrechts“ zur „Jurisprudenz als  
Wissenschaft“ (1)  
Entwicklung und Aufgabe der Rechtswissenschaft von Kawashima  
..... Yoshikazu KAWASUMI ( 31 )
- Austerity and Swedish Politics  
An Analysis of the Impact of Budgetary Institutional Reforms on  
the Party System  
..... Hiroaki WATANABE ( 69 )
- The Italian Occupation in Yugoslavia 1941-1943 (2)  
..... Susumu TAKAHASHI (103)
- Unlawfulness of Colonization of Korean Peninsula (Part 6)  
The international perception of the 1965 Japan-ROK Treaty on  
Basic Relations  
..... Etsuro TOTSUKA (147)

### *Note*

- Execution-Date Notification and Suicide Prevention: A Critical  
Examination of Japanese Death-Row Policy  
..... Akiko KOGAWARA (201)

### *Case*

- The system of regarding an application for the labor contract in the  
labor dispatch act  
..... Takayoshi YOROI (219)

---

*Published by*

**The Association of Law and Politics  
Ryukoku University  
Kyoto, Japan**